

令和 6 年

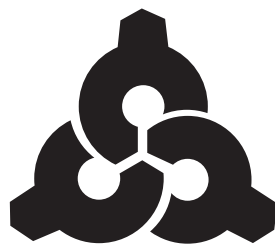
豊見城市議会会議録

第 4 号

第 6 回定例会

令和 6 年 12 月 3 日
令和 6 年 12 月 19 日

会期 17 日間



豊見城市議会

豊見城市議会会議録 第6回定例会 目 次

議 案 番 号	件 名	説明・質疑 (頁)	経 過	結 果 (頁)
◎令和6年第6回定例会 —12月3日～12月19日— (1頁～275頁)				
会期日程		1～2	—	—
応招議員		3	—	—
第6回定例会議案一覧及び審議結果		4～5	—	—
12月3日（本会議 初日）				
出席議員及び事務局職員 —12月3日—		7	—	—
地方自治法第121条による出席者		8	—	—
本日の会議に付した事件		8～9	—	—
議事日程（第1号） —12月3日—		10～11	—	—
	会議録署名議員の指名	12	—	—
	会期の決定	12	—	—
	議長諸般の報告	12		
	市長の市政一般報告	12		
認 定 第 2 号	令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	13	予 算 決 算 特 別 委 員 長 報 告	認 定 18
認 定 第 3 号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	18～19	教 民 委 員 長 報 告	認 定 19

議 案 番 号	件 名	説明・質疑 (頁)	経 過	結 果 (頁)
認 定 第 4 号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	18～19	教 民 委員長 報 告	認 定 20
認 定 第 5 号	令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	18～19	教 民 委員長 報 告	認 定 20
認 定 第 6 号	令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	18～19	教 民 委員長 報 告	認 定 20
議 案 第 6 4 号	令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	21～22	即 決	原案可決 22
議 案 第 6 5 号	令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	22～23	即 決	原案可決 23
議 案 第 6 6 号	令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）	23～24	即 決	原案可決 25
議 案 第 6 7 号	令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第3号）	25～26	即 決	原案可決 27
議 案 第 6 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	27	即 決	原案可決 28
議 案 第 7 3 号	指定管理者の指定について	28	即 決	可 決 29
議 案 第 7 5 号	指定管理者の指定について	29	即 決	可 決 30
承 認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	30	即 決	承 認 31
報 告 第 1 5 号	専決処分の報告について	31～32	報 告	報 告 32
報 告 第 1 6 号	専決処分の報告について	32	報 告	報 告 32
報 告 第 1 7 号	専決処分の報告について	32～33	報 告	報 告 33
報 告 第 1 8 号	専決処分の報告について	33	報 告	報 告 33
議 案 第 6 3 号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）	34	総 財 委員会	原案可決 252

議 案 番 号	件 名	説明・質疑 (頁)	経 過	結 果 (頁)
議 案 第 6 9 号	豊見城市職員定数条例の一部改正について	34	総 財 委員会	原案可決 254
議 案 第 7 0 号	豊見城市部設置条例の一部改正について	34～35	総 財 委員会	原案可決 255
議 案 第 7 1 号	豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について	35	教 民 委員会	原案可決 262
議 案 第 7 4 号	指定管理者の指定について	35	教 民 委員会	可 決 262
議 案 第 7 2 号	豊見城市水道給水条例の一部改正について	35～36	経 建 委員会	原案可決 267
陳 情 第 1 0 号	若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情	36	教 民 委員会	継続審査 274
陳 情 第 1 1 号	物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情	36	教 民 委員会	継続審査 274
陳 情 第 1 2 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情	36	教 民 委員会	一部採択 263
陳 情 第 1 3 号	マンション管理計画認定制度の早期策定について（陳情）	36	経 建 委員会	採 択 269
12月10日（本会議 2日目）				
出席議員及び事務局職員 —12月10日—		37	——	——
地方自治法第121条による出席者		38	——	——
本日の会議に付した事件		38	——	——
議事日程（第2号） —12月10日—		39	——	——
	会議録署名議員の指名	40	——	——
《 一 般 質 問 》 12月10日（一般質問の1日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 新垣亜矢子議員、宜保安孝議員、川満玄治議員、大田善裕議員、新垣龍治議員				

議 案 番 号	件 名	説明・質疑 (頁)	経 過	結 果 (頁)
12月11日（本会議 3日目）				
出席議員及び事務局職員 —12月11日—		89	—	—
地方自治法第121条による出席者		90	—	—
本日の会議に付した事件		90	—	—
議事日程（第3号） —12月11日—		91	—	—
	会議録署名議員の指名	92	—	—
《 一 般 質 問 》 12月11日（一般質問の2日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 瀬長恒雄議員、宮城 恵議員、大田正樹議員、吉濱智也議員、宜保龍平議員				
12月12日（本会議 4日目）				
出席議員及び事務局職員 —12月12日—		137	—	—
地方自治法第121条による出席者		138	—	—
本日の会議に付した事件		138	—	—
議事日程（第4号） —12月12日—		139	—	—
	会議録署名議員の指名	140	—	—
《 一 般 質 問 》 12月12日（一般質問の3日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 波平邦孝議員、長嶺吉起議員、真栄里 保議員、赤嶺吉信議員、楚南留美議員				
12月13日（本会議 5日目）				
出席議員及び事務局職員 —12月13日—		189	—	—

議 案 番 号	件 名	説明・質疑 (頁)	経 過	結 果 (頁)
	地方自治法第121条による出席者	190	——	——
	本日の会議に付した事件	190	——	——
	議事日程（第5号） —12月13日—	191	——	——
	会議録署名議員の指名	192	——	——
《 一 般 質 問 》 12月13日（一般質問の4日目）（詳細は目次後の一覧表を参照） 要 正悟議員、仲田政美議員、伊敷光寿議員、瀬長 宏議員、新垣繁人議員				
12月19日（本会議 6日目）				
	出席議員及び事務局職員 —12月19日—	245	——	——
	地方自治法第121条による出席者	246	——	——
	本日の会議に付した事件	246	——	——
	議事日程（第6号） —12月19日—	247	——	——
	会議録署名議員の指名	248	——	——
議 案 第 6 3 号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）	248	総 財 委員長 報 告	原案可決 252
議 案 第 6 9 号	豊見城市職員定数条例の一部改正について	248	総 財 委員長 報 告	原案可決 254
議 案 第 7 0 号	豊見城市部設置条例の一部改正について	248	総 財 委員長 報 告	原案可決 255
議 案 第 7 1 号	豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について	255	教 民 委員長 報 告	原案可決 262
議 案 第 7 4 号	指定管理者の指定について	255	教 民 委員長 報 告	可 決 262

議 案 番 号	件 名	説明・質疑 (頁)	経 過	結 果 (頁)
陳 情 第 1 2 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助 制度創設を求める陳情	255	教 民 委員長 報 告	一部採択 263
議 案 第 7 2 号	豊見城市水道給水条例の一部改正について	263～264	経 建 委員長 報 告	原案可決 267
陳 情 第 2 号	公契約条例の制定を求める陳情	263～264	経 建 委員長 報 告	不 採 択 268
陳 情 第 1 3 号	マンション管理計画認定制度の早期策定につ いて（陳情）	263～264	経 建 委員長 報 告	採 択 269
議 案 第 7 6 号	指定管理者の指定について	269	即 決	可 決 270
議 案 第 7 7 号	学校教職員用端末の買入れについて	270	即 決	可 決 271
意見書案第8号	加齢性難聴者の補聴器対応に対する国の公的 補助制度創設を求める意見書	271～272	即 決	原案可決 273
議 員 提 出 議 案 第 1 号	豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例 の一部改正について	273	即 決	原案可決 273
	閉会中の継続審査の申し出について（総務財 政常任委員会）	273～274	――	――
	閉会中の継続審査の申し出について（教育民 生常任委員会）	274	――	――
	閉会中の継続審査の申し出について（経済建 設常任委員会）	274	――	――
議案等処理一覧表（277頁～278頁）				
議長諸般の報告（12頁） ―詳細は279頁～280頁参照―				
市長の市政一般報告（12頁） ―詳細は281頁～285頁参照―				
一般質問（40頁～243頁） ―詳細は次頁参照―				

令和6年第6回豊見城市議会定例会一般質問通告一覧表

(一般質問の日程＝12月10日、11日、12日、13日、4日間)

◆ 12月10日 (一般質問の1日目) ◆

質 問 者 (11番) 新垣亜矢子議員 (通告番号1) …………… (P 40～ 48)

質問事項 (1) 行政DXについて
(2) こども家庭行政について
(3) 沖縄振興予算について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、こども未来部長

質 問 者 (9番) 宜保安孝議員 (通告番号2) …………… (P 48～ 59)

質問事項 (1) 防災について
(2) 国保行政について
(3) 子どもの居場所づくりについて
(4) 紙おむつのリサイクルについて
(5) 平和教育について

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、総務企画部参事監 (市民部参事監兼務)、
市民部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、こども未来部長、教育部長

質 問 者 (10番) 川満玄治議員 (通告番号3) …………… (P 60～ 71)

質問事項 (1) 若者就業支援と貧困対策について
(2) 教育行政について
(3) 高齢者支援について
(4) 口腔衛生条例について

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、教育部長

質 問 者 (17番) 大田善裕議員 (通告番号4) …………… (P 72～ 78)

質問事項 (1) 道路行政について
(2) 教育行政について

答 弁 者 経済建設部長、教育部長

質 問 者 (5番) 新垣龍治議員 (通告番号5) …………… (P 78～ 88)

質問事項 (1) 国民健康保険について

- (2) 福祉行政について
- (3) 日本共産党豊見城市議団2025年度予算編成に伴う要望書について
- (4) 学校施設について

答 弁 者 市民部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、こども未来部長、上下水道部長、
 教育部長

◆ 12月11日（一般質問の2日目） ◆

質 問 者 (7番) 瀬長恒雄議員（通告番号6）……………（P 92～103）

- 質問事項
- (1) 民間活力導入制度について
 - (2) 食糧費について
 - (3) 市道整備について
 - (4) スポーツ振興について
 - (5) ジェンダー平等について
 - (6) 瀬長島観光について
 - (7) 防災・減災対策について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、経済建設部長、教育部長、監査委員事務局長

質 問 者 (21番) 宮城 恵議員（通告番号7）……………（P 103～111）

- 質問事項
- (1) 健康福祉について
 - (2) 教育行政について
 - (3) 道路行政について
 - (4) 環境問題について

答 弁 者 副市長、市民部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、経済建設部長、教育部長

質 問 者 (19番) 大田正樹議員（通告番号8）……………（P 111～118）

- 質問事項
- (1) 不登校の児童生徒について
 - (2) 中央図書館について
 - (3) 過去の質問・進捗状況について

答 弁 者 市長、教育長、経済建設部長、教育部長

質 問 者 (8番) 吉濱智也議員（通告番号9）……………（P 118～125）

- 質問事項
- (1) 市民生活を支える仕組みについて
 - (2) スポーツ振興について
 - (3) 障がいのある方々への支援について

答 弁 者 市民部長、福祉健康部長兼社会福祉部長、都市計画部長、経済建設部長、
 教育部長

質 問 者 (2番) 宜保龍平議員 (通告番号10) …………… (P 125～136)

- 質問事項 (1) 中心市街地防災型立体駐車場について
 (2) 教育行政について
 (3) 金融リテラシーについて
 (4) 過去の質問からの進捗について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、福祉健康部長兼社会福祉部長、経済建設部長、
 教育部長

————— ◆ 12月12日 (一般質問の3日目) ◆ —————

質 問 者 (12番) 波平邦孝議員 (通告番号11) …………… (P 140～151)

- 質問事項 (1) スポーツ振興について
 (2) 消防行政について
 (3) 防火対策について
 (4) 安心・安全なまちづくりについて
 (5) 市長公約について

答 弁 者 市長、副市長、教育長、総務企画部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、消防長、
 教育部長

質 問 者 (4番) 長嶺吉起議員 (通告番号12) …………… (P 151～162)

- 質問事項 (1) 教育行政について
 (2) 保育行政について
 (3) 家庭教育・地域教育力の向上について
 (4) 持続可能な観光地づくりについて

答 弁 者 教育長、こども未来部長、教育部長

質 問 者 (13番) 真栄里 保議員 (通告番号13) …………… (P 162～172)

- 質問事項 (1) 安心・安全な地域の確保について
 (2) 職員の働く環境について
 (3) 会計年度任用職員について
 (4) 窓口委託業務について
 (5) 生活保護行政について

(6) 犯罪被害者支援について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、上下水道部長

質 問 者 (20番) 赤嶺吉信議員 (通告番号14) …………… (P 172～179)

- 質問事項 (1) 環境に優しい住みよいまちについて
(2) 公園・緑地の整備について
(3) 子どもが活きる夢と希望にみちたまちについて

答 弁 者 経済建設部長、教育部長

質 問 者 (18番) 楚南留美議員 (通告番号15) …………… (P 179～187)

- 質問事項 (1) 安心・安全なまちづくりについて
(2) 消防行政について
(3) 改正障害者差別解消法について

答 弁 者 市長、総務企画部長、市民部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、消防長

◆ 12月13日 (一般質問の4日目) ◆

質 問 者 (15番) 要 正悟議員 (通告番号16) …………… (P 192～202)

- 質問事項 (1) 教育行政について
(2) ゴミ処理について
(3) 森ヌ風テラス構想について
(4) ジッパーについて

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、市民部長、都市計画部長、経済建設部長、教育部長、都市計画課参事

質 問 者 (22番) 仲田政美議員 (通告番号17) …………… (P 202～211)

- 質問事項 (1) 防災・減災対策について
(2) 都市公園について
(3) ピックルボール練習コート許可について
(4) 安全・安心のまちづくりについて
(5) パートナリシップ制度導入について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、経済建設部長、教育部長

質 問 者 (16番) 伊敷光寿議員 (通告番号18) …………… (P 211～221)

- 質問事項 (1) 高齢者福祉について

- (2) 保育行政について
- (3) 市職員の働く環境について
- (4) 自治会について
- (5) 環境行政について

答 弁 者 総務企画部長、市民部長、福祉健康部長兼社会福祉課長、こども未来部長

質 問 者 (14番) 瀬長 宏議員 (通告番号19) (P 221～232)

- 質問事項
- (1) 立体駐車場整備について
 - (2) サーブマシン購入事業について
 - (3) 教育行政について
 - (4) 待機児童について
 - (5) 我那覇後原について

答 弁 者 総務企画部長、こども未来部長、教育部長

質 問 者 (3 番) 新垣繁人議員 (通告番号20) (P 232～243)

- 質問事項
- (1) 安心安全なまちづくりについて
 - (2) 二十歳の集い(成人式)について
 - (3) 市長公約について
 - (4) 組織改革について
 - (5) 民間活力導入制度について
 - (6) 国民健康保険について

答 弁 者 市長、教育長、総務企画部長、総務企画部参事監(市民部参事監兼務)
市民部長、都市計画部長、経済建設部長、教育部長

令和 6 年

豊見城市議会会議録

第 6 回定例会

第 6 回定例会

令和 6 年 12 月 3 日

令和 6 年 12 月 19 日

会期 17 日間

令和6年第6回豊見城市議会定例会会期日程

開 会 12月3日
 閉 会 12月19日
 会 期 17日間

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
12月3日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 市長の市政一般報告 ○議案の上程（委員会報告案件） 認定第2号 認定第3号 認定第4号 認定第5号 認定第6号 ○議案の上程（即決案件） 議案第64号 議案第65号 議案第66号 議案第67号 議案第68号 議案第73号 議案第75号 承認第3号 ○議案の上程（委員会付託案件） 議案第63号 議案第69号 議案第70号 議案第71号 議案第72号 議案第74号 陳情第10号 陳情第11号 陳情第12号 陳情第13号 ○議案の上程（報告案件） 報告第15号 報告第16号 報告第17号 報告第18号
12月4日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
12月5日	木	委 員 会	午前10時	各委員会
12月6日	金	委 員 会	午前10時	各委員会
12月7日	土	休 会		
12月8日	日	休 会		
12月9日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
12月10日	火	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
12月11日	水	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問

月 日	曜	会 議 別	開議時間	摘 要
12月12日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
12月13日	金	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 一般質問
12月14日	土	休 会		
12月15日	日	休 会		
12月16日	月	委 員 会	午前10時	各委員会
12月17日	火	委 員 会	午前10時	各委員会
12月18日	水	委 員 会	午前10時	各委員会
12月19日	木	本 会 議	午前10時	会議録署名議員の指名 ○ 議案の上程（委員会報告案件） ○ 議案の上程（追加案件） 閉 会

令和6年第6回豊見城市議会定例会

令和6年第6回豊見城市議会定例会は令和6年12月3日豊見城市議会議場に招集された。

応招した議員 21人

(1番) 外間 剛 議員

(2番) 宜保 龍平 議員

(3番) 新垣 繁人 議員

(4番) 長嶺 吉起 議員

(5番) 新垣 龍治 議員

(7番) 瀬長 恒雄 議員

(8番) 吉濱 智也 議員

(9番) 宜保 安孝 議員

(10番) 川満 玄治 議員

(11番) 新垣 亜矢子 議員

(12番) 波平 邦孝 議員

(13番) 真栄里 保 議員

(14番) 瀬長 宏 議員

(15番) 要 正悟 議員

(16番) 伊敷 光寿 議員

(17番) 大田 善裕 議員

(18番) 楚南 留美 議員

(19番) 大田 正樹 議員

(20番) 赤嶺 吉信 議員

(21番) 宮城 恵 議員

(22番) 仲田 政美 議員

.....◇.....◇.....

応招しなかった議員 なし

令和 6 年第 6 回豊見城市議会定例会議案一覧及び審議結果

番号	議 案 番 号	件 名	経 過	審 議 結 果
1	認 定 第 2 号	令和 5 年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	予 算 決 算 特別委員会	認 定
2	認 定 第 3 号	令和 5 年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	教 民 委 員 会	認 定
3	認 定 第 4 号	令和 5 年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	教 民 委 員 会	認 定
4	認 定 第 5 号	令和 5 年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	教 民 委 員 会	認 定
5	認 定 第 6 号	令和 5 年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	教 民 委 員 会	認 定
6	議 案 第 6 3 号	令和 6 年度豊見城市一般会計補正予算（第 4 号）	総 財 委 員 会	原案可決
7	議 案 第 6 4 号	令和 6 年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	即 決	原案可決
8	議 案 第 6 5 号	令和 6 年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	即 決	原案可決
9	議 案 第 6 6 号	令和 6 年度豊見城市水道事業会計補正予算（第 2 号）	即 決	原案可決
10	議 案 第 6 7 号	令和 6 年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	即 決	原案可決
11	議 案 第 6 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	即 決	原案可決
12	議 案 第 6 9 号	豊見城市職員定数条例の一部改正について	総 財 委 員 会	原案可決
13	議 案 第 7 0 号	豊見城市部設置条例の一部改正について	総 財 委 員 会	原案可決
14	議 案 第 7 1 号	豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について	教 民 委 員 会	原案可決
15	議 案 第 7 2 号	豊見城市水道給水条例の一部改正について	経 建 委 員 会	原案可決
16	議 案 第 7 3 号	指定管理者の指定について（豊崎児童クラブ）	即 決	可 決

番号	議案番号	件名	経過	審議結果
17	議案第74号	指定管理者の指定について（ゆたか児童クラブ）	教民 委員会	可決
18	議案第75号	指定管理者の指定について（とよみ児童クラブ）	即決	可決
19	議案第76号	指定管理者の指定について（豊見城市与根地区観光交流施設）	即決	可決
20	議案第77号	学校教職員用端末の買入れについて	即決	可決
21	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度豊見城市一般会計補正予算（専決第1号））	即決	承認
22	報告第15号	専決処分の報告について（豊見城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について）	報告	報告
23	報告第16号	専決処分の報告について（豊見城市国民健康保険条例の一部改正について）	報告	報告
24	報告第17号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	報告	報告
25	報告第18号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	報告	報告
26	陳情第2号	公契約条例の制定を求める陳情	経建 委員会	不採択
27	陳情第12号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情	教民 委員会	一部採択
28	陳情第13号	マンション管理計画認定制度の早期策定について（陳情）	経建 委員会	採択
29	意見書案第8号	加齢性難聴者の補聴器対応に対する国の公的補助制度創設を求める意見書	即決	原案可決
30	議員提出 議案第1号	豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	即決	原案可決

— 令和 6 年第 6 回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第 1 号）

令和 6 年 12 月 3 日（火）

豊見城市議会（定例会）会議録（第1号）

令和6年12月3日（火曜日）午前10時開会

出席議員 21人

（1番）外間 剛 議員
（2番）宜保 龍平 議員
（3番）新垣 繁人 議員
（4番）長嶺 吉起 議員
（5番）新垣 龍治 議員
（7番）瀬長 恒雄 議員
（8番）吉濱 智也 議員
（9番）宜保 安孝 議員
（10番）川満 玄治 議員
（11番）新垣 亜矢子 議員
（12番）波平 邦孝 議員

（13番）真栄里 保 議員
（14番）瀬長 宏 議員
（15番）要 正悟 議員
（16番）伊敷 光寿 議員
（17番）大田 善裕 議員
（18番）楚南 留美 議員
（19番）大田 正樹 議員
（20番）赤嶺 吉信 議員
（21番）宮城 恵 議員
（22番）仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊
次 長 比嘉 剛
班 長 比屋根 由香

主 査 大城 利枝
主任主事 盛島 愛乃

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	赤 嶺 美奈子	総務企画部長	内 原 英 洋
総務企画部参事監 (市民部参事監兼務)	奥 濱 真 一	市 民 部 長	上 地 五十八
福祉健康部長兼 社会福祉課長	金 城 博 文	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経 済 建 設 部 長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	消 防 長	高 良 寛
教 育 部 長	赤 嶺 太 一	総 務 課 長	上 原 元 樹
国保健康保険課長	吉 元 美 幸	こども応援課長	安谷屋 元
上 下 水 道 部 総 務 課 長	比 嘉 幸 治	上 下 水 道 部 施 設 課 長	金 城 司

本日の会議に付した事件

- | | |
|--------|---|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 会期の決定 |
| 日程第3. | 議長諸般の報告 |
| 日程第4. | 市長の市政一般報告 |
| 日程第5. | 認定第2号 令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第6. | 認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| | 認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| | 認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算 |
| | 認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算 |
| | 以上4件一括上程 |
| 日程第7. | 議案第64号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8. | 議案第65号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9. | 議案第66号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第10. | 議案第67号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11. | 議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第12. | 議案第73号 指定管理者の指定について |
| 日程第13. | 議案第75号 指定管理者の指定について |
| 日程第14. | 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて |
| 日程第15. | 報告第15号 専決処分の報告について |
| 日程第16. | 報告第16号 専決処分の報告について |
| 日程第17. | 報告第17号 専決処分の報告について |

- 日程第18. 報告第18号 専決処分の報告について
- 日程第19. 議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20. 議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正について
- 日程第21. 議案第70号 豊見城市部設置条例の一部改正について
- 日程第22. 議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第23. 議案第74号 指定管理者の指定について
- 日程第24. 議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について
- 日程第25. 陳情第10号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情
陳情第11号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情
陳情第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情
- 以上3件一括上程
- 日程第26. 陳情第13号 マンション管理計画認定制度の早期策定について（陳情）

令和6年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月3日（火） 午前10時 開 会

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		市長の市政一般報告	
5	認 定 第 2 号	令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算	予 算 決 算 特別委員長 報告後議決
6	認 定 第 3 号	令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算	教 民 委 員 長 報告後議決
	認 定 第 4 号	令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃
	認 定 第 5 号	令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算	〃
	認 定 第 6 号	令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算	〃
		以上4件一括上程	
7	議 案 第 6 4 号	令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	即 決
8	議 案 第 6 5 号	令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃
9	議 案 第 6 6 号	令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）	〃
10	議 案 第 6 7 号	令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第3号）	〃
11	議 案 第 6 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	〃
12	議 案 第 7 3 号	指定管理者の指定について	〃
13	議 案 第 7 5 号	指定管理者の指定について	〃
14	承 認 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	〃
15	報 告 第 1 5 号	専決処分の報告について	報 告
16	報 告 第 1 6 号	専決処分の報告について	〃
17	報 告 第 1 7 号	専決処分の報告について	〃
18	報 告 第 1 8 号	専決処分の報告について	〃
19	議 案 第 6 3 号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）	総 務 財 政 委員会付託

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
20	議 案 第 6 9 号	豊見城市職員定数条例の一部改正について	総 務 財 政 委 員 会 付 託
21	議 案 第 7 0 号	豊見城市部設置条例の一部改正について	〃
22	議 案 第 7 1 号	豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について	教 育 民 生 委 員 会 付 託
23	議 案 第 7 4 号	指定管理者の指定について	〃
24	議 案 第 7 2 号	豊見城市水道給水条例の一部改正について	経 済 建 設 委 員 会 付 託
25	陳 情 第 1 0 号	若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情	教 育 民 生 委 員 会 付 託
	陳 情 第 1 1 号	物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情	〃
	陳 情 第 1 2 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情	〃
		以上 3 件一括上程	
26	陳 情 第 1 3 号	マンション管理計画認定制度の早期策定について（陳情）	経 済 建 設 委 員 会 付 託

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

おはようございます。ただいまから令和6年第6回豊見城市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

開 会（10時00分）

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に要正悟議員、伊敷光寿議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議長諸般の報告であります。

あらかじめお手元に配付してあります報告書をもって、前定例会より今回までの間における議長諸般の報告に代えさせていただきたいと思っております。

次に委員の辞任願いが、令和6年11月27日付で3件提出されております。1件目が赤嶺

吉信議員より、議会運営委員会委員の辞任願い、2件目が川満玄治議員より、議会だより調査特別委員会委員の辞任願い、3件目が新垣龍治議員より、予算決算特別委員会委員の辞任願いが、豊見城市議会委員会条例第14条の規定により、議長宛て提出されております。同3件につきましては、豊見城市議会委員会条例第14条の規定により、議長において辞任を許可しております。

また、豊見城市議会委員会条例第8条の規定により、新たに議会運営委員会、議会だより調査特別委員会及び予算決算特別委員会の各委員に大田善裕議員を指名により選任しましたことを報告いたします。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、市長の市政一般報告であります。市長の発言を許します。

○ 市長 徳元次人

おはようございます。令和6年第6回豊見城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。本定例会もよろしくお願いいたします。

市長の市政一般報告につきましては、お手元に配付してございます報告書をもって、前回の定例会から今回までの間における報告に代えさせていただきたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

以上で市長の市政一般報告を終了いたします。

休憩いたします。

休 憩（10時04分）

再 開（10時04分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第 5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第 5、認定第 2 号 令和 5 年度豊見城市一般会計歳入歳出決算について議題に供します。

本案は予算決算特別委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○ 予算決算特別委員長 新垣亜矢子議員

おはようございます。

令和 6 年 12 月 3 日

豊 見 城 市 議 会

議長 外 間 剛 殿

豊見城市議会

予算決算特別委員会

委員長 新 垣 亜矢子

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第 39 条の規定により報告します。

1. 付託案件

認定第 2 号 令和 5 年度豊見城市一般会計歳入歳出決算

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、閉会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

認定第 2 号については、賛成多数により

認定すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

○ (14 番) 瀬長 宏議員 一反対討論一

認定第 2 号 令和 5 年度豊見城市一般会計歳入歳出決算における不認定の立場から反対討論を行います。

職員は、市民のために頑張って市政運営を行ったと思いますが、議会として市民目線で決算を審議してきました。予算の計上や執行が適法、適切に行われているのか。無駄はなかったのか。有効性や効率性はどうなのかにおいていろいろな問題点が見受けられました。市民から負託された行政のチェックにおいて是正を促す立場から、反対の討論を行います。

まず 1 点目に、こども未来基金から学校の備品費に 7,000 万円余りを支出していますが、基金の設置目的に反する支出であるとの立場から、当初予算では私、修正案も出して問題提起しましたが、そのまま支出しております。当局の説明は、こども未来基金における特定の目的というのが 2 点ある。1 点目では、豊見城市が抱えている子育て環境の諸課題に取り組む、子育て環境の充実を図ることに当たるので基金を活用できると説明しておりました。しかし、こども未来基金の設置目的及び処分できるのは、親と子が健やかに暮らすことができる切れ目のない子育て支援施策の充実を図るためという一点しかありません。2 点目は作文をしていると思いますが、その 1 点目の目的を達成する費用にしか処分できな

いことになっておりますので、設置目的になり基金の処分は、地方自治法第241条第3項、「目的のためでなければ基金は処分できない」に反する処分に当たります。当然、こども未来基金条例第6条にも反するものであり、法と条例に反する支出として指摘しなければなりません。

次に、全国青年市長会参加に公費を充てたことです。全国市長会は、地方自治法第263条の3で規定され、総務大臣に届けた団体で、地方自治に影響を及ぼす法律や政令等に、内閣に意見を申し出ることや国会に意見書を提出できる団体であり、公務で参加できる組織ですが、全国青年市長会は法的位置づけのない任意団体であり、若い情熱とエネルギーをぶつけ合い、共に本音で研鑽する目的の団体です。昨年は2泊3日で10万円余り支出しておりますが、市長のスキルアップのためなら、公費ではなく私費で参加すべきです。

次に、子どもお仕事体験において自衛隊ブースを設けたことです。子どもたちがなりたい職業ランキングは毎年発表されておりますが、ランキングに自衛隊が挙がったことは、私は一回も見たことはありませんが、子どもたちの関心があり、なりたい職業を選択すべきですが、担当はなりたい職業ランキングを特に意識したことはないと説明しておりました。子どもたちのなりたいと望む野球やサッカー選手やパティシエ、美容師、薬剤師、学校の先生など、ランキングを参考に体験させるべきではないのでしょうか。

予算執行で気になる点では、学校いじめ防止対策委員会委員に専門的知見を持った方を外部から招く予算が全く支出されていないことや、学校の受変電設備、キュービクルというのですが、その長寿命化工事は当初伊良波

中学校と伊良波小学校を予定しておりましたが、決算では伊良波中学校はなしで、とよみ小学校と伊良波小学校に実施したとなっておりますが、その理由は、業者に見てもらったらとよみ小学校が先になったと説明しております。当初予算は2校で3,056万円でしたが、12月補正で新たに1,609万円増額補正をして、予算を1.5倍にしております。当初予算から考えると3校できたのではと思われますし、キュービクルは実用耐用年数というのが15年から20年と言われます。メンテナンスをしつかりやれば30年はもつと言われております。伊良波中学校は開校38年です。ですから、29年目のとよみ小学校を改修するなら、同時に伊良波中学校も実施すべきであり、当初予算でなぜ伊良波中学校の予算を計上したのか。その予算計上の根拠も疑問が湧く内容であります。

次に、不用額の問題です。保育士の正規職員雇用支援事業では、令和4年度は当初2,493万円でしたが、令和5年度は当初予算が半分以下の1,020万円でありました。しかし、2月補正で604万円減額しましたが、支出は268万円で147万円の不用額を出しております。待機児童解消に必要な取組であり、前年度の半分以下の予算を活用しようとする姿勢に疑問が湧きます。

もう一つは、県外保育士誘致支援事業は、当初160万円で予算計上しましたが、12月補正で100万円増額補正をして、260万円になっております。次の2月最終補正では、何と200万円の減額補正をしておりますが、なぜ12月に100万円増額する必要があったのか。残った60万円も全く支出がなく、不用額になっております。

あと一つは、事業所内保育給付費負担金で

は、当初予算 2 億1,635万円でしたが、12月補正で3,935万円増額しましたが、結果、不用額が1,780万円となっております。

図書館費でも非常勤職員報酬の当初予算 6,246万円を翌年の 2 月、最終補正で366万円増額補正をしましたが、何と不用額はその 3 倍近い1,023万円の不用額を出しているのです。最終補正は、何を根拠に増額補正したのか理解できません。

不用額の総額が 9 億1,577万円、このような積み重ねであるし、早いうちに減額していれば 9 億円余りの一部を市民サービスに使えたことを考えたとき、大変残念でなりません。

監査委員の指摘に対する対応についてです。1 つは、商工観光課の姉妹都市関係で監査委員から、3 日間にわたり酒類の提供があり、社会通念上儀礼を逸脱していないかとの懸念が示され、裁判事例などを示して、市でも食料費についての基準を定めることが望ましいと指摘がありますが、当局はこれに対して何かしらの基準を設けることは特に考えていないとしております。ほかの自治体を参考にすれば、基準を設けることはたやすいことですが、必要ないとしております。市民から疑念が持たれないように、早急に基準を設けるべきではないのでしょうか。

監査で言うともう一点、令和 4 年度の監査委員から、出納整理期間の処理における所属年度区分の誤りが非常に多く見られると指摘されました。今回の令和 5 年度の監査でも同じことが多数見受けられ、歳入で11件、歳出で 5 件が所属年度区分の間違い、つまり出納整理期間の日付の伝票処理や領収書などがある。令和 4 年度決算でも指摘されたことが改善されていないということが明らかになっております。

監査委員の指摘を受け入れないことから誤りを繰り返しております。指摘を真摯に受け止めるべきではないのでしょうか。

監査委員からの指摘で、サーブマシン購入事案を非常に憂慮すべき事案と指摘しております。2 月13日に業者から、3 月中には納品できないとの連絡があったので、その時点で繰越し手続をやっていたら、129万6,000円の市負担は避けられたものです。この 1 点だけでも不認定にすべきではないのでしょうか。サーブマシン購入における行政手続が不適切だったとお考えなら、議員の皆さん、躊躇なく反対すべきです。

以上で私の反対討論といたします。

○ 議長 外間 剛

次に、賛成討論の発言を許します。

○（2 番）宜保龍平議員 一賛成討論一

認定第 2 号 令 5 年度豊見城市一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

私は、財政全般的な話をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の決算は、徳元市政になって初めての年間を通しての予算でありました。コロナも落ち着きを取り戻し、事業の執行率も上がった年度だと思っております。

決算資料を見ると歳出が346億円と、過去で一番大きい決算額となっておりますが、年々人件費や扶助費が増加傾向にあることと、皆さんもご承知のとおり、豊崎中学校整備事業等の投資的経費の増からではありますが、実質収支額は黒字に転じております。しかしながら実質収支比率においては2.19%、11市の中で最も低いところにあることから、執行部にはそこは念頭に置いていただき、健全な財政運営を心掛けてほしいと思います。

そして今回の決算においては、財政調整基金を5億円取り崩しております。決算ベースでいくと現在高が約23億円、財政調整基金は緊急性、そして災害時でも経費として利用されることから、ここも慎重になって基金の積み立てを考えてほしいと思いますし、その他特定目的基金においては、今後最終処分場の件とかで必要になってくるであろう清掃施設建設基金等も、どのように積み立てていくのかというのを真剣に考えてほしいと思います。というのも、財政のこれからというところで、執行部はこれからの財政状況の動向を勘案すると、可能な限り基金の積み立てを行い、新たな行財政需要や経済変動に備えることが重要だと書いておりますので、書いてあるのであれば、そこはしっかりと意識してほしいし、歳出についても先ほどから申し上げており、扶助費、義務的経費ですね。人件費が増加傾向にあることから、今後とも予断を許さない状況にあることを認識しなければなりませんと書いています。なので、そこはしっかりと歳出においてもどのように抑制していくのかというふうに考えて、財政運営にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

過去に豊見城は、その年度財政調整基金がたまったからだとか、そういう理由で財政非常事態宣言を解除しておりますが、そういうパフォーマンスではなくて、本当に今、この財政状況がどうなのかというのを考えていただいて、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、先ほどありました監査意見書からの指摘なのですが、一人一人が意識をすれば改善できるものだと私は思っております。なので、そこはしっかりと意識していただいて、次年度は同じことを言われな

ように努めていただきたいと思います。

最後に、徳元市長が掲げる「新たな富を生み出す街とみぐすく」、しっかりと実現できることを期待して、私の賛成討論としたいと思います。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

○ 議長 外間 剛

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (10番) 川満玄治議員 一賛成討論一

皆さん、おはようございます。令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算に対する賛成討論を行いたいと思います。

本決算は、新型コロナウイルス感染症による影響を乗り越え、歳入歳出ともに過去最大規模となり、豊見城市の持続可能な成長に向けた重要な一歩となる内容だったと思います。市民サービスの充実や将来への投資を進めながら、単年度収支が黒字に転じたことは、私は評価でき、ここに賛成の意を表したいと思います。

また、本決算は、先ほど宜保龍平議員も言うておりましたが、徳元市政になって初めての決算審査となります。徳元市政の下で掲げられた目標、施策の進展を評価しつつ、課題を確認する重要な機会であると認識しております。本市政の方針が市民の生活にどのように成果を残したかを検証し、さらなる発展に向けた提案を行う機会であることを念頭に置きたいと思います。

まず、歳入増加と安定的な財源確保について、令和5年度歳入総額352億8,737万6,506円で、前年度比16億3,451万3,279円と4.9%の増加となりました。その増加要因としては、市税の収入の顕著な伸びが見られたと思いま

す。特に固定資産税が安定的に増加しており、市財政の基盤が強化されていることは、非常に心強いものと思います。

また、豊崎中学校建設事業に伴う国庫支出金や地方債の増加も、将来の教育環境整備に向けた重要な資金調達として評価できると思います。

一方で、ふるさと納税寄附金が減少傾向にある点は、今後の課題だと思います。私たちが常日頃から言っていた、「やはり安定財源ではないな」というのが、これでしっかりと見れたかと思います。しかし、この点については、豊見城市の独自性や魅力をさらに発信し、全国からの寄附を促進するための戦略をしっかりと今後強化していけば、また増やせる可能性は大いにあると思っています。

歳出の増加と投資的経費の充実について、歳出総額は346億4,548万5,841円で、前年度比なのですが、13億4,439万3,775円と4%の増加となっております。これは物価高騰への対応を含む扶助費の増加や、また先ほど述べた豊崎中学校建設事業の進展による投資的経費の大幅な増加が特徴だと私は思っております。特に投資的経費は、前年度比38.8%の増となっているため、教育施設や市道整備など、将来を見据えたインフラ投資が進められたことは、私は大変意義深いものだと思っています。

また、義務的経費についても、障害福祉サービスや生活保護費など、市民の暮らしを支える扶助費が少しずつですが増加しており、福祉の充実が図られているものと思います。しかし、公債費の増加に伴う財政負担の増大については、引き続き慎重に対応する必要があると思われます。

先ほど宜保龍平議員も述べておりましたが、

実質収支額が2億9,549万6,665円と、また単年度収支が5,772万9,504円の黒字に転じたことは、私は市政運営が一定の安定性を保ちながら進んでいることを示していると思いました。

また、経常収支比率が89.1%と若干増加が見られるものの、適切な範囲で管理されているものと私は評価しております。しかし、一方で積立金の減少や地方債現在高の増加は、やはり今後の財政運営におけるリスク要因となり得るため、これらの課題についてはさらなる取組が必要だと感じました。特に財政調整基金の積立額が減少している点については、中長期的な財政の安定性を確保するためには、計画的な積み立ての見直しを求めたいと思っています。

先ほど共産党からもあったように、予算執行に対する改善点、宜保龍平委員もおっしゃっていましたが、令和5年度決算審査については幾つかの改善すべき課題が指摘されました。今後の行政運営について、注意すべき重要なポイントと考えます。出納整理期間中の伝票処理所属年度区分の疑義のある伝票処理が見られたことは、会計処理の透明性や信頼性に影響を及ぼしかねません。やはり再発防止のために、職員教育の強化やチェック体制の徹底が求められると思います。

また、支出負担行為の変更漏れ等、減額変更漏れや調定変更漏れが見られたことは、予算執行の適正性を損なうリスクがあるため、執行状況の確認を徹底し、早期に適切な対応を行う仕組みを強化する必要があると思います。

また、履行確認の徹底ですね。完了確認の不備による支出事例が生じたことは、組織全体のチェックの機能の見直しを迫るものだと

考えます。再発防止策をしっかりと講じて、責任の所在を明確にする必要があると思います。

しかし、先ほど瀬長宏議員も言っておりましたが、そういうことだけで反対をするのではなく、こういう予算執行に対してヒューマンエラーが多いのは私も感じております。しっかりとそこは職員のほうも認識をして、改善していただければと思います。

今後の課題についてですが、令和5年度決算では多くの成果が見られる一方で、以下の点を課題として考えております。

先ほど言ったふるさと納税の推進ということで、少し減少しているということなので、ぜひ市の独自性や魅力を全国に発信し、寄附促進を図る必要があると思います。

また、公債費管理の強化について、公債費の増加に伴う財政負担を軽減するため、効率的な借入計画の策定と債務管理の徹底が求められると思います。積立金の回復として、財政調整基金、減災基金の積み立てを増やし、突発的な支出や将来の財政リスクに備えることが必要だと考えられます。しかし、令和5年度一般会計は過去最大の規模となりつつも、健全な財政運営が図られる内容となっていると感じました。

しかし、先ほど宜保龍平議員も申したいように、まだまだ私も健全な財政運営とは言えないため、これまでの成果をしっかりと評価するとともに、この課題へ積極的な取組を期待し、私は徳元次人市政が1年間を通して予算をつくって、決算を迎えた令和5年度の決算に賛成することを表明したいと思います。ご賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第2号 令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第2号 令和5年度豊見城市一般会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

————— ◇ 日程第6 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第6、認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算、認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算、以上4件を一括して議題に供します。

本案は教育民生常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

令和6年12月3日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会教育民生常任委員会

委員長 楚 南 留 美

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算

認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、閉会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりであります。

3. 審査の結果

認定第3号、認定第4号、認定第5号及び認定第6号については、賛成多数により認定すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第3号 令和5年度豊見城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

次に、認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いた

します。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第4号 令和5年度豊見城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

次に、認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第5号 令和5年度豊見城市育英会特別会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

次に、認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。以上で電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

認定第6号 令和5年度豊見城市公営墓地事業特別会計歳入歳出決算については、賛成多数であります。よって、本案は認定と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時38分)

再 開 (10時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第 7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第 7、議案第 64 号 令和 6 年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第 64 号 令和 6 年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

第 1 条第 1 項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,215 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 72 億 5,419 万 2,000 円といたします。

同条第 2 項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

以上が議案第 64 号 令和 6 年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

それでは、先ほど市長から提案のありました議案第 64 号についてご説明いたします。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、会計年度任用職員の給与等の増額、さらに前年度決算剰余金の繰越しに伴う基金への積み立てなどとなっております。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、3 ページをご覧ください。歳入 7 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 308 万 8,000 円の補正を行っております。内容といたしましては、会計年度任用職員の給与等及

び役務費の増額に係る繰入金となります。

次に、8 款 1 項 1 目その他繰越金 1,907 万 1,000 円の補正内容といたしましては、令和 5 年度の決算剰余金としての繰越分受入となります。歳入は以上です。

引き続き、歳出を説明いたします。4 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目一般管理費 67 万 3,000 円の補正につきましては、3 節が職員手当等の実績見込みを踏まえた減額及び 1 節、4 節が継続して任用された会計年度任用職員の昇給による報酬改定に伴う増額補正となります。

続きまして、1 款 2 項 2 目収納率向上対策費で 1 節と 4 節については、会計年度任用職員の報酬、11 節の手数料 22 万 2,000 円については、滞納者の預金調査に係る手数料に不足が見込まれることからの増額補正となっております。

次に 5 ページをご覧ください。6 款 2 項 1 目保健保持増進費 62 万 6,000 円の増額補正については、健康推進課において特定健診を担当する会計年度任用職員の報酬等の増額補正となります。

続いて、7 款 1 項 1 目基金積立金 1,907 万 1,000 円の増額は、先ほどの歳入 8 款 1 項 1 目その他繰越金のほうで、令和 5 年度の決算剰余金として受け入れた分を基金へ積み立てる内容となっております。

以上で議案第 64 号 令和 6 年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いた

します。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第64号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第64号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第64号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第64号 令和6年度豊見城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

◇ 日程第8 ◇

○ 議長 外間 剛

日程第8、議案第65号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第65号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億928万1,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

以上が議案第65号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

それでは、先ほど市長から提案のありました議案第65号について説明いたします。

今回の補正の主な内容につきましては、令和5年度決算剰余金の繰越しとしての計上と、会計年度任用職員の給与等の増額、後期高齢者医療広域連合に納めるべき保険料負担金及び一般会計へ精算すべき事務費などを計上しております。

詳細について事項別明細書で説明いたしますので、3ページをご覧ください。歳入につきまして、3款1項1目事務費繰入金23万

8,000円については、会計年度任用職員の給与等の増額に係る繰入金となります。

次に、4款1項1目繰越金428万6,000円については、冒頭で説明いたしました令和5年度決算剰余金となっており、後期高齢者医療広域連合へ納める負担金及び一般会計へ精算する内容となります。歳入については以上です。

次に歳出を説明いたします。4ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費23万8,000円の増額補正につきましては、継続して任用された会計年度任用職員の昇給による報酬改定に伴う予算の増額補正となります。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金412万円については、令和5年度決算剰余金428万6,000円のうちの412万円について、令和5年度出納整理期間中（令和6年4月から5月）及び未払いの保険料となっており、これを広域連合へ保険料負担金として支払うための補正となっております。

次に5ページをご覧ください。3款2項1目他会計繰出金16万6,000円については、令和5年度決算剰余金428万6,000円のうち16万6,000円は、一般会計事務費繰入分の精算分としての支出となっており、その精算処理を行うための補正となっております。

以上で議案第65号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となつて

おります議案第65号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第65号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第65号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第65号 令和6年度豊見城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

◇ 日程第9 ◇

○ 議長 外間 剛

日程第9、議案第66号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）について

議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第66号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第2条により、収益的支出に1,823万2,000円を追加し、16億8,441万9,000円といたします。

第3条により、資本的支出に1億122万8,000円を追加し、7億3,607万8,000円とし、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及び建設改良積立金取崩額を改めます。

第4条により、職員給与費に458万5,000円を追加し、1億6,762万8,000円といたします。

以上が議案第66号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

先ほど市長より提案のありました、議案第66号についてご説明いたします。

今回の主な内容については、人事異動に伴う人件費の調整、下水道事業への貸付金の増額でございます。

その他としましては、修繕費、動力費、光熱水費などの増額でございます。

1ページの表紙にて説明をしますので、ご覧ください。第2条の収益的支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用の1,823万2,000円の増額の内訳につきましては、人事異動に伴う人件費の調整額及び配水管布設替えに伴う給水切替工事の件数増によるものと、また

電気料金値上げ等に伴うポンプ場の動力費の増額によるものでございます。

次に、第3条の資本的支出の第1款第1項建設改良費の122万8,000円の増額の内訳につきましては、人事異動に伴う人件費の調整額でございます。

同じく第1款第3項他会計貸付金の1億円の増額につきましては、下水道事業への貸付金となっております。これは下水道事業会計において、日々の事業運営の中で一時的に現金が不足するような事態に備え、水道事業会計から貸し付けができるよう補正するものでございます。

第3条の2行目以降ですが、今回の資本的支出の1億122万8,000円増額により、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額も1億122万8,000円増えますので、それに合わせて補填財源である建設改良積立金取崩額も増額変更しております。

最後に第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の人件費調整分である458万5,000円を増額しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第66号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第66号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第66号 令和6年度豊見城市水道事業会計補正予算（第2号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第10、議案第67号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第3号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第67号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第3号）について説明いた

します。

第2条により、収益的支出に242万7,000円を追加し、10億4,896万円といたします。

第3条により、資本的収入に1億2,995万円を追加し、13億2,056万1,000円とし、資本的支出に3,104万円を追加し、13億3,569万6,000円といたします。

また、予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金の額を改めます。

第4条により、農業集落排水事業の起債の限度額に370万円を追加し、1,690万円といたします。

第5条により、職員給与費に240万7,000円を追加し、4,774万2,000円といたします。

以上が議案第67号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算（第3号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

市長より提案のありました、議案第67号についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容については、人事異動に伴う人件費の調整、水道事業会計からの借入金の増額でございます。

そのほか、農業集落排水施設の機器取替えに係る事業費増に伴う増額及び光熱水費の増額でございます。

1ページの表紙にて説明をしますので、ご覧ください。第2条の収益的支出の第1款第1項営業費用の242万7,000円の増額の内訳につきましては、ほぼ全て人事異動に伴う人件

費の調整でございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の内訳につきましては、資本的収入の第1款第1項企業債の370万円及び第2項国・県補助金の2,625万円につきましては、農業集落排水事業の機器取替えの追加に係る事業費増に伴うものでございます。

次に、第4項他会計借入金の1億円でございますが、先ほど水道事業の説明の中で申し上げた下水道事業貸付金につきまして、受け入れるものでございます。借入れの必要性についてでございますが、下水道事業につきましては、令和6年度は使用料値上げ改定により、当初水道事業からの借り入れなしで予算を組みましたが、下水道使用料の収入具合や工事費用などの支出のタイミングや補助金収入のタイミングなどにより、手元に現金が不足するといった事態が起こる可能性がございます。9月補正でも1億円の枠を確保いたしました。9月補正でも1億円の枠を確保いたしましたが、昨年度、県補助金の収入が遅れ、年度をまたいだ事例が生じたことも考慮し、さらに1億円の枠を確保するものでございます。

続いて、資本的支出でございます。第1款第1項建設改良費の3,104万円につきましては、人事異動に伴う人件費の調整及び農業集落排水施設の機器の取替えの追加によるものでございます。

次に第4条でございますが、起債の限度額につきましては、先ほど資本的収入の説明で申し上げた額370万円を増額しております。

最後に、2ページをご覧ください。第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の調整分である240万7,000円を増額しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお

願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第67号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第3号)については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第3号)については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第67号 令和6年度豊見城市下水道事業会計補正予算(第3号)について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第67号 令和6年度豊見城市下水道事

業会計補正予算（第3号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時07分）

再 開（11時15分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第11、議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、刑法の改正により、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に一本化されることに伴い、これらの字句を用いる条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました、議案第68号について説明をします。

今回の刑法等の一部改正の内容につきましては、「懲役」及び「禁錮」が「拘禁刑」に一本化されたことに伴い、これらの字句を引用している本市の条例を整理する必要があるため、所要の改正を行う内容となっております。

議案書の1ページをお開きください。本市の条例の一部改正が必要な条例につきまして

は、第1条において、第1号で豊見城市政功労者表彰条例で、第2号で職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、第3号で豊見城市一般職員の給与に関する条例、第2条において、豊見城市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例、第3条において、豊見城市情報公開及び個人情報保護審査会条例の5つの条例について、一部改正が必要となります。

附則としまして、第1項の施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

第2項から第5項までの経過及び3ページ以降の新旧対照表の説明は、省略したいと思います。

以上が議案第68号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第68号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第12 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第12、議案第73号 指定管理者の指定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第73号 指定管理者の指定につきましては、豊崎児童クラブの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、こども未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

市長より提案のございました、議案第73号 指定管理者の指定について説明をいたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が述べたとおりとなります。

1 公の施設の名称 豊崎児童クラブ。2 指定管理者に指定する団体 所在地 豊見城市字豊崎1番地406、名称 一般社団法人豊崎児童クラブ、代表者 代表理事 上原淳夫。3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

1ページをご覧ください。豊崎児童クラブの指定管理についての概要となります。

2ページ目をお願いいたします。指定管理庁内検討委員会における選定の結果となっております。応募の団体は1団体で、基準点となります委員全員の持ち点の合計点の6割となる300点を超過しておりますので、一般社団法人豊崎児童クラブを指定管理予定候補者として選定をしております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号 指定管理者の指定については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第73号 指定管理者の指定については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第73号 指定管理者の指定について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第73号 指定管理者の指定については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

————— ◇ 日程第13 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第13、議案第75号 指定管理者の指定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第75号 指定管理者の指定につきましては、とよみ児童クラブの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、こども未来部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

市長より提案のございました、議案第75号 指定管理者の指定について説明をいたします。

提案理由は、先ほど市長が述べたとおりとなります。

1 公の施設の名称 とよみ児童クラブ。

2 指定管理者に指定する団体 所在地 豊見城市字真玉橋238番地1、名称 社会福祉法人金努福祉会、代表者 理事長 神谷榮助。

3 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。

1 ページ目をご覧ください。とよみ児童クラブの指定管理についての概要となります。

2 ページ目をお願いいたします。指定管理庁内検討委員会における選定の結果となります。応募団体1団体で、基準点とする300点を超えておりますので、社会福祉法人金努福祉会を指定管理予定候補者としております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号 指定管理者の指定については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第75号 指定管理者の指定については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第75号 指定管理者の指定について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第75号 指定管理者の指定については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

———— ◇ 日程第14 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第14、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

承認第3号 専決処分の承認を求めることにつきましては、衆議院議員総選挙費の予算措置のため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度豊見城市一般会計補正予算（専決第1号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務企画部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

それでは、先ほど市長から提案のありました承認第3号について説明をします。

2枚目の専決処分書をお開きください。地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度豊見城市一般会計補正予算（専決第1号）について、令和6年10月1日付で専決処

分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正予算（専決第1号）につきましては、令和6年10月27日に執行されました衆議院議員総選挙に要する費用となっております。

3枚目の令和6年度豊見城市一般会計補正予算（専決第1号）の予算書の表紙のようになりますが、第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,128万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310億6,931万2,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書の3ページの歳入をお開きください。15款3項1目総務費委託金については、衆議院議員総選挙費委託金と衆議院議員総選挙啓発推進事業委託費として2,083万6,000円を増額し、18款2項1目財政調整基金繰入金から財源調整のため45万円を繰り入れします。

次に4ページの歳出をお開きください。2款4項4目の衆議院議員総選挙費につきましては、令和6年10月27日に執行されました衆議院議員総選挙に要する各経費となっております。

以上が承認第3号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の

規定により、委員会への付託を省略したいと
思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって承認第3号
専決処分の承認を求めることについては、委
員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いた
します。

これより採決いたします。この採決は、電
子表決システムで行います。

承認第3号 専決処分の承認を求めること
について、これを承認することに賛成の議員
は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタ
ンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませ
んか。電子表決システムの受付を終了いたし
ます。

（賛成多数）

承認第3号 専決処分の承認を求めること
については、賛成多数であります。よって、
本案は承認と決しました。

————— ◇ 日程第15 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第15、報告第15号 専決処分の報告に
ついてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第15号 専決処分の報告につきまして
は、豊見城市行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用に関する条例の一部改

正について、地方自治法第180条第1項の規
定により専決処分しましたので、同条第2項
の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務
企画部長が説明をいたしますので、よろしく
お願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほど市長から提案のありました報告第15
号について説明をしたいと思います。

2枚目の専決処分書をお開きください。地
方自治法第180条第1項の規定により、豊見
城市行政手続における特定の個人を識別する
ための番号の利用等に関する法律に基づく個
人番号の利用に関する条例の一部を改正する
条例について、令和6年11月12日付で専決処
分を行いましたので、同条第2項の規定によ
り議会に報告するものであります。

今回の条例の改正につきましては、専決処
分した理由に記載しておりますが、行政手続
における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律が改正され、項ずれが生
じたことから、それを引用しています本市の
条例も改正する必要がありますので、改正を
行ったものであります。

専決処分書の3ページの附則をお願いしま
す。附則において、この条例は、情報通信技
術の活用による行政手続等に係る関係者の利
便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率
化を図るためのデジタル社会形成基本法等の
一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げ
る規定の施行の日から施行します。

4ページの新旧対照表の説明は省略します。

以上が報告第15号の説明となります。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第15号 専決処分の報告についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第16 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第16、報告第16号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第16号 専決処分の報告につきまして、豊見城市国民健康保険条例の一部改正について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、市民部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

それでは、先ほど市長から提案のありました、報告第16号 専決処分の報告について説明いたします。

資料1ページの専決処分書をお開きください。専決処分の理由に記載しております、国民健康保険法施行令の改正により条ずれが生じたことから、当該規定を引用している本市の条例においても改正が必要となったことにより、専決処分を行っております。

この条例の改正内容につきましては、新旧対照表4ページをご覧ください。右側が改正前、左側が改正後になります。なお、条例の改正部分については、下線部分の修正を行っておりますので、ご確認をお願いします。

続いて資料3ページに行きまして、附則において、この条例は、令和6年12月2日から

施行しております。

以上で報告第16号の説明を終わります。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第16号 専決処分の報告についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第17 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第17、報告第17号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第17号 専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

それでは、先ほど市長からご提案のありました、報告第17号 専決処分の報告についてご説明申し上げたいと思います。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議決により特に指定した事項について、専決処分をしたことについて報告するものであります。

報告議案の専決処分書をご覧ください。専決処分につきましては、令和6年10月2日に専決処分をいたしております。事故の発生日時につきましては、令和6年7月22日（月）

午前9時半頃。事故発生場所につきましては、豊見城市立伊良波小学校内。事故の概要につきましては、伊良波中学校・豊崎中学校の野球部が合同で活動中、打ったボールが伊良波小学校との境界にある防球ネットを超えて伊良波小学校職員駐車場に停めてあった、被害者車両を損傷させたというものであります。損害賠償額につきましては、11万7,238円。和解の内容につきましては、豊見城市は、相手方に損害賠償金として11万7,238円を支払い、相手方はその余の請求を放棄するという内容となっております。

報告第17号の報告は以上であります。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第17号 専決処分の報告についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第18 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第18、報告第18号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

報告第18号 専決処分の報告につきましては、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、上下水道部長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 上下水道部長 大城 堅

報告第18号 専決処分の報告についてご説明いたします。

2枚目の専決処分書をご覧ください。専決処分書。検針機器毀損に対する損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

事故の発生日 令和6年7月30日。発生場所 豊見城市字豊崎。相手方 浦添市沢岨二丁目17番1号、株式会社オーシーシー、代表取締役 天久進。概要については、株式会社オーシーシーから賃貸借しているハンディターミナルを検針業務委託先に貸与しているが、令和6年7月30日、豊崎地区を担当している検針人が、検針業務後にハンディターミナルをバイクの荷台に置いたまま気づかず発進し、車道に落下した。その後取りに戻ったところ車道上で大きく毀損している状態で発見されたということでございます。損害賠償額については、33万円。ハンディターミナル相当額でございます。和解の内容ですが、豊見城市は、相手方に損害賠償金として33万円を支払い、相手方はその余の請求を放棄する内容となっております。

説明は以上でございます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

本案は報告案件のため、討論、表決は要しませんので、以上をもって、報告第18号 専決処分の報告についてを終了いたします。

————— ◇ 日程第19 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第19、議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）について、ご説明をいたします。

第1条第1項により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,422万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ316億6,353万4,000円といたします。

同条第2項により、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

第2条により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものとします。

第3条により、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるものとします。

第4条により、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものとします。

以上が議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）の主な内容となっております。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第20 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第20、議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正につきましては、職員の定数について、豊見城市定員管理計画に定める計画目標と一致させる必要があるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第21 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第21、議案第70号 豊見城市部設置条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第70号 豊見城市部設置条例の一部改

正につきましては、豊見城市組織機構改革に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、総務財政常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号 豊見城市部設置条例の一部改正については、総務財政常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第22 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第22、議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、豊見城市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、国民健康保険税を見直すため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号

豊見城市国民健康保険税条例の一部改正については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第23 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第23、議案第74号 指定管理者の指定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第74号 指定管理者の指定につきましては、ゆたか児童クラブの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、教育民生常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号 指定管理者の指定については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

————— ◇ 日程第24 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第24、議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正につきましては、豊見城市上下水道事業審議会の答申を踏まえ、水道料金を見直すため所要の改正を行うものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済建設常任委員会において担当部署が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

———— ◇ 日程第25 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第25、陳情の委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した陳情第10号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情、陳情第11号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情、陳情第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情、以上3件については、教育民生常任委員会へ付託いたします。

———— ◇ 日程第26 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第26、陳情の委員会付託について議題に供します。

本定例会において受理した陳情第13号 マンション管理計画認定制度の早期策定について(陳情)については、経済建設常任委員会へ付託いたします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月10日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会 (11時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員(15番) 要 正 悟

署名議員(16番) 伊 敷 光 寿

— 令和 6 年第 6 回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第 2 号）

令和 6 年 12 月 10 日（火）

豊見城市議会（定例会）会議録（第2号）

令和6年12月10日（火曜日）午前10時開議

出席議員 21人

（1番）外間 剛 議員
（2番）宜保 龍平 議員
（3番）新垣 繁人 議員
（4番）長嶺 吉起 議員
（5番）新垣 龍治 議員
（7番）瀬長 恒雄 議員
（8番）吉濱 智也 議員
（9番）宜保 安孝 議員
（10番）川満 玄治 議員
（11番）新垣 亜矢子 議員
（12番）波平 邦孝 議員

（13番）真栄里 保 議員
（14番）瀬長 宏 議員
（15番）要 正悟 議員
（16番）伊敷 光寿 議員
（17番）大田 善裕 議員
（18番）楚南 留美 議員
（19番）大田 正樹 議員
（20番）赤嶺 吉信 議員
（21番）宮城 恵 議員
（22番）仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊
次 長 比嘉 剛
班 長 比屋根 由香

主 査 大城 利枝
主任主事 盛島 愛乃

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人
教 育 長	赤 嶺 美奈子
総務企画部参事監 (市民部参事監兼務)	奥 濱 真 一
福祉健康部長兼 社会福祉課長	金 城 博 文
都市計画部長	嘉 川 聡 子
上下水道部長	大 城 堅
教 育 部 長	赤 嶺 太 一
デジタル推進課長	後 間 大 輔
協働のまち 推進課長	喜久里 則 子
環 境 課 長	国 吉 有 貴
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫
こども応援課長	安谷屋 元
都市計画課長	健 山 博 之
上 下 水 道 部 総 務 課 長	比 嘉 幸 治
学校施設課長	石 川 ミ コ

副 市 長	大 城 正
総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八
こども未来部長	森 山 真由美
経 済 建 設 部 長	城 間 保 光
消 防 長	高 良 寛
総 務 課 長	上 原 元 樹
商工観光課長	千 住 文 子
国保健康保険課長	吉 元 美 幸
保 護 課 長	大 城 史 貴
健康推進課長	大 城 泰 子
子育て支援課長	翁 長 卓 司
道 路 課 長	比 嘉 真 人
学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太
文 化 課 長	浜 本 亨

本日の会議に付した事件

日程第1.	会議録署名議員の指名
日程第2.	一般質問

令和6年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第2号）

令和6年12月10日（火） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（10時00分）

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

————— ◇ 日程第 1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に大田善裕議員、楚南留美議員を指名いたします。

————— ◇ 日程第 2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第 2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号 1（11番）新垣亜矢子議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、新垣亜矢子議員の質問を許します。

○（11番）新垣亜矢子議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。城の風、新垣亜矢子でございます。本日12月定例会の一般質問、1 番目ということで多少緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。

まず、所見を述べさせていただきたいと思っています。

11月 9 日、沖縄県の本島北部で線状降水帯が発生しまして、大きな被害が出ておりますが、まだ新聞には避難を続けている世帯があるということで、本当に災害対策というのが遅れているというのが感じられるところがございますけれども、沖縄県の対応が、ここにもミスがあったということで、災害救助法の

適用が受けられなかったという事実があります。県議会でも大分問題になりまして、またワシントン事務所でしたか、その問題も県議会でもかなり荒れておりまして、昨日は紛糾したというふうに聞いております。豊見城市議会はそのようなことのないように、そして豊見城市の行政がしっかりと市民の安全安心を守っていけるように、これからも一緒になって頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、行政DXについてでございます。

本市は令和 2 年 2 月に、前市政でありましたが、デジタルファースト宣言をしております。IT 新戦略「社会全体のデジタル化」や「Society 5.0 時代」にふさわしいデジタル化に向け、市民サービス、行政運営の向上、シティプロモーションへ最新のデジタル技術を活用し、窓口手のオンライン化及び業務の効率化を図るとともに、グローバルな関係人口拡大に向け情報発信し、デジタルファーストで取り組むことを宣言というふうに言われておりました。それから 5 年が経過しております。今現在、多くの議員からもDXについての質問が行われておりますし、市長も議員時代に、このDXについては強く提案してこられたということがあります。思いも強いかなと思っておりますので、質問をさせていただきます。

(1)行政DXについて。

本市は、令和 2 年 2 月にデジタルファースト宣言を発表し、取り組んでいる。

(ア)令和 6 年度現在の取組状況を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

おはようございます。新垣亜矢子議員のご質問にお答えします。

D X推進の取組状況としましては、デジタルファースト宣言後、デジタル推進課を設置し、豊見城市デジタル化推進計画を策定の上、その計画に基づいた取組を進めております。具体的には、本庁舎及び消防庁舎での無線環境の整備やノートパソコンを活用した会議の推進、電子決裁の導入によるペーパーレス化、ビジネスチャットツールを活用した業務の効率化、テレワークシステムやウェブ会議の整備、業務自動化ツールの活用、さらにオンライン申請の開始、LINEを活用した情報発信、書かない窓口の導入、キャッシュレス決済システムの整備など様々な取組を進めてまいりました。令和6年度にはAI議事録作成支援システムの導入、また業務効率化と職員の生産性向上を目的として生成AIを導入し、活用方法に関する研修も実施しております。さらには、庁内インターネット仮想化システムの更新により、業務環境の改善が図られております。これにより、職員の作業負担が軽減され、市民に対するサービス提供の質の向上にもつながっていると考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

様々な取組を進めているということで、この質問を入れたときにデジタル推進課の職員ともいろいろお話をさせていただきましたけれども、議会もタブレット化を率先してやっておりましたので、このD X化がいかに便利で効率よく仕事ができるか、身を持って実感しているところでございます。令和6年度から議事録作成支援システム、生成AIを使ったものを導入しているということですので、一日も早く日々の職員の業務の簡素化を実感

できるようになってほしいと思うところであります。先ほど答弁していた中に「書かない窓口」のことがございますが、市民部では会計のときは機械を使ったキャッシュレス決済をしていて、本当に便利だと思います。私、この間、自分の所得証明書を取るときに窓口で申請書に記入をして、これこれ1枚くださいということで窓口で対応してもらって、その支払いをお願いしますと、後ろを向いて支払いをして、振り返ったらもう証明書が出ていたということがありまして、書いてはいるのですが、待たない窓口になっていると思ひまして、すごく迅速な対応というか、窓口の業務の速さにすごく感心したところであります。今後もっとこういうところで窓口の対応のスピード化を進められていただきたいと思ひますけれども、マイナンバーカードの申請をどんどん進めておりますが、マイナンバーカードの申請手続は書かない窓口として、市民の皆様にも理解いただいておりますし、タブレット端末の入力によって手続しながら証明写真も撮ってもらえたりとか、こういうのは本当に実感するものだと思います。マイナンバーカードと連携したマイナポータルの利活用が定着していくことで、オンライン申請がもっと簡単にできるようになると。オンラインの手続と同時に、書かない窓口の導入、自治体窓口の利便性の向上は、市民が市役所でリアルに感じるサービスだと思いますので、積極的に進める必要がございます。そしてそこには、さらなる業務の効率化で職員の負荷を軽減するということがD X化で目指しているものでありますので、その辺を頑張りたいのですけれども、このタブレット端末による書かない窓口が、全ての市民対応の窓口でできているわけではないと思ひます

が、具体的にどの窓口で導入されているのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、市民課の窓口で導入されています。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問

市民課の窓口で導入されているということですので、これは市民は実感していると思うのですが、全ての市民を対応する窓口で書かない窓口の対応ができるようになるのか。どの辺を目標にしているのかを伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

書かない窓口のシステムにつきましては、今は主に市民課窓口での利用を想定したつくりとなっているため、現時点では全ての市民対応窓口で利用できる状況にはなっておりません。しかし、今後は申請書発行支援のデジタル化など、複数の課で活用可能な仕組みについても検討を進めてまいります。また、最終的にはオンライン手続の拡充を図り、市民の皆様が役所に足を運ぶことなく、自宅などから手続を完了できる環境を目指しておりますので、引き続き段階的に取組を進めてまいりたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問

どんどんこれを進めていただきたくて、デジタル庁が目指しているものというのがいろいろあるのですが、全ての地方公共団体で子育て・介護関係の26手続を含む、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、オンライン手続ができるように支援をしているとあります。書かない窓口を全体にどんどん広めていただきたいという思いもあるのですが、まずはオンライン市役所構想というのが示されていますけれども、子育て・介護関係

の全26手続のうち、2024年9月現在で公開されている全国の自治体は、65.2%がオンライン化を完了していると。沖縄県では、41自治体のうち17自治体がオンライン化を100%完了して、豊見城市はオンライン化進捗率が85%と出ておりました。その中で4つがまだできていないと言われているのですが、支給認定の申請、保育施設等の利用申込み、保育施設等の現況届、児童扶養手当の現況届、これは事前送信の分ですけれども、4つができていないというふうに公表されましたが、現在はどのような状況なのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現時点では、先ほどの4つの手続のうち、保育施設等の現況届及び児童扶養手当の現況届が追加で整備をされているところであります。残る2つの手続、要するに保育給付の認定の申請及び保育施設等の利用申込みについては、次年度の申請手続の時期に対応する予定で準備を進めているところです。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問

この4つがまだだということで、私はちょっと心配していたのですけれども、100%、次年度には手続ができるようになるというのを聞いて安心しました。特に豊見城市は、人口の中で年少人口の割合が全国一高いというふうにいつも私たち言っていると思うのですが、それにもかかわらず、保育関係のオンライン手続がまだだったというのが私はショックだったので、次年度にはこれが100%になるということを聞いて安心しました。ぜひ早急な対応をお願いいたします。

次に、(イ)今後新しくデジタル化に取り組む事業は何か伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今後新たに取り組むデジタル化事業としては、ショートメッセージサービスによる簡易な市民への通知やA I－OCRのトライアル実施を予定しております。また、庁内から新たな申請のオンライン化やL I N Eの活用についての意見を募っており、市民にとって必要な手続のオンライン化を進めてまいります。市民サービスの向上と業務のさらなる効率化への取組を推進していきたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

先ほどおっしゃっていたオンライン化も進めているし、L I N Eの活用についても、私も豊見城市の公式L I N Eに登録しておりますので、見えてくるものがあるのですけれども、デジタル庁が推進している、自治体窓口における「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現を目指しているということですので、行政手続を、紙をやめて電子化ということで、今一生懸命デジタル推進課も頑張っているところであると思っておりますけれども、D Xで自治体が目指すべき姿として、日本全国、日本が向かっている人口減少が深刻化しても、自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持するというふうにうたわれております。職員を事務作業から解放して、職員は職員でなければできない、より価値のある業務に注力をする。そしてベテラン職員の経験をA Iに蓄積・代替、そして自治体の規模や能力や、職員の経験年数にかかわらず、ミスなく事務処理を行うためのD X推進だというふうに私は理解しておりますので、これは早急に実現することで、今豊見城市は職員が足りない、人材が少ないと言って定数も増やしています

けれども、ここにD Xを加速化させて、職員の負担を減らすことで業務の効率化、そして残業も減らせるし、負担も減らせるということだと思います。実現することで住民の負担も減らす、職員の業務負荷も減らす。この両立を本気で目指さなければならないと思っております。オンライン化、行かない窓口、来なくてもいい窓口というのを今後進めていくというふうに聞いておりますので、これは窓口に来る人が将来減るからこそ、窓口がコンパクトになる。それを早急にやらないといけないと思っているのですけれども、今の時代に対応するD X化を急ぐことは、職員の働き方改革を進める上で重要ですし、それが市民サービスの向上につながることでありますから、ひいては移住者の判断材料にもなると思います。豊見城市は便利だというふうに考えていただいて、ずっと豊見城市に住み続けたいと考えてもらえることにもつながると思っております。本市の計画として、デジタル化推進計画を進める優先順位はどう考えているのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

D X化を進めることは、職員の働き方改革を推進し、市民サービスの向上を図るために非常に重要であり、本市としても優先的に取り組むべき課題であると認識しております。特にD X化による手続の拡充や業務効率化の推進は、市民の利便性に直結するとともに、職員の負担軽減や業務の質の向上にもつながると思っております。また、こうした取組は市民の皆様が住み続けたいと感じる本市の魅力を高める重要な要素であるとも考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひ優先順位を上げていただきたいのですが、担当課で一般質問の通告の調整をする上で、その中でいつも人が足りない、マンパワーが足りないという声をよく聞くのですけれども、D X化に対してもデジタル推進課の職員体制ですね。職員の人数が本当に足りないというのを今回実感しているのですが、この優先順位を高くするための作業をする人数も増やさなければいけないというふうに感じています。ここは私が実感することなので質問したいと思うのですけれども、D X化するための専門的な知識を持った人が、この市役所の職員の中にどれほどいるのかというのは、ちょっと想定が、私には分からないのですが、外部から専門的な知識を持っている人をデジタル推進課に配置する、呼んでくるというような計画があるのかどうか。この辺、通告調整していないのですけれども、考えがあるのか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時19分）

再 開（10時19分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

業務のD X化ということにつきましては、現在D Xフェローを市のほうで認定しております。その方の意見を交換しながら、どういう業務がデジタル的に運営できるのか。それによって業務が軽減できるのかについて庁内でその人の意見を聞きながら、そういう業務を取り組んでいきたいと考えております。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひD X化を進められるように、一日も早

い対応をお願いしたいと思います。

先ほど保育の手続のオンライン化が、次年度は100%できるようになると答弁をいただきましたけれども、県外では保育現場のD Xも進められているということで、県内でも多少やっているところはあると思うのですけれども、保育の現場でP a y P a y支払いの導入が始まっているということです。2026年度からは、全国で本格的に実施される予定の「こども誰でも通園制度」のサービスがスタートいたしますが、現在沖縄では浦添市と那覇市で試行的に「こども誰でも通園制度」が導入されております。この内容ですが、那覇市は利用者負担をまだ取っていないと。無償で今やっているということでした。那覇市の場合は、本格的に導入されても今のところ無償でやっていくということだと聞いております。大体利用者が、300円とか400円とか負担額が出てくると思うのですけれども、その前に、私は保育現場でキャッシュレス決済を早急に整備することが必要かと思っています。保護者の利便性と保育施設の職員の現金管理の負担軽減をやっていただいて、負担を減らすということ。新しい事業をスタートさせる。国の政策としてスタートすることによって、現場が疲弊してしまわないように現金管理を、まずはキャッシュレス化でP a y P a y支払いなどをして負担を減らしていただきたいと思っているのですけれども。保護者の利便性と保育施設の職員の現金管理の負担軽減、豊見城市は公立の座安保育所ですか、一時預かりの部分も現金、おやつ代とかも徴収していると思うのですが、「こども誰でも通園制度」がスタートする前に、保育園で発生する延長保育等の徴収金のキャッシュレス化を整備すべきと考えますけれども、本市の見解を伺

います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育現場におけるキャッシュレス化の導入につきましては、やはり現場職員が現金を取り扱わないというところでの負担軽減、また市民サービスの一環としては大変有効であるとの認識であります。今後他市の状況等も参考にしながら、調査検討を行っていければと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

政府の新しい事業が始まったからといって、現場が負担を感じることがなるべくないような政策を進めていただきたいと思いますし、デジタル推進課も一緒になって、市内のデジタル化を進めていけるよう、よろしくお願いします。

今言った「こども誰でも通園制度」と同様に、放課後児童クラブでもD X、キャッシュレス化を進める必要性を感じているんですね。これは提案になるのですが、放課後児童クラブD Xの推進については、共働き家庭の増加に伴って、放課後児童クラブのニーズは増大しているのですけれども、放課後児童クラブの利用手続のオンライン化や事業所におけるI C T導入はあまり進んでいない、十分ではないと聞いています。D Xの推進は、保護者や職員の負担軽減。これは保育園と一緒になのですが、D X化で負担軽減が期待されていると。2025年度以降に、利用手続や事業運営に関するD X推進実証事業の実施が検討されているということです。そこで本市が実証事業に参加してD Xを進めてほしいと思いますので、この辺は情報を逃がさずに、検討をお願いしたいと思います。ここは答弁は結構です。

続いて、(2)にまいります。

(2) こども家庭行政について。

令和6年4月施行の改正児童福祉法により、市区町村において「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。本市の子育て世代包括支援センター「とみココ」がその事業の多くを担うものだと考えます。その支援内容を拡充し「こども家庭センター」としての設置が必要になると思いますが、本市の事業実施状況を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

国は令和4年6月に、こども家庭センターの設置を市町村の努力義務とする内容の改正児童福祉法などを成立し、令和6年4月より施行しております。こども家庭センターの設置趣旨につきましては、市町村には子育て世代包括支援センターと市町村子ども家庭総合支援拠点の設立意義や、機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健や児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとしております。また、国がこども家庭センターの運営の在り方を定めた「こども家庭センターガイドライン」によると、こども家庭センターとして位置づけるためには所定の要件を満たす必要があり、その主な要件の一つに、センター長や統括支援員を配置することが求められております。本市といたしましては、令和7年度からのこども家庭センターの設置に向け、センター長や統括支援員の配置を含む全ての要件を満たせるよう、現在調整を進めているところであります。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

私が心配する必要もなく、しっかりと進め

ていただいているということで、本当にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

続いて、(3)にまいります。

(3) 沖縄振興予算について。

令和7年度沖縄振興予算概算は、2,820億円を要求しております。子どもの貧困対策について私、質問を入れているのですが、沖縄の将来を担う子どもたちの深刻な貧困に関する状況に対応するためということで、当初沖縄こどもの貧困緊急対策事業、島尻あい子代議士ですけれども、参議院議員時代、大臣になられたときに予算がついたというものです。10億円だったのが去年は19億円、次年度22億円の概算要求が出ているということで本当に手厚く、沖縄の子どもたちの未来を支えていきたいという予算ですので、今回これを質問に入れました。

それでは、①令和6年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費は19億円。令和7年度は22億円の予算を要求。本市が行っているこどもの貧困対策事業も拡充していくことができると考えるが、今後の事業内容について見解を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

国の概算要求に係る資料によりますと、令和7年度の沖縄こどもの貧困緊急対策事業に係る沖縄振興予算概算要求は、令和6年度予算を3億円上回る21.5億円を概算要求しているとのことでございます。増額の理由につきましては、令和7年度は貧困の連鎖を断ち切る観点から、新たに就労・学習支援の強化に向けた地域体制づくりと、それに基づく学習支援の担い手確保や伴走的な就労支援など、具体的な取組を実施する市町村に対し、財政

的な支援を行う事業をスタートさせるとしております。本市といたしましては、沖縄こどもの貧困緊急対策事業につきましては、これまで実施している事業費はしっかりと確保できるよう取り組みつつ、新たな事業については、今後の国の動向を踏まえて検討をしてみたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問

今回の予算増に関して、新規で取り組むものに関して予算がつくという風に聞いておりますけれども、豊見城市がやってきた事業の中で新しくやるというところがあまり見えてこないのかと思っているのですが、先ほど伴走的な支援というふうにおっしゃっております。企業がもう既に貧困対策として、伴走型の支援制度をスタートしているところが多くございます。豊見城市内にも事業者が貧困世帯のお子さんに対して、全体的にも向けられているのですが、貧困世帯のお子さんが将来的に就職に有利になるようにということで、一旦高校を卒業した子たちを就職させて、社員として研修を受けさせて資格を取らせて、その会社で働いてもらうという、本当に伴走型としてスタートしている事業もございます。そういう企業がやっている事業と一緒にあって、豊見城市も新規事業としてつながることがあればいいと思いますので、こちら情報も収集していただいて、今後の政策につなげていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、②防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業に11億円を新規で予算要求がされております。本市が必要とする防犯灯・防犯カメラを整備するチャンスだと考えますが、どの程度増やすことができているのか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

令和7年度に内閣府が実施を検討しております防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業は、防犯灯・防犯カメラの整備によって犯罪を抑止するとともに、地域住民の安全安心を確保することを目的としております。去る9月に事業説明会が行われております。その内容は、先ほど議員からもありましたが、予算規模は概算要求額11億円とし、補助率は8割を予定しているとのことです。対象は県内の市町村等で、平成29年度に本事業で整備した防犯灯・防犯カメラの修繕及び危険の度合い等を総合的に勘案して、新規に設置するものとなっております。本市としましては、市民の安全安心の確保を図るため、自治会からの要望を取りまとめ、所管の警察署と意見交換を行いながら、国の補助率や本市の予算措置状況を踏まえて、次年度の事業実施に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

市民の安全安心な環境づくりに防犯灯・防犯カメラは大事だと思っておりますが、今聞き漏らしたのかもしれませんが、今、何台分の希望が出ているのか。自治会等から何台分の希望が出ているのかという数字がございますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時32分)

再 開 (10時32分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

現時点では、国からの導入台数が決定しておりません。ただ、こちらのほうとしては、

自治会等から確認を行い、国に要望を上げております。今後国において要望等が精査された後、台数等が決定されますので、そのときにはまたお答えできるのかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一再質問一

ぜひ全ての自治会の要望に応えられるように、予算を確保していただきたいと思っておりますけれども、この予算、徳元市長がかなり力を入れて予算を取りに行くというふうに聞いておりますけれども、その辺の意気込みを聞かせていただいてよろしいですか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

この防犯灯・防犯カメラの事業の予算については、これは沖縄振興予算外で要求させていただきました。市長会のほうに提案をさせていただいて、こういう取りまとめ、以前平成28年、29年のときに事業化したものがもう老朽化していて、これをリニューアルしないといけないということから始まり、だけど、まだまだ新規のところも必要であろうということから、沖縄県の市長会で私は提案させていただきました。そうすることで取りまとめ、全会一致でこれは要求していこうという運びになり、提案者でありましたので、私が自ら当時の沖縄担当大臣、自見はなこ先生にお会いをして、内容を細かくお伝えしました。以前から親交のある先生で、大分中身も具体的に聞いていただきながら、この11億円という要求は我々市長会のほうから出させていだいたとおり、そのまま内閣府から財務辺りまでにはそのままの金額を上げていただいて、非常に感謝しているところでありますが、今答弁にあったように、まだ決定は国からいただいていない状態でありますので、我々が要

求している自治会の皆さんの安全安心のことでもありますので、もう全て取り組めるように、これからもまだ決定していない事情がありますので、再三内閣府には必要性をしっかりと伝え、一つでも多く取れるようにしていきたいと思います。

ここで違うのは、今まで国の示し方としては、この11億円でリニューアルする中においては、もう新規は認めないと。平成29年度に設置したものの改修がメインということだったのですが、通学路とかいろいろなところで、やはり危険な箇所が沖縄県内はまだ増えていく一方であるし、安心安全という県民の体制をつくるには、新規も認めていただいてほしいということから、そこも組み込んでいただいたので、非常に感謝しているところがありますので、豊見城市の要求を全てできるように取り組んでまいりたいと思います。

○（11番）新垣亜矢子議員 一再質問—

徳元次人市長が誕生したおかげで、防犯灯・防犯カメラが増えると私は信じておりますので、全てが設置できるようにぜひ頑張っていたきたいと思います。この市長会で提案できるという力は、ぜひとも豊見城市の力になってほしいと思います。

私、9月定例会に、もう忘れた方もいると思うのですが、防災カメラのことを質問しております。高所監視カメラの中で、豊見城市は海岸、海側を向いた高所監視カメラはあるのですけれども、内陸部に向けたカメラはないということで、それを設置してはどうかという提案をしたのですけれども、これは警察の管轄ではないとか、そのように言われていたのですが、この防犯灯・防犯カメラの予算にこれが組み込まれることはないとは思いますが、ぜひ安心して生活できる、

安全に生活できるという部分で、消防に関する高所監視カメラもぜひともつけていただきたいと思うので、改めて今発言させていただいているのですが、ここに関しては予算は違うと言われてしまうので質問ではないのですけれども、今後消防の管轄として、警察と連携するのですが、高所監視カメラの設置についても検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今日は時間を残しておりますけれども、実は私、金曜日、一般質問の資料作成のときにパソコンが壊れまして、こんなに今回デジタル推進課とともにDXについて質問の調整をしていたにもかかわらず、私のDXが止まるという感じになってしまいまして、土日にすごく困りまして、古いパソコンを引っ張り出してやりましたが、速度も遅いし、すごくやりにくくて、自宅の古いパソコンからはプリンターにつなげられずに、本当に嫌な週末を過ごしておりました。このご時世ですけれども、社会は本当にデジタル化がどんどん進んでいて、私たちの感覚も全部デジタル化に浸透していく感じで生活しているなというのを、自分が今回実感しまして、不便さを感じたところでもありますので、今後私が今回提案をしているDX化については、市長の思いもありますし、各議員の提案も様々ありますので、ぜひとも早急にDX化は、この豊見城市役所が進めていただきたいと思います。ぜひともよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号2（9番）宜保安孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宜保安孝議員の質問を許します。

○（9番）宜保安孝議員 一登壇—

城の風、宜保安孝でございます。12月定例会、一般質問をさせていただきます。

その前に、昨日飛び込んできましたニュースの中で、沖縄市の桑江朝千夫市長がお亡くなりになられたという訃報が入りました。個人的にもいろいろ指導を受けたりとかすることもありまして、また、特に沖縄アリーナ建設については、これまでのすごい事例だということで、各市町村の市町村長も学ぶべきだということでいろいろ助言を受けながら、また徳元市長も森の風テラスであったり、これから尽力する中でよき指導者がお亡くなりになられたということで、本当に痛恨の極みであります。

また、7月には宜野湾市の松川正則前市長が、本当に前日まで基地の跡地利用の先行取得の予算を要請するというので、知事に成り代わって行って、そこで結果的にお亡くなりにはなったのですけれども、その後、67億円の予算がついて、これは本当に松川予算だということで、伝説に残るようなことでありました。そういうこともありました。また、特に松川前市長に関しましては、私事ではありますが、市長の前の6年前の、私が市長選挙に出たときに、ちょうど翁長前知事がお亡くなりになられた中での急な選挙があったときの、佐喜眞市長が出られた後の後継ということで、特に私は佐喜眞市長、そして松川前市長、私、一緒に那覇市内とか豊見城市内の演説会でもご一緒することがありましたので、本当にショックだなと思いながら、しかしながら、彼らが残していった功績はしっかり大事に胸に受け止めながら頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくをお願いします。

では、質問に入ります。

(1)防災について。

豊見城市は、様々な防災についての講演会や研修会がありますけれども、すごくいいことだと思っております。そして、担当の方々も一生懸命、自治会防災組織を立ち上げようということでご尽力されている中で、市民の関心も本当に高まってきたという中で様々な自然環境における災害がありますけれども、それを受けて答弁いただきたいと思っております。

まず、①ペット避難について、市民からどうしたらいいのかということがあると思いますけれども、それについての市の見解をお伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

災害時には何よりも人命が優先されますが、一方でペットは家族の一員であるという国民意識が高まる中、平成25年6月に環境省から、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインが示されております。これを受けて本市では、ペットを連れた飼い主が同行避難してきた場合、原則として避難所に受け入れることとして、指定避難所運営マニュアルに基づいて体制を整える必要がありますので、指定避難所で円滑な対応ができるように、災害時における指定避難所でのペット対応マニュアルの作成を進めているところであります。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

先ほど言いました防災講演会の中でも、市民から質問がありましたし、私にも直接市民、ペットを飼われている方からも相談がありました。災害時のペットの対応について、不安に思っている方が多くいますけれども、

市民への周知方法はどのように行うのかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市民からペットの防災に関する問合せなども多く寄せられていることから、今後実施する市民のための防災講座でペット防災をテーマに準備をしているところであります。災害時における指定避難所でのペット対応マニュアルについては、作成後ホームページ等で周知を図っていきたいと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

総務企画部長、ありがとうございます。ペットを主役としてのペット防災の講座も開かれるということですので、関心がる方はぜひ参加していただいて、ペットも家族の一員でありますから、その辺また、よろしくお願いします。

②家庭用及び自治会公民館等で使用できる発電機の購入について補助金を出せないかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市においては、自主防災組織を結成した自治会に対し、自主防災組織資機材等購入事業補助金を交付しております。災害時における防災・減災を効率的・効果的に行うためには、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合う共助が重要であり、地域の自主防災活動に用いる防災対策用の資機材購入への補助が必要だと考えております。家庭や自治会に対して、停電の際の備えを目的とした発電機の購入補助制度はございませんが、引き続き自治会に対しては自主防災組織の結成を促し、補助金を活用して発電機の購入ができるよう、自主防災組織の設立に向

けて働きかけていきたいと考えております

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

今、家庭用の発電機には現在補助がないという答弁がありましたけれども、以前に仲田政美議員、また新垣龍治議員からもご質問がありましたが、医療的ケア児を抱えている家庭であつたり、また24時間、医療目的でどうしても電源が必要な家庭というのがあります。そういう方へも、必要な家庭への補助ができないか、再度お伺いいたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

近年の災害等に対する危機感の高まりなどから市民の要望もあり、その必要性については担当課においても十分承知をしているところでございます。そこで現在、令和7年度予算編成において、日常生活用具の給付種目として蓄電池、発電機を追加できるよう、関係課と調整を進めてまいりたいと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

担当課から要望が上がってくると思いますので、ぜひ財政課の皆さん、補助が出せるように取り組んでいただきたいと思います。次年度からそれができるように願っております。

続きまして、再質問です。自治会等への発電機についてですが、貸出しは可能なのかお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

地域で実施する防災訓練や災害の発生時において、自治会や自主防災組織等から要請を受けて、発電機の貸出し等は現在行っているところであります。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

自主防災組織に向けての貸出しはできるということです。今自治会長会とかでも盛んに呼びかけしていると思いますけれども、今制定されている自治会の自主防災組織をやられている地域、例えば私の身近にあります上田山川自治会などでは、これは豊見城中学生の作成した新聞の記事を見て「ああ、そうなんだ」と思ったのですが、先日の土砂崩れ等があったときにも地域の方がすぐ動いて、役所の職員が直接、地滑りしていますと一軒一軒訪問して、何か詐欺か何かか、営業かセールスマンかと思って開けなかったけれども、自治会の防災組織の方々が来ると、やはり顔が知られている人たちが来るものですから、皆さん開けて、「今こういう状況になっているけど避難したほうがいいんじゃないの」と言ったら、「ああ、大変になっているね」ということで逃げたという、そういう実績もありますので、そういう事例をどんどん出して、また進めていってほしいと思っています。

また、前定例会でも、この土砂崩れについては、市のみならず県のほうでもしっかりと対応してくれということで、現場をまず見てくれということを言いましたけれども、早速先日現場を見に来ていただいたということも聞いておりますので、ぜひ前進するように願っております。

続きまして、(2)国保行政についてです。

①現在の9回払いを10回払いにすることで負担軽減に少しでもつながると思いますが、次年度より実施する考えはないかお伺いいたします。

○ 総務企画部参事監（市民部参事監兼務）

奥濱真一

お答えいたします。

現在、普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期は、本市国民健康保険税条例第12条において、7月から翌年3月までの9期と規定されております。議員ご質問の納期変更への対応につきましては、現行システム改修及び税条例の改正を行う必要がありますが、現在国が求める標準システム移行に伴うシステム構築を、令和8年度開始に向けて優先して取り組んでおり、現行システム改修が厳しい状況となっております。また、被保険者の負担軽減策としましては、従来から納期ごとに支払いが厳しい、あるいは困難な方に対する状況等を確認し、納付困難な方に対し分割納付、または納付の猶予を受けることができる場合があることを説明しております。次年度以降も相談体制を整えながら、引き続き被保険者に寄り添った納付相談に取り組んでまいります。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

システム改修の問題で、すぐには難しいという話ではありましたが、今後どうしても国保料が上がってきたりすると、市民はすごく負担感を感じると思います。その中で、今現在も分割払い等を利用されている方は、それはそれで対応すると思いますけれども、どちらかというところを知っている人しか知らないというか、知らない方も多い中で、直面する課題になってくると思うんですね。ぜひ周知の方法を徹底するような形で、皆さんに分かりやすく、「分割納付ができますよ、12回ぐらいまで相談できますよ」という話をしてほしいのですが、周知方法をお伺いいたします。

○ 総務企画部参事監（市民部参事監兼務）

奥濱真一

お答えいたします。

従来より市ホームページ、国保税ガイド

ブック、国保だより、市広報紙への記事掲載や納期限内に納付がない方に対して、地区担当相談員から直接電話し状況把握した上で、納付困難な方に対し分割納付、または納付の猶予を案内する等の周知を行っております。今後も被保険者に情報が行き届くよう、見やすさなどを工夫しながら周知してまいります。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

続きまして、②特定検診の受診率を上げるためのインセンティブ（商品券や特産品（ウージ染め））等を設ける考えがないかお伺いいたします。

○ 総務企画部参事監（市民部参事監兼務） 奥濱真一

お答えします。

特定健診の受診率向上に向けた取組につきましては、国民健康保険課のほうで予算を計上し、健康推進課において特定健診事業を実施しております。現状の取組としましては、受診案内としてLINEの積極的活用や市ホームページ掲載、未受診者への電話勧奨などを実施し、受診率向上に取り組んでいる状況でございます。また、議員ご質問の商品券等を付与するインセンティブにつきましては、現在医師会との契約により、特定健診受診者へVポイントを300ポイント、プレゼントを実施しているところでございます。令和7年度以降につきましては、健診受診者に有効に活用できるインセンティブについて担当課と連携を図りながら、引き続き効果的な取組を検討してまいりたいと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。商品券のみならず、例えば特定健診を受診された方に抽選なり、何か商品をあげようと思ったらやはり予算がかかってくると思うのですが、もちろ

ん市で予算を確保するのは大事なのですが、市内の業者であったり、新商品をPRしたい方からすると、ぜひうちの会社をPRに使ってくださいということで、例えば健康食品であったり、飲食品であったり、様々なものを市のホームページ等を使って、「何々会社からこういう商品が特定健診の特典として出ました」とかということをぼんぼん出していったら、市民の方も「あっ、そういえば最近受けていないけど受けてみたいな」ということになると思います。市が例えば「50枚予約しました、商品買ってください」とかというのも、それも大事だと思うのですが、例えば今は忘年会シーズンですが、いろいろな会合で忘年会を始めますけれども、各業者の皆さんから「協賛商品とかありませんか」と言ったら、よく出しますよね。ゴルフとかそういうものでも。「うちの会社の商品、新発売のものがあるから、これをちょっと宣伝して」というのが。そういう業者は豊見城市内には2,000事業所ぐらいありますので、商工会とかを通してPRすると私は集まると思うんですよね。そうしたら特定健診受診率もガーンと上がると思うんです。ぜひそういうことも提言として言っておきますので、ぜひ検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、(3)子どもの居場所づくりについてであります。

先日宮城恵議員と私と、また市民の方と一緒に、糸満市にあります子どもの居場所「H O P E」というところを視察に行きました。去年、日本財団の予算を活用して開設されておりますけれども、室内には遊具があったり、子どもたちが気軽に遊んだり、勉強できるような教室もしっかりとあって、当日は10人程度のお子さんがいらっしゃいましたけれども、

15人ぐらいの子どもたちが利用されているとおっしゃってありました。本当に学校に行きたくても行けない、でも何かきっかけをつくりたいという子どもたちが来られて、糸満市内の小学校の校長先生などにも理解していただいて、出席扱いもしてくれているということで、それがきっかけで学校に行けるようになったりとか。夕方4時以降は、また学童的な扱いでもやっておりましたので、そういう形では、その交流からまた学校に行ったという事例とかを聞くと、すごくいい施設だと思いました。

そういう中で、豊見城市も様々な課題があると思いますけれども、①不登校となっている児童等に対する対策が求められると思うのですが、教育長も上田山川公民館でされているママの会の集まりに行行って話を聞かれたりということもあったと思いますが、教育長の考え方をお伺いいたします。

○ 教育長 赤嶺美奈子

宜保安孝議員、ありがとうございます。お答えいたします。

不登校となっている児童等に対する対策について、私の考えをお答えする前に、10月31日にNHKで不登校に関するデータが放送されていたので、その内容について少し触れたと思います。放送の内容は、令和5年度には小中学校の不登校児童生徒が全国で34万人に上ること。その主な要因として、32.2%が学校生活に対してやる気が出ないや学業への不振、23.1%が不安や抑うつ、23%が生活リズムの不調とのことでした。本市においても不登校の児童生徒数は、令和4年度には239名、令和5年度には340名、今年度においては4月から10月時点で小学校で73名、中学校で124名の計197名の不登校の数が報告

されています。全国同様、本市においても年々急増していることは、着任当初より対策が急務だと感じています。現在本市の適応指導教室である「とよむ教室」には、様々な理由を抱えながらも学びを続けるため、生徒が通級しています。教室の室長、支援する先生方の温かいご指導の下、所属する学校の課題に取り組んだり、自然体験学習に行ったり、所属校への短時間登校などにもチャレンジしているところです。しかしながら、とよむ教室で学習を進めている生徒は、不登校児童生徒のほんの一部にすぎません。児童生徒の不登校の個々の原因を現在調査中であります。不登校となる要因は、児童生徒によって様々であるため、その要因の把握に努め、教育委員会として、既に学校に設置されている支援教室のさらなる充実、小学校における支援教室の設置と支援員の配置に向け取り組んでいきたいと考えております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問

教育長、ありがとうございます。

教育長のほうからもある程度述べていただいたのですが、②これまでの本市の対応についてお伺い足します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市の不登校対策につきましては、これまで様々な取組がなされておまして、本市の不登校児童生徒の割合が県割合よりもこれまで低く抑えられていたなど、一定の成果を上げてきたと考えてきております。これまでの不登校の対策といたしましては、教育委員会といたしましては、学校に対しまして児童生徒が安心して通えるために、魅力ある学校づくりを推進し、支持的風土の醸成や自己肯定感の育成に取り組むよう学校へ指導助言して

まいりました。また、全小学校へ登校支援員の配置、中学校区へスクールソーシャルワーカーの配置、3中学校へ校内自立支援室支援員、もしくは学習支援員の配置のほか、全ての中学校へ心の教室相談員の配置を併せて行っているところでございます。また、学校に登校できていない児童生徒につきましては、学校と連携し、教育長も述べておりましたが、市適応指導教室の「とよむ教室」において支援を行っているところでございます。そのほかにも学校におきまして、QUテストを年2回実施いたしまして、学級への満足度を測定し、学級運営の改善にも役立てているところであります。また、特別な事情によりフリースクール等へ通う児童生徒の出席の取扱いにつきましましては、学びの保障の観点から出席扱いができるものについて、市内小中学校共通認識で取り扱うよう、学校と共有をしているところであります。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

続きまして、③令和6年度より交付されている「児童育成支援拠点事業」の概要についてお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

国では、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況などを踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、虐待リスクを早期予防する観点から、令和6年度より児童育成支援拠点事業を法定事業として実施しております。お尋ねの事業概要につきましては、児童育成支援拠点事業は養育環境などに問題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭

が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することで、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るとしております。

○（9番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

この児童育成支援拠点事業は、まだ聞きなれない事業内容だと思うのですが、国のほうで3分の1、県で3分の1、市町村で3分の1予算を出し合って、子どもたちの居場所づくりをしようということで、ぜひ今後研究をしてほしいのですが、その流れもありまして、次の④ですね。

④豊見城中校区の児童館開設に向けた検討状況についてお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つであり、児童に健全な学びを与え、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした重要な施設として位置づけられております。豊見城市子ども・子育て支援事業計画においても、中高校生の居場所の一つとして児童館を活用し、青少年の健全な育成を図ることとされており、豊見城中校区への児童館の整備につきましては、これまでも市有地の活用を想定した整備、児童発達支援センターなども含めた複合施設としての整備など、検討されてきたところであります。新たな児童館の整備につきましては、他の公共施設などとの複合化、既存施設等の活用を含めて、また他の自治体における先進

事例も参考に、児童館の在り方も含めた建設に向け、調査検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

確認ですが、字上田にあります、市に寄贈されている大城家、病院跡地ですね。そこも500坪ぐらいの広い土地であります、段差もあったり、いろいろな状況があつて、そこを児童館と望む声もあつたのですが、いろいろ調整する中で駐車場確保の問題であつたり、また集落内にある、生活道路内にあるという中でちょっと厳しいという声もありましたけれども、そこで確認ですが、豊見城市子ども・子育て支援事業計画が、次年度から第3期目がスタートすると思いますが、これまで同様に、その大城家とかを除いてでも、豊見城中学校区域に児童館開設ということに向けて、しっかりと取り組むような考えがあるのかお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在3期の子ども・子育て支援事業計画の策定に向け取り組んでいるところであります。児童館を含めた子どもの居場所づくりについての重要性は認識をしているところでありますので、3期の子ども・子育て支援事業計画においても、子どもの居場所づくりについての支援対策についてしっかりと位置づけ、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。本当に待ち望んでいるところでありますが、私は大城家は厳しいという話の中で、担当課ともいろいろ意見交換もしますし、地域の方々ともこれまで意見交換する中で、幾つかの提言とを市長

にもお聞きしたいのですが、市長の肝煎りで旧役所庁舎跡地には防災機能がついた駐車場が整備されます。そこも複合型の学童施設とかができるのではないかなというふうな思いを持った方々もいましたし、私としてもそういうのが可能性としてあったらいいというふうな思っていました。しかし、そこは、まずは中心地には車を止めるところもないし、もちろん職員、市民、また役所に来られる方も駐車場が足りないということがありますので、それはそれで致し方ない中、街のにぎわいとして商業施設も来るということで、それは全然推し進めていくべきだと思っています。しかしながら、例えば今高安に車を止めている役所の職員たちも、そこにもし駐車場ができれば、多分移ってくると思いますし、上田保育所跡地も四十数台の車が止まっていますけれども、そこも空いていきます。そこで、まだ何も決まっていないときは、私も地域選出の議員として、あの場所は子どもたちがラジオ体操もするし、また地域のお祭りに市長も呼ばれて、私も呼ばれて一緒に行ったりしますけれども、例えば今度もありますが、新春餅つき大会だったり、夏祭りだったり、防災訓練だったり、様々な形で地域の方が利用されている場所を、そこがなくなってしまうのは本当に大変困ることではあるのですが、あの跡地を、視点を変えて整備ができないかと思っています。1階等は下駄ばきとかにするようにして、地域の方が憩えて、2階、3階、4階、5階と高度利用しながら、豊見城中学校区域の児童館が入れるような施設ということで、どういう施設がいいのかということ考えたときに、よく本土とかではありますし、那覇市にもあります。カルチャースクール、例えばウエル・カルチャースクールみたいな

地域の方々が習い事だったり、いろいろなセミナーだったり、健康づくりだったり、そういうことで昼間は主婦だったり、高齢者の方が気軽に利用できて、子どもたちはその一角にでも児童館がしっかりあれば、先ほど言った児童育成支援拠点事業等を活用した事業者が、学校に行けない子を学校に行けるようにするための入り口として、そこでいつでも通えるようなそういうものを併設して、夕方以降は今学童でも、実際入りたくても入れない子どもたちがいっぱいいます。どちらかというと1年生と2年生が中心となっていて、満杯だったら3年生、4年生はおうちで見てねとなりますけれども、子どもたちの発達の状況によっては、まだ3年生、4年生でも本当は学童に行きたい、児童館に通いたいという方がいますので、学童的な役割、そして児童館的な役割をそこが果たせると考えております。

また、市長が進める、また教育長も進める英語教育とか、市内には学習塾とか書道教室とか、そろばん教室とか普通の塾とか、いっぱいありますけれども、今賃貸情報を見ても豊見城市内で事務所なんてほとんど探しても探し切れないような状況ですので、豊見城市で塾をしたくても諦めているという人がほとんどなんですね。そういうのを考えたときには、そこに市営ではなくても、PFIとかそういうのも活用しながら、カルチャースクール的なものを建設することで、事業者はもちろん収益が生まれますし、市民も朝から時間をずらして子どもたちの時間、放課後の時間、そういう形で市の中心部でそういうものに使えるのではないかとということで、すごく私はいいと思っています。また、新しく駐車場もできるわけですから、歩いて行ける距離で

すよね。そういう意味では、この駐車場も本当に生きてくると思うんです。そういうことを提言として言いたいのですが、市長の考えをお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今の宜保安孝議員からの提案は、非常にいいものだと思います。長嶺中学校校区、それから伊良波中学校校区、これから豊崎中学校校区はできるのですが、その2つには児童館があつて、豊見城中学校校区にはないということは、以前から課題だと思っていましたけれども、単体で箱とする児童館を整備するのは非常に負担も、これからそのランニングコストもかかっていく観点から大きいものがある、どのようにやっていけばいいのかというふうに思っていたのですが。だからこそ、民間活力だということも、これからの公共施設の運営の在り方というのは、やはり民間の皆さんの力を借りていくべきだろうとっている中で、宜保安孝議員からの提案でカルチャースクールなるものを入れたら、それこそ、子どもたちが学校に行っている時間については高齢者の皆さん、あるいは主婦の皆さんに活用していただく。それから放課後に関しては、児童館の機能も兼ね備えた、また学習塾もやっていけるというものを県外では民間の方がやっているという情報もいただきましたので、非常に考えとしては合致するものがあると思っていますので、これからもちろんどういう事業者がどういう展開をするかということも、調査研究にしなければならないと思うのですけれども、それを進めながら、今おっしゃるように市民にとってよかったという施設が考えられるのであれば、でもいかに、上田保育所の跡は今、上田山川自治会

の皆さんが利活用していたのですけれども、今お話を聞くと、自治会の皆さんも「ああ、そういうものであればいいんじゃないの」というお話であれば、いろいろな方との話し合いはもちろん、意見交換として重ねていく必要はあるのですが、それをもって目指すべき方向性を決めていけたらいいと思っています。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

自治会の総意というか、総会で決定したことではありませんので、ただ、いろいろな市民の方々と意見交換する中で、こういうものであればいいなという話もありました。また、市長、１月には餅つき大会に呼ばれているかもしれません。都合が合ったら行っていただいて、地域の方の声も聞いて、反映していただきたいと思っております。

続きまして、(4)紙おむつのリサイクルについてであります。

11月18日に会派城の風及び宮城恵議員と共に鹿児島県志布志市志布志町志布志2-1-1の志布志市役所において「使用済み紙おむつ再資源化事業」の視察を行いました。ぜひとも本市及び南部広域行政組合でも事業導入へ向けるべきだと考えますが、以下をお伺いします。

①本市の見解についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市の見解についてですが、紙おむつのリサイクルについては、焼却炉、処分場への負担減、CO₂排出量の削減、資源の有効利用など、環境に優しい取組だと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

この紙おむつのリサイクル事業については、本当にいろいろな市町村であったり、事務組

合から視察が来るらしいのですが、おむつを作っているユニ・チャームが全額出資をして、一緒に共同開発をして、平成28年から委員会を立ち上げて、取組をスタートして、令和6年7月から行っておりますけれども、本当にいい事業で、このリサイクルされたおむつをきれいに洗浄、そういう技術があるんですね。洗浄して、カットして、それを再度紙おむつにして、今九州圏内のイオンで販売をされているということで、今後も研究を重ねていく上では、逆にそういう連携できるような市町村があってもいいという声も聞きましたし、志布志市は豊見城市と違って、人口がどうしても減少している地域ですので、子どもたちも少ないし、特に高齢者は自分の家から紙おむつを出すのも恥ずかしいということで、利用される方はそれでも出しているのですけれども、特に事業者は力を入れているという話もありました。そこで私ども会派でもいろいろな質問をする中で意見があったのは、豊見城市においては子どもがとても多い、日本一子どもたちが多い地域ですから、保育園、保育所がいっぱいあります。やはり紙おむつの問題というのは大変で、そこに市町村が紙おむつ専用のボックスを準備してそこに入れてもらう。そして、事業者がそれを回収する。今は事業系のごみは、老人ホーム、そして保育園のおむつと一緒にいろいろなごみを集めてパッカー車に入れると、もう破裂して飛んでくるくらいすごいらしいんですね。そういうことを防ぐこともできますし、ごみを燃やすエネルギーというのもすごいらしいんですね。それを削減するということは、本当に環境にも優しいものではありませんけれども、ただ、豊見城市は、4、5年後に南部広域での処理場を計画する中では、ぜひ市長を先頭に

取り組んでいただきたいのですが、まず、②情報収集及び研究すべきと考えますが見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

鹿児島県志布志市をはじめ、環境省や先進地の取組など、情報収集を行いながら、本市の分別の現状やコスト面、また処分場などどのような効果が得られるかなど、費用対効果も含め調査研究をしてみたいと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

南部広域行政組合にて整備に取り組んでいる新炉建設の際に、紙おむつのリサイクルについて豊見城市から提案したらどうかと思っております。うちの議会からも、新垣繁人議員、瀬長宏議員の二人行かれていますし、市長もその事務組合の長として行っていますけれども、ぜひ豊見城市からの声として提案したらどうかと思いますが、市長の見解を含めてお伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今課題である紙おむつの件に関しては、城の風の会派と宮城恵議員と一緒に政務活動費を活用して行ったということでもありますので、すごく成果があったというふうに私も伺っています。それとは別に、事業者として紙おむつに関する、これからに向かっていくのは、もう国としてもこれを推し進めていますというこの事業者の紹介もありましたので、やっていかなければいけないものであろうというふうに思っている中で、今このタイミングで宜保安孝議員から提案いただいたことについては、非常に有意義なものだと思っています。

ますので、次なる南部広域行政組合のタイミングで、意見交換の場で、私のほうから理事の皆さんにお伝えをしていきたいと思っております。西原町が受け入れて新炉建設ができるようになったものではあるのですが、稼働が、今の調子でいくと令和19年なので、大分我々の糸豊清掃組合のところの炉についても延命措置をしないといけないということもありますので、この今のタイミングで提案を受けたのは非常に有意義だというふうに感じています。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

続きまして、(5)平和教育についてであります。

11月19日には、鹿児島県南九州市知覧特攻平和会館を訪れました。来年は、沖縄も日本も戦後80年となることを踏まえて、以下をお伺いします。

①平和会館のこれまでの活動や歴史的背景を市民へ広く伝えるための平和啓発イベントやパネル展、また、会館専属の語り部による講演会を開催できないかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市では、戦争の記憶を後世に伝え、市民一人一人が戦争の悲惨さと平和の尊さを考える機会になるよう、毎年慰霊の日や原爆投下の日に合わせて、黙禱の周知や市役所1階市民交流スペースにおいて、パネル展を開催しております。議員が視察された鹿児島県知覧特攻平和会館においては、遺品などの展示や語り部による講話、DVD映像上映などを通して、平和の大切さについて発信されていることを認識したところです。来年、戦後80年となることを踏まえ、例年開催しております沖縄戦を中心としたパネル展や企画展と合わ

せた形で、広く市民に平和の大切さを改めて考えていただけるような取組を検討してまいりたいと考えております。

○（９番）宜保安孝議員 一再質問一

ありがとうございます。

これまでも豊見城市役所等におきまして、例えば戦争の悲惨さを継承するためのパネル展、例えば原爆展だったり、そういうこともありました。しかしながら、この戦争のときに、沖縄の歴史教育、平和教育というのは、どちらかというと沖縄における戦争の歴史、それがメインとなっていて、なぜ戦争に突入することになっていったのかという、その辺の部分というのがなかなか薄いというふうに感じております。我々が資料館に訪れたとき、多くの修学旅行生が来られて、これまでもいっぱい来られているという話がありまして、その中で特に、どこかの政治の思想に偏った形の表現だったり、押しつけをするわけではなくて、実際どういうことが起きて、こういう戦争に突入せざるを得ないような状況になってきて、こういうことが起きたけれども、絶対にこういうことは二度と起こしてはいけませんということを示す会館でありましたので、ぜひこれは多くの子どもたちにも、市民にも周知していくことで、沖縄から外に出た子どもたちが沖縄のことしか知らないでは、何かの話をするとき、「俺は」とか、「俺たちは」とかという、そういうことだけの視点しかないと偏ってしまいます。やはり歴史の中に沖縄もあって、広島もあって、長崎もあって、沖縄を守るために特攻して行かざるを得なかった人たちが1,046名もいらっしやったということは、なかなか知られておりません。

また、沖縄本島に向けて爆撃をしようとし

ているアメリカの戦艦に対して、沖縄本島内からも20機突撃しているんですね。石垣からは31機、宮古からは10機。でもこういうことは沖縄の歴史学習で教えてもらえませんか、様々な資料館に行っても、そういうことは抜け落ちていきます。この知覧特攻隊、日本で一番多い439名、17歳から32歳、平均年齢21.6歳の若者が、競争倍率40倍の狭き門を突破して船乗りになって、日本を守りたいということになったのですけれども、戦況が悪化して体当たりをせざるを得なかったというこの悲しい歴史も、しっかりと学ぶこと、そういう必要性があると思っております。

そして、補足ではありますが、長崎県からは18校の小中学校が修学旅行に行っています。視察にですね。広島県からも24校、もちろん宮崎県、鹿児島県、近いところではほとんどの学校が行っていますけれども、沖縄県だけは1校だけなんです。1校だけしかそういう学びをしていないということも、これも少し課題があるというふうに感じました。そんな中、語り部の方が沖縄に来ることによって、資料も含めて、語り部に関しては自分たちが行きますと言っていますので、これは質問ではありません。提言として、ぜひ次年度の80周年事業に向けて予算化できないかということも検討していただきたいと思っております。

時間がいないので、これで終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時21分）

再 開（11時30分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 議長 外間 剛

次に、川満玄治議員の質問を許します。

○（10番）川満玄治議員 一登壇一

会派城の風、川満玄治、通告に従い、一般質問をしていきたいと思ひます。今日はかなりてんこ盛りの内容で頑張っていきますので、またよろしくお祈ひします。

（4）から行きたいと思ひます。口腔衛生条例について進捗状況について伺いたいと思ひます。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

現在、口腔衛生条例につきましては、歯科保健に関する庁内関連部署と意見交換を行っており、その中で本市の子どもから大人までの虫歯の現状や沖縄県全体の8020の現状など、本市は全国と比べてまだまだ開きがあり、健康寿命を延伸させるためにも改善しなければならない課題があることから、全世代に対し、歯科口腔保健の施策を推進するために条例制定が必要であると考えており、今後条例制定に向けて具体的に進めていくところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

条例制定に向けて具体的に進めていくというご答弁をいただき、大変心強く思っております。

豊見城市は、健康寿命の延伸に向けて、歯科口腔保健の充実が重要であることは言うまでもありませんが、全国と比較しても課題が大きい現状を踏まえて、しっかりと市民の健康を守るために早急な対応が求められると私は思っております。また、特に市内の小中学

校では、フッ化洗口の導入を求める声も日に日に高まっており、こうした取組は、虫歯予防や健康意識の向上に大きく寄与するものと考えております。また、子どもから高齢者まで全世代を対象にした施策を条例に盛り込むことで、また市全体で歯と口腔の健康を推進できると私は確信しておりますので、ぜひお願いしたいと思ひます。この条例は、市民一人一人の生活の質を向上させるだけでなく、医療費削減や地域社会の活性化にもつながる重要な取組だと認識しております。ぜひ早期に具体的な内容を詰めて、全世帯が恩恵を受けられる形での制定を強くお願いしたいと思っております。

続きまして、（2）教育行政について。

①不登校対策について伺いたいと思ひます。

（ア）市における不登校の現状と課題について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これまでの本市の不登校児童生徒数からお答えしたいと思います。令和元年度、小学生57名、中学生85名、合計142名となっております。令和2年度、小学生56名、中学生96名、合計152名。令和3年度、小学生70名、中学生117名、合計187名。令和4年度、小学生87名、中学生152名、合計239名。令和5年度、小学生133名、中学生207名、合計340名となっております。

過去5年間の不登校の要因といたしましては、小中学校とも無気力、不安が最多で、次に学業不振、生活リズムの乱れ、親子の関わりとなっているところでございます。また、課題につきましては、不登校態様が多岐にわたっていることや、無気力、不安等の原因がつかみにくいことから、これまでの対策だけ

では対応が厳しいことが挙げられると思います。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

この5年間で生徒数が約2.4倍、本当にこれは大変な問題だと私は考えております。

そこで再質問をしたいです。先ほど言っていた無気力、不安が最多の要因とされておりますが、無気力や不安に特化した支援の具体的施策は、現在どの程度まで進んでいるのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

無気力、不安、先ほどお答えいたしましたとおり、その実態について把握することは、児童生徒個々人の状況が異なっておりますので、先ほどの宜保安孝議員への教育長からの答弁にもありましたとおり、各児童生徒の状況を調べて、その分析を深く行ってまいりの中で対策を考えていきたいと思っております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

特に中学生の不登校率が高いことを踏まえて、その中学生における支援強化の対策として、カリキュラムの柔軟性を求めるか、柔軟化ですね。また、新しい教育モデル。本格的にオンライン授業の導入などを検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

ご指摘のところは、非常に有効な手立てだというふうに理解しております。しかしながら、義務教育におきましては、学習指導要領に基づいた学習が求められているところも事実であります。ただ、実現可能な方向性としたしましては、GIGAスクールで今1人1台体制の端末の整備をしておりますので、その中でオンライン授業、学校に来られない児

童生徒につきましては、オンラインでの授業実施も含めた柔軟な授業展開は実施可能であるものと考えているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

今おっしゃっていることも、全くそのとおりだとは思いますが、本当に職員の皆様も教育委員会の皆様も頑張っていることは、私も重々、日頃から見っておりますので分かります。しかし、頑張っているのですが、これは全国でも本当に同じ推移で上っているとは思いますが、令和元年度からなのですが、2.4倍と言ったのですが、令和4年度から令和5年度にかけてというともう100人以上増えているという形で、これは本当に早急に手立てをやらなければならない。正直な話、今までの手立てが有効じゃないというのが、もう見て明らかに取れるのですが、その件に関しては、市としてどう考えておりますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

この課題につきましては、早急に取り組む必要があるものだと考えております。これまでの状況と異なってきているということで申し上げますと、社会情勢としてこれまでのコロナ禍の影響はすごく大きかっただろうと。また、児童生徒のスマホ等の普及ですね。あと、生活リズムの乱れ、その他いろいろな要因。あと、家庭や本人や学校、魅力ある学校づくりになっているのかどうかも含めて、いろいろな要因が重なって、このようなことが起こって増につながっているものだと考えております。そこをまず分析をした上で、取り組めるところから着実に不登校対策については取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

今までのやり方では通用しない世の中になってきていると思いますので、ぜひその辺は早急に、もう待ったなしということで考えていただければと思います。

続きまして、(イ)市内小中学校での不登校対策の強化について伺いたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時38分)

再 開 (11時38分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

不登校の対策につきましては、児童生徒が安心して通えるために、魅力ある学校づくりを推進いたしまして、支持的風土の醸成や自己肯定感の育成の取組を、教育委員会としては学校に指導助言をしているところでございます。これまでの不登校対策といたしましては、先ほども答弁いたしましたが、登校支援員やスクールソーシャルワーカー、校内自立支援員、また学習支援員の配置のほか、学校と連携し、市適応指導教室の「とよむ教室」においての受入れですね。そのほかにもQ Uテストの実施、またフリースクール等に通うような児童生徒につきましては、出席の取扱いについて柔軟な取扱いにするよう、学校等には共通理解をしながら進めているところでございます。

今後の不登校対策といたしましては、これまでの対策に加えまして、学校と連携し、対象児童生徒一人一人の不登校となった原因分析を積み重ねていくことが、まず必要であるものと考えております。また、新たに次年度に向けて4つの施策を検討しているところで

ございます。1点目に、現在小学校に配置している学力向上推進補助員の業務内容を見直し、登校渋りのある児童を個別教室で学習支援できる体制の整備を検討しております。2点目に、学校に登校できていない児童生徒に対しまして、オンラインで対話や支援ができるよう、不登校対策支援員を教育委員会に配置することを検討していきたいと考えております。3点目に、不登校対策先進県である秋田県や福島県などでは、支持的風土の醸成が成果を上げていることから、より実践的な活動につなげるよう専門家を招いて、教職員を対象とした研修を行ってまいりたいと考えております。4点目に、現在年2回Q Uテストを実施しているというふうにお答えいたしましたが、そのうち1回をハイパーQ Uに切り替えたいと考えております。ハイパーQ Uテストでは日常の行動を把握できることから、不登校予防策としても効果的であると考えているところでございます。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

先ほど宜保安考議員にも話していた答へと、また新たに4つの施策ということでお聞きしまして期待をしておりますが、先ほど言っていたように、不登校の理由というのは要因が多々あるものですから、私はそれではまだ足りないのかと思っております。ちょっと調整もしたのですが、課や班の設置等もということで考えたのですが、ちょっと難しそうなので、市長部局も交えた不登校対策プロジェクトチームを立ち上げる考えはないか伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

川満玄治議員のご提案、非常に有意義なものだというふうに考えております。しかしな

がら、現在でも市長部局とは要保護児童対策地域協議会等も通して、児童生徒の支援については一緒に取り組んでいるところでございます。今後児童生徒の不登校対策を進める中で、必要に応じてプロジェクトチームを結成し、的確に対応できるような体制を整えていくことは、積極的な検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

ありがとうございます。その積極的な検討をぜひお願いしたいです。本当に増え方が異常です。このような増え方をしていると本当に大変だと思いますから、ぜひプロジェクトチームは絶対やるべきだと思っておりますので、よろしくお願いします。

（ウ）不登校の予防と早期対応についてお願いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

不登校の予防と早期対応につきましては、沖縄県教育委員会から出されております「不登校児童生徒への支援の手引き」を参考に、児童生徒が安心して通える魅力ある学校づくりを推進いたしまして、支持的風土の醸成や自己肯定感の育成に取り組むことで、不登校の予防を行っているところでございます。また、休み始めから校内ケース会議を開催いたしまして、チーム学校で支援計画を策定し対応していくことで、組織的な早期発見、早期対応を図ってきております。さらに、全小中学校の児童生徒に対して、年2回、QUTテストを行い、学級での満足度をアンケートから確認し、不登校の早期発見にもつなげているところでございます。今後につきましては、学校と連携し、対象児童生徒一人一人の不登校となった原因分析を積み重ねていくことが

まず必要でありまして、そこからきちんと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

いろいろ本当に頑張っているなと思います。

そこで聞きたいのですが、不登校児童生徒の保護者に対して、市としてはどのような対応をしているか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育委員会といたしましても、学校に対し不登校児童生徒の自立に向けた支援などについて丁寧な保護者の相談を受けていくよう、指導助言をしているほか、学校に通うことが困難な児童生徒に関しましては、市適応指導教室と相談し、支援していくよう指導しているところでございます。また、全国ウェブカウンセリング協会認定不登校アドバイザーであります高宮城先生を招いて、スマホによる生活リズムの乱れを取り上げた講演会をオンラインで配信するなど、取組を進めているところでございます。また、教育長就任後も不登校の親御さんとの対話に、教育長自ら出向いて状況を把握するなど、そういうソフトの取組を含めて取り組んできているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

分かりました。不登校児童生徒の保護者に対しては、結構取り組んでいるということですので。

今後増えることの予防策として、私は一般保護者向けの支援についても検討していただけないかと思って、不登校は子ども本人だけではなくて、家庭全体に大きな影響を及ぼす問題だと思います。その一方、多くの保護者は、自分の子どもが不登校になる可能性を具

体的に想像していなかったり、不登校が始まった際にどのように対応すればいいかわからず、戸惑いを抱えるケースも少なくないと思っております。

そこで伺いますが、不登校を未然に防ぐための情報提供や、実際に不登校になった場合に保護者が取るべき具体的な行動について、市として一般保護者向けの支援や啓蒙活動を行う計画はありますでしょうか。不登校の早期兆候の見分け方や家庭でできるサポート方法を伝える保護者向けの講座やパンフレットの配布、また相談窓口の周知徹底などが考えられます。こうした取組を通じて、保護者が不登校という問題に対し、正しい知識を持ち、冷静に対応できるようにすることが重要だと考えますが、市の考えをお聞かせ願えますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

川満玄治議員のご指摘は、全くそのとおりだと考えております。今、実は教育委員会の弱いところは、保護者に対して直接語りかけるツールをあまり持っていないということです。学校を通していろいろな活動をしておりますが、その中でも不登校児童生徒が増えていくという現状の中で、教育委員会としましては、生涯学習振興課が所管しております家庭教育、また学校を通していろいろな情報の提供を含めて取り組むということを考えておりますが、今ご指摘の保護者が戸惑うことも含めて、それに対して具体的な対応に関するマニュアルや情報提供につきましては、今後どのような形で実施が可能か、検討を進めてまいりたいと思っております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

すみません、なかなか答弁調整でできない質問もしっかり答えられる。すごいですね。

ありがとうございます。

では、再質問をしていきたいと思います。

最近、学校教育法で定められていないフリースクール等の案内等を目にすることがありますが、安易にそこに通わせる保護者が増えると学校崩壊につながりかねない。憲法第4条では、「国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う」とされている。フリースクールに通わせる保護者は、義務を負っているのか伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

かなり難しい問題になってまいりますが、ご指摘のとおり、日本国憲法の中では憲法第26条において、教育を受けさせる義務等について定められているというふうに理解しております。ただ、ここで重要なことは、義務があるから学校に通わせるということではなくて、子どもたちが安心して学校に通えるような環境や家庭環境をつくって更新していくことが重要なことだろうと考えております。考えるべきことは、その子どもにとって最善の利益になることを主眼に置いて、この問題について取り組むべきだと考えております。当然一条校であります市立の小中学校に通っていただきたいということは本音であります。ただ、一方では通えないという状況があることも了知しておりますので、そこをどのように保護者の方と話し合いをしながら、また子どもたちの状況を見取りながら、学校へ通えるような環境をつくっていくかということについて、努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

では、少し再質問をさせていただきます。

学校の存在意義について伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

これはすごく大きなお話ではありますがけれども、まず触れておきたいことは、教育基本法の中で教育の目的というのがあります。読み上げさせていただきます。

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」、これが教育の意義ということになっております。当然そのために学校が設置されているというふうに考えております。そういう意味では、そういう目的を達成するために、学校が設置されているものと考えているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

正直、私は学校第一主義だと思っております。フリースクールというのは、あくまでも一時的にということ考えるものだと思います。フリースクールの通学を検討する保護者にとって、やはりいろいろな理由で不登校というのはあるものですから、不登校の子どもたちにとって、フリースクールという選択肢があるということは、一定の救済策として意味があると思っております。しかし、学校とフリースクールは、先ほども言ったように根本的に目的や機能が異なると私は思っております。学校は、学習を通じて知識を得る場であると同時に、社会性や協調性を育み、将来の自立した生活に必要な力を身に付ける場だと思っております。特に、先生や友人との関わりを通して、喜びや葛藤を経験しながら成長していくという、大切な役割を学校は果たしていると思います。一方で、フリースクールはそのような全体的な教育を十分に担って

いるとは言えないと私は考えております。フリースクールが子どもたちに一時的な居場所を提供して、心の安定を支えることはありますが、それが長期的に子どもたちの社会的自立や将来の選択肢の幅を広げるかというと、私は必ずしもそうではないと考えております。やはり学校に通わせない選択を繰り返すことで、学びの遅れや社会性の欠如といった課題が蓄積されるリスクもあると思います。ですから私は、あくまで子どもたちは学校に戻ることを第一の目標とし、不登校の子どもたちが学校に安心して通える環境を整えることが最優先だと考えております。フリースクールを活用する場合は、あくまで一時的な措置として捉え、学校への復帰を目指した支援を続けていく必要があると私は思っております。教育現場や保護者が学校が第一という価値観をしっかりと共有して、不登校の子どもたちを全力で支える体制をつくるのが、私たち大人の責務だと私は考えております。ぜひ豊見城市もそのような考えの下にやっていただければ、私は幸いかと思っております。

では、再質問をさせていただきます。

今後不登校児童生徒が増加することによる教育現場への影響や、家庭や親への影響をどう考えるか伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

予測がかなり難しいお話ではございますが、まず児童生徒につきましては、不登校が増加するということは、学ぶ機会を損なうことになるということが一番大きな課題だというふうに考えております。また、保護者につきましては、それに伴っていろいろなご心配やご心労もあるでしょうし、またフリースクール

に通うとなりますと、本来は義務教育は無償で行われるべきところではありますが、当然フリースクールに関しますと、通学に関する費用も出てくると。経済的な負担についても課題になってくるだろうと思っております。また、学校におきましては、不登校児童生徒が増えることに伴って、そういう児童生徒に個別具体的な対応をしていくということは、間接的には学校の業務の負担にはなってくると思います。ただ、一番大事なことは、その不登校になっている子どもたちにどうつながって、学びの機会が損なわれないような状況をつくり出すかということだと思っております。それが最終的に学校に登校することであるならば、教育委員会としては望外の喜びではありますが、その間、いろいろな手立てをしながら、学びを止めないような形で取り組んでまいりたいと考えているところです。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

ありがとうございます。本当にそうなんですよね。子どもたちがいかに学校に通えるか。もう単純明快なのですが、魅力ある学校づくりが一番かと思っております。行きたくなる学校をどうやればつくれるか。そこだと思えます。不登校の理由は多岐にわたるので、全部が全部当てはまるかは分からないのですが、その理由の一番多い順から、しっかりと問題解決することが大事だと思っております。今言った影響というのは、その他ひきこもりの増加やニートの増加によって、大きくなのですが、労働力不足、また地域活動にも参加できない人が増えて、地域コミュニティの弱体化にもつながりかねないと思っております。様々な問題が増えることで、自治体に係る支援策や、また助成の増大等も今後懸念されると思っております。

そこで教育委員会は、不登校対策を最重要施策として捉える必要があると思いますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えいたします。

教育委員会として、不登校対策は最重要施策として取り組むべき喫緊の課題であると考えております。そして、議員がおっしゃるように不登校が、もしひきこもって社会と断絶した場合には、もう大変な問題だと捉えておりまして、ですから、子どもたちの個々の要因を探ることが大事だと思っております。そして、いろいろな体験をさせてあげる。社会とつなげてあげる。そして、学びを止めないということを最優先に支援していきたいと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

ありがとうございます。これは教育長だけではないと思っておりますので、これはぜひ豊見城市全体で考えてほしいので、市長としても考え等をお聞かせ願えますか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今課題となっている不登校の増加、非常に著しく増えていることについては、教育委員会とともに市としても問題だと思っておりますので、今教育長と、それから教育部長と話したとおりの内容、具体的なことは、まさに私たちも調整をしてこの議会に挑んでおりますので、同意見ではあります。教育がどうあるべきかということは、やはり重要なところの視点でありますから、私たちは子どもが多く住み育つ街としても全国的に発信しているところもありますので、社会に出たときに彼らが自立自走していくことの基礎を教育の中でつくっていく必要があると思っております。

で、そんな形成をしていく学校に来られない子どもたちが多くなっていくというのは、やはり解消していかないといけない。でも、今の中身においては、非常に複雑な内容が入り組んでいます。それをひもといていく必要があると思いますので、教育委員会とともに連携をして、どう解決策を生み出していけるかというのを続けていきたいと思っています。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

市長、7,000人近くいる豊見城市の子どもの350人、約5%です。昔もよく言ったのが、携帯も5%から一気にボンッと上がっていくとか、そういうことがよく聞こえるのですが、この5%という数字を超えてくるというのは、非常に重要なパーセンテージだと思っていますので、これは今すぐにも本当に動かないといけない問題だと私は認識しております。

続きまして、現在の不登校対策に係る予算について伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現在、不登校対策と取り組んでいる登校支援員の配置、スクールソーシャルワーカーの配置、校内自立支援員の配置、学習支援員、心の教室相談員、とよむ教室の運営費、QUテストの実施を合計いたしますと、約5,005万円の費用がかかっているものと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

来年度、新たに実施を検討している事業費は幾らか伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの増員、不登校児童生徒支援補助員の配置、ハイパーQUテストの実施、教育講演会の実施を合計いた

しますと、約800万円の増額が必要になるものと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

ぜひ財政課のほうに要望したいのですが、子どもが学校へ行く行かないの問題ではなく、先ほど申し上げたとおり、これは大きな社会問題となっていくことが……、既にもう今なっているのかと思います。本当に今手を打たないといけないと思い、教育委員会も最重要課題と捉えているということです。ぜひ市長部局のほうも不登校対策に係る予算は、しっかり市全体で課題解決につながるものとして、多大なる配慮をお願いしたいと思っております。

(エ)に行きたかったのですが、ちょっと時間がないので、(エ)はまた次回ということでやりたいと思います。本当に不登校対策は待ったなしでやっていかないと、実際今のやり方でも効果が出ていない現状があるので、そこはお願いしたいと思います。

この問題を解決するためには、先ほど言った市長部局や福祉関連部署、また保護者代表、専門家を交えた不登校対策の問題対策プロジェクトチームを設置して、全庁的な体制で原因の分析や、また支援策の強化に取り組むべきだと思いますので、市全体で一丸となって問題に対応し、早急な設置を強く要望したいと思っております。

続きまして、②コミュニティースクールについて。

(ア)コミュニティースクール導入の目的と期待される効果について伺いたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市がコミュニティースクールを導入する目的につきましては、近年子どもたちを取り巻

く環境や学校が抱える課題は、複雑化・多様化し、学校と地域の連携、協働の重要性は高まっており、その課題解決、子どもたちの豊かな成長のためには社会総がかりでの教育が不可欠となっております。そこで、学校と地域住民等が協働して学校の運営に取り組むことができるコミュニティスクールは、それを実現可能とする仕組みの一つとして有効であると考え、令和6年度より、市内全小中学校で導入しております。

期待される効果につきましては、主に保護者、地域住民等も子どもたちの教育の当事者となり、積極的に子どもへの教育に関わるようになることで、子どもたちの学びや体験の充実、学校への協力体制の充実、地域住民、保護者間の人間関係の構築、自治会、子ども会等、各種団体の活性化、地域の防災・防犯体制の構築等が挙げられるものと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

（イ）運営体制と地域連携の現状について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

運営体制につきましては、各学校により様々ではありますが、基本学校側とコミュニティスクール委員は対等な立場であり、既に体制が望ましい形で進んでいる学校もございますが、将来的には学校主導の体制ではなく、全員同じように運営をリードしていく体制へ近づけていきたいと考えているところでございます。地域連携の現状につきましては、各学校によりテーマや目指す学校づくりが様々であり、それに伴い、地域連携の状況も異なっております。ある学校では、学校の立地状況から防災型コミュニティスクールを取り

組んでいるところもありますし、その中では校区内の自治会長やPTA、防災の専門家等で委員を構成し、地域と学校で共通のテーマを共有し、様々な取組を協働実践している理想的な例もあるものと理解しております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

（ウ）導入の成果と課題について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

コミュニティスクールの成果と課題につきましては、年度途中ではありますが、前半を終えた9月に、現時点の成果と課題を整理しております。成果といたしましては、「地域主導での運営ができている」また、「委員が積極的に学校を支援する姿勢を感じた」また、「地域を知ることができた」「活発な議論が展開されている」「人材活用の協力体制の構築ができた」等が挙げられております。課題や意見につきましては、コミュニティスクールの理解、啓発、重複する委員の負担、学校の好事例の共有、地域連携室の設置、中学校区での協議会設置、学校に依存しない協議会運営体制の強化、今後の展望の提示等が挙げられているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

（エ）今後の支援策と展望について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今後の支援策につきましては、各学校や地域の方々から要望や意見等を踏まえまして、コミュニティスクールの理解促進に向け、市広報紙、ホームページ等を活用した周知、広報活動、コミュニティスクール委員や学校職員、保護者、地域の方々に対する研修会の実施、また実際に協議を運営していく学校に対する協議会回数の増や活動に関連する予算面

について検討してまいります。コミュニティスクールの展望につきましては、学校は地域とともにある存在であることを共通理解し、学校と地域が目標やビジョンを共有しながら、地域と一体となって特色ある学校づくりを推進できる持続可能な組織の構築を目指してまいりますと考えているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

今後コミュニティスクールの協議会の回数を増やす考えはあるか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

コミュニティスクールの各学校の協議会の回数につきましては、先行して実施していた自治体を参考に、本市においても年間5回としております。今年度も各学校からの成果と課題、要望等を確認し、必要に応じ、増やすことについて検討をしてまいりたいと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

すみません、5回というのは、私は少ないと思っていまして、PTAの定例会でも年に12回あるんですね。それより重要なコミュニティスクール協議会が5回というのは、かなり少ないと思うんです。ただ、これは1回幾らという報酬がつくとは思いますが、そういうやり方ではなくて、年に幾らとかそういう報酬の在り方を検討することはできないでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員もご指摘のとおり、このようなご意見については現場からも寄せられておりますので、どのように可能かということについては、検討を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

そうですね、5回というのはあり得なくて、実際そういう方たちというのは、かなり地域やほかにも、教育に対しても熱い思いがあるので、正直、多分それ以外にもやると思います。ですが、その規定とか、そういうものがあるのでやらないといけないという事情も分かるのですが、私としては5回とかそういう回数で決めるのではなくて、年に幾らという形でやったほうが、みんなも行きやすいと思います。学校も組みやすいと思います。気軽に呼びやすいと思いますので、よろしくお願いします。

再質問をしたいと思います。

コミュニティスクールにおける活動費をつける予定はあるか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

コミュニティスクールの運営につきましては、各学校の予算の中で整理がされているというふうに考えております。今課題の中にもありましたとおり、今後学校主体ではなくて、コミュニティスクール自体として運営できるような形になるのであれば、今後その活動費も含めた検討が必要であるものと考えているところでございます。

○（10番）川満玄治議員 一再質問ー

今後どの地域でも、コミュニティスクールがかなり活性化していくと思います。そうなると、活動費というのがどうしても必要になってくると思いますので、ぜひそちらは要望があれば検討していただければと思います。

再質問に行きたいと思います。

実際に各校の協議会の状況を把握するため、教育委員会の職員がしっかり協議会にも参加する考えはないか、お聞きしたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かに現場に出向いて、いろいろな状況を把握することは、教育委員会としては必要なことだろうと考えております。ただ、全校に職員を派遣して、これを把握していくということは、非常に現実的ではないものと考えております。必要に応じ、指導主事等の助言等、視察も含めながら実態把握に努めるとともに、コミュニティスクールの中で、やはり始めたばかりでありますので、課題等もあると思います。そこを踏まえながら改善できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

これは先ほど言っていた不登校ともいろいろ関わってくる。かなりコミュニティスクールの問題として不登校の問題が各校でも取り上げられているので、そういう面からも、私は教育委員会もしっかりと、毎回行くというのは本当に大変だと思いますので、年に1回でも2回でもいいので、ぜひそういうところに顔を出して、現場の雰囲気、また状況、そういう保護者の思い、熱さ、地域のよさ、そういうものを感じられるのは、やはり出向くことが必要だと思っております。報告書だけではなく、やはり出向いて、その現場の空気を味わっていただきたいと思います。

次に、(1)若者就業支援と貧困対策について伺いたいと思います。

①市における若者就業支援施策の現状の課題について伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

若者の就業支援に関しては、中学校や高校を卒業し、または高校を中退するなど、教育機関とのつながりが消えると、行政がその情

報を把握しにくくなり、支援が行き届きにくくなるという課題があると言われております。進路が決まらないまま学校を中退などした若者の場合、その後、年齢を重ねてもなかなか無業の状態から抜け出しにくいという実態があります。現在市では、これらの若年無業者などへの就労支援として、国が実施している地域若者サポートステーション、通称サポステの事業を、庁舎内にありますふるさとハローワークにて実施し、国と共同で若年無業者等と、その家族の方々の就労相談を行っております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

②に行きたいと思います。②貧困世帯への支援強化策について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

本市におきましては、市役所内にパーソナルサポートセンターを設置し、生活に困り事や不安を抱えている方からの相談を受けて、どのような支援が必要なのか一緒に考え、自立に向けた支援を行う生活困窮者自立相談支援事業を実施しております。また、沖縄県と4市、沖縄市、うるま市、浦添市、豊見城市の共同で実施しております生活困窮者就労準備支援事業としまして、沖縄県労働者福祉基金協議会へ委託し、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上を図る上で、適宜自立相談支援機関と情報を共有し、連携した支援を行っております。

○（10番）川満玄治議員 一再質問一

今度は③に行きたいと思います。③若者の就業支援や貧困世帯に関する他市町村の事例を踏まえた施策導入について。

(ア)他市町村の事例と成果について伺いた

いと思います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

沖縄産業開発青年協会において実施している技能資格取得の教育訓練費用を補助している県内自治体の令和5年度の実績としまして、うるま市9名、沖縄市5名、浦添市1名であることを確認しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

各市の補助している実績を聞いたのですが、この方たちの就職状況について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

同事業を導入している市のほうでは、学校卒業後の追跡調査も行っておりまして、確認したところ、うるま市9名、沖縄市5名、浦添市1名の全ての皆様が就労につながったというところを確認しております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

ほぼ就職率100%ということで、すごい好事例だと思います。

(イ) 豊見城市での導入について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

本市におきまして、沖縄産業開発青年協会において実施している技能資格取得の教育訓練費用に係る補助事業は実施しておりませんが、他市町村においては、若者の雇用拡大、また経済的に困窮する若者に対し、訓練費用の全額、または半額を補助し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、失業率の改善を図ることを目的として実施しております。本市においても、今後関係各課と協議した上で、事業実施が可能かどうか、調整を図っていきたいと考えております。

○ (10番) 川満玄治議員 一再質問一

これは私も少し調べたら、本当にすごい事業だと思ひまして、実際こうやって各市がやっていますので、ぜひ豊見城市もそこに向けて動いてほしいのですが、やはり一番の問題は、予算の面で問題が出てくると思いますが、うるま市ではふるさと納税を活用したりして、うるま市若者の就業支援プログラム事業等を実施しております。そういう予算もぜひふるさと納税で、例えば若者支援なのか、貧困世帯対策とかという形でもう1項目……。6項目でしたか、ふるさと納税はあったと思いますが、その中に設けるなりして、しっかりその辺は予算化をしていただき、貧困対策と若者の就業支援、それをやることによって失業率が改善されることも含めて、今後市に訴えかけていきたいと思ひますので、ぜひ市長、検討をしていただいて、もし貧困の方がこちらを受けて、終わった後に企業に就職する。これはとても有利な条件で行けるんです。特にこれはドローンの資格も取れるということで、今、本当に引く手あまたでみんな応募しております。ですから、これは先ほどの不登校とも、いろいろ関わってくると思ひますので、ぜひそういうことも全庁的に考えていただいて、検討していただければと思ひます。

以上で一般質問を終わりたいと思ひます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時13分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 議長 外間 剛

次に、大田善裕議員の質問を許します。

○（17番）大田善裕議員 ー登壇ー

皆さん、こんにちは。ご承知のとおり、今議会から新会派を立ち上げさせていただきました。名前の由来は、この間市長室にもお尋ねしましてご説明しましたが、理論、あと理想、そういうものの理ですね、それでもって政をなすということで理政会という名前を、少し恐れ多いのですが、名前をつけさせていただきましたので、外間議長含め議員各位、そして徳元市長はじめ職員各位の、今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いをしたいと思います。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。今回は2項目、その中でも道路行政について、多く質問を割かせていただきました。

ご承知のとおり、道路はまちづくり、体に置き換えれば、私は血管であると。これは私だけじゃなくて、そうやって例えてそういうことを言うことはよくあると思いますが。血が通うか、そうではないか。また、血管が通るか通らないかで、その地域が今後発展するか否か、それに大きく影響してくるものだというふうに理解をしています。そういう中で中心的なのは、私が主に活動しています、西部地域を中心とした道路行政の質問になりますが、そのことにつきまして質問をさせていただきますと思います。

それでは、(1)道路行政について。

①土砂崩れの危険性を考慮し、市民生活を守る観点から市道442号線（字翁長旧おなが園付近）の一部通行止めを検討すべきだと思います。

これは先日、私議員一人の考えではあるのですが、翁長自治会の自治会長、そして役員の皆さん、そして以前議員をされた赤嶺勝正さんにも現場にいらしていただいて、その考えを伝えました。そうすると、自治会長を含め、また赤嶺勝正さんも含め、通行止めをすると困ると。大勢の地域の皆さんが、生活に必要な道路であると。そういう考えを受けました。しかしながら私は、あえてその場でも、今日もですね、通行止めが必要であるということを出張しています。それには、やはり現場に行けば分かるのですが、今ちょうど糸満市から南部徳洲会病院に行く道路の橋の手前に、大きな土のうを何百個も積んで、その土砂崩れを防ぐために歩道なども全部通行止めをして、大掛かりな土砂崩れの防止策をやっています。その現場を見る限りでも、明らかに旧おなが園のある土砂のほう勾配もきつければ、その土砂の量、そして今の状況ですね。通行止めをしてでも、安全を最優先に確保しなければいけないという認識に立っての質問ですので、この通行止めについて、私は真剣に、当局としては打ち出すべきだというふうに理解をしています。当局のご見解をお願いしたいと思います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道442号線につきましては、一部石積みの膨らみがあることを確認していることから、週に1回程度パトロールを実施し、注視しているところでございます。また、大雨や台風時においては、重要箇所として現場を確認しており、土砂崩れ等の災害が起きてないか、随時点検しております。

市道442号線の対策としまして、令和4年度においては、民地側のり面部分の表土が一部流出したことから、種子吹付けによる保護工事を行ったところでございます。今後につきましても状況を注視しながら、斜面地に変化が見られた場合は、大型土のうの設置など、対策してまいりたいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

今検討している段階ですけれども、私は通行止めをして、そして安全を確保するのが優先するべきものだというふうに理解をしています。この道路、市道442号線ではなくて、新路計画があると思います。豊崎の避難道として計画をしていますけれども、これまでの経緯を見ましても、遅々として、その予算がつきづらい。それは豊崎橋側ですか、そこからくる工事が、なかなか用地買収がうまくいかないということで、上から新路線を工事するというのをなかなか県が理解していないということもあると思いますが、それを考えたときに、恐らく長期間にわたって、今の道路をどうしても利用しなければならないと思います。なので、一つの提案ですけれども、もし通行止めがかなわなければ、いわば道路の道路敷、民有地との官民境界の辺りにH鋼を打ち込んで、土留め対策をしっかりやるとか、そういうことも含めて必要になってくると思います。この民有地、旧おなが園ですが、新しくなったその地権者の皆さんと急いで、そういう対策も含めていろいろな計画がされているということもこの間説明されましたけれども、安全対策についても急ぎ、この認識を共有して進めるべきじゃないかというふうに思いますが、その辺は当局のご見解をお尋ねしてもよろしいですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

今ご質問の民地側のり面の件ですけれども、今後民地所有者等にも当たって、その辺の対策等、一緒に検討してまいりたいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

道路敷から向こう、かなりその道路に接したところまで民有地が広がっているわけありますから、ぜひその開発の計画等、まだ決まった段階でも何でも無いというふうなことを聞いていますけれども、開発いかんの内容によっては、この民有地側にその道路をセットバックさせて、なるべく土砂の量も増やすようなそういう開発にするとか、安全対策を最優先にして、新路線がいつかはできるからそれまでの辛抱だよということは、恐らくこの地域の人たちもなかなか了承しにくい話だと思いますので、速やかに、安全対策を最優先にした民有地の地権者、企業だと思いますけれども、その方々に、急ぎ、アプローチをして、その内容いかんによって、なかなか安全が確保できないということであれば、私が主張しているとおり、その安全が確保できるまでの間は通行止めというものも検討していただきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、②番に移ります。字渡橋名市道25号線東側（クンジャーガー周辺の農地）です。これは3年前に、エコシティとはしなまでを含めた一帯が、その第1種低層地域に市街化編入しましたが、建築、その一帯の農地がちょうどポケット状になっているのですけれども、航空写真から見れば。建築基準法の第42条に定める道路が未整備のため、接道義務を満たせず、用途に即した土地利用ができません。幅員4メートルの道路整備

ができないか、当局にお尋ねします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の字渡橋名、市道25号線東側、クンジャーガー周辺の農地につきましては、令和4年11月の第7回区域区分定期見直し（即時）により、市街化編入された区域であると認識しております。新たな道路整備を行うに当たっては、本市における人口動向や道路網整備状況等の現状把握のほか、上位計画の関連計画から将来の都市づくり、土地利用、将来交通需要等を把握、整理の上策定されました「豊見城市道路整備プログラム」に準拠し、整備を行うこととなります。また、農地買収等で多額の予算を必要とすることから、補助事業を活用することが前提となるため、道路法に基づく市道認定などの手続を行うこととなります。ご質問の当該箇所につきましては、将来的な土地利用や交通需要を把握する必要もあることから、直ちに市道認定を行うことは現時点では難しいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

実は、その地域の方のお話を伺うに、30年ぐらい前にあの土地一帯がちょうど私が今質問しているような形で、道路が、当時村政だと思えますけれども、道路を引こうというような形で地域の皆さんに話があったらしいのです。そうしたら、この始点というか、出発点から最後の終点のところに一軒の家があって、その地主さんが、この計画については承服できない、納得できないということで頓挫したという経緯がありました。そういう中で、先日も現場に、道路課長含めて地域の皆さんにも、多くの皆さんに来ていただいて、そういう経緯もお話ししてもらいながら、ある一つの問題があって、農地ではあるのです

けれども、私の浅はかな考えだったのですが、今経済建設部長が説明した補助事業の市道に当たる要件、幾つかクリアしなければならないものがあるということで、農地なので農道を引っ張れないかと思ったら、すぐ現場で否定されたのですけれども、市街化地域なので農道はもう造れませんと。どうしても市道を引かなければならない。これは本当かと思つて、県の農林水産部だったり、土地改良事業団体連合会だったり、市街化地域の中でも、市街地であっても農道を造れないかということでいろいろ調べたのですけれども、やはり難しかったんですね。何が言いたいかというと、その後に私は諦めが見つからないものですから、当時反対した側の、いわばひまわりファクトリー、座安小学校の正門からひまわりファクトリーのある市道21号線側からクンジャーガー向けに道路が引けないかということで、この間メジャーを持って、スケールを持って測りに行ったら、一番広いところで4メートル80センチ、狭いところで3メートル50センチぐらいあるんですね。そこから生活道路になっているのですが、一直線に行けば、この農地一帯のど真ん中から道路が通って、8筆ぐらいあるのですけれども、150メートルないかな、100メートルぐらいかな。そうすると、大分土地利用の将来性が出てくるなということを思ったものですから、おっしゃっていたように、その用地買収、補償、そんなにかからないと思います。スケールで測って、ちょっとだけセットバックしてもらえば、大方の財産を地権者には、これまでどおり所有してもらいながら、あの辺りの一帯の開発ができて。恐らく小学校に近いですし、集合住宅を建てようものなら、ちょっとした土地ですけれども、恐らく2、300名はすぐ

住民が住むと思います。私、前回の質問でも申し上げましたが、また、この間の沖縄タイムスにも載っていましたが、豊見城市の人口が近年鈍化していると。その要因は、地価の高さだと。あとは、私は都市基盤整備が進めば、総合計画にある7万人に到達するまで、そういうたゆまぬ努力をやっていくべきだと。その政策の中で、今回地域の道路一本を引くことによって、せっかくの第1種低層地域、市街化編入した土地が生きてくる。今の答弁のままいくと、恐らく向こう30年、40年、自分たちでその道路一本を、地権者がお金を出し合って道路を引くまでは道路が造れませんというような、もしくは、今認定されている道路の順番待ちということでは、明らかにこの道路一本さえ引けば発展する地域であるがゆえに、ぜひ徳元市長も含めてそうですが、この道路の部分については、もう少し私も議論を今後させていただきたいと思いますので、ひとつお付き合いのほどよろしくお願いいたします。ここで終わりということではなくて、今後もまた一緒に研究できたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

③県道東風平豊見城線と市道25号線を結ぶアクセス道路の計画が必要だと思います。これは令和2年度に出された、これは私が別の質問で使った資料で恐縮なのですが、農林水産課で出している土地利用計画図。これは令和2年度のもので、いわゆる県道東風平豊見城線から市道25号線ですね、座安小学校の前を通る。この土地利用図では、道路の計画であるであろうアクセス道路、私が今まさに言っている道路の部分が広く、今後道路が開通する見込みであるというような表現で、既書き起こされております。そのことについて、今後の東風平豊見城線一帯の沿線だけ

ではなく、後背地も含めて、その土地利用に関わる大きな大事な道路になるんじゃないかと思いますので、この計画について図面に記されているとおり、この道路が開通するように、ぜひ皆さんにも検討していただきたいという趣旨の質問です。よろしくお願いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の県道東風平豊見城線と市道25号線を結ぶアクセス道路周辺につきましては、現在沖縄県において、県道249号線、東風平豊見城線及び県道256号線、豊見城糸満線の整備が進められており、それに伴い、中央分離帯が整備される計画となっております。沖縄県南部土木事務所の説明によりますと、まだ交差点化案の策定段階であり、今後関係機関との意見交換を行いながら、最終的な計画を決定していくと伺っております。当該アクセス道路につきましては、今後周辺地域の土地利用計画や県道の整備計画が決定した段階で、整備の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問

その計画図に記されているわけですから、当然そういう議論があったと思います。これは私もこの間、道路課の職員から聞いたのは、平成14年頃からその話はあったと思いますという話がありました。この図で示されているところに土地を所有している地権者にお聞きしますと、確かに過去20年ぐらい前、市役所に呼ばれまして、この土地を将来用地買収して、県道につなぐ道路を造りたいというような説明も受けたそうです。それをずっと覚えていらっしゃる方がいて、会うたびに「あの計画はどうなっているのか」というお話で、私はそれについて、ずっと必要性についてはあまり

ピンとこなかったものですから、なかなか議会でも質問はしなかったのですけれども、ようやくこの道路の整備が進んできて、また市道25号線沿いに今、看護学校から座安小学校向けに行くと、左側に大きくクリニックだったりとか、新しくハイツですか、40件ぐらい住宅が今計画されていて工事が進んでいますけれども、ちょうどそのところから県道に突き当たるようにアクセス道路が必要だというような意味がようやく分かりまして、今議論しているのですけれども、実際に市のほうで過去、そういうような話が具体的に計画されていたのか、その辺をお聞かせください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

当該箇所につきましては、県道東風平豊見城線を農振除外するタイミングで、平成16年度に除外されております。現時点で確認できる資料から推察しますと、市道25号線と県道256号線が交差する渡橋名交差点と、市道19号線と県道東風平豊見城線が交差する翁長北交差点が近接していることから、中央分離帯の開閉場所や右折区間の滞留長の問題から、市道25号線と県道256号線が交差する渡橋名交差点は中央分離帯を設置する計画で検討していたことから、その対策として、市道25号線から県道東風平豊見城線につながる農道の整備計画があったことにより除外されたものではないかと推察しているところでございます。

○ (17番) 大田善裕議員 一再質問一

明らかにこれは、それ以外に意図があって農振除外されたわけではないと思いますので、道路を造らなければ、何のために自分の持っている土地がそういう状況になったということのつじつまというか、理解がつかないと思

いますので、ぜひこの道路の計画は、今市のほうにそういった資料等がないということでもありますけれども、県道を整備する県も交えて、この道路について、改めて提起してほしい。そういうことを皆さんのほうに要望させていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。

④市道25号線、これもまた繰り返しのすけれども、座安小学校の前から看護学校に突き当たる道路なのですが、そこから市道10号線、これは与根入り口から市民体育館向けに行く道路です。言うならば、座安小学校の前から右側に分岐する農道がありますけれども、そこを通して与根そば、与根食堂のある交差点、そこを十字路化、四差路化して、今言ったように、先ほどの答弁もありましたけれども、このままだと旧国道331号、県道256号線が看護学校の前で中央分離帯に阻まれて、今の市道25号線から北向け、那覇向けに行く皆さんが行く道路がなくなってしまうので、今言ったように市道10号線とつなぐことによって、市民体育館向け、そして那覇向けに行くためには、私は必要な道路改良だと思っています。南向けに行くには、分離帯があってもそのまま直進して左向けに行けばいいわけですが、この辺の部分でも、その周辺一帯の交通事情もそうですけれども、土地利用全体にも大きく影響してくるということで、非常に重要な提案だというふうに思っています。このことについて検討すべきだと思いますが、当局の見解をお尋ねします。

○ 経済建設部長 城間保光

一部答弁が重複しますが、お答えいたします。

ご質問の市道25号線と市道10号線との交差点化につきましては、現在沖縄県南部土木事

務所より、県道256号線の交差点計画の説明を受けております。現在の計画案においては、市道25号線を保栄茂川沿いに振り向け、市道10号線とつなげる交差点化の案となっております。

交差点化の説明としましては、現在の市道25号線と県道256号線が交差する渡橋名交差点と、市道19号線と県道東風平豊見城線が交差する翁長北交差点が近接していることから、中央分離帯の開閉場所や右折区間の滞留長の問題から、市道25号線と県道256号線が交差する渡橋名交差点は中央分離帯を設置する計画であることから、その代替案として、市道25号線と市道10号線を交差点化する計画となっております。

沖縄県南部土木事務所の説明によりますと、まだ交差点化案の策定段階であり、今後関係機関等との意見交換を行いながら、最終的な計画を決定していくと伺っております。市道25号線との取り付け部分の詳細な協議も必要になると考えておりますので、進捗状況を見ながら対応していきたいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

それでは⑤に移ります。

市道25号線、字渡嘉敷区間の道路側側溝の劣化がひどく、近年当該区間では二輪車による死亡事故、これは今年ありましたけれども、この死亡事故や、2年前ですか、高校生の方が大事故、全く同じ場所で起こしまして、それで道路の状況を見渡すと、私はこの道路に、オートバイですから、どちらかといえば道路の端を走る傾向がありますので、側溝の部分にハンドルを取られたり、足元を奪われなかったかということを思ったわけですが、それでも、私、豊見城警察署のほうに聞きますと、そういうものではなかったと、因果はなかつ

たと。道路がそういうことであったから、事故があったわけではなかったと。そういうことも確認ができて、安堵しました。しかしながら、今後こういう事故が幾つも続いておりまして、また周辺のガードパイプをゆっくり歩いてみますと、かなり接触した跡が幾つもあって変形している状況から、このオートバイの事故だけじゃなしに、道路のあの付近では幾つもガードパイプに当たるような、そういう……。人が当たってはあれだけ曲がりませんから、そういう状況があったのだらうということが推察されました。そういうことから、この道路を常時良好な状態に、道路管理責任がありますから、道路管理者として、その辺の改良を速やかに行うべきだというふう認識して、質問をさせていただきます。当局のご見解をお尋ねします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の箇所につきましては、市道25号線の改良計画の終点側となっており、現時点におきましては改良の計画がなく、修繕を行いながら、現状維持を図っているところでございます。

市道25号線につきましては、昭和49年5月7日に道路認定、昭和57年10月30日に供用開始が行われてから既に42年も経過し、道路の老朽化はもとより、道路の設計基準も当時のものであるため、全体的な改良が必要かと思われます。市道25号線は、県道256号線、役所側から北地区、中地区と随時整備する計画で進めており、進捗としましては、北地区は完了し、中地区の用地買収が始まったところでございます。今後の計画の延伸につきましては、他の路線の整備状況や国庫補助での整備可否について確認しながら、判断してい

たいと考えております。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

できましたら、その市道25号線全体を北地区、中地区側とも、そのまま改良の継続を計画してほしいところなのですが、どうやらそれまでも議論するまでに、恐らくこの先10年スパンで、この予算については話をしないといけないはずなので、とりあえずは今言われた区間は、応急処置にしかありませんが、その道路、歩道周辺は安全対策をしていただきたい。そのことをご要望させていただきたいと思います。

では、次に移ります。(2)教育行政について。

これは少し生徒や保護者のプライバシーに関わるお話でもありますので、設置するに当たってはどのような経緯があったか、その辺は少し割愛をさせていただきたいと思いますが、長嶺中学校にも以前よりあるということですが、伊良波中学校に特別支援クラス、弱視クラスの設置を求める声がございます。当局のご見解をお尋ねします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

伊良波中学校の特別支援学級、弱視の特別支援学級の設置につきましては、令和7年度から在籍予定の生徒がいることから、沖縄県への人事配置等、新設に向けて、手続を現在進めているところでございます。

○（17番）大田善裕議員 一再質問一

設置に向けて非常に前向きな対応をしていただきました。ちょうど金城学校教育課長、そして質問もそうですが、現場での対応を一生懸命やってくれた上田先生を含めて、非常に質問の調整の段階で、その設置に向けて非常に熱を感じさせていただきました。このこ

とについて、この場をお借りして感謝申し上げます。

あと、物理的な人員が確保できるかどうかということで、その実現できるか否かというものが決まってくるとは思いますが、これまでの対応については、非常にそういうクラスを設置するに当たって、私が想像していた以上に皆さんが汗をかいていただきましたので、議会と、そして教育委員会とのある程度の共通認識が図れて、たった一人の子のためではあるのですけれども、この子の勇気になれば、これだけ大人が動いて、あなたを支えているということが伝わることで、また一ついいかと思っていますので、今後もその実現に向けて、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号5（5番）新垣龍治議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、新垣龍治議員の質問を許します。

○（5番）新垣龍治議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。日本共産党の新垣龍治でございます。それでは通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まず初めに、(1)国民健康保険について。

①マイナ保険証利用登録の解除について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

マイナ保険証利用登録の解除につきましては、令和6年2月9日付、厚生労働省より、事務連絡において、マイナンバーカードの健

康保険証利用登録は任意の手続であることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については、任意に解除の手続を行うことができるよう、システム改修を行う旨の通知が発出され、その中で10月頃をめどに解除申請を受付開始スケジュールが示されました。また、10月9日付通知において、令和6年10月28日から、加入者からの利用登録解除の申請の受付を開始できるよう、各保険者へ通知がなされており、本市においても利用登録解除申請受付を行っている状況です。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。

マイナ保険証の登録は任意の手続で、解除も任意ということで、解除申請も今始まっているということでした。

再質問になりますが、国民健康保険及び後期高齢者医療のマイナ保険証登録率をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

令和6年9月1日付現在でお答えします。国民健康保険の登録率は48.3%、後期高齢者医療の登録率は45.7%となっております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ありがとうございます。

それでは利用率についてはどうでしょうか、お伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

国民健康保険の利用率については7.76%、後期高齢者医療の利用率については5.12%となっております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

全国が、10月時点で利用率が15.67%ということで、後期高齢者医療については半分以

下というような状況です。これまでマイナ保険証を巡っては多くのトラブルが報告されています。全国保険医団体連合会が実施しました2024年5月以降のマイナ保険証トラブル調査では、8月から9月にかけて39都道府県から1万2,735医療機関の回答があつて、その回答した医療機関の70.1%に当たる8,929医療機関で、2024年5月以降もマイナ保険証、またオンライン資格確認に関するトラブルがあつたと回答しております。

このトラブルの内容については、資格情報が無効、また該当の被保険者番号がない、名前や住所の間違い、負担割合のそご、限度額認定の誤り、他人の情報がひもづけられたなどです。このトラブルで、一旦窓口で10割を請求した事例も9.6%、857医療機関あつたことも分かっています。そのうち沖縄県内の状況ですが、これは先日沖縄県保険医協会など、沖縄県内6団体でつくる健康保険証廃止反対県連絡会が発表したものですが、県内で66件のトラブルがあつたと、調査結果を発表しております。全国の同様のトラブルなど、また保険資格が確認できず、医療費の10割負担を一旦求めた事例も13件あつたと発表しています。今月2日から健康保険証の新規発行停止となっていますが、それ以降も全国でトラブルが相次いでいるようです。青森県では1,393件の誤登録があつたということです。青森県六戸町で町民671人分の国民健康保険の負担割合が誤って登録、青森県中泊町では、町民722人の国民健康保険の負担割合も誤って登録されたということです。徳島県でもトラブルがあつて、徳島県阿南市では、国民健康保険の加入者がマイナ保険証を医療機関に提示した際に、誤って資格を喪失しているというエラーが表示される不具合が相次いだと

いう、こういう事例が発生しています。このマイナ保険証については、システム上のトラブルについても不安がある中ですが、本市においてこのようなトラブル等の発生はなかったのかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

現時点において、そのようなトラブルの事例はありません。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

分かりました。本市ではないということで、安心しました。

それでは再質問ですが、マイナ保険証利用登録の解除申請について、現在の状況、実績についてお伺いしたいと思います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

令和６年１１月末現在で国民健康保険３件、後期高齢者医療については、同様に３件の解除申請を受理しております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

続いて再質問ですが、マイナンバーカードと保険証のひもづけを行った際に、期間によってマイナポイントを付与された方もいらっしゃると思いますが、その場合、解除申請を行った場合、そのマイナポイントの返還等についてはどうなるのでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

総務省のマイナポイント施策推進室によると、返納した場合もポイントの返還は必要なく、今後もその予定はないとのことです。同室は、期間までにカードを申請し、保有していることが取得要件であり、保有し続けなければいけない要件はないとしております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

分かりました。その辺も安心しましたが、この間、システム上の不具合も全国各地で報告されていて、また、マイナ保険証については、今は保険証についても発送をして、有効期限が来年の１２月１日までとなっていると思うのですが、その辺、市民への解除の周知方法についてはどのような対応を行っているのでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

国民健康保険被保険者への周知方法につきましては、受付開始の１０月２８日に、市のホームページに掲載し、申請方法及び申請書等の様式もダウンロードをできる状態となっております。また、広報紙に折り込んだ１２月発行の国保だよりも記事に掲載しており、広く市民に伝わるよう周知しております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

ぜひよろしくお願いします。

マイナ保険証から解除後に、資格確認書の送付については、まだ現在の保険証が来年までであるというので、そのタイミングでまた職権での発送、また登録解除での資格確認書の発行になってくると思いますので、ぜひこれについては、今後質問をしていきたいと思えます。

続いて、次の質問に移りたいと思います。

②子どもに係る国民健康保険税の均等割について、以下お伺いします。

(ア)令和４年４月から未就学に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置が開始されましたが、改めてその内容をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保

険税として、世帯の人数に応じた応分の保険税が賦課されております。未就学児の均等割保険税の軽減措置については、子育て世帯の負担軽減の観点から、広く子どもがいる世帯に対して一律に軽減を行うことを趣旨として、令和4年4月から開始しております。

軽減の内容といたしましては、当該未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減することとし、公費の負担割合は国が2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。また、低所得世帯に対しては、応益保険料の軽減措置、7割、5割、2割軽減、その後に、当該未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減する内容となっております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

お答えいただき、ありがとうございます。

この減額措置の目的が、子育て世帯の負担軽減ということを目的としています。子育て世帯の負担軽減については、国保については、今年度国保制度の見直しもされ、出生時ににおける保険料負担の軽減も始まっています。内容は、出生する被保険者に係る産前産後期間相当分、これは約4か月の保険料を均等割、所得割額を免除する措置となっております。また、国においては、昨年12月に策定された子ども未来戦略、この中で子育て世帯の家計を応援することを大きな柱とし、児童手当の拡充、出産一時金の増額、医療費等の負担軽減、また大学等に係る教育費負担の軽減などの施策を進めています。この中でも特に、多子世帯へは特段の配慮を進めているところであります。国保の均等割については、収入のあるなしに関係なく人数に応じて任される。子どもの数が多いほど負担が大きくなってしまいます。

今定例会で議案第71号、国保の均等割増額の条例改正案が提出されていますが、今子育て世帯への負担軽減が大きく求められる中においては、また、これに逆行する内容で、これまで私たち日本共産党市議団は均等割の軽減も訴えた立場としては、賛成しかねる内容です。

そこで、(イ)収入のない子どもに対する均等割についてはなくすべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

国民健康保険では全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険税として、世帯の人数に応じた応分の保険税が賦課されております。議員ご質問の収入のない子どもに対する均等割をなくすべきとした場合、その分の財源を別で確保する必要があります。被保険者数の減少及び医療費の高度化により、財政基盤の脆弱な国民健康保険制度においては、大変厳しいものと考えております。本市といたしましては、引き続き国保運営における財政健全化に努めるとともに、全国知事会や全国市長会において、国に必要な財源を確保していただくよう、提言するよう要望してまいります。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

国民健康保険の加入者というのは、年齢構成及び、また医療費水準も高く、さらに無職者などを中心として低所得者の方が多いため、やはり保険税の確保が難しい。こういう構造的な問題があることは認識されていることだと思います。また、それによって国保は協会けんぽなどの保険料と比べて、およそ1.5倍から2倍も高くなっています。本来であれば、国が責任を持って国庫負担を増やし、協会けんぽ

んぽ並みの払える保険税にすべきであり、市としても国に対して、引き続き声を上げていただきたいと思います。

一方で、自治体独自で努力されているような事例もあります。ちょっと紹介したいと思いますが、この事例は茨城県内で進んでいる子ども均等割の減免について紹介したいと思います。これについては12月、先日8日に行われた中央社保協の国保改善運動交流集会の中で、日本共産党茨城県の井尻かな県議の報告した内容を紹介したいと思います。これは茨城県と県内自治体が協力しての事例となります。茨城県では、令和4年度から課税方式を4方式から、所得割と均等割の2方式に統一しています。資産割と平等割をなくしていますが、これは2方式で簡潔・公平とすることと、また家族形態の変容で国保世帯の約85%が1人または2人世帯で、世帯当たりで課税する意義が希薄化してきたことが挙げられています。統一化前は4方式が20町村、3方式が20市町村だったようです。この2方式導入によって、県から市町村への交付金があるということです。多子世帯に着目した項目、これは子どもに係る均等割の軽減措置を設け、2方式を実施した市町村に対して、総額5億円を0歳から19歳の被保険者数で案分した額を市町村に交付しているということで、令和4年度は1人当たり7,389円、令和5年度は8,839円の実績だったということです。また、先ほど質問しましたが、国による未就学児に係る均等割の5割軽減がスタートし、市町村が国と県からの交付金を活用して、独自の政策判断で子どもの均等割りなど、保険税負担軽減を実施しているとのこと。現在子どもの均等割減免実施が39市町村、まだ行っていないのは5市町村だそうです。そのうち、取

手市と鹿嶋市は18歳以下を全額免除、かすみがうら市は子どもの均等割相当分を応援金として一般会計から支給して、全額免除を実施するなど、茨城県内の各市町村が取組を拡充しているとの報告がありました。現在沖縄県では、茨城県のような交付金はありませんが、市単独での全額免除はすぐには厳しいとしても、少しでも子育て世帯の負担軽減拡充を進めるために、例えばこども未来基金の活用を含めて検討できないかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

繰り返しの答弁になりますが、本市といたしましては、引き続き全国知事会や全国市長会において、国に必要な財源を確保していただくよう要望していきたいと考えております。

○（5番）新垣龍治議員 一再質問一

こども未来基金の活用については、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

県の助成については、私たちとしても、引き続き県に対してこういう制度の創設を含めて求めていきたいと思っています。

次に移ります。次、(2)の福祉行政について。

①加齢性難聴者補聴器購入助成事業のこれまでの実績についてお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

当該助成事業につきましては、令和5年度から開始されております事業となります。まず、令和5年度の実績といたしまして、申請者数33名のうち助成者は13名、1人当たり2万5,000円を上限とし、総助成金額は32万5,000円となっております。令和6年度につきましては、11月末時点において、申請者数18名のうち助成者12名で、現時点の総助成金

額は30万円となっております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

令和５年から始まったこの助成事業なのですが、令和５年度は決算では32万5,000円ということで、ちょっと執行残が残っているような状況で、今年度は現在12名ということで、これについては、市民のほうから助成額について2万5,000円ではちょっと……。もう少しこの助成額が多ければというような、そういう要望も聞いております。補聴器についてもかなり高額なものもたくさんあり、安価なものは安価なものもあるとは思いますが、これについて、補助額について今後拡充をするような、そういうお考えはあるかお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

本市では、令和５年度から助成を開始しておりますが、要件に該当する方への助成については、予算内に収まっている状況でございます。しかしながら、今後は本市においても高齢者の増加が見込まれており、これに伴い、必要とされる方も増加することが予想されるため、助成金の拡充は避けられないものと認識しておりますことから、令和６年６月に開催されました第94回全国市長会において、加齢性難聴者等の軽・中等度難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設が、高齢者福祉施策の充実に関する提言として要望しておりますので、国の動向についても、今後引き続き注視してまいりたいと考えております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

市長会を通じて国への要望もしていただきたいと思います。せっかく取った予算の執行残がある要因として、やはり支援額がもう少し必要なのか、そういうことでなかなか利

用がされないというののもちょっと懸念するところですので、ぜひ今後そういう予算がしっかり使われるような形で、検討を進めていただきたいと思います。

それでは、次の②令和５年９月議会にて日常生活用具の給付に発電機や蓄電池、充電装置などの追加を求める質問を行いました。その後の取組についてお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

日常生活用具の給付種目に、発電機や蓄電池等を追加することにつきましては、近年の災害等に対する危機感の高まりなどから市民の要望もあり、その必要性については、担当課においても十分承知をしているところでございます。そこで、現在令和７年度予算編成において、日常生活用具の給付種目として、蓄電池、発電機を追加できるよう、関係課と調整を進めてまいりたいと考えております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

ありがとうございます。昨年９月議会にて質問した際、県内では宮古島市、また一部国頭村もこのような給付事業を追加をして行っていました。今回県内の市町村がこの必要性を感じて、各地でも日常生活用具の給付への発電機、蓄電池の追加が取り組まれていると思いますが、県内の状況についてお伺いしたいと思います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

宮古島市では先んじて実施しており、今年度より実施しておりますのが、那覇市、浦添市、沖縄市、名護市で実施しております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

ありがとうございます。豊見城市も来年度からできるよう検討を進めているということ

で、この質問については、午前中宜保安孝議員も、また、前回仲田政美議員も質問させていただいております。市民の命に関わることで、ぜひ進めていただければと思います。よろしくお願いします。

次、③の質問に移りたいと思いますが、この質問については、今の状況でいうと、やはり実質賃金の下がる一方で物価が上がり続けて、家計の負担が重くなっている状況です。例えば生活保護利用世帯などは、物価が上がっている中でも保護基準はそのまま、家計の厳しさが増している状況にもあります。このような生活困窮世帯に対する減免制度で、福祉増進の一助を図る必要があるのではというふうに考えております。

水道料金の減免については、基本的なインフラの確保とか、子育て世帯への経済的支援、貧困対策としての役割等も期待できます。全国の自治体でも幾つか実施されていますが、具体的支援としては、基本料金の全額または一部の免除、使用料金の一定割合の減額、一定使用料までの料金免除などが取り組まれています。本市においては、今定例会で水道料金の値上げの条例改正案が提出されています。これについては30年余り料金が据え置かれてきたことや、また企業局による料金改定、物価上昇による燃料費等、また老朽化した設備改修を見据えるためとしても、本改正案に対しては理解をしているところであります。しかし、水道事業の安定的な事業の継続の確保と同時に、弱い立場の市民もケアする必要があるとの立場から質問をしたいと思います。

③物価高騰が続く市民生活に厳しさが増えています。例えば生活保護世帯やひとり親世帯、障害者世帯等を対象にした水道料金の減免制度を実施する考えはないか伺います。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

本市の水道事業につきましては、水道法のほか、全国の多くの水道事業と同様に、地方公営企業法に基づく事業として実施されております。地方公営企業の経営は、独立採算制を原則としており、サービスの生産・提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則としております。また、水道法では、水道水の供給条件として、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」また、「特定のものに対して、不当な差別的取扱いをするものでないこと」と定められております。以上のことから、原則水道事業体として、特定の方を対象に水道料金を減免することは、制度上馴染まないものというふうに考えております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問

分かりました。原則は、制度上そのような一部に対しての支援が馴染まないということですが、今回水道料金を上げることにについて、市民感情に対しても少し配慮が必要ではないかという、そういう観点から質問させていただいていますが、今回11月22日に閣議決定された重点支援地方交付金これについては、補正予算案で出されて、成立後確定すると思いますが、一つ推奨事業メニューがあって、その中に、最近地方公共団体による水道料金の軽減についてもメニューに追加されていますので、市としても優先順位等もあるかと思いますが、こういう値上げが続く中で、市民に対するケアについても少し配慮した上で、交付金の使い方も含めて、今後検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えします。

今議員がおっしゃる交付金についての内容確認できる資料は手元にありませんが、水道料金の減免等について、制度上も含めて有効に活用ができるのか、確認していきたいと思っています。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

確認後、少し検討できるかどうかも含めて、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

続いて、次の質問に移ります。

(3)日本共産党市議団豊見城市議団2025年度予算編成に伴う要望書について。

日本共産党豊見城市議団は2025年度予算編成及び行財政運営に関する要望書を11月15日、徳元市長へ手交いたしました。市民の願いが活きる活力あるまちづくりを進める立場から、要望した5分野52項目の中から、以下の項目について市の考えをお伺いします。

①高校卒業まで医療費窓口無料化を実現することについてお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

こども医療費助成につきましては、令和4年度から沖縄県において、こども医療費の通院対象年齢を中学校卒業まで拡充をしております。特に、子どもの貧困率の高い沖縄県において、子育てしやすい環境を整えることは喫緊の課題であると認識をしております、高校卒業までのこども医療費無料化につきましても、拡充すべきものと考えております。国のこども未来戦略方針において、地方自治体への取組の支援として、こども医療費などの負担軽減の方針が示され、子どもにとってよりよい医療の在り方について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるという方針も示さ

れております。また、全国知事会、全国市長会などから、国へ全国一律のこども医療制度創設の決議、提言等も次々に提出されている状況もございますので、今後も県市長会などを通じて、国や県へ要請を検討するなど、財源の確保をはじめ様々な課題を整理しながら、国・県の動向を注視しつつ、高校卒業までの医療費無料化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

ありがとうございます。

この質問を何度もさせていただいていますが、市としても高校卒業までの医療費無料化に向けて、しっかり取り組むことはもう何度も確認させていただいており、ぜひ国の制度化も含めて、ぜひ頑張ってくださいと思います。これまで市長会等も通じて、国や県への要請については答弁していただきましたが、この間、市長会を通じての要請等について実績等あればお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時36分）

再 開（14時36分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

先ほど答弁しましたとおり、市長会等を通じては国への要請というところでは行われているところであります。また、現在沖縄県では、県内の各市町村の意向、または事業の実績、県、市町村等の財政状況を踏まえ、今後協議を行うという見解も示されてきていますので、そういう協議等を見据えながら、また引き続き対応を検討してまいりたいと考えており

ます。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

その取組もしっかりと進めていただきたいと思います。

時間がないので、次に進みます。

②学校給食センターの分離新設の促進と自校方式について検討することについて伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食センターを分離し、複数施設を新設することにつきましては、現時点では厳しいものだというふうに考えているところでございます。給食施設を複数持つことによるリスク分散ができるだろうということについては、そういうお考えがあることも理解しておりますが、そのリスクを本当に分散しようと思えば、8,000食の施設を2つ造ることになります。そういう意味では、現実的に財政負担を考えますと難しいものというふうに考えております。また、この件につきましては、分散することにより仕入れの規模を半減させることで、仕入先の選択肢が増えるということもかねてより指摘されておりますが、1つの施設で、給食センターにおいても焼きのライン、揚げのライン、スチームコンベクションオーブン等をしっかり整備した上で、2メニュー制を取り入れれば仕入規模の半減は可能であることが、先進施設での事例でも示されているところでございます。

続きまして、学校給食施設の自校方式につきましては、本市の学校施設の状況を踏まえますと、現実的ではないものだと考えております。本市では、近年校舎の老朽化による校舎の建て替えや学校新設を行ってまいりまし

たが、自校方式を意識した校舎となっておらず、長期的に児童生徒数が減少した場合、空きスペースの活用などの検討は可能になることも予想されますが、現在の給食センターの老朽化課題を解消するには、各教室の空きスペースを待つような時間的な猶予はないものだと考えておまして、そういう意味におきまして、センター方式で整備することが現実的で、実際今後の検討の中においてもそこが主たる検討になるものだと考えているところでございます。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問一

分かりました。自校方式については難しいというような、スペースの関係だと思っております。那覇市のほうは、13のセンターで42校分、2万1,500食余りですね。これは一つのセンターで2、3校が主で、食数は1,000から1,500食、幾つかの校区は5校、6校、最大8校というような状況でやっていますが、何より本市では、これまで出ていたようなメニューが制限されないようなことだとか、また手狭なスペースによる品質管理、異物混入のリスク回避だとか、そういうところが解消されるのかどうか、そういうところも気になりますので、ぜひその件についても今後しっかり検討されていただきたいと思います。

次に進みます。③学校給食における栄養充足率の維持と給食費の無料化に取り組むことについて伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校給食の栄養充足率の維持につきましては、物価高騰により食材費が全般的に上昇しており、苦慮している状況にあります。小中学生の給食費保護者負担に著しい格差を生じ

させることなく、かつ栄養充足率を維持させるため、給食費の額の見直しを検討する必要があるものと考えているところでございます。また、学校給食費無償化につきましては、沖縄県知事の選挙公約でございますが、沖縄県からは就学援助の生徒を除く中学生世帯に対し、給食費保護者負担額の2分の1を補助することが説明されているところでございます。本市といたしましては、誰一人取り残さない給食費無償化について、市長会とともに、小学生や就学援助を受ける児童生徒も対象とするよう、11月29日に知事要請をしたところでございます。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

この質問については、前定例会で瀬長恒雄議員も質問させていただいていますが、確認したいのが、前回の答弁の中で県からの支援分が約7,700万円というような表現があったのですが、この県からの支援について、一部報道では市が独自で物価対策をしている分は含まないというような、そういう表現もあったと思うのですけれども、それについては、今市が試算している部分では、保護者から徴収している4,500円が対象なのか。基準になるのか。それとも市が物価高騰分補填している1,100円分、合わせて5,600円がその基準になるのかというのはどうなのでしょう。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

詳細なところにつきましては、県もQ&Aを示しながら調整をしているところでございますが、給食費についてはどのように捉えるかと。県は給食費は条例等で定めている額というふうに言っております。この辺のところについては、本市は給食費は据え置きながら

助成をしていますので、そことの関わりの中で、解釈に幅が出てくるものだと思っています。今後少し県との調整をする中で、この辺りのところはっきりしてくるものだというふうに理解をしているところでございます。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

分かりました。今の時点で基準については確定はしていないということなので。

最後なので、次の質問に移りたいと思います。

(4) 学校施設について。

長嶺中学校運動場に設置されている防球ネットが破損しており、野球ボールなどが学校外の茂みに入ると保護者からの声がありました。早めの修繕が必要と考えますが、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

長嶺中学校の防球ネットにつきましては、議員から相談を受け、去る9月24日に学校施設課職員が現場を確認し、修繕方法を業者と調整し、見積りを徴取したところでございます。修繕時期につきましては、長嶺中学校と調整をし、令和7年度予算で確保できるよう、関係部署と調整を行ってまいりたいと考えております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

令和7年度予算で確保ができるようにということだったのですが、かなり穴が大きく開いて、見た目的にもすごい。卒業生でもありますので、ちょっとこれはかわいそうだというような思いもありまして、これについて、年度内の修繕というのは可能かどうかもお伺いしたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、かなり大きく穴が空いておりまして、部分的な修繕が難しいというふうに考えております。その箇所の張り替えとなりますので、修繕費用が、概ね概算だと112万円程度かかるということで見積もっております。限られた予算の中での対応となりますので、現時点では厳しいものと考えておりますが、今年度予算の執行残等を確認しながら、できることであるならば、今年度予算の状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

ぜひともお願いしたいと思いますが、一点気になるところは、空いた防球ネットから、例えばボールが学校施設外に飛んでいった場合、そういう場合において、生徒が学校施設外にそのボールを取りに行くのか。ちょっと危険性もある中で、それはどういう状況になっているのかお聞かせ願えますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

確かに草むら等の危険な場所もございますので、ボールについては取りに行かないというような形で今対応しているというふうに伺っております。

○（５番）新垣龍治議員 一再質問ー

ぜひ早めの対応をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月11日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会（14時47分）

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（17番） 大 田 善 裕

署名議員（18番） 楚 南 留 美

— 令和 6 年第 6 回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第 3 号）

令和 6 年 12 月 11 日（水）

豊見城市議会（定例会）会議録（第3号）

令和6年12月11日（水曜日）午前10時開議

出席議員 21人

（1番）外間 剛 議員
（2番）宜保 龍平 議員
（3番）新垣 繁人 議員
（4番）長嶺 吉起 議員
（5番）新垣 龍治 議員
（7番）瀬長 恒雄 議員
（8番）吉濱 智也 議員
（9番）宜保 安孝 議員
（10番）川満 玄治 議員
（11番）新垣 亜矢子 議員
（12番）波平 邦孝 議員

（13番）真栄里 保 議員
（14番）瀬長 宏 議員
（15番）要 正悟 議員
（16番）伊敷 光寿 議員
（17番）大田 善裕 議員
（18番）楚南 留美 議員
（19番）大田 正樹 議員
（20番）赤嶺 吉信 議員
（21番）宮城 恵 議員
（22番）仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊
次 長 比嘉 剛
班 長 比屋根 由香

主 査 大城 利枝
主任主事 盛島 愛乃

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人
教 育 長	赤 嶺 美奈子
市 民 部 長	上 地 五十八
こども未来部長	森 山 真由美
経 済 建 設 部 長	城 間 保 光
消 防 長	高 良 寛
総 務 課 長	上 原 元 樹
商工観光課長	千 住 文 子
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫
都市計画課長	健 山 博 之
公園緑地課長	新 里 司
教育総務課長	赤 嶺 渚
学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太
生涯学習 振興課長	赤 嶺 健
監査委員事務局長	新 垣 栄

副 市 長	大 城 正
総務企画部長	内 原 英 洋
福祉健康部長兼 社会福祉課長	金 城 博 文
都市計画部長	嘉 川 聡 子
上下水道部長	大 城 堅
教 育 部 長	赤 嶺 太 一
管 財 課 長	大 城 光
環 境 課 長	国 吉 有 貴
健康推進課長	大 城 泰 子
道 路 課 長	比 嘉 真 人
農林水産課長	赤 嶺 由香里
学校教育課長	金 城 徹
学校施設課長	石 川 ミ コ
文 化 課 長	浜 本 亨

本日の会議に付した事件

日程第1.	会議録署名議員の指名
日程第2.	一般質問

令和6年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第3号）

令和6年12月11日（水） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

———— ◇ 日程第1 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に大田正樹議員、赤嶺吉信議員を指名いたします。

———— ◇ 日程第2 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号6（7番）瀬長恒雄議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、瀬長恒雄議員の質問を許します。

○（7番）瀬長恒雄議員 一登壇一

日本共産党の瀬長恒雄です。通告に従いまして、一般質問を行います。

(1)民間活力導入制度について。

①民間活力導入制度の応募要項では、「(3)提案の対象外、次の1から10のいずれかに該当するものは、原則本制度における提案の対象外とします。その中で①民間事業者以外が実施主体となることを前提とした提案」とされています。つまり、市が資金を調達し、実施主体となる提案は、提案の対象外と規定されています。また、応募要項の(4)提案に関する条件の②では、「利活用に伴う公有財産の一部又は全部の改修等に要する費用や、必要となる光熱水費の維持管理費の実費費用は

全て民間事業者が負担することを基本とします。」とあります。民間活力導入制度の応募要項では、民間が資金を調達、整備、管理まで行う提案を募集しており、豊見城市が市債を発行し、費用調達する旧ITセンター跡地の立体駐車場事業は、提案の対象外であり、条件も満たしていないため、この応募要項では採用できないと考えるが、監査委員の見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 監査委員事務局長 新垣 栄

お答えします。

議員ご質問の民間活力導入制度に係る旧ITセンター跡地の立体駐車場事業につきまして、本市監査委員としましては、当該事案について具体的な監査を実施しておりませんので、答弁することはできません。ご理解をお願いいたします。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

今回の旧ITセンター跡地の立体駐車場事業は、応募要項の提案の対象外であり、条件も満たしていない。また、予定価格も市内部で検討されず、民間企業の提案額をそのまま予算化しています。12月定例会に約10億円の補正予算が提案されていますが、この増額提案も、民間企業の提案をそのまま上げてきており、到底受け入れられない提案だと考えています。監査委員においても、以上述べた点について行政手続上の瑕疵がないのか、監査を早急に行うべきだと考えるが、監査事務局の見解を伺います。

○ 監査委員事務局長 新垣 栄

監査についてですが、いつ監査できるかについても今ここで判断することはできませんが、今後定期監査や決算審査などのタイミ

ングで、当該事案を含めた監査を実施していくことになると考えております。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問一

よろしくお願いいたします。

では、旧 I T センター跡地の立体駐車場事業は、D B O 方式の事業で採用したと当局は説明していましたが、②この応募要項で D B O 方式を採用できる根拠をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

民間活力導入制度とは、民間事業者の創意工夫等を最大限に活用し、公共サービスの向上、地域経済の活性化及び財政負担の軽減等を目的に、民間事業者等から事業提案を募集し、予算措置等の条件が整った場合に民間活力を導入して事業化する制度であり、本制度は、パブリック・プライベート・パートナーシップ、いわゆる P P P という行政と民間が連携して公共施設の建設、維持管理、運営を行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るスキームの一つでございます。P P P / P F I には、B T O 方式、B O T 方式、B O O 方式、B T 方式、R O 方式、D B O 方式、指定管理者制度及び包括的民間委託等の多くの方式があることは、瀬長恒雄議員もご承知だと思います。令和 6 年 6 月、第 3 回豊見城市議会定例会においても答弁させていただきましたが、本要項が P P P / P F I 制度の活用を前提としていることから、D B O 方式を採用しないと否定しているものではないということ、改めて答弁したいと思います。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問一

この募集要項では、民間が資金を出す提案を募集しています。9 月定例会でも総務企画部長は、例外があるが記載していないだけだ

と答弁していますが、書いてない例外規定をどのように理解するのですか、お伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時07分）

再 開（10時11分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

前回の議会でも答弁しました。原則があれば例外がある。今は記載されてないからという瀬長恒雄議員のお話でありましたが、例外を全て記載することは不可能だというふうに認識をしております。今回の提案につきましては、あくまでも民間が提案したもので、民間が実施主体でありますので、本要項には何ら反してないというような認識です。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問一

前回もやったのですが、条件を満たしてないのです。この条件を満たすためには、総務企画部長がおっしゃっている例外規定がどこかに書かれていれば該当すると。例外規定は書かれていないと前回おっしゃっていたのですが、書かれてない例外規定をどのように民間の会社、企業が判断できるのか。一般市民にも私、この件を聞いてみたのですが、書かれていないことを一般市民も理解できない、民間企業も理解できないんじゃないかと。本当に書かれてない例外規定を皆さんは理解できるのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

書かれていない例外規定という話でありますが、例外につきましては、様々なものがあるかと思います。提案を受けた内容を精査し

て、それに基づいてそれは原則から外れているかいなか、例外に該当するかしなやかは、市のほうで判断しています。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

市のほうが判断するんですか。民間企業が判断して応募してくるんじゃないですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

先ほどもお答えしました。私たちは民間の提案を受けて、その提案の内容が今回市の要項に合致するかどうかを判断しているところでありますので、市のほうの判断となります。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

では再質問をしますが、民間活力導入制度の応募要項では、民間事業者が自ら資金を調達し行う提案を募集しており、DBO方式は採用できません。公共が起債や交付金等で資金を調達し、施設の設計、建設、運営を包括的に民間に委託するDBO方式を採用するためには、DBO方式の応募要項を作る必要があると考えるが、なぜそれをしなかったのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

PPP／PFI制度の活用につきましては、様々な方式があることはご理解しているかと思ひます。PPPの手法においても、PFI手法に基づく手法とPFI以外の手法に区分されます。今回その中で、DBO方式はPFI手法以外の手法に区分され、今回の防災型立体駐車場の整備に当たり、DBO方式を採用しております。それにつきましては、民間事業者に公共施設等の設計、建設の一括発注と維持管理、運営等の一括発注を包括して発注するのがDBO方式となっております。また、資金調達や工事発注、所有は市が担うというスキームとなっております。本市におい

ては、緊急防災・減災事業債への地方債が活用できるため、後年度の元利償還金の70%が交付税措置されるというメリットがあることから、今回DBO方式を採用しています。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

皆さん、こういうごまかしの答弁はやめてもらえますか。DBO方式は、市が、公共が資金を負担すると。そのことを公表して公募をするのです。今回の民間活力導入制度は、民間がお金を出す提案をしてください。DBO方式は、公共がお金を出す提案をしてください。分かりますでしょう。そういう公共がお金を出す提案をしてくださいというDBO方式の要項を作つて公募するのが公平公正な公募ではないのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時14分）

再 開（10時15分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず、PPPとPFIのほうから区分して説明したいと思いますが、PPPの中にPFIというのがあります。PFIにつきましては、民間のほうで資金を調達する。今回はPFI以外の手法でもつて、DBO方式であります。予算につきましては、今回市のほうで、先ほど申しましたように地方債を充当してやっつけこうと考えています。必ずしも何というんですか……、ちょっと休憩をお願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時15分）

再 開（10時16分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

ＤＢＯ方式につきましては、先ほど瀬長恒雄議員おっしゃるように市のほうで資金を調達するというのは、それはご理解いただいているかと思います。今回の要項につきましては、あくまでも私はＰＰＰ／ＰＦＩ制度を活用した事業の提案を募集しておりますので、必ずしもＤＢＯ方式に限ったものではありません。要項的にはそのような内容になっていますので、民間提案を受けて、その内容を精査した上で、私たちはそのような内容にしています。ただ、私たちが募集するに当たっては、まず市がその負担をする前提として、予算を確保しなければその発注できないというのはご理解いただけるかと思います。今回の提案に当たっては、予算を計上する前に、もうこの募集を始めています。それに基づいて、その内容を採用した後に、私たちは予算を今回計上しております。令和６年当初予算ですね。だから予算は後です。最初はどのような提案を受けるのか。いろいろ受けて内部で調査して、これを決めようということで、それをするためにはどの方式でいくのか、それを決定しております。ＤＢＯ方式、市が予算を負担しようということを決めたものですから、令和６年度当初予算でもって予算を組んでおります。それはご理解願いたいと思います。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問一

理解できないのですが、市の応募要項は、民間が資金を出す提案をしてください。ＤＢＯ方式は、最初から市が予算出します、それに基づいて提案をしてくださいという。だから先ほどから言っているように、事業採択の

公平性・競争性。市が事業費を出すという提案を公募すれば、皆さんはそれに応じ提案をしてくるのです。市はお金出しません、民間がお金出しなさいという提案を募集していないながら、この応募要項でもＤＢＯ方式が採用できるというのはすり替えじゃないですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

募集要項によれば、私たちが提案を採用、決定するに当たっては、今回の民間活力制度の概要があります。その中でただし書としまして、協議が整ったとしても、事業の実施に必要な予算が市議会で承認されず、予算措置ができなかったなどの事由により事業化されない場合があるということで、予算が前提ですと。あくまでも皆さんの提案を受けますが、予算が議決されなければ、この提案を受け入れることはできませんということを募集要項のほうにしっかり書いてありますので、それをご確認お願いしたいと思います。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問一

私は予算の話はしてないです。応募の話をしているのです。競争性が発揮されないでしょう、それだと。

○ 総務企画部長 内原英洋

今私がお話ししたのは、募集要項の中に記載されています。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問一

この応募要項でいろいろな事業が採用できると。ＤＢＯも市が費用を負担する提案まで、この応募要項で採用できると。それであれば、何でもありじゃないですか。

では違う質問をしますが、今回の予算審議で、旧ＩＴセンター解体工事を大和リースが下請けに出す計画だと説明していましたが、市が直接一般競争入札で解体工事を募集したほうが財政負担の軽減になると考えますが、

見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時19分）

再 開（10時20分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回につきましては、あくまでもDBO方式の一括発注でありますので、それも含めた発注となっております。瀬長恒雄議員がおっしゃるように、分割して解体を市内業者にさせるべきだというふうな認識に伴う質問だと思いますが、そうすることによって、必ずしも私は経費的に安くなるというふうな認識ではございません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

企業が下請けへ出すということは、その分リベートが企業に入るのです。

再質問しますが、大和リースの提案では、立体駐車場の建設工事を県内・市内事業者に発注するとしていますが、下請けができるような工事を随意契約するのはおかしいと考えるが、見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時20分）

再 開（10時21分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

あくまでも市と大和リースとの契約というふうになっておりますので、大和リースがどこで下請けするかについては、私たちがそこ

に干渉するものではないという認識です。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

大和リースが大枠を受けて、全部下請けに出すと。それが負担軽減になるのですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時21分）

再 開（10時21分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

再度の答弁になります。

今回は民間提案制度でありますので、それでもって受託業者である大和リースとの随意契約になります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

応募要項では、民間事業者は契約締結までの間に地域・地区を対象とした説明会を開催することが条件づけられていますが、住民説明会をいつ開催するのかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時22分）

再 開（10時22分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

瀬長恒雄議員がおっしゃるのは、応募要項の提案に関する条件の中の③ほうに、民間事業者等は必要に応じ、契約締結までの間に地域、地区を対象とした事業内容等の説明会を開催するということだと思います。今回に当たっては、地域の方々には事業説明はしておりませんが、隣接しますJAのほうとはいろいろと情報交換等を行ってやっております。

こちらのほうに立体駐車場を整備されることによって、地域の方々の利用も可能となりますので、その辺については、今後しっかり周知していきたいというふうに認識しております。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

J Aだけの了解をもらえばいいという話ではないと思うのです。今回の12月定例会で10億円も補正予算で増額されている。この事業が本当に適正なのかということを住民に説明すべきではないのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

私たちは住民に説明するという以前としまして、私たちは議会でもって、市民の代表の議会の議員の皆さんに対して説明を十分しているつもりでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

住民の皆さんからは、この点についてぜひ当局の説明を聞きたいという声が私たちのところに来ていますが、そういう住民の方に住民説明会を開いて、ちゃんとした説明をしてほしいという声には応えないのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市民への説明につきましては、広報紙等を活用して十分説明がされていますので、それでもって説明をしていきたいというふうに認識しております。あとは議会のほうでしっかりと説明していくというふうな認識であります。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

ぜひとも住民説明会の開催を要望します。

続きまして、(2)食糧費について。

①令和５年度の商工観光課の食料費の収支

の決算額をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和５年度の商工観光課、当時の産業振興課の食糧費につきましては、歳出の２款１項６目１０節需用費のほうの食糧費で、72万9,709円の決算額となっております。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

②令和５年度的美郷町、土佐清水市、高千穂町、豊見城市姉妹都市レセプションととみぐすく祭りの収支の明細を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

議員のご質問のとみぐすく祭りの収支につきましては、令和５年11月11日及び12日に開催されましたとみぐすく祭り会場での食糧費に係る収支と認識してお答えしたいと思えます。

令和５年度の姉妹都市の歓迎に係る経費については、レセプションの開催時の参加費徴収を前提とした上で、総支出額で75万円の予算を計上しております。令和５年11月10日に開催されました美郷町、土佐清水市、高千穂町、豊見城市姉妹都市レセプションに係る経費につきましては、参加費徴収分の20万円を差し引いた経費61万2,900円が、市が負担した支出となっております。

とみぐすく祭り会場での食糧費に係る経費については、祭り会場での接遇に係る茶菓子代やオードブル代の経費として、２日間で11万6,809円を支出しております。収支全体といたしましては、72万9,709円の決算額となっております。

本市の姉妹都市交流につきましては、両市町の子どもの相互交流のほか、盟約締結記念等の節目の年に、相互の市町を訪問する

などの交流を行っております。本市が訪問する際には、現地の方々との交流会を開催してもらうなど、心温まる歓迎をいただいております。本市といたしましても礼儀の範囲内で、できる限り姉妹都市の方々に本市への来訪の感謝と歓迎の意を表したいと考えております。なお、令和5年度は、本市と土佐清水市の姉妹都市盟約締結から30周年の節目の特別な年となっており、姉妹都市歓迎レセプションのほか、とみぐすく祭り会場での盟約30周年セレモニーも併せて行い、例年より多くの姉妹都市の関係者のご参加をいただいたことから、支出も例年に比べ多くなっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

③豊見城市姉妹都市レセプションの参加人数と1人当たり幾らのコース料理を申し込んだのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和5年11月10日に開催されました姉妹都市歓迎レセプションは、招待者86名のうち65名の方に参加いただきました。参加者につきましては、本市選出の県議会議員の2名や、姉妹都市から14名、あと市議会議員のほうから7名、市の関係者、あとは市の関係団体の代表の皆さんがご参加しております。当日急遽欠席となった1名の方もいらっしゃいましたが、1人当たり1万1,550円のコース料理で申し込んでおります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

当日会場で参加費を徴収したと思うのですが、情報公開でもらった資料では約20万円。この20万円はどのような会計処理をしたのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

20万円につきましては、今回の予算につきましては資金前渡で取っております。資金前渡で取って、その20万円とそれ以外の費用については、当日その会場のほうで支払いをしております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

参加者に対して領収書発行したと思うのですが、それはホテルが領収書を発行したのか、市が発行したのか、どちらですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時30分）

再 開（10時30分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

市のほうで発行しております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

市が発行したということは市の収入になるのですが、本来雑入で入れるべき費用ではないのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

雑入に入れるべき経費ではないというふうに認識しております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

市が領収書を発行して、市の収入になっているのです。それを会計処理しないでいいのですか、雑入として。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほども答弁しましたように、参加費として約20万円の収入があります。それにつきましては、それと合わせて、当日の全体支出も含めて支払いをしていますので、市の会計には、歳入として受け入れはしておりません。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問ー

市の会計規則には、現金を収納した場合には、市の会計に一旦入れて、その後引き出すなりするというような会計処理だと思うのです。会計規則に違反していないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時31分）

再 開（10時32分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

当初予算の編成、この補正予算を組む段階から、市は参加者からの徴収を見込んでの予算を計上しております。それで75万円であります。その分については、収入については、その当日徴収した上で、市の負担分と合わせて支払いをしていますので、領収書はそのトータルの領収書となっています。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

飲食店からは、81万2,900円の領収書が市に発行されているのです。もうこれだけで予算オーバーしている。市の決算は、95万円から20万円を引いた額で決算を出している。おかしくないですか、実際には92万円使っているのに。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時33分）

再 開（10時34分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、領収書の話だったと思います。領収書につきましては、確かに瀬長恒雄議員おっ

しやるように81万2,000円の領収書になっています。本来であれば参加費徴収分の20万円と61万2,000円の別々で領収書を切るべきだったというふうな認識であります。今回は81万2,000円の領収書を受け取っております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

会計処理はきちんとしていただきたいと、要望したいと思います。

あと、先ほどありましたとみぐすく祭りでの飲食についてですが、領収書では11月11日土曜日に前日の買い出し分も含め、ビール6ケース、酎ハイ2ケース、泡盛2升、オードブル、つまみ等で8万715円。11月12日日曜日は、ビール2ケース、酎ハイ約1ケース、泡盛2升、オードブル等で3万6,094円。2日間で11万6,809円が支出されていますが、その前日に飲食も提供していると。その後2日間も酒類を含む接待をすべきなのかと、会計監査が指摘しているのですが、その点についてどういう見解ですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時36分）

再 開（10時37分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

監査の報告書では、レセプションでの酒類の提供については、礼儀上やむを得ないと判断をされており、またその後2日間にわたる来賓滞在期間においても、酒類の提供が行われている点については、問題と判断されているものではなく、今後慎重に検討を要するとされたところです。

姉妹都市交流につきましては、子どもたちの相互交流のほか、盟約締結記念の節目の年に、相互の市町を訪問する等の交流を行っております。本市が訪問する際には、現地の方との交流を開催してもらうなど、心温まる歓迎をいただいておりますので、本市としましては、社会通念上の儀礼の範囲内で、できる限り姉妹都市の方々に本市来訪への感謝と歓迎の意を表したいと考えており、今後も適切なおもてなしを行っていきたいと考えております。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問一

会計監査の指摘では、市民から疑念が持たれないように食糧費の基準を設けるべきだとの意見が出ているのですが、食糧費の基準を設ける考えがあるかをお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時38分）

再 開（10時38分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、瀬長恒雄議員は会計監査と言いましたが、本市の監査委員の話として答弁したいと思います。

市が主催する催事、儀礼は、懇親会等の開催に係る食糧費につきましては、予算編成の過程において開催の目的、内容、相手方、参加する人数等を十分に勘案し、適切な場所を選定して、社会通念上の範囲で予算を措置しております。市内では、催事、儀礼、レセプション等を開催できる場所が限定されていることもあり、食糧費の範囲の基準を明確にすることが容易ではありませんので、今後にお

きましても、社会通念上の範囲で誤解や不信感を招くことのないよう、予算措置、予算執行に努めたいと考えております。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問一

食糧費の基準は、ぜひ設けてほしいと要望いたします。

次、(3)市道整備について。

①市道46号線の整備状況をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道46号線は県道7号線を起点とし、市道40号線を終点とする道路であり、本路線付近には豊見城団地県改良住宅及び市改良住宅や豊見城小学校等があり、児童生徒の通学路としても多く利用されている道路でございます。しかしながら、複数の箇所において舗装面の亀裂及び陥没が確認されたことから、令和5年度より社会資本整備総合交付金を活用し事業に取り組み、令和6年4月に県改良住宅H棟側ののり面对策工事を発注し、令和6年10月に完了しております。議員ご質問の県改良住宅K棟側の傾斜及び陥没につきましては、隣接するのり面の滑りが原因であると思われることから、現在詳細設計業務の中で対策工法等を検討しているところであります。対策工法としましては、前回の工事と同様の自立山留め式擁壁になると考えております。現在沖縄県に対し、令和6年度補正予算の要望を行っているところであり、予算が確保できた場合には、年度内の工事発注に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○（７番）瀬長恒雄議員 一再質問一

②は、11月の末に開通しているという報告がありましたので、割愛したいと思います。

(4)スポーツ振興について。

①与根漁港多目的広場のナイター設備の整

備状況についてお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場のナイター設備につきましては、令和6年10月8日より、同広場内にある照明6灯のうち2灯の照明器具改修に着手し、現在整備を行っている状況であり、整備後、6灯全ての照明が点灯できる状況になりましたら、現場確認を行い、夜間における照度を計測する予定となっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

与根漁港多目的広場の現在の利用状況をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

令和6年度の利用率につきましては、11月末時点で平日の利用率が約15%、休日の利用率が約65%となっております。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

②陸上競技場のナイター設備の整備状況についてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

陸上競技場のナイター設備整備につきましては、現在検討中ということではありますが、森ヌの風S p o－P a r k構想を含めた一体的な計画で整備がなされるものだと考えているところであります。したがって、若干その実現に向けては時間を要するものであると捉えております。教育委員会といたしましても、利用者が安心安全に利用するため、早期の整備が必要だと考えているところでありますが、森ヌ風S p o－P a r k構想もございますので、例えばリース契約による限定的な整備等について検討をしているところです。現時点においては、まだ予算化まで至ってい

ないという現状にあります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

陸上競技場は、現在夜間は陸上の練習はできるのですが、球技の練習、あるいは試合ができないという状況なので、ぜひとも早急なナイター設備の整備をお願いしたいと思います。

続きまして、③瀬長島野球場の移転計画についてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の瀬長島野球場の移転計画につきましては、現時点では具体的な移転に係る計画はございません。ただ、議員ご質問のところは、多分瀬長島の振興計画の中で移転候補地の検討がなされているということでのご質問だと思っております。その検討が進む中で、具体的な移転計画等が策定されるものだと考えているところでございます。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

瀬長恒雄議員のご質問の瀬長島野球場移転につきましては、市長部局においても現時点で具体的な移転計画はございませんが、現在瀬長島には593台分の駐車場がございますが、駐車場が点在していることや駐車場不足による来島者の利便性の低下による瀬長島の価値の低下が懸念されるため、島内に駐車場を集約した大型駐車場を整備して対応する旨を、11月に策定されました「瀬長島観光拠点機能強化計画書」において取りまとめているところでございます。また、今後の需要を踏まえると、将来的には普通自動車850台、大型車両20台の駐車場が必要であると見込まれていることから、島内にある公共施設の立地適性を踏まえた検討を行っていく必要があると考

えております。令和6年9月の第5回市議会定例会におきまして、瀬長島野球場代替整備検討業務の予算を計上させていただいたところでありますので、これを令和7年度に向けて、今検討をしている状況であります。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

続きまして、(5)ジェンダー平等について。

①パートナーシップ制度制定に向けた取組状況についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

パートナーシップ制度等につきましては、県や市町村が同性同士のカップル等を婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度で、各自治体が発行する証明書をそれぞれの市町村内の事業所等で適用できるよう、理解を求める内容となっております。現在沖縄県では、パートナーシップ制度の導入に向けて取り組んでおり、県で制度の導入が実施された場合には、県が発行したパートナーシップ証明書をもって、本市の窓口に来られることが想定されます。そこで、沖縄県が発行する証明書の交付を受けた市民に対して、どのような行政サービスを提供できるのか、現在各課への聞き取りや他自治体の取組について確認しているところです。

○（7番）瀬長恒雄議員 一再質問一

②選択的夫婦別姓制度についての市長の見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

選択的夫婦別姓制度とは婚姻関係にある夫婦が個人の選択を尊重し、それぞれの姓を保持または改正するかどうかを自ら決定する選択の自由を認める制度で、多様な家族の形を支持するものです。すみません、ちょっと休

憩をお願いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時48分）

再 開（10時48分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

失礼しました。

令和6年10月、経団連は夫婦別姓を認めない今の制度は、女性の活躍が広がる中で企業のビジネス上のリスクになり得るとして、政府に対し、選択的夫婦別姓の導入に必要な法律の改正を早期に行うよう求める提言を公表しました。また、同年10月、国際連合の女性差別撤廃委員会は、日本の女性政策について、夫婦同姓を義務づける民法の規定を見直し、選択的夫婦別姓を導入するよう勧告したところです。それに対し日本政府は、制度の導入については、国民の間に様々な意見があることからしっかり議論し、より幅広い国民の理解を得る必要があるとし、関係団体からの提言や要望などを含め、国民各層の意見や国会での議論の動向などを踏まえる対応を検討していると見解を示しているところから、本市では日本政府や司法の判断を注視してまいりたいと考えております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時49分）

再 開（10時50分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八 一訂正一

すみません、先ほど答弁の中で「夫婦別姓」と言いましたが、「夫婦同姓を義務づける」

に訂正したいと思います。

○ 議長 外間 剛 —許可—

ただいまの訂正については、議長において許可いたします。

○（７番）瀬長恒雄議員 —再質問—

（６）の瀬長島観光については、先ほど総務企画部長からの説明がありましたので割愛して、（７）防災減災対策について。

①自然災害発生時の対策について。

（ア）住民への災害時の情報伝達方法についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

災害時には、防災行政無線、エリアメール、市ホームページ、LINE、FMとよみの活用により情報伝達を行っております。また、本市では、防災行政無線の聞き逃しがないように、豊見城市防災情報メールシステムを整備しております。市民が本メールシステムに登録することで、本市から防災行政無線の放送時にメールを受信し、そのメールに添付されているURLから防災行政無線と同様の内容が聞けるようにしております。加えて、フリーダイヤルからも防災行政無線と同様の内容が聞けるように整備をしております。

○（７番）瀬長恒雄議員 —再質問—

（イ）福祉避難所整備についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

福祉避難所とは、高齢者、障害を持った方、妊婦、幼児など、特に配慮が必要とされる方を滞在させるための避難所であります。本市では、福祉避難所として介護老人保健施設など７か所を指定しており、収容人数は583名となっております。指定した７か所の福祉避難所については、市ホームページで公開し、

市民に周知しております。今後は、障害を持った方、妊婦、幼児などの指定施設を増やしていきたいと考えております。

○（７番）瀬長恒雄議員 —訂正—

時間がないので、これで終わりたいと思いますが、最後に、先ほど発言しました「瀬長島ホテル」という部分は、「飲食店」に訂正をお願いいたします。

○ 議長 外間 剛 —許可—

ただいまの訂正については、議長において許可いたします。

○（７番）瀬長恒雄議員 —再質問—

これで一般質問終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時53分）

再 開（11時05分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号 7（21番）宮城 恵議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に宮城恵議員の質問を許します。

○（21番）宮城 恵議員 —登壇—

おはようございます。本日２番手、会派公明党宮城恵です。よろしくお願いいたします。

先日、庁舎内を歩いていたらカップルが前を歩いていて、ちょっと足が痛そうに歩いていたんですね。そういえば昨日はNAHAマラソンだったなと思って、ちょっと声をおかけして、「もしかしてNAHAマラソンに出たんですか」というふうにお聞きしたら、「そうなんですよ」と言って、「実はNAHAマラソンを２人で完走ができれば、婚姻届を取って結婚しようという話をしていて、完走できたので、今日は豊見城市役所に取りに

来ました」と言っていて、「ワーツ」と言
て、「豊見城市にお住まいなんですか」とい
うふうに分かったら、「いや、違うんです」と。

「今回NAHAマラソンのために本土から来
たんです」と言っていて、「えっ、豊見城市
に何でわざわざ？」というふうに分いたら、
「豊見城市の婚姻届けがとってもすてきな
んです」というふうにおっしゃっていて、もう
私は結婚して24年なので、24年前に見たき
り見てなかったのですけれども、市民課に
行って見せていただいたら、とてもすてきな
かわいらしい婚姻届けで、中のほうにも写真が
こうやって貼れるようになっていて、TOM
IGUSUKUというこの「O」のところも
アゴマゴちゃんになっていたりして、すごく
かわいいなと思ひまして、これはすごくす
てきなだ。何て言うんでしょう、わざわざ
豊見城市を選んで、そうやってNAHAマラ
ソンに出て、婚姻届けを取りに来てくれたこ
とにとても感動をいたしました。実は同じ会派の仲
田政美議員に分いたら、「私が提案したこと
なのよ」というふうに分いて、またびっくり
したのですけれども。これからはいろいろな
場面で豊見城市が皆さんに選ばれるような市
になっていけるように、また、共に執行部の
皆さんと頑張っていきたいと思ひますので、
よろしくお願ひいたします。

では、通告に従って質問をさせていただきます。

(1)健康福祉について。

帯状疱疹ワクチンの一部助成を市に求める
質問を令和5年12月と令和6年2月と質問し
てきましたが、その後の進捗をお伺ひします。

(ア)国の定期接種化へ向けての動向をお伺ひ
します。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

令和6年6月20日に開催されました、第26
回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する
小委員会において、帯状疱疹ワクチン接種を
定期接種に含める方針が示されており、令和
6年7月18日開催の予防接種基本方針部会に
て、対象年齢は、罹患者数ピークの70歳頃に
十分な効果を得るには65歳頃が適当との提案
がされております。今後定期接種化について
は、予防接種基本方針部会で決定されること
となっておりますので、国の動向については、
今後引き続き注視してまいりたいと考えてお
ります。

○ (21番)宮城 恵議員 一再質問一

国においても公明党が国会質問や政府への
提言で、一貫して定期接種化を訴えてきまし
た。市区町村で独自の助成を行っているとい
うところも、昨年の12月の一般質問では300
自治体とお話ししましたが、1年経過した現
在では、約2倍の660自治体が助成を行っ
ているそうです。沖縄県では、離島と恩納村し
か助成をスタートしていないので、ぜひ沖縄
本島で一番を豊見城市として目指してほし
かった思ひがあります。

(イ)豊見城市として一部助成を早期にス
タートする考えがあるかお伺ひします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

現在、国において定期接種化の方針が示さ
れており、対象者年齢や主要ワクチン等につ
いても検討を行い、正式決定されることと
なっております。本市といたしましても、今
後国の動向に注視し、定期接種化が正式に決

定され次第、スムーズな実施に向け準備を整えていきたいと考えております。

○（21番）宮城 恵議員 一再質問ー

日本では80歳までに3人に1人がかかると言われている帯状疱疹、かかるとかなりの痛みも伴い、つらい状態が半年以上も続く方も多いと言われています。ワクチンで予防していききたいのですが、生ワクチンは効果5年ほどで8,000円、不活化ワクチンだと効果9年ほど、費用は1回2万円の2回と、かなり高額です。国の定期接種化も明るい兆しが見えてきましたが、市として、ぜひ早期に助成をスタートしてほしいと強く希望し、この質問は終わります。

（2）に移ります。教育行政について。

①長嶺小中学校登下校時間の渋滞緩和について、進捗をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

長嶺小中学校の登下校時間帯の渋滞対策につきましては、交通渋滞の要因を把握するため、夏休み期間中の8月20日、学校期間中の9月4日の両日、午前7時20分から午前8時40分までの間に交通量調査を実施いたしまして、結果を取りまとめたところでございます。結果といたしましては、夏休み期間中においては、小学校前、中学校前ともに渋滞は見られませんでした。学校期間中におきましては、全体的な交通量の増加や一定時間帯に小学校前を起点とした両方向に最大250メートル程度の渋滞が見られました。小学校前については、学校駐車場に出入りする車両により、後続車の交通が妨げられ渋滞が生じており、その原因といたしましては、学校駐車場へ進入する車両の数が多く、駐車場内での駐車や降車時に時間を要すること、駐車場出入

り口において、車両の切り回しや対向車などにより、スムーズに出入りができないことが考えられております。学校駐車場へ進入する車両の数が多く、学校施設の改修だけでは抜本的な解決は難しいものと理解しているところでございますが、現在駐車場の配置を変更し、少しでもスムーズな出入りができるような形にできないか、検討を進めているところでございます。

○（21番）宮城 恵議員 一再質問ー

調査もしていただき、いろいろと考えてくださっていることには感謝をいたします。ですが、今まで正門の間口を広げることや、正門前の花壇を調整すること。あとは、饒波の元の給油所、ガソリンスタンドがあった丁字路のところに右折帯を設置できないかなど、いろいろ提案をさせていただきました。それについては、どれも予算的に難しいということの理解でよろしいでしょうか。豊見城市としてできることは、駐車場内の配置の変更や調整だけということでしょうか。これだけでは、先ほど教育部長もおっしゃっていたとおり、あの渋滞を緩和するということは難しいことだと考えます。ふだん5分で通過できる道路が、雨の日は朝は50分です。あの渋滞が近隣にかけている迷惑は相当なものです。学校へクレームの電話も頻繁にかかってくるそうです。校長も頭を悩ませています。もちろん学校として「てくてく登校」を推進していかなくてはならないと思いますが、何しろ山の上の学校という環境もあって、難しいところもあるのかというふうに思います。市として、もう少し抜本的な改善策を考え進めたいと考えますが、いかがでしょうか。経済建設上がりの副市長、何かこの長嶺小中学校の登下校時間の渋滞の解決策に向けての

アドバイスを伺えないでしょうか。

○ 副市長 大城 正

お答えいたします。

渋滞対策について今教育部長のほうからあったのですが、これでは抜本的解決にはならないだろうと思います。その辺は経済建設部等としっかり調整して、道路の右折溜まりがどうかできないか、歩道を少し縮めてでもできないかどうかを検討してまいりたいと思います。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ありがとうございます。

これはもう10年ぐらいずっと続いている渋滞の問題でもありますので、何とか渋滞の問題を、市としてそのままやはり改善できないままにしておくのではなく、予算もかけながらできることをできるところから、そして改善ができることというふうに、ぜひ取り組んでいていただきたいと思います。

次に移ります。②小中学校におけるがん教育についてお伺いします。

2人に1人が一生のうちに罹患し、国内における死因第一位であるがん。がんを予防するためには、禁煙、食生活の改善、適度な運動、ワクチンでの予防と検診を定期的に受診して早期に発見することが大切です。早期に発見ができれば早期に治療ができ、重症化やがんで命を落とすことを防ぐこともできます。豊見城市において、令和5年度国保加入者のみになりますが、特定健診受診率は32.8%、がん検診になると胃がんが6.3%、大腸がんが5.6%、肺がん5.9%、少し上がって子宮がん検診受診者が13.2%、乳がんが13.5%と、かなり受診率が低くなっており、深刻です。私たちの世代は、学校でがんについて学ぶ機会というのがなかった。ありませんでしたよ

ね。その世代が大人になって、受診率が低いのは仕方がないことだと専門家は指摘をしています。そういった意味でも小中学校でのがん教育は、子どもたちの将来のためにとっても大切です。健康と命の大切さを学び、がんに対する正しい知識と検診の重要性、がん罹患した方に対する正しい認識を学ぶこと。学校で学んだことを家庭に持ち帰り、親御さんにも子どもたちがお話をすることによって、親御さんも考える機会をもらえる、とても大切な教育だと考えます。

そこで、(ア)本市小中学校におけるがん教育はどのように行われているのかを伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市小中学校におけるがん教育につきましては、現在の学習指導要領におきまして、小学校6年生の保健体育、病気の予防の単元におきまして、がんに触れております。また、中学校2年生の保健体育、健康な生活と疾病の予防の単元におきまして、がんはどのような疾病なのか、その予防等について、健康診断やがん検診などで早期に発見できるようなことなどについて授業が行われているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

(イ)外部講師を活用しての授業は現在行われているのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

がん教育における外部講師の活用につきましては、12月5日に上田小学校が6年生を対象に、沖縄がんサポートセンターから講師を招聘し、がんについての基礎知識の事業を行っているというふうに伺っております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

お話のありました沖縄がん教育サポートセンターですが、沖縄県において設立をされています。日本乳癌学会認定医、専門医、医療関係者、がん経験者、がん患者家族、遺族で構成をされています。理事長の徳元さんは、今年の2月に豊見城市ウィッグ等助成事業記念セミナー「女性のヘルスケアとがんについて」の講師としても、「私のがんを経験して学んだこと」の内容で講話をしてくださった方です。その後、多分校長会とかでお話を教育委員会のほうからしていただいて、上田小学校のPTA研修会で本年1月、「親子で学ぶがん教育」、7月に豊見城市養護教諭研修で、「がん教育について」、そして先ほどお話のあった今月12月5日に、上田小学校で6年生を対象に、外部講師を活用したがん教育授業を行い、子どもたちもとても食い入るように聞いてくれて、反応もすごくよかったそうです。そこで、上田小学校での取組を教育委員会の後押しで、豊見城の小中学校で広げていってもらいたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

宮城恵議員のご提案につきましては、今回の上田小学校での状況も踏まえながら、必要な検討等を進めてまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひよろしく願いいたします。

(3) 道路行政についての質問に移ります。

① 饒波地域内市道100号線道路の亀裂・陥没についてお伺いします。

長嶺小学校から豊見城市立中央公民館へ向かう際、右に入る細い道があり、その道が市道100号線になるのですが、その道を走って

いくと、何か所か道路に亀裂が入っています。左側が崖になっていて、そこに向かって引っ張られている感じで、亀裂がどんどん広がっています。また、マンホールが設置されている場所は、アスファルトがどんどん下がっていて、現在7、8センチぐらいマンホールが浮いた感じになっています。饒波地域の方から何年も前からこの場所について、「危険なので何とかしてほしい」と声が上がっていて、私のところにもたくさんの方から不安の声が届き、何度も道路課とはお話をさせてもらっている場所です。

(ア) 工事はいつ始まるのかをお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道100号線の修繕工事につきましては、現場状況の確認も行い、工事費用の積算も完了しておりますが、想定以上の金額となっているため、今年度予算の範囲内では対応できない状況となっております。次年度予算で起債事業などの特定財源を活用しながら、事業化に向けて計画しているところでございます。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

しっかりと考えてくださっていると聞いて、安心しました。かなり大掛かりな工事になるということで、スタートするのはまだ先ということですが、そこで(イ)工事が次年度になるのなら、この場所は子どもたちの通学路になっているので、子どもたちの安全のためにグリーンベルトを設置することができないかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道100号線におけるグリーンベルト設置につきましては、設置距離が長く、多額な費用が想定されることや、先ほど答弁いたしま

した路面の修繕も必要になってくることから、すぐには対応できないと考えております。次年度に予算化された場合に、令和7年4月以降に修繕工事として対応できることから、二重に工事を行うのではなく、まずは修繕工事を行い、通学路の安全確保に努めたいと考えております。

○（21番）宮城 恵議員 一再質問ー

工事はまだ先ということなので、ぜひ一度現場のほう、子どもたちが通学で使う時間にぜひ行っていただいて、どのような危ない状況になっているかを確認して、今できることというのをぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

②に移ります。豊見城ニュータウンから長嶺小中学校へ向かう市道36号線、とよみ小学校から上ってくる市道254号線が交わる丁字路のところに滑り止めを施せないかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の市道254号線と市道36号線の交差点につきましては、現在滑り止め舗装の工事を検討しており、工事費の積算が完了しております。他の修繕工事等もあることから優先順位等も確認しながら、工事の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○（21番）宮城 恵議員 一再質問ー

ぜひよろしくお願いいたします。

この場所はオートバイに乗る方々から、雨降りに通るのが怖い。とよみ小学校方面に右折する際に滑って転倒したと、何度も相談が寄せられている場所で、何度も道路課に要望していた場所だったので、予算要求をしていると聞き、本当に安心しました。通勤するのに、「この道は危ないから、雨の日は特に避

けている」という声も多かったので、滑り止めを施されると皆さん、大変喜びます。安心して雨の日も通れるようになります。ぜひ早期に施工していただけるように、よろしくお願いいたします。

では、③に移ります。市内の草木の伐採について。

(ア)草木の伐採について、現在何者が作業を請負っているのかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

シルバー人材センターも含めまして現在4者となっております。

○（21番）宮城 恵議員 一再質問ー

(イ)請負業者はその数で足りているのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

今年度におきましては、大型の民間工事が影響したことによる人手不足や賃金価格の上昇、大雨による災害支援対応など、通常ではない状況により業者とのスケジュール等に調整ができず、除草作業が一部の業者に集中したこともあり、例年よりも対応が遅れている状況でございます。また、天候の影響により雑草の発育が例年よりも早く、除草が追いつかないことも要因の一つと考えております。次年度には民間の大型事業も完了する予定であることから、人手不足についても解消できるものと確認しておりますので、早期に対応できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○（21番）宮城 恵議員 一再質問ー

市民が安全に通行できるように、雑草を伐採しなくてはならない場所というのが相当あって、業者も頑張ってくれていると思いま

すが、追いついていないのが見受けられます。

「豊見城市は草ぼうぼうだね」とよく言われ、ちょっと残念な気持ちになります。草木は刈っても刈っても、特に雨が降る季節はすぐに伸びてきます。県道などで看板を立てて除草剤を使用することを、前もってお知らせして使用しているのを見かけます。

そこで、(ウ)豊見城市でも人や動物に優しい除草剤を使用して、草木の発育期間を延ばすことができないのか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

除草剤の使用については、ペットや小さな子どもへの健康への影響を懸念し、令和3年度以降は使用しておりませんが、議員ご質問のとおり、除草作業と除草剤散布を併用した作業の提案を業者から受けている状況でございます。既に沖縄県南部土木事務所でも運用されており、農林水産省が指定する除草剤の使用により、健康等へ影響が配慮されている製品があることを確認しております。次年度以降での対応になりますが、本市でも、沖縄県同様に、除草作業に伴う除草剤散布について慎重に検討してまいりたいと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひお願いしたいと思います。

南部土木事務所維持管理班の担当者に聞いたところ、先ほどもおっしゃっていたのですが、県道で使用している除草剤は、農林水産省推薦のものを使用していて、散布する際には看板を1週間前には出して周知を促し、作業も雨風が強い日はやらない、散布するときも犬や猫がけがしたときに首につけるようなエリザベスカラーのようなものをホースの先につけて、飛び散らないような工夫を

して散布をしているそうです。除草剤を使用することで、季節によって違いはありますが、発育の期間をかなり延ばすことができ、費用対効果は高いそうです。ぜひ担当課としても県に指導を受けながら、除草剤の使用も考えてもらえたらと思います。よろしくお願いいたします。

(4)に移ります。環境問題について。

11月に会派城の風の皆さんと「かごしま環境未来館」という施設を視察してまいりました。地球は今、気候変動による災害や生物多様性の損失など、多くの問題を抱えています。このままだと地球はどうなってしまうのだろう。私たちに何ができるのだろう。映像や床写真、工夫された展示物を実際に触ったり、体験したりして、人間がどういう暮らしをしてきたから今の地球の状況になってしまったのか、また私たち一人一人が何に気をつけて意識をしたら食い止めることができるのかを改めて考えさせられる、大人も子ども一緒に学べるすばらしい施設でした。

そこで、(ア)豊見城市で環境を学べる施設を造る考えがあるか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市内で環境問題が学べる施設ということですが、我々としては、平成11年5月に全国で11番目のラムサール条約登録湿地となった漫湖の自然環境保全の推進を目的に、平成15年5月に環境省によって「漫湖水鳥・湿地センター」が設置されております。そのセンターでは、漫湖の自然についての展示、野生鳥獣の保護及び湿地保全に向けた普及啓発、漫湖における環境教育、調査研究の支援などの事業を行っております。また、センターの施設を活用して、自然環境を題材にした「夏

休み親子講座」や「野鳥観察会」、国場川周辺のごみ拾いイベントを毎年開催し、自然環境の保全に向けた普及啓発も実施しておりますので、そういう施設を環境教育に活用できればと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

漫湖水鳥・湿地センターもとてもよい施設で、環境についても学べるのですが、私が豊見城に造ってほしいと言っているのは、SDGsの大きなテーマである環境。地球環境について学べる施設です。私たちは、地球温暖化による気候変動、海洋プラスチックごみによる海洋汚染、森林破壊、水質汚染による生物多様性の損失など、様々な課題に直面しています。この問題を解決していくには、一人一人の意識の改革がとても大切になってくると思います。小さな一歩ですが、私もかごしま環境未来館を視察してから、お風呂に入るときにシャワーの水を小まめに止めたり、車を運転するときもアイドリング・ストップの設定をしたり、燃えるごみ出しの前夜は生ごみの水切りをするようになったりと、日々の生活の中でできることから始めようと実行しています。豊見城市にもぜひかごしま環境未来館のような施設を、例えば森ヌ風テラス構想やまちの顔の中での整備ができないかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時35分)

再 開 (11時35分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員からご提案のあったかごしま環境未来

館のような施設については、現在市のほうでは検討されておられません。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

森ヌ風テラス構想の中やまちの顔の中で、ぜひ環境を考えられるような施設づくりというのも視野に入れてやっていただけたらというふうに思います。

まだ森ヌ風テラスとかまちの顔の話は先になると思いますので、例えばそれまでの間、できる場所でできることに取り組んでもらえたらと思いますが、例えば漫湖水鳥湿地センターで常設展示というのは可能か伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

センターの年間行事計画などの確認が必要になりますが、期間を限定した特別展を実施するなどの対応は可能だと考えております。

○ (21番) 宮城 恵議員 一再質問一

ぜひその漫湖水鳥湿地センターの期間限定ということでも結構ですので、展示のほうをやっていただきたいと思います。

あとはもう一つ再質問なのですが、市役所庁舎の1階市民交流イベントスペースに、壁面に最近大型テレビが設置されているのですが、そこで環境を考えるような内容の映像を流すとか、常設展示はもうあそこは難しいと思うので、床面を使つての展示などを行うことができないかお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時37分)

再 開 (11時38分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

1階のフロアの活用というところなのですが、沖縄アジェンダ21等でパネル展等の実施を行っておりますので、そういう展示等を踏まえて、モニターの活用とかそういうものを担当部署として考えていきたいと思います。

○（21番）宮城 恵議員 一再質問—

（イ）はなしでお願いします。

ぜひ何かしら環境問題を考える場所が早期にできるように要望をして、私の本日の一般質問は終了したいと思います。ありがとうございました。

— 通告番号 8（19番）大田正樹議員 —

○ 議長 外間 剛

次に、大田正樹議員の質問を許します。

○（19番）大田正樹議員 一登壇—

一般質問、大田正樹です。執行部の皆さん、「一般質問とは、議員が市の一般事務に対し、その執行状況または将来の方針、政策的提言や行政の課題や行政が気づいていない課題を市長並びに執行機関に直接質問すること」とあります。というのが議員必携や議会運営辞典などの多くに、議員の質問のことを書かれております。その意味に皆さん、ぜひ重きを置いて、議員の質問には担当課だけの課題を指摘しているのではなくて、豊見城市の課題と捉えて、各議員の質問に向き合っていただけるよう、改めてお願いをしたいと思います。

さて、令和5年2月、市議会議員選挙が行われました。得票総数2万3,434票が市議会議員候補者に投じられました。そのうち当選した議員獲得総数は1万1,595票で、これを今現在21名ですが、22名で割りますと、当選した議員の平均獲得数は981.6票。議員1人で市民約1,000名の声을代表して、執行部の皆さんに質問を行っているものと思ってください。そして、今回不登校の質問については、

昨日の宜保安孝議員、川満玄治議員、そして本日の私、3日目の長嶺吉起議員のスクールソーシャルワーカーの件、4日目の要正悟議員と、与野党にかかわらず5名の議員が質問をしていることは、皆さんは5,000名からの声を受けていると認識していただいて、教育委員会の話だけではなく、予算を措置する市の課題として捉えていただく市長部局のほうも真剣に考えていただきたいというふうに思います。

では、通告に従って一般質問を始めます。

（1）不登校の児童生徒について。

①コロナ以前と比べ、本市の現在の状況を詳しく伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

大田議員のご指摘、不登校に関しては重く受け止めて、教育委員会としても喫緊の課題として取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、質問にお答えしたいと思います。平成30年から令和5年度までの新型コロナ流行以前と比べた本市の不登校児童生徒数の状況につきましては、平成30年度、小学生31名、中学生75名、合計106名。令和元年度、小学生57名、中学生85名、合計142名。令和2年度、小学生56名、中学生96名、合計152名。令和3年度、小学生70名、中学生117名、合計187名。令和4年度、小学生87名、中学生152名、合計239名。令和5年度、小学生133名、中学生207名、合計340名という推移になっております。

新型コロナ以降の本市においても、不登校児童生徒数が増加傾向にあることは見て取れ

るものだと思っております。過去5年間の不登校の要因といたしましては、小中学校ともに無気力、不安が最多で、次に学業不振、生活リズムの乱れ、親子の関わりとなっているところでございます。

○（19番）大田正樹議員 一再質問ー

昨日もこの数字は、川満玄治議員と宜保安孝議員の答弁で答えられていましたね。昨日も同じように似たような質問があったと思うのですが、宜保安孝議員の答弁に、これまでの対応の成果などをおっしゃっていたと思いますが、再度答弁をいただきたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時45分）

再 開（11時45分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これまで教育委員会におきましては、学校に対して児童生徒が安心して通えるような魅力ある学校づくりの推進や、支持的風土の醸成、自己肯定感の育成に取り組めるように指導助言をしてきたところです。また、学校におきましては、各種支援員、小学校へは登校支援員の配置、中学校区はスクールソーシャルワーカーの配置、3中学校へ校内自立支援室支援員または学習支援員を配置しているほか、全ての中学校へ心の教室相談員の配置を併せて行っているところであります。また、学校に登校できていない児童生徒につきましては、学校と連携いたしまして、市の適応指導教室の「とよむ教室」におきまして、その支援を行っているところであります。そのほかにもQUテストを2回実施いたしまして、

学級への満足度を測定し、学級運営の改善に努めているところです。また、特別な事情により、フリースクール等に通う児童生徒の出席の取り扱いについては、学びの保障の観点から出席扱いできるものについて、市内小中学校共通認識で取り扱うよう、学校と目線合わせをしているところでございます。

○（19番）大田正樹議員 一再質問ー

昨日も同じ答弁を伺いました。その時に感じたのは、これまで一生懸命皆さんがやっているのは私も見ているし、やっている。しかしながら、先ほどの数値が出たように、令和元年度、合計142名から現在340名と倍増しているわけですね。これだけやっても成果が出てないというふうに私は見えます。対応できてない結果と感じます。指導主事の先生方や皆さんが、学校現場の先生方のサポートができてないという認識はありますでしょうか。学校現場は、教育委員会が十分に支援をしてくれてないと言っています。悔しくないですか。皆さんの答弁をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

この議員のご発言については、重く受けとめる必要があるだろうと考えております。しかしながら、本市におきましてもこれまで不登校対策については取り組んでまいりました。ある時点までは一定レベル、不登校の数値が低く抑えられていた状況はその成果だというふうに思っておりますが、ただ、それを上回る状況で社会状況が変化していたり、子どもをめぐる環境が変わっていった、学校としても対応を苦慮しているということも事実だと思っております。その中で教育委員会の支援が不十分だという意見があることは重く受け止めるべきだと思っておりますが、今後、先

日来答弁しておりますとおり、これは喫緊の課題として、教育委員会としてもできるところから対策を進めていきたいと思っているところでございます。

○（19番）大田正樹議員 一再質問ー

②に入ります。これも昨日同じような質問、そして答弁があったと思いますが、学校に通えない児童生徒がいる状況を市長、教育長、お二方はどうすべきと考えているか伺います。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えいたします。

先ほど不登校の人数のほうは、昨日から申し上げているとおりであります。そして現在、不登校の詳しい要因を的確に把握するために、各学校へ調査をかけています。児童生徒の不登校となる要因を個々に把握し、早急に対応していきたいと考えております。各学校においても、不登校児童生徒や学級で過ごすことに不安のある児童生徒のために、安心して過ごせる教室の設置や学びの工夫が行われているところです。そして、柔軟なカリキュラムが特別に認められている学びの多様化学校の設置を県に求めるとともに、本市においても、子どもたちが学びを止めないために、不登校の児童生徒が安心して人とつながり、学ぶ内容を自分で決め、過ごせるような支援教室の設置に向け、現在予算取りや支援員の配置について取り組んでおります。来週からは、市内8校の小学校を回って、このお部屋を支援教室にしたいということで学校施設課と一緒に、私のほうで回ってくる予定でございます。また、心理的な様々な理由や集団生活に不安を感じ登校できていない児童生徒に対し、オンラインで1日1時間程度からつながり、児童生徒の興味に合った学習内容の提供が教育委員会主導でできるよう計画をしております。

学業不振で不登校になっている要因もありますことから、子どもたちの学びが充実するものとなるよう、日々の授業改善が大変重要だと捉えております。教職員に対し、分かる授業の構築、教材の工夫に関する研修、さらに特定分野に特異な才能のあるギフテッドと呼ばれている児童生徒が存在するのですが、その子どもたちが授業の中でアドバンス的な学習が進めていけるよう、教育D Xを推進し、子どもたちが学ぶことに対し不振に陥らないよう、個別・最適な学習指導の在り方も研修を通し充実させていく所存でございます。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今教育委員会、それから教育長のお話があったとおり、私も同感で、これは進めなければいけないなと思っていますし、教育委員会だけの問題ではもちろんないと思っています。市長部局としても、それを問題として課題にどう向き合うかということも行って、総合教育会議の中にテーマの一つとしても盛り込んで、我々市長部局としてもどうしていくべきかというのは、当然教育委員会ともしっかり連携を図って、この課題に対応していきたいと思いますし、私自身は、なぜここまで急激に増えてきたかということは、社会情勢が大きく背景にあるかなというふうに思っています。これまでは、どうしても学校に行っていきたいという親御さんがいた。でも、昨今は、必ずしも行かなくていいんじゃないか、フリースクールがあるんじゃないか。様々な考えが生まれてきたのも事実だと思っています。今、教育委員会からも、内容をしっかり精査するための要因を的確に捉える必要があるということでありますので、それは私も同

感で、絶対に調べたほうがいいだろうと思って、そこから何でこうなっているのかというのをしっか리의確に、出てきた要素でもって、一つ一つ対応していくということが必要だろうと思いますので、我々はもちろん要保護児童対策地域協議会のこともありますし、あらゆる分野から子どもたちの学びを止めないという方向に向かっていきたいと思います。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

今、教育委員会の長である赤嶺教育長、市長部局の長である徳元市長から、この不登校についてのご見解をいただきました。

教育委員会としても、何か今やりたい、向かっていく方向を教育長が述べられておりましたし、市長においても、不登校の問題と一緒に取り組んでいきたいというふうにお言葉いただいたので、学校現場にいる学校の先生たちが対応をしやすくするためのサポートとして教育委員会があるならば、その教育委員会をサポートする市長部局のほうで予算措置なり、現状の喫緊の課題であると今おっしゃったので、その課題に向けて本当に向かっていただきたいと心から思います。ぜひ助けてください、皆さん頑張ってください。

再質問はまだ続きますけれども、豊見城市議会では、恥ずかしい話として、校長先生は大統領と思われるようですが、その大統領校長先生の経験をお持ちの赤嶺教育長に再度お伺いします。先ほど数字の問題が出ました。令和元年から右肩上がりで倍増です。今340名いる子に対しての不登校対策ではなくて、そこに行かないようにする対策も大事だと私は思っています。この人数を増やさないような努力を、増やさないようにしていくような仕組みを構築していただきたいというふうに私は思うのですが、教育長の見解を伺い

ます。

○ 教育長 赤嶺美奈子

現役のときも今も大統領と思ったことはありませんのですけれども、教育委員会、あとPTA会長等と連携して、みんなで学校運営を進めていると。今の学校の校長先生たちもそうだと思います。これを防ぐというよりも、やはり子どもたちの不登校になる要因は様々でありまして、学校にいても、ある日突然、お友達のトラブルだったり、心の状態によって、もしくは勉強によって教室にいたくないという子どもたちがたくさん出てくると思うんですね。その子どもたちにまずは対応できるように、支援教室というものをつくって、どの子どもでも安心して過ごせる場所を構築するのが大事だというふうに考えております。そして、授業の在り方も個別・最適な学習というふうに今言われていますので、タブレットを使って、タブレットもきちんと整備して配布をして、子どもたち個々と教職員に、そして個別・最適な学びが進められるように、教育委員会としても取り組んでいきたいと思っています。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

今、教育長の答弁で、本当にそれぞれの状態、環境において、個別、みんな違った不登校の要因があることは間違いないと私も思います。

親、子どもの環境、また学校現場、先生方ですね。教育委員会の皆様方が今やろうとしていること、そしてコミュニティスクールも始まって、地域に担ってもらいたいことを明確に示していただいて、教育委員会だけの議論ではなくて、こういう協力体制、子どもを守る環境に携わっている皆さんに皆様方が、おのおのができることを示していただいて、

そこに支援をしていただく。私がずっと言っている教育の支援というそういうところに来るんじゃないかなというふうに思っております。

それで、不登校という児童は、犯罪に巻き込まれる事例が数多くあるようです。特に薬物など手を染める悪い事例もあるというふうに聞いています。これを市が対策を取れなかったら、市長たちの考える安心安全なまちづくりというのにも影響が出てくると私は思います。そういうイメージがつかない、逆に、教育に力を入れているというイメージがつけば、もっと明るい豊見城のまちづくりを推進・推奨していけるというふうに思っていますので、やはり子どもたちの教育環境をつくるというのは大事な市のまちづくりとしても大事な分野だというふうな思いで、ぜひ今の課題が解決に向かっていくように行っていたきたいと思います。

最後の質問になりますが、この不登校の問題は、今教育委員会が示してくれたように、先ほど平成30年、令和元年からの話、要するにコロナ前からという、私の質問がそうだったからかもしれませんが、そこからの数字を見ても増えているということが分かっております。この時期に何が行われたかということ、少し私の推察でお話ししますね。

コロナ時期に学校の働き方改革の一環で、学校の電話が夕方5時以降は留守番電話となる仕組みになりました。先生方の負担軽減という意味合いもあったんですね。ところが、それをやることによって、今私の子どもが不登校なんだ、私の子どもが不登校に向かう問題を抱えているんだという相談が、保護者は仕事が終わって学校に電話しても学校につながらなくなりました。こういうところからも、

やはり増えていっている原因の一つになっているのではないかなという私の推測ですね。保護者が相談したくても電話がつながらない。こういうことをもう少し前向きに改善していただかないといけないのではないかなというふうに私は思います。赤嶺教育部長は、数などの分析をし、仮説を立てて対応策を考えるのがとても得意な、上手な部長だと私は認識しているのですが、この不登校増加の電話相談などの因果関係も調査されてみてはいかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。できるだけ数値を見て、分析をして前に進みたいと思っているところでございますが、今は至らないところもあります。

今回不登校に関しましては、ご指摘のところは、間接的な影響は否定できないというふうに思っております。ただ、どの程度のことなのかについては、現時点で把握するすべを持っておりません。ただ、昨日来一般質問の中でお答えしておりますとおり、教育委員会といたしましては、保護者とどのように理解を深めていくか、つながっていくかということは課題だというふうに思っております。その中で、留守番電話がその関係性を損なうような、もしくはそのチャンネルを開けることに対して問題だということであるならば、何らかの解決策、DXの力を借りてメールや、そういう形でSNS等で調整ができるような環境や、また直通ダイヤルなどを検討する余地があるものだと思っております。幾つものチャンネルを開けることで保護者と課題を共有し、子どもたちの最善の利益になるような形で取り組んでまいりたいと考えております。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（12時01分）

再 開（13時30分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

では、次の質問に入ります。

（2）中央図書館について。

平成8年に中央図書館が開館して、もうすぐ30年となると思います。記念式典や周年事業等を検討されているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊見城市立中央図書館は、平成8年3月に開館し、令和7年度末の令和8年3月に30周年の節目を迎えることとなります。開館以来、今日まで多くの市民に愛され、魅力ある図書館運営に取り組んできたところでございます。これもひとえに利用者の皆様のご理解とご協力の賜物であり、心から感謝を申し上げたいというふうに考えております。

30周年の節目に、これまでの豊見城市立中央図書館の歩みを振り返るとともに、市民の皆様と記念すべき年を祝い、よりよいサービスの向上を目指し、新たな一步を踏み出す機会として、30周年記念式典を実施する方向で検討を進めているところでございます。式典の挙行日につきましては、関係各位と調整の上、令和8年3月中に実施を検討しております。また、30周年となる令和7年度におきましては、年間を通して冠をつけて、記念事業を計画してまいりたいと思います。主な計画といたしましては、慰霊の日特別講演会、子どもの読書月間、特別おはなし会、夏休み工作教室、健康づくり、豊見城の歴史のパネル

展示、あと30周年講演会、図書館内、これもパネル展示等も含めた展示であります、リサイクル譲渡会などとなっているところでございます。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

今市の図書館は、コロナ禍でいろいろな工夫をされたり、また、今の館長に代わってからは、館報を毎年出したりと、図書館を市民にたくさん利用してもらえるようにすごく頑張っているかと思います。これは質問というか、提案させてもらいたいのですが、何が言いたいかというと、この豊見城市立図書館が担ってきた30年間は、とても大きかったと私は思います。ただ、この数年間で社会の情勢がすごく変わったっていうのも、反面実感しています。ネットの普及とかで本離れなどというのが、すごく進んでいると私も思っています。ということは今回30周年、式典事業もいろいろ考えられているということなのですが、次の10年後を考えた場合に、40周年が果たして重大な節目になっているかどうかというのは、正直なところ、10年後を考えた場合に私はどうなのかなというところがある。もちろん図書館はあってほしいと思っている者としてはありますが、10年後、社会がお祝いしてくれるような状況になっているかという、そこはまた違っているような気がします。なので、今回の30周年というのは、そういうところにも重みというか、節目というのがあるというふうに理解していただいて、この頑張っている図書館行政を知ってもらうために、今回議員のみならず、自治会や児童生徒、メディアへも式典の案内や招待をして、お祝いすべきだというふうに私は思っております。その時に、適度な振る舞いも必要だと思っています。そこで、振る舞いしてしま

うと、また議員に一般質問されて食糧費ガーッとと言われるかもしれませんがね。このような30周年という重みの式典を、盛大にお祝いしていただくように予算化に努めていただきたいと思います。ご見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時35分）

再 開（13時35分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

おっしゃるとおり30周年、大きな節目になるものだろうと考えております。ただ、もてなしのところでどの程度のおもてなしができ、食糧費を支出するようなことができるかについては、かなり厳しいかと考えているところであります。ただ、思いといたしまして、やはり今後デジタルな時代の中で、あと、主体的で対話的な深い学び、アクティブラーニングが主眼になっている中で、本というものは依然として大切なメディアであるだろうと考えております。その域を再確認できるような30周年式典に持っていきたいというふうに考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

図書館のみならず、学校の図書室も含めて本っていうのが、私も成長するのにとても役に立った者の一人として、そういう図書館が今後もますます、未来の子たちも本が手元にあるような環境に努めていただけるように、教育委員会には引き続き頑張っていただきたいと思います。

では、(3)過去の質問・進捗状況について伺います

①文化観光創出事業（ガイドンス施設設置）について外見より中身が重要だと提言してきました。デジタル博物館の議論はどのように進み、どのような展示になるのか、現段階での進捗状況を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

文化観光創出事業におけるガイドンス施設につきましては、県内外から訪れる観光客等が利用しやすい展示施設となるよう、基本設計において市の関係課と協議の上、検討したいと考えております。展示方法につきましては、三山時代にあったとされる三重の城壁や陸軍第24師団第2野戦病院壕跡は、沖縄の歴史を伝える貴重な遺跡であり、歴史教育のほか、平和教育への活用も考えられるため、CGや映像等による効果的な公開方法を模索中でございます。ガイドンス施設の基本設計につきましては、令和7年度に向けて予算要望中ではありますが、デジタルを駆使した新しい展示方法も含め、他市町村の類似施設も参考にしつつ、市の関係課と協議の上検討してまいりたいと考えております。

○（19番）大田正樹議員 一再質問一

一部日程のこと以外は、これまで答弁してきたとおりなのかと思います。文化課との協議とかデジタルの導入とかというお話をされているのですが、実際文化課と協議されたことがあるのかというと、どうなのでしょう。文化課も具体的にどのようにしたいというのも、多分そういう案もないかと思います。ぜひしっかりとやっていただいて、これまで何年も前から同じこと言っていて、何年も具体的に協議ができていないというのは、そういうことなのかというふうに思いますので、ぜひ少しでも、一歩ずつでも進んでいけるように

お願いしたいと思います。

②に入ります。上記の施設が、城郭周辺から駐車場側へ上から下のほうに移動したことにより、施設の展示の仕方というか、展示の方法や訪れる方々への使い方などに微妙な違いが生じるのではないかと思います。まず、その施設ができたとき、担当課は文化課になるのか、それとも公園緑地課、そのままなのか。もしくは指定管理者になるのか。そもそも施設利用料は有料なのか、無料なのか。例えば自販機を含めた物販など、ガイダンス施設として、豊見城城址の歴史のような本があったり、そういうグッズがあったりして、そういう販売を行うのか行わないのかなど、現時点でこの施設はどういう感じになりそうか、どういうふうに向かっているのか、今日何かありますか。教えてください。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ガイダンス施設につきましては、令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計、令和9年度に工事着工予定ですが、施設構成としてガイダンス機能のほか、現在豊見城中央図書館内にある文化課の執務室や歴史民俗資料展示室、収蔵庫を移設する予定となっております。ガイダンス施設建設の担当課は公園緑地課となっておりますが、施設管理及び運営方法等につきましては、今後関係機関、関係各課と協議検討していきたいと考えております。

○ (19番) 大田正樹議員 一再質問一

このガイダンス施設が上側の計画だった当時は、その施設によって城郭の復元の映像が見れたり、トイレの利用は施設で行えるだろうとか、いろいろなことが考えられていましたが、あれから大分たって、しかも工事計画

も遅れていて、これからどうなっていくのかというのが、まだ具体的に部長たちの言葉として出てこないもので、早めに期待して、あそこの土地を皆さんにお譲りした字豊見城の人たちの思いを酌んでいただいて、早く完成のめどをつけていただきたいと思いますをお願いをしまして、今回私の一般質問を終わりたいと思います。執行部の皆さん、頑張ってくださいお願いします。よろしくお願いします。お疲れさまでした。

—— 通告番号9(8番) 吉濱智也議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、吉濱智也議員の質問を許します。

○ (8番) 吉濱智也議員 一登壇一

皆様こんにちは。絆和会の吉濱智也です。よろしくお願いします。まず、北部豪雨災害でまだまだ避難生活をされている方々がいると伺いました。また、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

さて、質問に先立ち、私は本日、先ほどの宮城恵議員のようなすてきなエピソードは、今回準備はしていなかったのですが、その前に、大田副議長が一般質問の定義に触れて、執行部の皆さんにメッセージがございましたが、それを聞いて私自身が、かなり身が引き締まる思いで、今とても緊張していることを一応ご報告しておきます。

それでは、本議会においても議場に立って、一般質問ができることを市民の皆様に感謝して、通告に従い質問をいたします。

今回の質問は、市民の皆様から寄せられた声を中心に、ご質問をさせていただきます。

(1) 市民生活を支える仕組みについて。

① 市民の皆様（特に子どもたちや高齢者）の交通事故防止について。

(ア) 高嶺地域の住宅地（セブンイレブン豊

見城高嶺店裏手側）では路上駐車が多く、子どもたちが事故に巻き込まれる危険性が高い状況にあります。市で駐車禁止の注意喚起等を行うことができないかお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の区域は、市道445号線の周辺区域と認識してお答えいたします。現場を確認しましたところ、近隣住民の方が駐車禁止の貼り紙を貼るなどの措置がされておりました。また、駐車禁止につきましては、警察署での対応となるため、豊見城警察署に相談したところ、路上駐車があった場合は警察に通報してほしいとのことでございました。今後につきましては、関係機関と連携を図りながら、対策を検討してまいりたいと考えております。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

今ご答弁にありましたように、地域の皆様も独自で行動をしているということでございました。人的なトラブルなどは、駐車禁止をちょっと注意したりとかということでトラブルが生じてしまうと、日常生活、普段の生活にも影響を及ぼしかねないというようなことで、今回市のほうに支援を求めているという声で、ご質問させていただいております。

地域の皆様には、やはり警察の力も借りながら子どもたちの安全というのは守っていきましょうということをお願いをさせていただきますが、市のほうでも何か対策等、ご検討いただけたらと思います。

（イ）県道７号線バイパスのゆがふ歯科前（豊見城439－１番地付近）の横断歩道は、道路形状等で運転者から横断者を認識しにくい状況です。通学路にもなっておりますが、また地域の方からの声も上がっております。

ここに横断信号の設置ができないかお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

県道７号線バイパスのゆがふ歯科医院前の横断歩道への信号機設置につきましては、これまで市長から豊見城警察署に対して、信号機・横断歩道設置等の要望を行ってきたところです。信号機設置の所管となります豊見城警察署からは、当該箇所の交通量や道路の形状など、必要な要件を調査確認し、信号機の設置が可能かどうかを検討していくとの説明がございました。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

信号機設置について、もちろん引き続き警察のほうと協議をしていただきたいところでございますが、地域の方、旭ヶ丘自治会の方からの今回ご相談でありましたが、過去にも自治会のほうからいろいろご要望を出したりということで、市のほうには対応は引き続きしていただいているというところでございましたが、今ある横断歩道に信号設置をする前に、何かできることということで、例えば横断旗とか、横断歩道を少し見やすくするというような方法ができないのかというのを再質問でお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

市の対応としましては、当該交差点の横断歩道の塗装が薄くなっているというところを確認しておりますので、警察署に塗り直しの要望等をお伝えしていきたいと考えております。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

まず、横断報道を見やすくすることで、事故防止、予防というところにつながることはあるかと思っておりますので、ぜひよろしくお願

いたします。

私のほうからも、先ほど申し上げた横断の旗、黄色い旗なのですが、こういうのを自治会のほうでは準備をして、しっかり地域で子どもたちなり、お年寄りなり、地域の方々を守っていきましょうということでお声かけしていきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

(ウ)ファミリーマート名嘉地北店（名嘉地378番地）から名嘉地シーサー（名嘉地68番地）までの道路に、スピード落とせなどの看板設置ができないかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

当該道路につきましては、集落内道路と私道が接道している道路となっております。現状につきましては、電柱幕等で注意喚起を行っておりますが、現在工事中である高速道路への抜け道として利用されている状況となっていることから、市道5号線と同様に、蛍光色看板による「スピード落とせ」等の注意喚起看板を設置していきたいと考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ぜひお願いします。この名嘉地地域におきましては、多くの交通安全に関する看板設置というのが、現状行われているところであることは確認をさせていただきました。

そのことによって、通行車両の減速などの効果が出ているという地域の方からも声がありましたので、今回のご相談に至ったところでございます。担当課の道路課を含めたところで、部長をはじめ担当課の皆さんの努力だということで、感謝しておりました。

当該道路についても看板設置をするとの答弁をいただきましたので、大変ありがとうございます。

ございます。引き続き、安全な市民生活のための対応をよろしくお願いいたします。

②たんぼぼ児童公園（字豊見城463-2）付近は、昨今頻繁に発生する大雨時に、住宅の駐車場まで水が浸水して、住民が大変危険を感じているというご相談がございました。周辺の排水施設の改修等ができないのかお伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

現場状況を確認しましたところ、当該地は道路側溝が一部逆勾配となっている可能性があります。当時の資料が確認できないため、設計条件が不明ですが、詳細な現地調査を行いながら、今後の対策について検討したいと考えております。対策方法によっては、大規模な工事を要する可能性もあるため、早急な対応は厳しい状況ですが、当面はバキューム処理等を行いつつ、現場状況も併せて確認してまいりたいと考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ぜひよろしくお願いいたします。ご相談のあった地域の方からは、この浸水、側溝から雨水が溢れてきて浸水してきて、ちょっと怖いというようなご意見もあるのですが、その時の悪臭、臭いが残るところも大変悩んでいるということもございましたので、ぜひ早急な対策、あつという間に梅雨の時期もまたやってきますし、沖縄は非常に長い梅雨がありますので、早めのご対応をお願いさせていただきます。

③人口減少時代に進む本市こそ、知識の拠点である市立中央図書館の現状を維持しながら、さらに機能拡大等が必要と考えていますが、市の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊見城市立図書館は、開館以来、今日まで多くの市民に愛され、魅力ある図書館運営に取り組んでまいりました。今後も多くの方に来館していただけるよう、サービスの向上、利用者ニーズの対応、図書資料の充実等、より魅力ある図書館運営に努めてまいりたいと考えております。また、そのために必要な運用経費等に係る予算について、これまで同様にしっかりと確保できるように努めてまいりたいと思っております。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

大変すばらしい環境であることは、私自身も図書館に行き感じております。

この図書館、先ほど大田副議長からもあったのですが、大変すばらしい環境であるとともに、先日障害者週間の際には、関連する図書の展示や市内福祉作業所などの紹介などもされていて、非常にすばらしい環境で職員の方々、工夫されているなど感じているところでございますので、ぜひ市民の皆様をはじめ、職員の皆様も、議員の皆さんも、ぜひ積極的に図書館を利用していただければと思っております。

ちょっと関連して、再質問させてください。

図書館機能拡大の一つとして、適応指導教室、とよむ教室とかへ通う子どもたち、図書館に本を借りに行くのが難しい困難な子どもたちに対する今後の取組等があれば教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

適応指導教室等に対する図書の提供についてでございますが、図書館において現在行っております団体貸出しの活用により、適応指導教室等と連携・協力を努めてまいりたいと

いうふうに考えているところでございます。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

全ての子どもたち、市内の子どもたちに多くの学びのチャンスがあるように、今後とも、ぜひよろしく願いいたします。

もう一点教えていただきたいのですが、こういう子どもたちだけじゃなくて、いろいろな市民の方がいらっしゃると思います。そういう市民の中で来館困難、なかなか図書館に行けないという方々に対して、全体的な形になると思うのですが、図書館のご対応について教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

ご指摘のとおり、やはり図書館が伊良波地区のほうにございまして、それ以外の地区の皆さんでは困難な方もいらっしゃるということは理解をしております。これは一つ、課題だというふうに教育委員会としても捉えているところでございますが、現在図書館によって行っております豊見城電子図書館というものを設置しておりまして、電子書籍が借りられるようになっております。そのことにより、来館困難者に対するサービスの提供の一助になっているものと思っております。今後とも電子書籍の充実を図りまして、サービスの向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○（８番）吉濱智也議員 一再質問一

私も図書館が大好きですので、ぜひ今後ともすばらしい環境を維持拡大していただきたいと思います。どのような環境でも図書館を利用できる工夫、機能拡大っていうところが分かりましたので、とても安心したところでございます。

また、来年度は設立30周年ということで、

今後も愛される図書館として40周年に進んでいかれると思います。今回図書館について質問させていただいたのは、質問事項にある少子化時代というところが、我が豊見城市でも日本一の子どもの数を誇ってきましたが、9月定例会、先日も大田善裕議員からもお話があったように、これから人口が伸び悩み、人口減少時代を迎える可能性が出てきています。市長においては、今後市政運営の中で、この人口減少時代に対応するためのいろいろな施策をまた考えていかれると思いますが、例えば子育て支援センターの必要性がさらに高まってくるかと思います。これまでである公民館とか、コミュニティーセンターとかでいろいろ活動されているかと思うのですが、そういうものも、もしかしたら複合施設として、新しい施設として設置するということなども考えられるかと私自身は考えているのですが、その際には、ぜひ我が市の知識の拠点である中央図書館を含めた複合施設として、図書館の機能としてしっかり持った形の施設というものの設置をぜひ検討していただきたいと思っています。設置することで、子どもたちの居場所づくりとか、知識を育む環境づくり、かなり問題ということで先ほど皆さんから提言があるこの不登校児童や生徒が登校するきっかけになることも、この図書館が担うことがあるかと思います。そのためには、この図書館という機能を、その中心的な役割として担っていく考えをぜひ持っていて、今後検討していただければと思います。これはまだ、中期的とか長期的なのかというところはあれなのですけれども、そういう形の検討になるかもしれませんが、ぜひよろしくお願いいたします。

市長のほうには、今後とも中央図書館をは

じめ、学校図書館等の予算確保についても、ぜひ維持、拡大というのをぜひお願いいたします。

④市営住宅への入居について。

複数回の申し込みをしても抽選に外れてしまい、生活に困窮している相談が多くあります。市として対応が必要であると考えております。9月にも粋和会の伊敷光寿議員から質問がございましたが、その後、何か進展があるかお伺いいたします。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

複数年度の申し込みでも入居がかなわない世帯に対する対応につきましては、9月に伊敷光寿議員から紹介のありました優遇制度を取り入れております那覇市や福岡市を参考に、本市においても何らかの対応が必要であると考えており、現在は関係機関との意見交換を行いながら検討を行っている状況でございます。豊見城団地は、市改良住宅6棟、県改良住宅5棟があり、住宅管理につきましては、どちらも沖縄県住宅供給公社が指定管理者として事務手続きや管理及び家賃などにつきまして、統一的な考え方で管理業務を行っております。そのことから、新たな取組を検討するに当たって、指定管理者、担当者会議などにおいて協議を始めているところでございます。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問ー

市営住宅に関する入居については、私とか伊敷光寿議員だけではなくて、多くの議員の方にも相談が来ているものだと思います。特に高齢者の方々は、物価高騰もあるのですが、家賃等の、豊見城市が発展するに伴って家賃もかなり増額してきている中、生活が大変苦しいということで、公営住宅への入居を強く

希望しているご相談が多くあります。ご答弁からすると、なかなか大きな進展はまだないのかというところでございますが、事前に担当課のほうと課長・班長を含めてヒアリングをさせていただきましたが、担当課としてもかなり前向きに検討を進めていきたい、進めているというふうに感じました。制度変更によってこういうことが変わると、もちろんシステムの変更など、見えない課題などもいっぱい出てくるかと思いますが、今後ともぜひ、積極的に前向きな検討を早急にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) スポーツ振興について。

市内スポーツ施設整備について。

(ア) 与根漁港多目的施設を人工芝面にする考えがあるかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場に人工芝の整備を行うには多額の費用を要することから、国庫補助事業での整備の検討が必要となりますが、当該人工芝の整備につきましては、漁港環境整備事業等における採択要件に合致しないこと。また、与根漁港多目的広場は、その性質上、多様なスポーツや行事等に利用する目的で整備された経緯があり、人工芝を整備することで利用できなくなるスポーツがあることも懸念されることから、現時点での人工芝整備は厳しいものと考えております。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

与根漁港多目的広場については、本日瀬長恒雄議員からもご質問があつて、照明等の修復等を徐々に進めていくというようなこともありましたので、ぜひ今できることからしっかりやっていただきたいというところでございます。

(イ)については、瀬長恒雄議員からも同じようなご質問でございますが、改めてご答弁をお願いしたいと思います。市陸上競技場にナイター設置をする考えがあるかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

市陸上競技場のナイター設置につきましては、現在森ヌ風 S p o - P a r k 構想を含めた一体的な計画が進んでおります。その中で整備されるものと考えておりますが、その整備の実現までには時間を要するものだというふうに考えております。教育委員会といたしましても、早期の整備が必要だと考えているところでありますので、例えばリース契約による限定的な整備等について検討しているところであります。しかしながら、現時点においては予算化までには至っていないという現状でございます。

○ (8番) 吉濱智也議員 一再質問一

何度も同じようなご答弁させてしまっているのですが、毎回聞くたびに、私はちょっと悲しい気持ちになっているところがございます。ただ、(イ)については、新しい教育長がいらっしゃっているので、改めて、私が取り組んでいることをお伝えしたいと思ひまして、ご質問をさせていただきましたが、(ア)の与根漁港多目的施設、(イ)の市陸上競技場については、これまでも何度も質問をさせていただいたところがございます。改めて、現状を確認させていただきました。ありがとうございます。

この両施設については、サッカー関係者のもとより、市内のジュニアチームの父母からも様々な要望・提案が来ているところがございます。ただ、施設整備については、サッ

カー環境のみならず、地域の皆さんとか、他の競技との意見交換というものをしっかり積極的に行った上で、今ご答弁いただいた現状を踏まえながら、今後も検討をしていきたいと思っていますので、また引き続きご相談等をさせていただくこともあると思いますので、よろしくお願いいたします。

(3)障害のある方々への支援について。

障害に関する理解について。

先ほど図書館のときにご紹介したのですが、12月3日から9日までが障害者週間でございました。市役所1階ロビーでの展示とか、中央図書館、先ほどご案内したような書籍の展示等が行われていました。昨年度も同じようなご質問をさせていただきましたが、昨年度は障害のある方の専用駐車場への健常者の駐車抑制についてということで、当時県の施策を活用するとの答弁でございました。その結果、1年後ですが、障害で実際に利用している方とか、企業関係者のほうに現状をお伺いしましたが、若干ではあるのですが、やはり抑制につながっているような感覚はあるというお話がありましたので、引き続き、そういうところの支援は、市のほうとしてもお願いしたいと思っています。ただ、まだまだ障害を持つ方への理解というのは低いと感じています。そこで一点、お伺いさせていただきますが、この障害を持つ方々を主役にしたファッションショーなどのイベントを市主催で開催することができないかお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

障害のある方々が生き活きと活躍する場の確保や、障害への理解を深め広める機会は、豊見城市障がい者計画等で目指すまちの将来像である「幸せな社会を目指し、共に支え合

い生き活きと暮らすまち豊見城」を実現することに、大変有意義なことであると考えております。そのような中で、令和6年度の活動といたしまして、4月に庁舎1階市民交流イベントスペースにおいて、世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間に合わせて、掲示物などによる啓発活動を実施しております。8月には市民体育館において、福祉事業所に通っておられる障害のある児童から大人の方の交流会を開催し、また10月にはサンエー豊見城ウイングシティにて、第14回エイブル・アートとみぐすく2024として、240点の作品を集めた、障害がある人の可能性を集めた作品展を開催しております。また、去る12月3日から9日までの障害者週間には、市内70福祉事業所の紹介や展示物において、障害のある方々が活動できる場の紹介や障害に関する啓発活動を実施しており、いずれも市内福祉事業所と協力し、障害のある方々の個性に合わせて参加いただける活動を展開しているところでございます。また、沖縄県と沖縄県身体障害者福祉協会の主催、本市は共催でございますけれども、来年2月8日に本市の市民体育館において、ちゃんぷる〜P a r a フェスタ2024が開催されます。これは障害の有無にかかわらず、広い世代の誰もが楽しめるイベントとなっており、現在市ホームページにおいて、出演者や出店を募集しております。議員ご質問にあります、市主催によるファッションショーにつきましては、現時点におきまして予定はございませんが、市福祉事業所などが実施主体となるイベント提案等がございましたら、検討してまいりたいと考えております。

○（8番）吉濱智也議員 一再質問一

ぜひいろいろアイデアを出していただきました

いと思っているところでございますが、今回ご提案しているのは、広く障害に関する理解を持ってもらう場面を増やすことで、かつ、なかなかそういう方々というのは外出する機会もなかったり、ちょっと気持ちも萎えてしまったりというような方が多くいるかと思いますが、そういう方々が外出するきっかけをつくるのが、障害に関する理解へつながる一歩になるというふうに私は考えています。障害のある方々への普段のサポートとか、こういう機会が広がることで、普段の生活の中、スーパーなどで困っていたらどういうサポートすればいいのかというようなところとか、それから最近は災害時の避難のときにどういうサポートをこういう方々にしてあげればいいのかというところも、なかなか戸惑うところで、うまくサポートができないというようなところもあるかと思いますが、そういういろいろな障害の種類でサポートの種類がいろいろ変わってくれば、こういうことは災害時の避難も円滑にできたりすることもあるかと思いますが、ぜひそういうきっかけ、場面づくりというのをまた積極的にお願いしたいと思います。

また、先ほどのファッションショーなどでは、ウージ染めなどを取り入れたりすることで、市の特産品のアピールにもまたつながっていく部分もあるかと思いますが、多くのアイデアを出しながら、執行部の皆さんを含めて、一緒に考えていただければと思います。

質問については以上になりますが、職員の皆様にお伝えしたいのは、師走になって公私ともに忙しく過ごしていると思います。今回の一般質問で、中央図書館を取り上げました。質問の中でご紹介をしたように、我が市の中

央図書館は全国的に見てもすばらしい環境にあります。館長をはじめ、担当課職員も愛される図書館を目指してアイデアを出して運営をされております。現在はスマホで様々完結する時代になっているかと思いますが、ぜひ一度、皆さん図書館に行ってみてください。本からの知識だけではなくて、結構何か気持ちが癒されたりとかというところも私自身感じておりますので、お仕事帰りとか休日のひと時、ぜひ図書館で過ごしてみたいかでしょうか。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号10（2番）宜保龍平議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、宜保龍平議員の質問を許します。

○（2番）宜保龍平議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。城の風、宜保龍平でございます。執行部の皆さん、元気ですか。午後で大変つらい時間帯だと思うのですが、本日はこれが最後なので私も元気よくやっていきたいと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

ちょっと順番を入れ替えます。(3)から行きたいと思います。

(3)金融リテラシーについて。

経済産業省は、金融リテラシーを身につけるために様々な施策展開を出しております。そこで、以下を伺います。

①改めて市の取組状況を伺いたいと思います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

金融リテラシーを身につけるために、学校

教育課におきましては、全中学校3学年におきまして、9月から11月にかけて、金融教育授業を行っております。令和5年度は、各都道府県に設置しております金融広報委員会より講師を派遣していただき、幅広い団体や学識経験者の参加を得まして、中立・公正な立場から授業をしていただきました。今年度は、市内在住のファイナンシャルプランナーを講師にお招きをし、金融庁の資料を基に、より身近なお金の問題に目を向け、マネーリテラシーを高め、より豊かで自立して生活できるような授業を展開していただいたところであります。また、小中学校への金融教育に関する各教科の指導例を紹介したり、マネーリテラシーを高める取組をしている他の民間企業を紹介したりなど、各学校へ金融教育を推進し、推奨しているところでございます。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

市民部協働のまち推進課においての対応につきましては、金融関係のトラブルでお困りの市民に対し、問題の解決と知識を身につけることを目的に、毎月2回、専門の知識を持った消費生活相談員による相談窓口を設置しております。また、市民の生活や学校、職場における悩みやトラブルなどについて、弁護士や司法書士、税理士、行政相談員、人権擁護委員などの専門家に相談できる一日合同行政相談所を毎年開催しております。令和5年度からは、市民の家計やお金に関する困りごとを解決するため、ファイナンシャルプランナーによる相談対応も行っております。

○ (2番) 宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。

教育委員会としては、学校の授業で取り上

げていると。市民課においては、そういう形でファイナンシャルプランナーを招いて、金融トラブルが起きる前に、どういう形でやるのかという形で……。答弁を聞く限り、より浸透してきているのかなというふうに感じております。

そこで、②今後民間とタイアップして金融リテラシーを広めていく考えはないか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今後も教育委員会といたしましては、民間とタイアップして、金融リテラシーを高めていく授業等を展開していく考えでございます。中学校におきましては、今年度も民間企業とタイアップし、市内在住のファイナンシャルプランナーを講師に招き、より身近な事例で講義をしていただいたところで、生徒からも多くのよい感想が上がってきております。私自身も娘がおりますが、実際その講義を受けて、その日にリテラシーの話になりまして、私も「受けたほうがいいよ」というような助言も受けたところであります。今後そこは教育委員会といたしましても、家庭教育や生涯学習の中でも取り上げられるように取り組めたらいいなというふうに今考えているところでございます。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

今後民間とタイアップして金融リテラシーを広めていくことにつきましては、先ほども答弁をいたしました。一日合同行政相談所において、令和5年度に市民の家計やお金に関する困りごとを解決するため、ファイナンシャルプランナーによる相談対応を行っており、本年度も日本ファイナンシャルプラン

ナーズ協会沖縄支部に派遣を依頼して、市民からの金融に関する相談に対応していただきました。今後も相談件数などを踏まえて、協会と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○ 教育部長 赤嶺太一

学校教育におきましては、今中学校において金融リテラシーの授業を行ったところですが、次年度は、この取組を小学校まで広げてできないかということについても、併せて検討してまいりたいと思っております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

ありがとうございます。

金融リテラシーは、金融だけの知識ではなくて、実は判断力というものも含まれてくるそうです。金融リテラシーの知識を得ることで、金融トラブルに巻き込まれる危険性を事前に回避する、そういう狙いといいますか、そういうものも含まれているのが、このリテラシーでありまして、市長に私ちょっとお伺いしたいのは、教育委員会もそうです。中学校から小学校まで広めていきたいと。年に１回合同相談会で市民に対して、ライフプランをやっているという中で、市長としては、この金融リテラシーをどこまで広めていきたいとか、そういう思いがあれば教えていただきたいのですが、よろしいですか。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

教育に金融リテラシー、マネーリテラシーを取り入れていきたいというのが私の公約・政策でもあるので、今教育部長が言ったように、中学生の皆さんにやってもらって、非常にいい効果が得られたから、この理解力を小学生にも合わせてやっていくというのは重要なことだと思いますから、全世代型で、この

豊見城市に生まれ育つ、または住む市民の方々には、こういうお金の知識を身につくということは、一人でも多くの方々にマネーリテラシーが広がっていけばいいというふうに考えているところでございます。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

まさにおっしゃるとおりでありまして、もちろん小学校から中学校という義務教育の過程の中で、そういう金融リテラシーの知識を得るというのはとても重要なことだと思います。ただ、今子育て世代とかという中においても、実際沖縄県は金融リテラシーが少し乏しいというのが、全国的にも最下位でありまして、そこをもっともっと広げていかないといけないというふうに私は思っております。私が今回質問の中で民間とタイアップというふうに書いているのですが、現時点においてどういう形になるかは分かりませんが、各自治体、他の自治体は、そういう民間の方と包括連携協定を組んで、より幅広く金融リテラシーを広げている動きが今活発化しております。実際に経済産業省も金融リテラシーに関しては、日本の課題というふうに問題視しておりまして、それをもう全国に広げていかないといけないのだという動きにもなっている中で、どのような形になるかは今後の検討だと思うのですが、市と民間の包括連携協定も含めた動きというものも非常に重要になってくるのではないかと、いうふうに私は思っているのですが、その辺についてはどうですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時20分）

再 開（14時20分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今のご提案は非常にいい効果が得られるのではないかと期待しているのですが、お相手が、国を代表して、先ほどあったように、日本のファイナンシャルプランナー協会とか、こういう公的な機関になり得るところもたくさんあると思いますので、どこと結ぶかというのはこれから先の議論として有効な手段だと考えておりますので、検討させていただきたいと思います。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど私が言った、金融リテラシーは判断力も含まれるという中で、やはりトラブルが起きて相談するのも大事だとは思っておりますけれども、トラブルが起きる前にしっかりとした判断知識を持っていれば、そういうトラブルに巻き込まれることもないという部分において、最終的には、たまに行政の中でこういう消費者のトラブルの相談とかをやっているのですけれども、あえてそこに窓口を設けて、ファイナンシャルプランナーと相談ができるような窓口設置まで行けたらいいのかというふうに思います。これはあくまでも私の要望なので、念頭に入れていただければと思いますので、また、何かあったらご提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、(2)教育行政について。

①次年度の当初予算においてフッ化物洗口の予算は確保されるのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、次年度の予算については予算要求段階

にありまして、確たるところを申し上げられない状況にあることは、まずご理解いただきたいと思います。教育委員会といたしましては、市内小学校の１校の１年生を対象に、モデル的にフッ化物洗口が実施できるよう、ポーショソ液の購入予算を要求している段階でございます。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

昨日の川満玄治議員の質問の中で、口腔衛生条例という質問もされておりましたが、福祉健康部長の答弁では、何か非常に前向きな答弁だというふうに私は感じました。そういう中で、今モデル校１校の予算ということで予算要求をやられていると思うのですが、やはり学校の現場サイド側との調整というものが必要になってくるという中で、やはり学校側の理解を得られないとフッ化物洗口も広がっていかないというふうに私は思っているのですが、校長先生も含め、そういう形でどのようなご説明ということをしているのか、その辺が分かれば教えていただきたいです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時24分）

再 開（14時24分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

フッ化物洗口につきましては、学校の理解を得ながら実施する必要があると思っております。しかしながら、先生方は多忙化の中でいろいろな課題があるということも含めて、そういう声も上がっていることも事実でありますので、その辺の支援の在り方について、

今検討をしております。先ほど答弁の中でポーション液、前は希釈をして薄めてブクブクをするということですが、現在これはポーションで1人1個になっていますので、そういう意味での負担軽減にはなっているかと思っています。その辺も含めて、今後、学校のほうに声かけをしながら試験的に受け入れていただける学校を突破口として、フッ化物洗口を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問ー

希釈からポーションに変わって、それが負担軽減にはつながるのではないかということも、もちろん理解はしますが、口腔衛生条例とかが、これはいつ制定されるかというのはまだ分からないのですけれども、もし仮に、この条例が制定されたときに学校側にも協力依頼というものは、確実に becoming くるものだと思います。なので、そういう意味では、教育長も含め校長先生、学校側との慎重な議論というのが必要になってくると思うのです。ですので、その辺については、今現時点においてですが、どのように行っていくのかという部分において、非常にここが重要なポイントだと思うのです。学校の理解というのが。だからこそ、改めてお伺いしますが、どのように説明とか議論とかいうのをやっていくのかっていうのを、分かれば教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、具体的な手順としてどのように進めていくかということについてお答えできないことを心苦しく思っております。しかしながら、先ほど答弁しましたとおり、今は1校分、1年生の試験的な実施について、モデル的な実

施について、今予算を計上し、その受入れ校も含めて今後アプローチをかけていきたいというふうに思っているところでございます。その中で不安感や負担感みたいなところを、実際に試験的に導入して実施していく中で、そういうご懸念や思いみたいなところが解消していけるのではないかと考えております。そこを踏まえて、校長先生と話をしながら、広げていく取組を進めてまいりたいと思っております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問ー

そこはもう大変だと思うのですけれども、お願いしたいと思います。

やはり歯の健康というものは、いろいろなものに悪影響がありますから、このフッ化物洗口が私は虫歯予防には本当に的確ではないかというふうに思っておりますので、ぜひ進めていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、②9月議会でも質問しましたが、給食費の予算は次年度どのように検討されているのか、伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

次年度の給食費予算につきましては、沖縄県から就学援助の生徒を除く中学生世帯に対し、給食費保護者負担額の2分の1を補助することが説明されております。本市といたしましては、誰一人取り残さない給食費無償化について市長会とともに、小学生や就学援助を受ける児童生徒も対象にするよう、去る11月29日に知事要請をしたところでございます。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問ー

分かりました。要請はされたとは思いますが、次年度は、恐らく中学校2分の1になるのかというふうに思っているのです

すが、これは改めて確認なのですけれども、物価高騰分も対象となるのかという部分において、教えてください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

沖縄県の説明によりますと、市町村が設定した額を対象経費とするということでありますので、物価高騰分につきましても、栄養充足を見据えた給食費を市としてしっかり設定いたしまして、その中で県に補助を求めているというふうに考えているところでございます。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

ということは、物価高騰分も入ってくるという認識ですが、この物価高騰というものは、毎年毎年、変動あるかもしれないのですけれども、上がってきている状態ですね。

○ 教育部長 赤嶺太一

ご指摘のとおりだと思っております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

これは知事の公約でもある小学校・中学校の学校給食費無償化というふうになっているのですが、実は島袋大県議も、今回の定例会で質問をされておりましたが、なかなか小学校も大変なのだと、小学生の保護者も大変なのだと。なぜそこは面倒を見ないのかという部分において質問をされていましたが、なかなかいい答弁が返ってきておりませんでした。非常にそこは残念でならないのですけれども。知事は、誰一人取り残さないとおっしゃっておりますが、現時点においては、経済的にも厳しい就学援助世帯や学童等、費用のかさむ小学生は、今のところは支援ができないみたいな答弁ばかりで、非常に期待ができないなというふうに思っているのですけれども。

ここは前にも言ったのですが、ちょっとシフトチェンジをして、せめて、今物価高騰で上がってきているその部分はしっかりと、最低でも小学生の部分においても、２分の１の引き下げになるのですが、しっかりと小学生はその物価高騰分はしっかり確保するのだという、そういう検討とかというのは可能なのかというところを伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時31分）

再 開（14時31分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

物価高騰に伴って、栄養充足が難しくなってくる場合におきましては、その分に関して、これまで充足のために、市としては単費を入れて充足率を上げてまいりました。そういう意味でいいますと、小学生の部分につきましても充足率が難しくなってくる場合には、その増額も含めて市長部局とも協議をしながら、きちんとした給食、安心安全な給食を提供できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

小学生の保護者も大変というのも、本当に私は思っている中で、そこもしっかりと市としては、栄養充足部分はしっかりと見てほしいと思いますし、また財政部局においても、その辺は教育委員会と密に議論というか、予算の範囲内でしっかりとそこはやるのだというふうに検討してほしいのですけれども、その辺どうですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時32分）

再 開（14時33分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

物価高騰分の拡充につきましては、こども未来基金のほうを活用してやっている事業でありますので、今後、またその基金の中でどのぐらいの基金残があるのか、そしてどれぐらいの金額の物価高騰分のアップがあるのかを含めて、全体的に委員会の中で検討していきたいと考えております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問ー

そこはぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

本来、県知事の公約でありますので、県知事が県民の皆様にお約束したことは必ず守ってほしいというふうに私も思っておりますし、そこは議会としても訴えてまいりたいと思いますし、市長のほうも毎回足を運んで、そういう議論をされていると思うのですけれども、粘り強くそこは交渉していければと思いますので、よろしくお願いします。

次に移ります。(1)中心市街地防災型立体駐車場についてです。

①進捗状況を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年2月の第2回市議会定例会の令和6年度一般会計の予算に関する決議を踏まえて、提案者と詳細協議を進め、炊き出し拠点とする防災型立体駐車場の整備に関する予算を、本定例会に議案提出させていただいているところでございます。市議会にて議案が議決された後には、詳細設計等の委託契約と

旧IT産業振興センターの解体工事の請負契約の締結を進めてまいりたいと考えております。旧IT産業振興センターは、旧豊見城村役所庁舎を活用した施設であり、思い入れのある市民の皆さんが多数いらっしゃることを想定しております。棟下式を執り行いたいと考えておりますので、議員の皆さんにつきましても、後日、お声をかけさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問ー

分かりました。今回の補正でも増額補正という形になっているのですが、これが仮に、この議決が通ったら早急な動きをお願いしたいと思うのですけれども、一点確認なのですが、沖縄県との起債協議については、現時点ではどのような調整が行われているのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

炊き出し拠点を有する防災型立体駐車場の整備を反映させた、緊急防災・減災事業債の活用を前提とした起債協議を、今沖縄県と進めているところでありますので、今後協議の中で、その起債の状況が見えてくるかというふうに認識しております。

○（2番）宜保龍平議員 一再質問ー

ということは、今県との調整段階では、1階に炊き出し拠点というものが、防災拠点として、ここをしっかりと今話し合っている中で、改めて確認なのだけれども、この緊急防災・減災事業債の起債が適用になるという、そういう中身での協議をしているということではよろしかったですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、宜保龍平議員がおっしゃる内容ではあるのですが、あくまでも防災型立体駐車場に

つきましては、その中に入っていく商業施設、そちらは緊急時、災害時等におきましては炊き出しの拠点というふうな形というふうに私たちは認識しておりますので、それを含めて、それもそういう防災の拠点の一部として、緊急防災・減災事業債の活用を含めて、沖縄県と協議を進めているところであります。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。そこはぜひ、しっかりと中身も詰めながら進めていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

あと、今中心市街地に防災型の立体駐車場を整備予定という部分において、ＪＡとの絡みも出てくると思うんですね。今ＪＡとはどのような協議をされているのか伺いたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和６年６月の第３回定例会で新垣繁人議員にも答弁しておりますが、平成２９年３月に本市が策定したとみぐすく「まちの顔」拠点づくり計画書にありますように、豊見城市ＩＴ産業振興センター周辺地区にふさわしいにぎわいと環境が調和したまちの顔を実現するため、沖縄県農業協同組合と今年の５月１０日に、とみぐすく「まちの顔」拠点づくり計画に係る協定を締結しております。沖縄県農業協同組合豊見城支店の既存施設の残存簿価の課題等もあり、防災型立体駐車場の整備に合わせた建て替え等はできていませんが、平成２４年に防災協定を締結している同支店と災害時における連携を図るため、接続通路の整備を予定しているところであります。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

ということは、もう今年度でまちづくり協定はしっかりとされているという認識でよろ

しかったのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

この立体駐車場に係る一緒に活用するという協定については、もう締結はしております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問一

分かりました。私たちが決議を行った一つの中身としては、駐車場だけで終わるのではなく、まちの顔にふさわしいにぎわいをしっかりと創出してほしい。周辺をしっかりと、面整備も含めて、しっかりとしたまちづくりを行ってほしいという思いもありますので、今後はＪＡと協議をしながら、何て言うんですか、今この駐車場ができて周りが整備されることによって、「ああ、本当ににぎわいができた街になったね、中心市街地がにぎわってきたね」と思えるようなしっかりとしたまちづくりに努めていただきたいと思いますので、そこはお願いしたいと思います。

②収益性を持った施設になるように決議しましたが、今後の展望について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和６年２月、第２回市議会定例会の令和６年度一般会計予算に関する決議がありました。駐車場のみではなく、まちの顔にふさわしいにぎわいも含めた収益性のある施設となるよう検討することを踏まえて、にぎわいの創出につながる商業施設の立地の実現性について、防災協定等の防災に関する取組ができること、市の実質的な負担増とならないことを条件に、提案者と詳細協議の中で調整を進めた結果、防災型立体駐車場に災害時に利用する炊き出し拠点を整備し、同拠点にテナントが入居することで、平日・休日にも市民の皆様が利用できるような活用を想定してお

ります。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

分かりました。ということは、１階に商業施設が来る予定ということで、平時の際は市民に利用してもらって、災害時には炊き出し拠点とか、そういう形でしっかりと減災防災につなげていくんだという中で、そこは改めて確認なのですが、今後防災協定をしっかりと結んで、災害が起きたときにはこういう動きになりますとか、そういう協議はしっかりとなされると思うのですけれども、確認のため教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

防災型立体駐車場に入居しますテナントとも、そういう防災協定は締結したいというふうに考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

そこはしっかりともちろんやられると思うのですけれども。

ちなみに、今回増額して約10億円ですか、事業費が27億9,400万円というふうになりましたが、その１階の商業施設のテナント料といたしますか、その賃料といたしますか、その辺が分かれば教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

提案者のほうから示されている金額につきましては、月額200万円 で年間2,400万円 となっております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

月200万円ですか。はい、分かりました。

今回増額補正で、先ほど言った27億9,400万円という形で総事業費になったのですけれども、今回テナント料が月200万円、年間2,400万円という中で、今回緊急防災・減災

事業債を活用することによって交付税で7割が戻ってくるってということで、残りの3割をテナント料と駐車料金でしっかりと賄い切れるのかという、その辺を教えてください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回の緊急防災・減災事業債の活用につきましては、宜保龍平議員がおっしゃるように、交付税の措置が70%見られることになっております。残りの30%につきましては、先ほどのテナントの利用料金、賃貸料及び駐車場の使用料金等を含めて充当したいと考えていますので、実質的な負担はないものと認識しております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

改めて整理すると、この賃料と駐車料金、債務負担行為を16年で打っていますので、そういう16年間でトータルで見ると、実質負担はゼロで向こうの建物が出来上がるという、改めて教えてください。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時45分）

再 開（14時45分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

起債の償還も含めて、それについては、今言った賃料と駐車料金でもって15年から16年にかけて、全て返済ができるものというふうな認識をしております。その後、このテナント等は30年での契約を予定していますので、その分については、その分の収入が入ってくる見込みだということで期間的には長くはな

るのですが、15、6年では、その分については回収できるというふうな見込みであります。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

分かりました。丁寧な説明ありがとうございます。

ということは、15年か16年かけて、そこは償還も含めて実質負担なしでいけると。その後は市の歳入として入ってくるということで、分かりました。ありがとうございます。

先ほども言ったのですが、そこだけではなくて、もっと視野を広げてまちづくり展開していただければと思いますので、よろしくお願いします。

ちょっと時間がないので、次に行きます。

(4)過去の質問からの進捗についてです。

順番をちょっと入れ替えます。

②美らSUNビーチ有効活用についての進捗を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

豊崎美らSUNビーチ有効活用につきましては、干潮時でも海を楽しめ、与根漁港と連携したマリンメニューを展開することにより、来園者数の増加及び観光振興、地域活性化を図る目的として、令和5年度沖縄振興特別推進市町村交付金事業を活用し、延長約260メートルの航路浚渫工事を令和6年4月に完了しております。現在は豊崎海浜公園指定管理者による自主事業として、シュノーケリング・バナナボート・ビッグマーブル・水上バイク・シーカヤックなどのマリンアクティビティに取り組んでいる状況であり、令和6年4月から11月までに4,650件の実施実績がございます。また、北側広場においては、これまでにとみぐすく祭りやとみぐすく産業フェスタ、豊見城ハーリー大会などの市の行事に

加え、民間によるライブコンサートの開催など、年間を通して活用されております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

今回の私の質問の趣旨は、多分理解はされていると思うのですが、南側の活用をもっと活発的にやるべきではないかというふうに思っているのですが、その辺についての答弁はどうですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

南側広場につきましては、これまでも企業のインセンティブツアー等で活用された実績があり、去る12月7日、8日にも「ハイサイアウトドアマーケット2024」が開催され、また、来る12月14日にはスパルタンレースが開催される予定となっており、単発ながらも各種イベントで活用していただいている状況でございます。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

分かりました。単発的には一応活用はされているというふうな答弁だったと思います。

ただ、あそこをより活発的に利用するのであれば、前回提案させていただいたトレーラーハウスとかそういうのもできないかというふうに思っている中で、確認なのですが、あそこの南側は指定管理の範囲に入っているのですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

指定管理の区域内でございます。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

現時点において区域内であれば、この指定管理の自主事業ですか、そういうもので何かしら提案とか、何かやられていることはあるのですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

これまでもトレーラーハウスの設置など、民間企業より、南側広場の活用について提案を受けているところではございますが、協議の結果、実現には至っていない状況でございます。今後も魅力的な提案があった際には、豊崎海浜公園指定管理者と協議の上、南側広場の有効活用について検討していきたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

提案は何個かあったけれども、実現に至らなかったと。実現に至らなかった理由というのは分かりますか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

提案はございましたが、協議の結果、指定管理者を含め協議の結果、実現には至ってないという状況でございます。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

なるほどですね。分かりました。

ここは確認なのですが、あえて向こうのこの南側を指定管理区域から外してということは可能なかというところをお伺いしてもよろしいですか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

条件等にもよりますが、協議次第で、その辺は可能だと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

そうしたら可能であれば、一旦この区域から外して、市が設置許可を出せば新たな民間活力とか、そういう導入ができるというふうに思っているのですけれども、その辺は検討されたことがあるのかというところだけ教えていただきたいです。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時52分）

再 開（14時52分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

現在指定管理の期間が５年間で定められておりますので、５年間はその協定に基づいて行います。その後、そういう指定管理の面から協議・提案等、また、その辺の話があれば、協議をしながら検討していきたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

指定管理期間中は、その辺はちょっと厳しいかもしれないのですが、では、その指定管理期間が終了する間際にいろいろ議論とかというのはするかもしれないのですけれども、あえてそこをいろいろ外して、南側を民間活力という形で入れて、多分波平邦孝議員も以前おっしゃったと思うのですが、市長も行かれたのか分からないのですけれども、豊洲のキラナガーデンとかそういうものを、民間にそこをやってもらって、それをやりつつ、そういう形でバーベキューもいろいろやりながら地産地消だとか、豊見城市の農家さんの野菜を使ってもらうとか、いろいろ遊び心といえますか、そういうのができるというふうに私は思っているんですね。なので、ちょっと時間がないので、ここで終わりたいと思うのですけれども、そこをちょっと念頭に置いてやっていただければと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

③フードロスの観点から庁舎内でのフードドライブを提案しましたが、取組状況を伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

フードドライブ事業につきましては、家庭などで余っている食品等を持ち寄っていただき、食品ロスの削減につながるだけでなく、物価高の影響により困窮している世帯への支援としても有意義な取組であると認識しており、今後事業の実施に向け、前向きに検討してまいります。なお、事業の実施に当たりましては、豊見城市社会福祉協議会と連携し、困窮世帯や子どもの居場所等への食料支援につなげていきたいと考えております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

社会福祉協議会との連携ということだったのですが、私の思いとしては、庁舎内で行ってほしいということだったのですけれども、その辺について答弁できますか。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

庁舎内の市民交流広場での実施も想定できると考えておりますけれども、その際は、賞味期限などの確認に職員等の配置等が必要になります。通常業務と並行しての職員等の配置は難しいと考えておりますので、社会福祉課窓口へ持ち寄っていただく形を想定しております。

○（２番）宜保龍平議員 一再質問ー

まず、一歩目としては窓口で受け入れるということで、非常に前進したのではないかと
いうふうに思っております。このフードロス
というのは、いろいろ食品ロスとか貧困世帯
支援とかというのがありますので、できたら
そこをより広げるために、その１階交流ス
ペースも活用できたらと思いますので、また
質問いたします。よろしくお願いします。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月12日、午前10時開
議いたします。お疲れさまでした。

散 会（14時56分）

地方自治法第123条第２項の規定により署
名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（19番） 大 田 正 樹

署名議員（20番） 赤 嶺 吉 信

— 令和 6 年第 6 回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第 4 号）

令和 6 年12月12日（木）

豊見城市議会（定例会）会議録（第4号）

令和6年12月12日（木曜日）午前10時開議

出席議員 21人

（1番）外間 剛 議員
（2番）宜保 龍平 議員
（3番）新垣 繁人 議員
（4番）長嶺 吉起 議員
（5番）新垣 龍治 議員
（7番）瀬長 恒雄 議員
（8番）吉濱 智也 議員
（9番）宜保 安孝 議員
（10番）川満 玄治 議員
（11番）新垣 亜矢子 議員
（12番）波平 邦孝 議員

（13番）真栄里 保 議員
（14番）瀬長 宏 議員
（15番）要 正悟 議員
（16番）伊敷 光寿 議員
（17番）大田 善裕 議員
（18番）楚南 留美 議員
（19番）大田 正樹 議員
（20番）赤嶺 吉信 議員
（21番）宮城 恵 議員
（22番）仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊
次 長 比嘉 剛
班 長 比屋根 由香

主 査 大城 利枝
主任主事 盛島 愛乃

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人
教 育 長	赤 嶺 美奈子
市 民 部 長	上 地 五十八
こども未来部長	森 山 真由美
経 済 建 設 部 長	城 間 保 光
消 防 長	高 良 寛
総 務 課 長	上 原 元 樹
企画調整課長	東上里 豊
市 民 課 長	長 嶺 茂 樹
道 路 課 長	比 嘉 真 人
農 林 水 産 課 長	赤 嶺 由香里
消 防 本 部 長	当 間 英 文
総 務 課 長	
学 校 教 育 課 長	金 城 徹
生涯学習課長	赤 嶺 健

副 市 長	大 城 正
総務企画部長	内 原 英 洋
福祉健康部長兼 社会福祉課長	金 城 博 文
都市計画部長	嘉 川 聡 子
上下水道部長	大 城 堅
教 育 部 長	赤 嶺 太 一
人 事 課 長	赤 嶺 啓
協 働 の ま ち 推 進 課 長	喜久里 則 子
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫
公園緑地課長	新 里 司
上 下 水 道 部 長	金 城 司
施 設 課 長	
警 防 課 長	金 城 智
学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太

本日の会議に付した事件

日程第1.	会議録署名議員の指名
日程第2.	一般質問

令和6年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第4号）

令和6年12月12日（木） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議（10時00分）

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

———— ◇ 日程第1 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宮城恵議員、仲田政美議員を指名いたします。

———— ◇ 日程第2 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号11（12番）波平邦孝議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、波平邦孝議員の質問を許します。

○（12番）波平邦孝議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。城の風、波平邦孝です。一般質問3日目、元気よく務めていきたいと思っております。質問に入る前に、少しだけ所見を述べさせていただきます。本日より本市嘉数公民館にて、伊勢ヶ濱部屋の合宿がスタートします。9年ぶりですか、市長が議員時代にやられたということで、9年ぶりの合宿ということで、非常に私も興奮しております。昨日もその打ち合わせで教育長を含め、福祉健康部の皆さんともいろいろと調整をさせていただき、一般質問どころではないというのが昨日まであったんですけれども、一般質問をしっかりと終えて、またこの合宿を盛り上げられるように頑張っていくた

いと思っています。また合宿中は小中学校の訪問ですとか、福祉施設の訪問ですとか、子どもたちから高齢者の皆様まで笑顔あふれる交流が期待されますので、引き続き教育委員会の皆様、福祉健康部の皆様、よろしくお願いいたします。

ちょっと話は変わるんですけれども、前政権のときから、私が議員になったときからもそうなんですけれども、ずっと訴えさせていただいたエコシティとはしなの危険な交差点がありまして、そこに信号機が今、設置されていて、これも市長の要請、要望、抗議活動、さらには島袋大県議のお力添えもあったと思いますけれども、大変ありがとうございます。地域の方々からもすごい感謝の声が届いております。やはり政治は結果でありますし、見える化、見せる化が必要だと感じております。引き続き豊見城市がしっかりと徳元政権の下、いろいろ結果を出して、見える化、見せる化に取り組んでいただけたらと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

早速ですが、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

順番を変更して、(2)から行かせていただきます。

(2)消防行政について。

①市民の生命、身体及び財産を最前線で守っている消防職員の業務負担緩和に向けた令和7年度の増員について、当局の見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

おはようございます。波平議員の質問にお答えします。

令和7年度に向けた消防職員の増員につきましては、去る12月1日に令和7年度職員採用候補者試験第三次試験を終了したところでございます。今後の流れとしましては、現在市議会に対して、豊見城市職員定数条例の一部改正において、定数枠の引き上げを提案させていただいており、条例可決をもって令和7年度の新規採用者数を決定することとしております。令和7年度の新規採用職員数につきましては、試験委員会において議論、決定されますが、その際は定数条例を踏まえ、退職者の補充を行いつつ、行政需要や課題に向けた取り組みに加え、今後の採用見通しも含め、最終合格者を決定することとしております。現時点においては、正確な人数等は申し上げられませんが、消防との意見交換等を行い、これまでの消防体制の課題等を踏まえた適切な人事配置が図れるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

総務企画部長、ありがとうございます。現在、定員管理計画の中で示されている消防の職員数が72名、そして今、そのうちの69名の職員、隊員がそろっている状況でございます。しかし、今年度の退職者が2名ということで67名となります。新年度に採用予定の職員数というのは今、示すことができないと思いますが、新たに採用する隊員、職員に対しては消防学校へ行く義務がもちろんあると思うのですが、そのあたりも踏まえて、前々から訴えているように前倒し採用を含めて、検討していくべきだと強く思っているのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

前倒し採用につきましては、今のところ考えていません。今回は定数条例で5年間の見通しを、全体的な枠をやっていますので、その中でしっかりと検討していきたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

今の総務企画部長の答弁ももちろん理解していますけれども、定数の中でしっかりとバランスを取りながら採用していくという方針もあると思いますので、引き続きお願いしたいと思います。やはり安定的な消防体制の構築に向けて、今後の増員を含めて、組織体制の強化というところで、昨日の宮城恵議員のまねではないんですけども、消防庁出身の副市長に、これは一回聞いておきたいと思っています。お願いします。

○ 副市長 大城 正

おはようございます。波平議員から突然のご指名でびっくりしています。私が7年前ですか、消防長を拝命したときの職員体制は58名です。現時点で69名という形で、消防力の強化につながっているのかと思っています。今回の条例の改正に伴って、定数案を72名というふうに定数を上げさせてもらっていますけれども、その辺はかなり消防力強化につながってきたのかと思っています。それに際しましては、波平議員をはじめ、楚南留美議員の強い押しを受けまして、当局側としても職員増にかなり力を入れてこれたというふうに、この場を借りてお礼を申し上げます。今後ともそういう形で消防力強化に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

副市長、ありがとうございます。また今後も消防力強化、体制の強化に向けて、引き続

きよろしく願いいたします。

②救急電話相談「#7119」について、市内における利用状況をお伺いします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

令和6年9月1日開始の「#7119」事業の利用状況につきましては、沖縄県へ相談件数を問い合わせたところ、9月の県内相談件数は1,601件中、本市は58件でありました。また10月の県内相談件数は1,621件中、本市は67件で、先月より9件の増加となっております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

この「#7119」、庁舎内に多く見受けられるんですけども、非常にいい取組だと私は思っております。市民の皆様に対しての周知方法、その辺はどうなっていますか。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

市民への周知方法につきましては、市役所掲示板へポスターの掲示、市ホームページ、市広報紙、豊見城市消防公式SNSへ掲載、また自治会長会での説明、市内小中学校の保護者への通知、市内高齢者施設等へチラシ配布を実施したところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

これはちょっと見えづらいと思うんですけども、「緊急時は迷わず119」と書いているんです。その辺を含めて、相談内容から例えば救急車要請を促した件数というのをお聞かせください。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

相談により救急車を要請した、要は救急車を促した件数につきましては、9月が本市の相談件数58件中5件、10月が67件中10件と

なっております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

9月が5件、10月が10件ということで、これは確実に救急車の適正利用にはつながっていると思います。今後招集対応勤務の減少につながっていくのか、お伺いします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

救急車の同時出動も増えていることから、「#7119」を利用することで、救急車の適正利用につながり、招集対応勤務も減少すると考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

引き続きこの「#7119」を活用していただいて、救急車の適正利用、そして本当に必要な人に救急車がしっかりと利用できるように引き続き周知方法の徹底も含めて、よろしく願いいたします。

③消防職員の育休取得について現状と課題をお伺いします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

令和6年の育児休業取得者は11月30日までに5名が取得しており、12月以降にも2名の職員が取得予定となっております。課題につきましては、育児休業取得は今後も不定期にあるものと想定され、長期の休業や2名以上の職員の育児休業期間と、沖縄県消防学校教育研修の派遣期間が重なった場合に有給休暇が取りづらい環境にあること、消防体制を安定的に維持することが難しくなるなどの問題があり、これらの解決が課題と考えております。今後も人事部局の意見を仰ぎながら、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

この育休制度というのは権利ですので、しっかりとこの権利を行使していただけますように、消防体制の安定を維持することがマストだと思いますので、引き続き人事部局との連携を含めて、よろしくお願いいたします。

(3)から行かせてください。(3)防災対策について。

①市内小中学校において、大規模地震・津波を想定した避難行動計画について、現状を具体的にお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

地震・津波に関する避難行動計画につきましては、市内全小中学校で計画されており、毎年年度初めの職員会議で地震や津波が発生した際の避難行動、避難経路、誘導方法等を全職員間で共通確認しているところでございます。避難計画の内容につきましては、学校の立地や地域の実情により異なっております。例えば豊崎小中学校のように海拔の低い埋立地に立地している学校と長嶺小中学校のように海拔の高い場所にある学校とでは避難行動、避難訓練の内容が異なっております。また今年度は総務課に配属されました地域防災マネジャーを活用し、校長会、教頭会にて危機管理研修会の実施及び各学校では防災講座、防災教室、避難訓練、避難訓練マニュアル作成時の助言を得るなど、防災の専門家よりアドバイスを受け、地震・津波の有事に対する備えを行っているところでございます。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。なぜ私がこの質問をしたかということ、去る11月に宮城県石巻市大川小学校に我々自民党の青年局で視察研修に行かせていただいて、同時に、東日本大震災津波伝承館もしっかりと見てき

ました。やはり百聞は一見にしかずといいですか、現地で現地の人の、体験した人の声を聞く、そして学ぶことというのはすごい私の中であって、やはり当たり前のように生活していたことが当たり前ではなくなるということも含めて、豊見城市においても児童・生徒を守る対応というのは徹底していると思うんです。でも改めて再質問をさせてください。

このエリアにおいて、先ほど答弁にあった長嶺小中学校は高台にあります。そのまま動かないほうが安全なんだという方針、例えばですよ。豊崎小中学校はすぐ来ますから、その辺を含めて垂直避難が正しいという指示系統、それを含めて、同時に、例えば豊崎小学校にもし隣の豊崎中学校に避難してくださいという指示がもし出たときに、そういったのはどのような指示系統によって、例えば先生たちが引っ張っていくのかというところを改めて確認させてもらえますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時15分)

再 開 (10時16分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

例えば豊崎小中学校は今回豊崎中学校ができたことで、実際は4月3日の津波のときには豊崎中学校に避難したということがあります。その後コミュニティスクールの会議や、教育委員会からと学校との調整の中でも、そういったことが起こったときには垂直避難は豊崎中学校でということ今、話合いがなされております。その都度、その都度状況が変わるごとに、学校とも連携をしながら避難の

万全さを確保していきたいと思っているところでございます。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問ー

例えば校長会においてどのような議論がなされているのか、さらにはその議論を持ち帰ったときに、どうフィードバックをして、担当を含めて先生方に持ち帰った内容を共有、そして訓練しているのかをお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時17分）

再 開（10時17分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今年6月に台風の時期を迎えるに当たり臨時校長会を開きまして、大川小学校の判決の事例等を取り上げて、学校管理職としての責任や義務について共有をしたところでございます。いみじくも学校教育課長のほうからその事案も示して、そのような話をしたところでございます。災害時においても適切な判断行動が取れるように継続して校長、教頭へ働きかけたいということは考えております。具体的にはまず校長会等の後、職員会議を開いて、その中で先生方に共有をし、その後避難訓練等をする。その都度、改善点についてはアップデートしていくという取組を学校の中で、いわばPDCAを回しているという状況であると考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問ー

引き続き校長会で議論したことをしっかりとフィードバックするということが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。この質問の最後に、ごめんなさい、また振っ

てもいいですか、教育長に聞きたいんですけども、児童・生徒の危機回避能力というんですか、それを身につけさせることが私は必須かと思っているんですけども、いつ発生するか分からない大規模地震、津波、災害に対して、教育委員会としてどのように考えているのか、お伺いします。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えいたします。

子どもたちへの危機管理能力は1年に1回必ず避難訓練というのが行われます。その中で、職員と一緒に何度も何度も体験をすることによって、その能力は培われるのかと思っております。また今年度においては、市の防災マネジャーの防災教育が功を奏し、豊見城中学校からも中学生の防災士が誕生しております。このように子どもたちの間にも防災の意識が高まったということは非常にありがたいことでありますし、今後もまた高めていけたらと思っております。防災訓練や防災避難訓練を毎年きちんと実施して、実施後に見直し、その次の訓練までに協議を重ね、先ほど教育部長からもありましたアップデートしていくということが非常に訓練の成果が出るのではないかと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問ー

教育長、ありがとうございます。我々沖縄は島嶼県ですから、そういった災害時に備えて、国との連携というのが、スクラムを組むということがやはり大事なことだと思っておりますし、やはり人というのは必ず焦ると思うんです。いざそういうケースになると。まずは動じない対応を含めて、児童・生徒の命を必ず守るんだという使命感も含めて対応していただきたいと。やはり自助、共助、公助の徹底、連携が必要だと思っておりますので、

引き続きよろしくお願いいたします。

②避難行動要支援者における個別避難計画の作成率を高めるよう過去に提言をさせていただきましたが、新たな補助メニューの創設を含め、その後の進捗状況をお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

個別避難計画とは災害時、または災害の発生のおそれがあるときに自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする避難行動要支援者が災害時にどのような避難行動を取ればよいかについて、あらかじめ自ら確認していただくために、一人ひとりの状況に合わせて作成される個別の避難行動計画でございます。個別避難計画の作成につきましては、多大な労力と時間が必要であり、本市を含め、県内市町村における個別避難計画の作成率は低く、取組が思うように進んでいないことなどの現状はございます。作成率を高めるためには必要な市町村事業に対する県独自の補助メニューを創設するなど、県から市町村への財政的な支援を講じていただけるよう、4月に開催された県市長会総会において、本市より提案しております。それを踏まえて、本市からの提案が令和6年6月開催の第94回全国市長会において、避難行動要支援に係る個別避難計画の作成に当たっては、実効性のある計画が作成できるよう、必要な財政支援を含め、引き続き積極的な措置を講じることなどが国に対する重要提言として決議されておりますが、現在のところ、国、県による補助メニューの創設までには至っておりません。本市といたしましても、個別避難計画の作成、更新につきましては、本年度中にハザードマップで危険な区域に指定されている地区を優先的に取

り組む等、より効果的な個別避難計画策定に努めてまいりたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問—

例えば対象地区の名簿ですとか、現在の進捗とか、対象人数作成率というのは調整の段階で聞くことができましたので、割愛させていただきます。やはり作成、更新に関しては早急に対応していただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。今年の4月3日、先ほどもあったのですけれども、津波警報が発生して、他市町村にヒアリングするとやはり各福祉施設が連携して、高台まで率先して、ピストンで対応していたみたいなんです。それも含めて、本市はいろいろ調整のときにも聞いた話もあるのですけれども、各地域の地形、地理的条件とかもあるとは思っているんですが、本市は福祉施設とはどのような連携を行ったのか、お伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

今年初めに発生いたしました能登半島地震、4月3日の津波警報発令以降、本市では自立支援協議会の部会において、市内福祉事業所を対象に減災、防災などの対策として、日頃の心構えや避難場所、経路、役割の確認など、そして災害時の対応、情報収集、垂直、高台避難の判断などができるよう防災研修を行いました。また地域ケア推進会議においても、市包括支援センターや市社会福祉協議会、基幹相談支援センター等を対象に同様の防災研修を行っております。今後も福祉事業所など、関係機関と情報共有を行い、被害を最小限に抑えることができるよう取り組んでまいります。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問—

先ほどもあったように、4月3日の津波警

報のときには、人間の行動として、やはり車で避難するというのがあちらこちら渋滞を含めて、車で逃げるというのが多分一番最初にやる行動だと見受けられたんです。でも行政としては、しっかり走って避難してくださいという指示も出していると思いますが、その辺に関しては、総務企画部長に聞きたいんですけれども、ちょっと時間と圧力を感じますので、割愛させていただいて、私はこの防災減災対策というのは、防災行政については今年度から採用されている防災マネジャーの活用はもちろんなのですが、以前からご提言させていただいているように、那覇市のような防災危機管理課を、例えば消防本部が担うというところの議論も、今朝、副議長と議論をしたんですけれども、いろいろ難しい観点もあると思うんですけれども、中長期的にご検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。ちょっと時間がないので、(1)に行きます。

(1) スポーツ振興について。

①森又風S p o - P a r k構想について以下をお伺いします。

(ア)構想の進捗状況と今後のタイムスケジュールを具体的にお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在の進捗状況については、以前より答弁しているとおり、行政のみではなく、民間事業者とともに展開していくことが必要であるとの考えの下、本事業の進め方について再考を行っているところです。今回における事業着手は今後40年余のまちづくりを形づけるものと考えており、慎重に進める必要があると考えています。具体的には、事業の進め方についてはこれまで一般的な事業展開の仕様発

注から、民間活力を十分に生かすことが可能である性能発注へ展開する必要があると考えております。また同エリアのみならず、市全体で公共施設の配置等も考える必要がありますので、事業展開について慎重になっているところであります。将来を見据えた豊見城市を運営していくために、同エリアの事業展開は最も重要なものと考えておりますので、今後の展開について慎重に進めているところです。議員各位、また市民の皆さんに対してもご理解いただければと思っています。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

市長の任期が折り返し地点で、残り2年となっております。残りの任期に同事業は、どのように動いていくのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほども答弁いたしました、本事業につきましては、事業の進め方や手法について、また市全体のエリアを俯瞰して、公共施設の配置等を検討する必要があると認識しております。そのため現時点においては、全体で検討を重要視する必要があり、その中において、同事業の位置づけができるものと考えております。今後、全体における考え方をしっかりとまとめ、同事業等における内容を具体的にお示しすることができるものと考えておりますので、ご理解いただきたいとともに、市民をはじめ、議員の皆さんと情報共有を行いながら、同事業を進めていきたいと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

調整の中でも今後40年余のまちづくりを形づけるものと考えているというところがありました。やはり慎重に進めていくというところにももちろん理解しています。必要性があ

るのも理解しているんですけれども、時代は常に動いておりますし、ニーズを捉える手法も含めて、アンテナの張り方を含めて、現時点で行政としてどう考えているのかというのが私、今一番聞きたくて、そこをお願いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

波平議員がおっしゃるとおり、時間とともにニーズ等は変化するものと思っております。行政が主導するのではなく、民間活力を十分に生かすことで、各種ニーズに対応できるものと考えております。行政といたしましては、民間事業者が活力を発揮できる環境を整えることが大きな役割になるのではと考えております。そのため本市のエリア価値を高めることを先行することが今後のまちづくり、富を生み出す街とみぐすくになり得るものと考えております。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

現時点においてですけれども、例えば中央公民館、社会福祉協議会、さらに用地買収を含めて、今どこまで進んでいるのか、お伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現時点においては、庁内の関係課において意見交換を行っているところであります。関連する公共施設につきましては、現時点において中央公民館、社会福祉センター、給食センターなどとなりますが、今後の議論において、本市エリア価値を高める必要がある際には、対象が増えることもあるかと考えております。またエリアの価値を高めるため、公共施設等を移動する必要がある際には、全体議論の中で位置づけ等を行う必要があるものと

考えております。まずは市全体のエリアにおけるビジョン、方向性を示すことが重要と考えておりますので、ご理解いただければと思っています。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

今、総務企画部長の答弁にありましたように、エリア価値を高めて、全体の議論の中で位置づけを市全体エリアにおける例えばビジョンですとか、方向性を示すということだったのですけれども、これはいつ頃お示しできますでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、庁内関係課において意見交換を行っているところであります。できる限り早期にお示しすることができればと考えておりますが、次年度内にはお示しができるよう取り組んでいるところであります。

○ (12番) 波平邦孝議員 一再質問一

今の次年度内ということで少し安心はしたのですけれども、先ほどから私が言っているように、時代の流れは早いです。しっかりとニーズの捉え方、アンテナの張り方を含めて、よろしくお願いいたします。この質問の最後に、市長の本気度、決意表明をお願いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

今この質問について、森又風 S p o - P a r k 構想策定をさせてもらったものの、具体的な中身がまだ進んでいないということにすぐどぎまぎされていることだと思いますし、市長公約だからこそ先に進めなさいということの気持ちも非常に伝わってきますが、今、総務企画部長が答弁したとおりで、私はこれは本当に重要なものだと思いますので、

着手したら完成までの期間は非常に短くしたいと思っています。着手して開業までが8年、10年かかるよりは、こういうことをしたほうが豊見城市には富が生まれるだろうということを今、最善の力、情報を尽くして収集しているところでもありますので、今この状況であってもいろいろなところからこういう提案があると、民間からこういうふうにしていけば市民の皆さんも元気になり、健康になり、収益性が十分に感じられるのではないかと思います。次々と提案がある中でも、総合公園の中だけを見るわけではなくて、市全体を見渡して、今あったように給食センターの建て替えもしなければいけません。公共施設の在り方ということも同時に考えながらやっていっているところで、いろいろな事情が重なって時間を要していることが申し訳ないのですけれども、しっかり整えた上にお示しをしていきたいと思いますので、これは私は絶対にやっていきたいということの決意はお伝えをさせていただきたいと思います。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、力強い答弁ありがとうございます。

（イ）（ウ）は連動しますので、調整の中でもいろいろな議論ができましたので、時間の都合上、割愛させていただきます。

②スポーツ振興の発展、更なる活性化へ向け、新たにスポーツ振興課（仮）を市長部局にて設置する必要があると常々提言をさせて頂きましたが、市長の考え方を具体的にお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和7年度の組織体制につきましては、現在組織改革検討委員会において議論をしている最中であり、本定例会で提案させていただ

いております豊見城市部設置条例の一部改正につきましても、組織改革検討委員会での議論に基づき提案させていただいたところあります。議員ご提案の（仮称）スポーツ振興課の市長部局への設置についてですが、新たな課の設置を検討するに当たっては、各課の事務分掌の整理はもちろんのこと、次年度以降の職員数を加味する必要があり、新採用職員数や退職者数等を踏まえながら、同時並行で進めなければなりません。現時点においては、まだ新規採用者数について確定しておりませんので、具体的な組織体制をお示しする段階にはございませんが、ご提案にありますスポーツ振興課の市長部局への設置につきましては、これまでの議論を踏まえつつ、本市のこれからのスポーツ振興の在り方について、組織改革検討委員会の中において十分に議論しながら検討していきたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

吉濱議員もそうですけれども、スポーツ振興課という課を設置するべきではないかということも含めて、常々議論させていただいておりますし、ご提言もさせていただいております。徳元次人市長といえ、やはり議員時代からもそうですけれども、市民の皆様が一番最初に感じるのは、爽やかなことはもちろんなんですけれども、スポーツで市長もいろいろご経験されてきて、スポーツ振興というところも議員時代も様々な議論をさせていただいているのを見ていますし、私もついていって、いろいろな勉強をさせていただいて、学んできました。市長が掲げる公約の中にスポーツというのは切り離せないのではないかと。柱なのではないかと強く思っております。だからこそスポーツ振興課の設置も含めて、スポーツコンベンションですとか、スポーツ

ツーリズム、以前からご提言させていただいているスポーツ基金の設立ですとか、例えばスポーツ推進計画を策定するとか、子どもたちの可能性にしっかりと投資するような部ないし課があればいいのかと強く思っているのですが、現在の行政の考え方を含めて、冒頭申したように、市長に対する市民の皆様イメージを含めて、見える化、見せる化に対しては、いま現状どう考えていますか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時36分）

再 開（10時36分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

（仮称）スポーツ振興課の設置の話になってくるかと思います。スポーツ等に関しましては、今、教育委員会のほうで全てを担っているところであります。今、波平邦孝議員からありましたように、スポーツコンベンションや、今後プロスポーツのキャンプ誘致などもあります。それと今、教育委員会で担っています児童・生徒や市民向けの社会体育やスポーツ行事の開催などがありますので、その辺につきましては、今後しっかりどういった役割分担をしていくのかについて、組織改革検討委員会の中で検討していきたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

もっといろいろ議論したいんですけれども、調整の中でも課長を含めて前向きな議論ができたので、ここで時間の都合上、終わりたいのですが、やはり今回議案にも上がっている部設置条例の中で、政策を推進する課、

例えば設置する予定であれば、このスポーツ分野というのはセットだと強く思っております。その辺も含めて、今、議場にいる先ほどあった組織改革検討委員会の皆様、どうか私の強い思いを酌んでいただいて、しっかりと次年度から何かしらお示しできるような形でお願いしたいと思っております。お願いします。

（5）市長公約について。

市長公約である全天候型室内公園の整備について、現状の計画と課題を具体的にお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

全天候型室内公園の整備につきましては、これまでの一般質問でもお答えしているとおり、市において新たな施設を整備することは多大な予算が伴うこととなりますので、民間活力を活用できないか検討を進めているところであります。また民間の既存施設を活用することで事業展開できないか、民間事業者と意見交換を行うとともに、遊具メーカーと意見交換を行うなど、整備費等についての課題も解決できないか、様々な視点から検討を行っているところであります。しかしながら、現時点におきまして、課題解決できる状況には至っていないのが現状であります。今後につきましては、引き続き民間事業者との協議に加え、整備内容、整備費用等の課題について検討を重ねていきたいと考えております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

先週ですか、これまで全天候型室内公園に関して、先頭に立って頑張っていたいただいている宮城恵議員とか、新垣亜矢子議員にも同席していただいて、全天候型室内公園を全国的に展開している企業をご紹介させていただき

ました。非常に素晴らしい提案で、子どもたちにとっても必ずいいですし、子どもが多い我が豊見城市に完全にマッチしていたのかと思っております。胸が高ぶるような感情にもなりましたし、過去にも市長はいろいろなご提案、そしてご紹介があると思います。私は今、決断の時期に来ているのではないかと強く思っております。やはり任期の折り返し2年ですから、ちょっと時間がないので、その辺も含めて、全天候型公園に対して、市長の決意表明を短めをお願いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

先日、室内公園を全国的に展開をされている事業者の紹介を、波平邦孝議員を通して行っていただきました。具体的内容も聞きましたけれども、本当にいいものだと言率直な感想でございます。そこに向けて、我が豊見城市に広がっている商業施設も含めて、お相手がいることですから、粘り強くそこは交渉しながら、市の子どもたちのためになるようなことということを十分に、もちろん事業者で、民間でございますので、収益性もしっかりと提案をさせていただきながら、どうよりよい環境をお互いにつくっていけるかということをや粘り強くやっていきたいと思っておりますし、提案いただいたことについても先に進めそうな兆しも見えておりますので、もうここだというときにはしっかりと決断をさせていただきたいと思っております。

○（12番）波平邦孝議員 一再質問一

市長、我々与党会派は公約の実現に向けてしっかりとバックアップしていきます。必ず支えてまいりますので、決断の時期に来ていると思います。引き続きよろしく願いいたします。ちょっと時間がなくて、(1)③、そ

して(4)安心・安全なまちづくりについては今回できなかったんですけども、調整の中でいろいろと議論させていただいて、準備もさせていただいたのに、すみません、ありがとうございます。ここから次に行く勇気がなくて、最後に何か述べて終わろうかと思っております。間に合わないです。

最後に、我々21期市議団の、先ほどから市長の折り返しと言っているように、我々も折り返し地点となっております。昨日大田正樹副議長が一般質問とはという定義を話してはいたのですが、私もすごい感銘を受けました。我々も後ろには支えてくれている仲間ですとか、支持者、後援会の皆様がいいます。この議場に立っているのも本気で執行部の皆さんと向き合っています。様々な視察研修にも出向き、様々なインスパイヤを受け、政策の立案、提案、しっかりと豊見城市をこうしたいんだという思いが強くあって、この場に立っていると。私、21名そう思っています。だからこそ本気の議論も必要ですし、何か物事を動かすということもやはり水面下の交渉もそうですけれども、やはりここで見ている人たちのためにも市民のために頑張っていきたいと思っておりますので、この辺しっかりと理解していただけたらと思っております。少し早いのですが、私も後援会から定例会のたびに本当に叱咤激励を受ける。こんな大きい体がいいつも小さくなるぐらいずっと言われるのです。私も負託を受けた立場として、しっかりと責任を持って、残りの2年も頑張っていきたいと思っております。残りの2024年もしっかりと気を引き締めて過ごしていくのと同時に、ちょっと早いと思うのですが、市民の皆様と執行部の皆様、よい年越しを過ごすことができますよう祈念しまして、私の

一般質問を終了します。ありがとうございます。

—— 通告番号12（4番）長嶺吉起議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、長嶺吉起議員の質問を許します。

○（4番）長嶺吉起議員 一登壇一

おはようございます。会派城の風、長嶺吉起でございます。12月定例会3日目の2番手、元気よく務めてまいりたいと思います。トップバッターの波平邦孝議員のように、まだまだ余裕を持ってできないのですけれども、私も来年2月で1期目のちょうど折り返しに当たりますので、いつかは波平邦孝議員のように一般質問を楽しめるようになりたいと思います。去る話になるのですけれども、10月末に行われました衆議院議員選挙において、豊見城市の前市長が国会議員になられたということで、本当にすごいことだと思います。国会議員というのは本当にすごいんですけれども、その初心というか、最初豊見城市の市議会議員、また豊見城市の市長という経験があっただと思いますので、その気持ちは忘れずにいていただいて、いろいろな思いはあると思いますけれども、私自身は実は市議会議員になったときになぜかSNSをブロックされてしまって、面識が全くないのです。ですけれども、やはり豊見城市に関わるというところで気持ちは一緒だと思っておりますので、今後は国会議員としての力をしっかりこの豊見城市というところにまた使っていただきたいと思います。

先ほどまた波平邦孝議員からもありましたが、昨日の大田正樹副議長の言葉からもあったように、やはり私たちも議員として本当に襟を正される思いで昨日聞いてはいたんですけれども、よく他市町村の議会だよりとかで

議員側の姿勢を正すとかあるのですけれども、まず自分自身が姿勢を正さないといけないというところを感じておりますので、しっかり残りの折り返しでもまた頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして、質問を行います。

すみません、順番を入れ替えたいと思います。先に(2)保育行政についてであります。

認可保育施設に対し本市が行う支援の状況について以下を伺います。

ここは(7)なんですけれども、調整の中で保育士不足というところがあるんですけれども、実際に今、市のほうでも少し利用定員より受入れ可能人数が下回っている状況にあるということが確認でき、またそれに対しての対策というところは非常に多くやられているというところも確認が取れていますので、今回は再質問を含めて、ここは飛ばしたいと思うのですけれども、その中でちょっと1点要望として、これは3月定例会で大田正樹議員が要望として上げていたんですが、小規模事業所に対しての支援ということで、子育て支援員養成講座ですか、そこは市独自で行っていただいて、保育士不足の課題解決の一助を担っていただきたいというところだけは、すみませんが、要望はさせていただきます、(1)に行きたいと思います。

(1)保育に従事する職員の処遇改善について現状と課題を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

認可保育施設で毎月支払う給付費につきま

しては、公定価格を基に算出をいたします。
その公定価格につきましては、人件費、事業費、管理費などについて、それぞれ対象となる費目を積み上げて算定されており、そのうち人件費にかかる処遇改善分につきましては、3種類の処遇改善加算のほか、国家公務員に係る人事院勧告に準拠した改善分があり、こちらは毎年度見直しが行われます。今年度におきましても人事院勧告に合わせた見直しが行われており、年末、もしくは年明けに改定後の公定価格が示されるものと想定しておりますので、予算措置も踏まえ、適切に対応してまいります。また課題としましては、今ご説明したように、制度として非常に複雑で分かりにくい点が挙げられます。こちらにつきましては、国において制度の見直しを検討していくとされておりますので、注視してまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

市は適正に算定し、給付を行っているということが理解できたのですけれども、それらが算定どおりに支給されているかというところは法人側に委ねられているというところもあるのですが、市内の認可園でも給与に職員の差が出ているというところがあると聞いています。ただ、そこはまた園側も保育士不足によって生じる保育士の複雑な配置基準だったり、保育時間というところがばらつきが出るものだと理解もいたしますが、市でもその辺を把握するように努める必要はあるかと思えます。保育従事者の方々への賃金の支払い状況についてなんですが、適正に支払われているのか、市としてどのように確認を行っているのかをお伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

賃金の支払いの状況につきましては、南部広域市町村圏事務組合が実施しております確認監査にて、各施設で定めている給与規定などにに基づき支払いがされているか確認を行っております。また毎年度行われる処遇改善につきましては、公定価格増額分の全てを賃金の支払い及びこれに伴う法定福利費などの事業所負担に充てることとされております。その支払い方法や金額等については、各施設の裁量に委ね、任されていることとなっておりますが、その実績につきましては、毎年度処遇改善状況調査を実施し、賃金台帳などの提出を求めた上で確認をいたしております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

しっかり確認できているということで安心しました。ただ、南部広域市町村圏事務組合の確認監査だけではなくて、やはり給付を行っている市としても、園長会以外にも直接定期訪問をしたりとかやられていると思うのですけれども、園のお金の流れだったり、雇用形態とか、加配保育士を含む職員の人員配置等の細かい部分の対応もしっかり把握していただきたいと思っております。今年の夏、他市町村で起きた社会福祉法人園による公金の不正受給問題、細かいところの説明は省きますが、園側でああいった事件が起きてしまうと、現場で働く従事者の方々も保護者から誤解を受けたりとか、また精神的に疲弊して休職に追いやられたりとかあると思います。そういったのは、最終的に子どもたちにも影響が出てくるかと思っておりますので、そういったことを子どもの多いまち豊見城市において絶対に起こしてはならないと思っておりますので、監査を行う南部広域市町村圏事務組合ともしっかり連携して、実態を把握した上で助言、指導等を行い、適正な保育運営体制の実現に向

けて支援をしていていただきたいと要望します。

(ウ) 幼児教育質向上強化事業について本市の取り組み状況を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市におきましては、国の教育支援体制整備事業費交付金を活用し、幼児教育の質の向上に努めております。具体的な取組といたしまして、市内施設への訪問を通して、教育・保育の内容や指導方法、環境改善等について助言を行う幼児教育アドバイザーを配置しており、毎年度園訪問を実施しております。また教育委員会と連携をし、保幼小連携推進事業として、新1年生の状況を確認するための小学校訪問や授業参観を行っているほか、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ることを目的に、保育施設の5歳児の担当保育士など及び小学校1年生の担任などを対象とした合同研修を開催しております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

幼児教育というところなのですけれども、幼稚園、保育所、認定こども園における、感じる、気づく、考える、工夫する、興味を持つ、関わるといった経験を重視して、遊びを通した総合的な学びというところを通して、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期の教育のことです。その幼児教育と小学校教育なのですけれども、こういったのが出されているとおり、それぞれ幼児教育と小学校教育というところで行政側も準備はされていると思うのですけれども、これがつながるところが今後重要だと思って、今回質問をさせていただいております。そこで幼・保・小連携のためのアプローチカリキュラムとか、スタートカリキュラム、こういったも

のが策定されているのか、お伺いいたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

本市の状況といたしまして、アプローチカリキュラムにつきましては、5歳児の卒園までの6か月間、10月から翌3月を対象期間とし、5歳児が在園する全ての保育施設で策定済みとなっております。またスタートカリキュラムにつきましては、小学校1年生の入学後の3か月間、4月から6月を対象期間とし、こちらも全ての小学校で策定済みとなっております。しかし、国におきまして、幼児教育と小学校教育の円滑な接続をより充実させることを目的に、5歳児から小学校1年生の2年間を架け橋期と位置づけた保幼小の架け橋プログラムへの取組が推進されております。これを受け、本市におきましては、小学校区ごとに小学校と保育施設が連携をし、既存のアプローチカリキュラムとスタートカリキュラムを包括した架け橋期カリキュラムを策定することとし、今年度から上田小学校区をモデル地区に指定し、カリキュラム策定に取り組んでおります。次年度以降モデル地区の取組を参考に、他の小学校区におきましてもカリキュラム策定に取り組んでいただく予定としております。

○ (4番) 長嶺吉起議員 一再質問一

小学校区ごとに架け橋期のカリキュラムを策定するという事なんですけれども、そのために各小学校のリーダーシップというのが必要になるかと思っております。また今年10月に出された文科省における今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会の最終報告がまとめられて、その中で幼・保・小の架け橋プログラムの取組については、学校教育の専門的知見を有する

教育委員会が主導的な役割を發揮し、推進体制の構築を図ることが重要であるとされています。現在は保育こども園課のほうが事務局となっており、教育委員会と連携しているということなんですけれども、幼児教育における小学校との接続、架け橋プログラムの必要性、重要性について、教育委員会がどのように今考えていらっしゃるのか、見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

保幼小連携につきましては、教育委員会においても重要であるものだと考えているところでございます。現在保育こども園課を中心にアプローチカリキュラム、スタートカリキュラム、架け橋期カリキュラムを進めているところであり、上田小学校をモデル校として指定し、保育こども園課と連携し、それぞれのカリキュラム検討会や研修会を一緒になって取り組んでいるところでございます。引き続きこども未来部と連携し、上田小学校での成果を各小学校へ広げていくことが大切なことだろうと考えているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。幼児教育の専門性を有する指導主事等を配置し、今班長のほうでもいろいろ連携を図って対応はしていただいていると思うのですが、今後こういう幼児教育との接続というのは、職員がいろいろな業務を抱えながら、同時に進めていくというところはなかなか厳しくなってくるのではないかと、いうところもあるので、この幼児教育との連携というところに専門性を有する指導主事を配置して、保育こども園課と連携を図って、幼児教育施設及び小学校に

おける架け橋期の教育の充実というのを図っていただきたいのですが、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かに保幼小連携の中において、専門的な知見を有する指導主事の存在というのは大きなものがあると考えておりますが、現在のところ配置まで至っていないというのが現状でございます。これまで保幼小の連携について、事務局を保育こども園課が進めており、幼児教育アドバイザーを配置して取り組んでいただいている状況にあります。教育委員会といたしましても、指導主事を担当として、保幼小連携業務を割り振り、こども未来部と緊密に連携をしながら、保幼小の連携については取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。幼児教育と小学校教育がつながるということで、今回質問をさせてもらいましたが、まずは担当課と保育こども園課と、また教育委員会とがしっかり連携を図っていくというところがスタートになるのかと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

次の質問です。(1)教育行政について。

①デザインツールC a n v a教育版（無償）を教育現場に導入し利活用する考えがないか、お伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

デジタルツールC a n v a教育版（無償）は、各小中学校で利用申請をすることにより、無償で活用できるデザイン機能が充実したツールであるものと考えております。セキュ

リティー上の問題もございませんし、有効に利活用することが可能であることから、市内各小中学校へ教育委員会としても推奨してまいりたいと考えております。また本市では文部科学省が推進するGIGAスクール構想の下、児童・生徒用に配布している端末のchromebookにGoogleの様々なデジタルツールが導入されているところでございます。併せて学校現場がデジタルツールを有効に活用できるよう教育委員会としても推奨してまいりたいと考えているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問ー

非常に前向きな答弁ありがとうございます。このCanvaを含むデジタルツールの推奨をしていただけるということであるのですが、この活用に関して、今、各学校単位の申請で利用ができるというところも分かったのですが、学校単位での利用申請となると、まず学校長の許可が必要になることと、特定のものを使うに当たって、その都度、保護者に対しての同意書だったり、そういったものがなくなってくるというところで、これを教育に使いたい、生かしたいという先生方がいても、そこが壁となってしまって使えていない現状があると聞いています。なので、教育委員会がまとめてできれば利用申請というものをしていただくか、もしくは年度初めに、今GIGAスクール構想が始まっているので、年度初めに保護者から同意書を得る段階で、例えばCanva教育版というのを追記していただくとか、もちろん必ず使ってくださいではなくて、いろいろなツールがもちろんあるので、どのツールを使うかというのは自由ではあるのですが、利用したい先生方にとっては、先ほどの答弁でもセキュリティ

にも問題ないと教育委員会が言っただけにいるということは、すごい後ろ盾にもなるかと思うので、そういったところを教育委員会がやっていただけないかというところがあるのですけれども、見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今回Canvaのご質問ということでありますけれども、今回chromebookで利活用できるデジタルツールに関しては、数多くの種類がございます。その全てについて網羅し、教育委員会のほうで推奨して進めていくということは、現実的に難しいと思っております。Canvaをどのようにするかは学校と今後協議をしていくといたしましても、一括して最初の段階でというよりは、学校のほうで必要なデジタルツールについて議論をしていただき、その中で申請し、使っていただくということが現実的な対応ではないかと現時点では教育委員会としては考えているところです。今後多くの学校、全ての学校でCanvaが必要であるというような議論にするようであれば、今後議員がおっしゃるような方向も含めて、検討してまいりたいと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問ー

やはりCanvaのみならず、デジタルツールの利活用というところについてですけれども、そこに理解がある校長先生と、そうでない校長先生とで、どうしても学校の中の教育に少し格差が出ているということを一部の先生方から話が上がっています。その次の段階としては、先生方でもそのツールを使えるのかというところの問題も出てくるかと思うのですが、例えばの話ですけれども、

今回のC a n v aで言えば、これを先生方に対して研修とか、そういったものもできるキャンパスダーと言われている方が沖縄県に2人いるのですけれども、そのうちの1人も市内にいたりしますので、こういった利活用が始まったときには、その先生が主体となって、各学校の先生方とオンラインでそういった研修もできるということも聞いてはいますので、そういったところも意見交換をしながらやっていただきたいと思うのですけれども、学校単位での利活用を進めていくに当たって、できれば校長会とか、教頭会を通して、様々なデジタルツールの積極的な利活用の周知徹底をしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

ご質問の件につきましては、教育委員会としてもいろいろ各方面から声を寄せられていることは事実であります。今、考えておりますのは、教育DXフェローも教育委員会としては先日委嘱をいたしまして、DXを進めていこうという体制を徐々に整えつつあります。特に学校長へのDX等への理解、あとNEXT G I G Aに向けた取り組みに向けて、教育委員会の方向性も含めて、今後研修会等も企画していきたいと考えております。その中で先ほどご懸念にありました学校長によって若干の温度差がありますということを含めて、教育委員会としては、そこをなくして、全体として取り組めるような体制をつくっていきたいと思っております。もう一つ、デジタルツールに関する研修に関しましても、DXフェロー、G o o g l e f o r e d u c a t i o n代表をされている方が今回フェローに、小出様になっておりますので、その

ツールの活用についても全体として先生方への研修を次年度から本格的に取り組むということで、今、年度計画に入れ込むという取組を進めております。そのような中で全体、先生方も校長先生も教育委員会もデジタルツールに親しみながら、かつ子どもたちにきちんとデジタルツールを使った教育が展開できるようにDXを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問ー

ありがとうございます。このデジタルツールなのですけれども、今回は教育というところでの話をさせてもらいましたけれども、私もいろいろ見させてもらったときに、もしかしたら庁舎内のどこかの課でのプレゼンとかを含め、いろいろなところで活用できるのではないかとということも実は感じているところがあります。先ほどおっしゃったキャンパスダーという方がいるのですけれども、その方と話をしていて、行政向けにでもC a n v aがどういったものがあって、教育に今こういう可能性があるというところを、C a n v aを使って実際にプレゼンできるような資料を今、作成していただいているところです。それらの資料を見るよりも一番現場で、実際子どもたちが使っている学校があるので、実際どういうふうに子どもたちが使って、授業に生かして、幅が広がっているというところをじかに見ていただきたいというところで話をしていますので、ぜひ年明け、どこかのタイミングでセッティングしたいと思うので、市長と教育長、教育部長も一緒にお時間をつくって直接見ていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

では②学校教育現場における総合的な学習の取り組み状況をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

学校教育現場における総合的な学習の取り組み状況につきましては、各学校の実態に応じまして、国際理解、情報、環境、福祉、健康などの現代的な諸課題に対応する横断的、総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、児童・生徒の興味、関心に基づく課題などを踏まえて設定されております。小学生は3年生から6年生まで、中学生は全学年が取り組んでおり、特に中学校におきましては、職業や自己の将来への進路学習なども各学校の実態に応じて総合的な学習の中で取り組まれていると理解をしているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

続けます。③『探求的学習』を推進し、学校と外部との連携を積極的に図るべきと考えるが見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

探究的な学習は問題解決的な活動を表し、課題の設定、情報の収集、整理分析、まとめ、表現などといった活動が繰り返されていく一連の学習活動であるものと理解をしております。探究的な学習は実社会、実生活において活用できるものとするとともに、各教科等で学習の基盤となる資質、能力を育成することを基本的な考えとしております。探究的な学習を推進するに当たっては、学校、学年等のテーマにもよりますが、学校以外の多様な人材や団体、企業等とかわりながら進めていくことは非常に効果的な手段の一つであると考えているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問一

ちょっと最初になるんですけれども、総合

学習で既に先生方もやられている中ということになるので、今回質問したのは幅を広げる意味であって、外部委託をすることで、先生方の総合学習に対する取組とかの負担を減らすということが目的ではないということだけはお伝えさせてもらいたいです。探究学習とは、もちろんいろいろなプログラムがあるんですけれども、そのやり方によっては、後々ですけれども、不登校支援とか、キャリア教育とか、そういったいろいろな部分にいい影響を与えるものだと思っております。また探究学習を通して外部と連携することで、先生方の今後の総合学習に対する考え方とか、そういったところのスキルアップにもつながると思っております。ただ、やはり外部との連携となってくると、どうしても費用が発生するということがあって、そこが今年度と昨年度ですか、長嶺中学校のほうでは一部保護者にも負担をしていただいて、外部を呼んで探究的学習のプログラムというところを進めていったというふうに聞いているのですけれども、その効果というものがいろいろな部分で見られたと聞いています。ただ学習をするだけではなくて、その学習を通して、後々クラスの雰囲気とか、なかなか勉強の中では教えきれないようなこととか、そういった部分にもいい影響を与えたと聞いていますので、今回そういった意見交換は教育委員会ともされていると聞いていまして、今回4中学校、全ての校長先生が次年度同様な取組をやりたいというふうに意見がまとまっているということも聞いているのですけれども、今そこに向けて各学校、次年度に向けてのプログラムというものもその外部と連携して作っているところだそうです。ただ、そこで先ほど言ったネックとなっている予算、そこを保護

者からというところがなかなか厳しいということもあるので、ぜひそこをどうか探究学習を通じて、学校、家庭、地域、企業が連携して協働するということが今後必要になってくると思うので、ぜひ教育委員会で一部予算をつけて、探究学習の推進というところの後押しをしていただきたいのですけれども、今、次年度に向けて始まっているので、次年度6月からのプログラム実施に向けて、ぜひとも補正を組んででも、大変だとは思うのですけれども、予算措置を行うことができないか、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

総合学習における企業や団体と連携しての学習の取り組みの意義や教育的効果は高いものと考えております。教育にかかる予算につきましては、これまでも学校建設をはじめ、学力向上に関する事業、特別支援教育に関する事業、就学援助にかかる事業など、市の取組として多くの課題を解決するために査定されているところでございます。また現在、大きな課題となっている不登校対策に係る施策も優先して取り組むべき課題だと考えております。そのような中、事業効果はあると思いますが、喫緊に取り上げて予算をつけていくというところにつきましては、かなり厳しいものであると考えているところでございます。また加えて申し上げますと、基本的には、事業者と組んで事業をするということは意義深いと考えておりますが、一方では生涯学習振興課では地域コーディネーターや外部人材のデータベースもございます。また企業、今後コミュニティースクールと地域連携が図られる中で、企業との連携だとか、そういった地元の方々、働かれている方々との連携の中で、

そういった学習が生かせないかという方向も模索していく必要があるものだと考えております。一方でまた保護者の負担になっているところも教育委員会は懸念しているところでございます。本来、教育は無償教育の中できちんと義務教育が行われるべきことだと思っておりますので、そこもかなり慎重に進める必要があると教育委員会としては考えているところでございます。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

かなり厳しいことだというのは理解しましたが、例えばですが、これはこども未来基金とかというのを活用して、取りあえずは次年度、単年度での負担軽減というのはできないのか、お伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時12分）

再 開（11時13分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

こども未来基金での事業実施ができないかということでございます。未来基金充当事業を決定するに当たっての事務的な流れということでは少し説明をさせていただければと思うのですけれども、未来基金充当事業を決定するに当たっては、まず事業実施部署より未来基金充当事業として取り組みたい旨の提案を受けまして、こども改革推進委員会において基金充当事業選定基準を基に、事業の内容など確認を行いながら決定をしていく流れとなります。また併せて、市で取り組むべき事業の優先度や未来基金の積み立ての状況、基金充当事業の実施状況等も踏まえた上で、総合

的に充当事業が決定されていく流れとなります。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

分かりました。また、今後学校側の意見とも聞きながら、また教育委員会ともいろいろ話をさせていただければと思います。また、先ほどのデジタルツールの利活用もそうですし、探究学習の外部連携もそうなのですが、これから学び方改革というところが必要だと思っています。中身の改革を進めていくことで、よく言葉がひとり歩きしているのですけれども、働き方改革とか、そういったところでは変化が出ていって、つながっていくのではないかと思いますので、引き続き、先生方が新しいチャレンジしやすい環境づくりを教育委員会としてもバックアップしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、④教育心理検査ＱＵテストの実施状況とその効果について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育心理検査ＱＵテストの実施状況につきましては、各小中学校で１学期と２学期の年２回実施しております。ＱＵテストの効果につきましては、子どもたちの学校生活における満足度と意欲、さらに学級集団の状況を調査することができることから、その結果を基に教職員が学級経営に生かしたり、子どもたち一人ひとりへの適切な対応に活用できることが期待できるものと考えております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問一

ありがとうございます。今回各議員も一般質問において不登校に関わるつながる部分というのはすごい質問されているので、本当にそれだけ喫緊の課題なのだと思います。この

ＱＵテストというところも学校の中の生活とか、そういった部分の見える化するというところが目的だと思うのですが、今ＱＵテストだと、テストを受けてフィードバックする、学校に返ってきてはいるのですけれども、その後が生かし切れていないのかと正直感じるところがありまして、昨日までの教育部長の答弁で、今後ハイパーＱＵにグレードアップというんですか、やっていくということは聞いているのですけれども、また別の先生方からの話にはなるのですけれども、ハイパーＱＵとはまた違って、別のものがあるのですけれども、これが琉大のほうでの研究、インチャイルドプログラムというもので、一人の教授が沖縄の子に合わせた、沖縄の特性に合わせた教育心理検査というものをつくられていて、こういったものになるのですけれども、これはまた資料はお渡ししていますので、今ハイパーＱＵも検討段階だと思っているのですけれども、まだ決定されていないのであれば、費用的にもかなり安くでできると聞いてもいますので、そこも調べていただいた上で、今後ＱＵからハイパーＱＵに変える段階で、こういう新しいものを取り入れることができないか、見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

他の心理学テストにつきましては、アイチェックや、アセス（学校適応感尺度）等のテストもございますが、これまで多くの学校が独自にＱＵテストを取り入れてきた経緯があり、本市ではＱＵテストを導入してきたということでもあります。今後につきましては、学校満足度や学校生活意欲を把握するＱＵテストに加え、日常生活を把握できるハイパーＱＵテストを年に１回取り入れるということ

で、不登校傾向のある児童・生徒の早期発見につないで、早い段階で不登校の喫緊の解決を図っていきたいと思っております。またＱＵテストにつきましては、やはり多くの先生が慣れ親しんでいるということも大きなところだと思っています。新たな心理テストを導入するということは、その研修や普及、研修にもかなり時間を要するものと考えておりますので、そこの兼ね合いを見ながら検討を進めてまいりたいと思っております。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問ー

ありがとうございます。もし決めるまでにまだ時間があるのであれば、これは中身はかなり簡単なものになっていますので、こういったこれぐらいのです。ハイパーＱＵに比べるとかなり少ない質問数とかになっているので、ここはまた今後見ながら一緒に検討をよろしくお願いします。

すみません、時間がないので、⑤ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）の必要性について本市の見解をお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの必要性につきましては、児童生徒の課題を解決するために様々な関係機関へとつなぎ、早期な対応を行うことが、そのスクールソーシャルワーカーでしかできない役割であることから、必要性は非常に高いものと考えております。現在３名のスクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置している状況にあります。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問ー

私の見解にはなるのですが、沖縄県が本来であれば雇用契約を結んで、各市町村に派遣されるべきなのかというところは私の中にもありはするのです。そこは重要性は大

事だということで、市独自で今やられているというところは理解はしているつもりですが、この条件が少し県と変わってくる採用なので、ちょっと仕方ないところがあると思うのですが、県採用とかよりは多分少し報酬が低くなるのかと思っています。ただやはり業務内容というところは同じなのかというところがあるので、少し処遇を改善していただけないかというところで今回質問をさせてもらっているのですが、まず業務中、ＳＳＷの方が車両を使う場合に、学校車とか、公用車の使用ができるというのも聞いているのですが、やはり学校が優先になってくるので、どうしてもタイミングが合わないときには自家用車を出したりしている現状があって、そのときに万が一事故があったらとか、そういう保険関係とか、またガソリン代とか、そういったところは完全に個人負担になるのかというところでもすごい不安を抱えながらやっているということも聞いていますし、また業務にかかるパソコンも同様に学校の中で使わせてもらっているということなのですが、そこも先生が優先にはなってしまうので、なかなか業務がうまくいかないというところの悩みもあると聞いています。なので、ＳＳＷに対しての必要性というところは、市としては十分に認識はしていただけていると思いますので、そこの業務に支障が出ないように教育委員会から学校というのですか、学校長でもいいですし、そういったところにＳＳＷの役割に対する理解を図って、学校での環境に改善を促してもらうとかの配慮をお願いしたいのですが、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

ご指摘のところは重く受け止めて、パソコ

ンの件や公用車の件、あと学校長に対して、S S Wが適切な業務に従事しているのかということも含めて、校長会、教頭会等で指導、助言しながらスクールソーシャルワーカーの待遇改善を進めてまいりたいと思っています。ただ、他の会計年度任用職員との関わりや、そういった規定等がございますので、ここは中長期的な課題として捉えさせていただけたらと思っています。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問ー

今、教育や福祉の分野において、高い専門的知識と経験を有して、S S Wに対して指導、助言が行えるスーパーバイザーという方がいるんですけれども、そういったものを市でも配置することができないか、見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

先ほど議員のほうからもご発言がありましたとおり、本来はこれは県が配置して、市町村に対してサービスを提供していく、巡回をしていただくということが本来の形ではあると思っています。そこがかなり数が少ないものですから、豊見城市としても独自に配置しているという現状はあることを前提に、市においてスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーの配置については、現在検討していない現状にあります。スクールソーシャルワーカーにつきましては、交付税上、沖縄県が適正配置を図るべき事業であり、スーパーバイザーによる指導、助言については毎月県のスクールソーシャルワーカー合同研修会等に市のスクールソーシャルワーカーも参加し、講師のスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーからアドバイスをいただき進めている現状にあるということでございま

す。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問ー

市でできることで幾つか改善をしていただきたいのですけれども、例えば今、中学校区ごとでの配置というところで、令和６年度に関しては４中学校ありますけれども、今３名の配置で、１人足りていない現状があるかと思います。ただ、昨日までの答弁で、多分次年度は検討されているかと思うのですけれども、最低でもあと一人増員をしていただきたいと思いますが見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

ご指摘のとおり、次年度１名増やして、４名体制にするべく、現在取り組んでいる現状にあります。

○（４番）長嶺吉起議員 一再質問ー

もう１点、すみません、増員することもちろんありがたいのですけれども、今後また校区ごとだと児童・生徒数とかが違いますので、相談の内容というか、ケースというんですか、そういったものを鑑みて、担当の振り分けというのをやっていただいて、S S Wの方々がしっかり１件、１件の相談に向き合って、解決に向けての力を発揮していけるよう中身の改善をしていただきたいのですけれども、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの皆さんにつきましては、今３名体制で取り組んでいて、４中学校を見ているという状況であります。その中でお互いの会合を持ち合いながら、件数が多いところについては、サポートに入るなどの現状としては取組を行っているというところであります。次年度４名になることで、さら

にその体制が充実するものと思っております。学校間での若干相談数の差や児童・生徒数の差があることは理解をしているところでございますが、当面4名体制の中でお互いがサポートし合いながら取り組んでいけるようなサポートをしていきたいと考えているところでございます。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問ー

ありがとうございます。間に合いません。これまで①から⑤までいろいろ学校の中に関わることをやってきたのですけれども、波平邦孝議員のまねになるのですけれども、一か八かで、教育長、この辺で何か気になることとか、逆に何か後押ししていただけるものとかあれば、所見をいただいてもよろしいでしょうか。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えいたします。

①から⑤の中で特に総合的な学習の時間の活用で、私も業者のほうを利用したことがあるのですけれども、議員がおっしゃるように、授業方法とか、先生方が学ぶべき点はとても多い点があります。ただ学校の特色として児童・生徒の様子から、学校が探求して学びたいことというのを校長が明らかなビジョンをもって、総合的な学習の時間に各学年に下していくというのは非常に大切な教育活動であると私は思っております。ですので、提案のほうも課内でしっかり審議して決めていきたいと思っております。

○（4番）長嶺吉起議員 一再質問ー

教育長、時間がない中での無茶ぶり、すみません。本当にありがとうございます。私自身もこれは何回か失敗していますけれども、ペース配分とか、せっかく執行部の方々もいろいろ調整をさせていただいた中で質問でき

ないのは申し訳なく思っておりますが、しっかり自分の調整の中でも思いというのは伝えていくようにしていますので、またこれからも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。2024年もあつという間で、やがて終わりになりますし、最初に申しましたとおり、私も折り返しに当たりますので、今後も執行部の皆さんと、また先輩の議員の方々との意見交換も交えながら、市のために頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時27分）

再 開（11時40分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号13（13番）真栄里 保議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、真栄里保議員の質問を許します。

○（13番）真栄里 保議員 一登壇ー

日本共産党の真栄里保です。質問に入る前に所見を述べたいと思います。2024年のノーベル平和賞、日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協が受賞いたしました。心から喜びたいと思います。現在ウクライナを侵略するロシアは核兵器での威嚇を繰り返し、北朝鮮も核保有をアピール、中国もアメリカに対抗し、核兵器の拡充を進めています。日本でも一部の人々がアメリカの核兵器の共有を主張するなど、危険な動きが広がっています。こうした中で日本被団協のノーベル平和賞の受賞は、あらゆる核兵器の使用につながる動きに警鐘を鳴らし、核兵器の使用、戦争に反対する国際的な声を上げ、二度と被爆者を生まないためにも極めて重要になっていると思ひます。

それでは通告に従って質問を行います。

(1)安心・安全な地域の確保について。

根差部雨水幹線の氾濫について実態を調査し、対策を行うことについて伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 上下水道部長 大城 堅

お答えいたします。

根差部雨水幹線につきましては、定期的なパトロールを実施し、スクリーンの状況確認、除草、清掃の実施、石積み擁壁の修繕などを行い、水路断面を阻害することがないように、日常的な管理に努めているところでございます。市民からの相談や通報等による新たに発生した不具合等につきましては、日常的な管理にて迅速に対応してまいります。また、令和6年度より浸水シミュレーションによる流出解析を行う業務にも着手しており、浸水の原因、対策手法などの検討を進めております。令和7年度におきましても、引き続き雨水管理総合計画の見直し業務を行う予定であり、市内雨水幹線の整備方針を検討してまいります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

調査して、しっかりと対応をお願いしたいと思います。

(2)職員の働く環境について。

①職員定数の条例改正について考えを伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回の職員定数条例の一部改正につきましては、令和5年11月に策定しました豊見城市定員管理計画における計画目標値に沿った改正内容となっております。なお、計画期間につきましては、令和6年4月1日から令和11

年3月31日までの5年間としており、市長の事務部局の職員を45人増の348人、教育委員会の事務局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の職員を5人増の50人、消防職員を3人増の72人とし、全体の職員数を53人増の513人とする計画となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

再質問を行います。

その結果、11市の中で人口に占める職員の割合がどう変化するか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市における令和5年4月1日時点の普通会計における人口1万人当たりの職員数は、64.7人で、県内11市中10番目となっております。仮に今回職員数を定数条例の上限の513人とした場合、人口1万人当たりの職員数は77.8人となり、県内11市中4番目となる見込みであります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

②定数増によって、職員の負担割合、残業時間はどれだけ改善されるか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在の各課における残業の状況によりまして、各課における事務事業の状況や配置される職員によってばらつきがあるため、一概に職員の数を増やすことで、どれだけ残業時間が改善されるかということを申し上げることは困難であります。しかしながら、定員管理計画に定める職員数を確保することによって、現状の事務執行体制から業務分担が行われ、職員一人当たりで担当する事務量も低減されることとなりますので、結果として、時間外の抑制につながるものだと考えております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

③病休職員の実態について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年12月1日時点における病気休職となっている職員の数は11人となっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

病休中の職員の補充は行われているか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

病休中の職員につきましては、その分については会計年度任用職員のほうで補充し、病休中につきましては、人事課預かり等で行っております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

(3)会計年度任用職員について。

①全職員に占める会計年度任用職員の割合について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年4月1日時点における正規職員数481人、会計年度任用職員310人、総数791人に占める会計年度任用職員の割合は39.2%となっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

9月定例会の私の一般質問で正職員は男性が64.9%、女性が35.1%、会計年度任用職員は男性が14.8%、女性が85.2%と答弁がありました。そこで伺います。

②会計年度任用職員の圧倒的多数を女性職員が占めていることについて認識を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年4月1日時点における本市会計年度任用職員の男女比率につきましては、女性

が85.2%となっており、310人中264人となっております。女性が圧倒的多数を占めていることに対する認識としましては、意図して女性を多く採用しているということではございませんが、定時で退社ができるという点が女性にとって働きやすい環境となっていることが要因ではないかと考えております。なお、県内11市における会計年度任用職員の男女比率の状況を確認しましたところ、全ての市において、本市同様、女性の比率が圧倒的に高い状況であることが確認できました。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

これは長年の社会慣習の中で、男性は仕事、女性は家庭といった性別役割分担の下、女性の雇用条件には扶養される前提があるというのがあるのではないのでしょうか。女性でも市民のためにしっかりと仕事をしたい。職場や労働条件をよくしたいという選択肢を奪われて「嫌なら辞めれば」「我慢するか、辞めるしかない」こういう選択を迫られているのが現状であります。この点でも会計年度任用職員の処遇改善が必要だと思います。次に移ります。

低賃金による生活の厳しさや専門職への低過ぎる評価は、嫌なら他の職場への転職を後押ししているとしか思えません。このような中で、公務専門職が持続可能なのか、職場で人を育てる仕組みが維持できるのか、専門性を維持できるのか。これは市民にとっても大きな問題だと思います。

そこで③専門職の現在の勤務形態で職場の業務は持続可能か伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の処遇につきましては、これまでも人事院勧告に基づく、報酬の遡及

適用や勤勉手当の支給など、一定の改善を行ってきており、令和6年度人事院勧告に基づく給与表の改定につきましても、一般職同様の措置を予定しております。その中において、議員ご質問の専門職の勤務形態につきましては、報酬設定を2級設定するなど、専門性に見合った形での処遇となっているものと認識しております。人事課としましては、引き続き各課の要望等を踏まえながら、専門職の適切な配置を行い、業務が継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

引き続き専門職にふさわしく、処遇を改善する。このことを求めていると思います。

④県内11市の中で時給となっている自治体について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

県内11市において、本市を除く会計年度任用職員の報酬を時給計算している自治体は1団体となっております。なお、職種により月額制と日額制を導入している自治体が3自治体、月額制と時給制を導入している自治体が1団体となっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

会計年度任用職員も正職員と同じように月給制にしてほしい。こうした声があります。

そこで⑤月給制に切り替えることについて伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の月給制への切り替えにつきましては、業務の進捗状況により変動する可能性があります。令和7年度当初から月給制移行に向けて進めたいと考えております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

ありがとうございます。私が議員になった当初から、会計年度任用職員の月給制への移行を求めてきました。今回4月から月給制の移行が具体的に検討されているということに対して、大変喜ばしいと思います。

次に(4)窓口業務委託について伺います。

①今回の契約内容について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市窓口業務委託につきましては、民間の有する多様な専門性と起動性、ノウハウを生かし、質の高い市民サービスの提供を図ることを目的としており、今回3期目となります契約は、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年契約となっております。業務内容につきましては、市民課関連として、証明書の交付に関する業務、住民異動届けに関する業務の9項目。それから総務課関連として、総合案内窓口に関する業務の1項目。国民健康保険課関連として、住民異動に伴う関係届けに関する業務の1項目。共通業務として、フロアーサービスの業務、関係課への問合せの業務など9項目となっております。業務委託料につきましては、1年間で合計しますと8,046万7,200円となっており、3年間の合計が2億4,140万1,600円となっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

プロポーザルにこだわる理由について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

事業者の専門的な知識、技術力、企画力等による優れた成果により、市民サービスの向上が図られることなどから、公募型プロポー

ザルを実施しております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

②予定価格設計根拠について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

豊見城市窓口業務委託公募型プロポーザル提案上限額につきましては、民間業者3社からの見積りを参考に、担当部署において積算し、設定しております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

③これまでの契約内容と異なる内容について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

窓口業務委託につきましては、市民サービスの向上を図るため、委託業務の一部を見直しております。その内容につきましては、1つ目、閲覧に関する業務、2つ目、自動車臨時運行許可に関する業務、3つ目、在留カードの記載に関する業務、4つ目、外国人住民に関する業務、5つ目、個人番号カードに関する業務、6つ目、一般旅券発給申請受付及び交付に関する業務、7つ目、戸籍届書に関する業務、8つ目、総合案内窓口に関する業務となっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

今回の変更によって、委託業務に関わる人数は減少したか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

業務の円滑な処理を保障するため、事業者の責任において、業務の実施に必要な人数を配置することと定められております。繁忙期等の状況により配置人数は臨機応変に対応していただいております。人数は事業者の判断によって変更、増減等が生じるものと考えてお

ります。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

そもそも委託業務契約の業務量は減少したわけですから、人数は当然減少していると考えるのが妥当ではないでしょうか。そうすると、人数は減少して委託契約料は同じという、窓口業務に関わる職員の賃金は上がったのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時57分）

再 開（11時57分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

窓口業務従事者の賃金については、こちらのほうで直接把握はしておりません。業務委託契約において、事業者は関係法令に基づき、労働者に対する法令上の責任を負い、事業者の責任で労務管理を行うことと定められており、適切に対応が行われているものと考えております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

委託料のうちで消費税が占める金額について教えてください。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時58分）

再 開（11時58分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

消費税のご質問だったかと思います。消費税につきましては、年間の部分でいいますと、731万5,200円となります。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

委託業務も会計年度任用職員に置き替えた場合、賃金の合計は幾らでしょうか。会計年度任用職員に置き替えた場合の金額は、昨年12月定例会の答弁と同じでよろしいか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まだ賃金の改定は行っていないので、昨年度お答えした金額と同じになっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

その差額は約300万円であります。そして消費税が715万円、今度の業務委託契約で一部の業務の変更により、2名の職員の減少が見込まれますから、消費税を除いて約900万円の経費の削減が可能だということであります。この結果は、経費節減と言えるのか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（12時00分）

再 開（12時00分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

窓口業務の導入による効果的な職員の配置や業務のスリム化、安定的な市民サービスの向上などを考えますと、経費節減の効果はあるものと考えております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

改めて窓口の外部委託をやめて、直接雇用にすることを求めたいと思います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（12時00分）

再 開（13時30分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

休憩前に引き続き真栄里保議員の質問より再開いたします。

先に総務企画部長から答弁発言の一部を訂正したいとの申出がありましたので、発言を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋 一発言訂正ー

申し訳ありませんが、先ほど真栄里保議員の(2)③の休職者の実態についての再質問のほうで、休職者の代替についてということでありました。その中で私、「職員の配置」と答弁しましたが、これは「会計年度任用職員の配置」ということで訂正をお願いします。

○ 議長 外間 剛 一許可ー

ただいまの総務企画部長より申出のあった発言の訂正については、議長において許可いたします。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

④戸籍班の業務内容について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

豊見城市窓口業務等委託により委託している戸籍関係の業務は、戸籍届書入力、住民基本台帳法第9条第2項の規定による通知の作成、人口動態に関する業務、相続税法第58条に関する業務、戸籍の附票の記載に関する業務となっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

再質問を行います。

那覇市では戸籍は特定個人のプライバシー情報を扱うとして、窓口業務委託をしていません。承知しているか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

那覇市のほうでは、当初より戸籍に関する

業務委託はしていないとの確認しております。本市においては、法務省通知による戸籍事務を民間事業に委託することが可能な業務の範囲等に基づき、業務委託をしております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問一

法務省によると、戸籍は人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度としています。プライバシーの観点から窓口委託業務から戸籍を外すことを求めたいと思います。

次に（5）生活保護行政について伺います。

生活保護は憲法第25条で、「第1項、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。第2項、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、生存権と国の社会的使命を述べています。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時34分）

再 開（13時34分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（13番）真栄里 保議員

①この3年間の認定者数と保護世帯、人数について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

それでは令和3年度から令和5年度までの過去3年間の実績でお答えいたします。

まず認定者数について、令和3年度165人、令和4年度194人、令和5年度208人となっております。続きまして、保護世帯及び人数につきましては、令和3年度673世帯840人。令

和4年度698世帯856人。令和5年度735世帯888人となっております。なお、令和6年4月1日現在につきましては、766世帯937人となっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問一

再質問を行います。

コロナ禍以前の生活保護申請者数と認定者数について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

コロナ禍以前の3か年の生活保護申請と認定者数についてお答えいたします。平成30年度申請件数122世帯155人、認定者数122人。令和元年度申請件数125世帯155人、認定者数135人。令和2年度申請件数156世帯207人、認定者数187人。以上でございます。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問一

生活保護申請が増加している理由について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

申請者数が増加している理由につきましては、厚生労働省の統計によりますと、平成25年以降、生活保護申請は6年連続で減少していたものの、新型コロナウイルスが感染拡大した令和2年から4年連続で増加しているとの統計結果が示されております。また増加の要因として、特に令和2年以降、単身高齢者の保護受給者が多く、新型コロナの影響が長期化したことや、物価高騰などで貯蓄が減少したことが影響していると考えられるとの見解が示されております。本市におきましては、近年の保護の相談内容や保護開始世帯の状況は、高齢による疾病や要介護状態により、医療費や介護費用、また施設入所費の捻出困難や預貯金減少などによる生活維持困難などの

相談が多く、高齢者世帯の約8割が単身世帯となっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

生活保護の申請をしたが認定に至らなかった件数と理由について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

直近で令和5年度の開始決定に至らなかった件数は8件、その理由につきましては、生活保護の申請取下げが4件、手持ち金・預貯金などの活用、他法、他施策の活用により最低生活維持可能、また生活保護の実施機関の相違によるためなどにより、生活保護の開始決定に至らなかったケースが4件ございました。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

自動車の保有を理由に、認定申請が認められなかった方はいるのか、見解を伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

生活保護受給中は原則として車を所有することはできませんが、障害者が通院、通所する場合や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住、通勤する場合等、一定の条件に合致する際に、車の保有が認められる場合がございます。議員ご質問の車の保有を理由に生活保護の申請却下となったケース、事例はございません。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

生活保護受給者の車の保有をめぐり、今年10月30日、名古屋高裁判決は保護受給者が通院の必要があったほか、日常生活に不可欠な範囲で車を利用することは自立した生活を送ることに資する面があり、厳格に利用を制限する指導は必要性が低いとして、生活保護を停止した三重県鈴鹿市の対応を違法とする判

決を出しました。全国でも同様の判決が出されています。ぜひとも今後とも市民に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

②生活保護水準以下の世帯で生活保護利用世帯の割合を伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

生活保護水準以下の世帯の生活保護利用世帯の割合につきましては、厚生労働大臣（国）の定める最低生活費の積算方法が世帯人数、各世帯員の年齢、居住実態、家賃、施設入所者、その他保護の種類などによって、当該世帯の最低生活費が異なるため、議員ご質問の生活保護水準以下の世帯で生活保護利用世帯の割合を算出することは困難な状況となっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

最低生活費の算出方法は、各世帯の人数や年齢、居住実態、その他各種扶助に応じて異なるため、生活保護水準以下の世帯で生活保護利用世帯を算出することが困難であることは理解していますが、参考として、本市の住民税非課税者における生活保護利用者の割合はどうなっているか伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

令和6年6月1日現在の本市の住民税非課税者は1万7,937人であり、これに対し、被保護者は956人となっており、住民税非課税者数に対する被保護者数の割合は約5.3%となっております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

生活に困窮する方々に対して、生活保護制度を利用し、生活の保障を行っていくべきと考えるが、民生委員と連携、協力して生活保護への促しなどへの取組状況について伺い

ます。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

民生委員は関係機関と連携、協力を図る福祉のつなぎ役として大切な役割を担っております。地域住民からの相談内容に応じて、支援方法や各種福祉サービスを適切に利用するために、必要な情報の提供、また市役所の各担当部署へのつなぎ役となっており、生活に困窮する方々と共に、生活保護の相談申請のため来所されることもございます。民生委員との連携、協力、活用につきましては、今後とも社会福祉協議会や関係課と連携して行ってまいりたいと考えております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

③就労支援などの取組状況について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

本市におきましては、被保護者就労支援事業といたしまして、就労支援相談員を2名配置し、ケースワーカーや健康管理支援員、看護師と被保護者の状況把握や情報共有を図り、就労に向けた意欲の喚起やハローワーク等への同行支援、就労状況の把握及び指導に関することなど、求職情報の収集及び提供を行っております。また沖縄県と4市、沖縄市、うるま市、浦添市、豊見城市の共同で実施しております被保護者就労準備支援事業といたしまして、沖縄県労働者福祉基金協議会へ委託し、就労意欲が低い者や、基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援に合わせて就労意欲の喚起や一般就労などに従事する準備として、日常生活の改善を計画するなどの支援を行っております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

この間、就労支援などによって、生活保護から外れた方は何人いらっしゃるかと伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

令和5年度に就労支援を受けた方の中で、2人の方が生活保護廃止となっております。そのうち他市町村へ転出が1名、支援を受けながら収入が増えた方が1名となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

④担当課の体制について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

令和6年4月1日現在における保護課の現業員体制につきましては、被保護世帯の自立に向けた支援を行う担当ケースワーカーが11名、主にケースワーカーへの指導監督を行う査察指導員2名、保護課長1名の体制となっております。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問一

生活保護法第24条第5項で、原則として14日以内の決定通知を求めています。本市は14日以内の決定通知が七、八割となっています。保護課、ケースワーカーの頑張りに敬意を表したいと思います。今後とも市民に寄り添った保護行政に取り組まれるよう希望いたします。

(6) 犯罪被害者支援について。

①犯罪被害者等への支援を行う担当窓口について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

犯罪被害者等への支援につきましては、市民部協働のまち推進課にて、関係各課との情報共有や公益社団法人沖縄被害者支援ゆいせ

ンターと連携した対応を行っております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

犯罪被害者等基本法は2004年12月8日に制定されました。私は先日開催された犯罪被害者支援を考える県民のつどいに参加し、2019年東京池袋で乗用車が暴走し、妻と娘を失った松永拓也さん、お父さんの上原さんの講演会に参加させていただきました。この拓也さんのお母さんは伊江島のご出身だと伺いました。安心して暮らせる社会の実現へ、犯罪の防止と併せて、犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等を社会的にも孤立させることなく、社会で支えていくためにも犯罪被害者等支援条例を本市においても制定することが求められています。

②犯罪被害者等支援条例を制定する事について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

犯罪被害者等支援条例につきましては、沖縄県が令和4年7月に沖縄県犯罪被害者等支援条例を制定しております。現時点で県内の市町村において制定しているところはまだありませんが、名護市において、次年度の施行を目指しているとの報道は承知しております。本市においては、同年9月に制定された沖縄県犯罪被害者等見舞金支援要綱に基づく、業務を受託しております公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターと連携して、当事者である市民に寄り添う対応に努めており、今後も当事者の負担軽減となる対応について情報収集を行ってまいります。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

警察庁も地方自治体が条例の制定をすることを呼びかけていますけれども、この点については承知されているか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

本年7月に豊見城警察署から制度の説明をいただいております。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

国のこの法律は、これは全て国と地方自治体、地方公共団体が協力して行うということが法律に明記されているわけです。だからこのことを地方自治体が条例を制定しないと国と連携して被害に遭われた方の支援を行うことができない。犯罪被害者の遺族らでつくる団体は地域での被害者支援を進めるため、自治体ごとの条例が必要だと訴えています。被害に遭った松永さんが住んでいた自治体には犯罪被害者や遺族を支援する制度がなくて、亡くなった2人のお名前を実際役所に行って、様々な部門に行って、1人1回ずつ名前を消す作業をしていった。そして自分が2人の命をこの世から消し去っていくようでつらかった。こう話されていました。皆さん、この法律の趣旨に沿って、豊見城市でもこの条例の制定が急がれていると思いますけれども、この条例制定に向けて動き出す気はあるのか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

先ほども答弁しております公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターと連携しながら取り組むと共に、条例制定につきましては、沖縄県や県内他自治体の具体的な取組内容を調査、研究の上、検討してまいります。

○（13番）真栄里 保議員 一再質問ー

まさか本市では被害者が出ていないから、被害者が出てからこれをつくるというつもりではないですね。国はもう既にずっと前にこの法律をつくって、自治体に呼びかけてい

るわけです。このことを真摯に受け止めていただき、早急に制定をされるよう急いで調査、研究を行うことを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 市民部長 上地五十八

先ほども答弁いたしました、条例制定につきましては、沖縄県や県内他自治体の具体的な取組内容等を調査、検討してまいります。

○ (13番) 真栄里 保議員 一再質問—

急いで条例を制定して、安心安全な豊見城市をつくっていただけるよう求めて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

—— 通告番号14 (20番) 赤嶺吉信議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、赤嶺吉信議員の質問を許します。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一登壇—

城の風、赤嶺吉信でございます。一般質問に入る前に、所見を述べさせていただきます。実は私の地域であります与根地域から今年度お二方の先輩が叙勲をいただきまして、これまで多くの先輩方が叙勲をされた中、私どもの字でお二方が同時にダブル受賞したということは、今まで歴史にないものですから、自治会を挙げてお祝いをしたいという計画もされている中、このようにすばらしい先輩が叙勲されたということを紹介してみたいと思います。用紙の左側は、赤嶺光章様でございますけれども、豊見城村政で4期16年の村議を務められたという働きがありまして、内閣府から叙勲をされております。また右側の安谷屋宗男様は、豊見城市の陸上競技の大先輩でありまして、沖縄県の体育連盟の中で100メートル、200メートルのスターターを務めておりまして、長年の功績が称えられたということで、日本陸上競技連盟から秩父宮章と

いう叙勲をいただいております。我が市も陸上が今低迷しておりますけれども、大先輩が築き上げられた陸上競技もしっかりと盛り上げていかなければ、大変申し訳ないなという思いであります。市長、一緒になって豊見城市の陸上を、ある種目、いろいろな種目があって、血気盛んではありますけれども、これに恥じないようにしっかりと取り組んでいただきたいと申し上げておきます。

では通告に従いまして、一般質問をいたします。

(1)環境に優しい住みよいまちについて。

①道路等の整備についてお聞きします。

(ア)市道204号線の道路整備の現状を伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道204号線につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、道路整備事業を進めているところでございます。現状としましては、令和6年3月末に地積測量作成業務を発注しており、令和6年12月中旬の完了を目指し取り組んでいる状況でございます。地積測量作成業務完了後は、土地評価業務委託、不動産鑑定評価業務を発注し、用地購入等に向け関係地権者と交渉を進めてまいります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問—

ご答弁ありがとうございました。この市道204号線については、令和5年6月定例会でも一般質問で取り上げました。何度も指摘しておりますけれども、この市道204号線はトーエイ豊見城店の通りにある道路でありますけれども、道幅が、歩道がないんです。歩道がなくて大変狭い道路でありまして、危険

性の高い道路として位置づけられているものだから、質問が何度となくやっていますけれども、今、経済建設部長の答弁では、12月の中旬には地積測量作成業務が終わるということでもありますけれども、着手までには大分期間がかかるという答弁調整でありましたから、狭い道として認識していると思いますから、安全対策。今日もこの道を通して確認をしましたけれども、住民が通る歩道側にさし草等が繁茂している状況もあるものですから、大変危ないなという思いでありますので、ぜひ安全対策には十分な配慮をしていただいて、市民の交通安全にしっかりと取り組んでいただきたいと要望しておきます。次にまいります。

(イ)市道改良工事計画（翁長市道257号線）で用地取得は順調に進んでいるか伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市道257号線につきましては、沖縄振興公共投資交付金を活用し、道路整備を行っているところでございます。議員ご質問の用地の取得状況につきましては、令和5年度までに16筆を取得しており、令和6年度においては8筆を取得する予定でございます。全体の用地取得率につきましては、45筆中24筆の取得となり、用地取得率53%となります。現在翁長橋開通に伴い豊崎小・中学校へ通う児童・生徒が安全に登下校できるよう市道203号線から市道191号線区間の用地取得に向け取り組んでいるところでございます。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございます。用地取得が今の答弁では53%と伺っていますけれども、用地取得した場所については、ある程度の工事ができる範囲があるわけですよ

ね。そうであれば、この沿線も結構距離がありますので、区分的な工事として予算をつけて工事に着手することはできないのか、お伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えします。

現在市道203号線から市道191号線の区域を優先的に用地交渉、購入を行っているところでございますので、用地の取得状況を見ながら、順次工事着工ができるよう努めてまいります。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問一

私が申し上げたのは、全体的な用地取得が終わってからスタートをするのではなくて、範囲が、用地取得が終わった場所を速やかに工事することで、用地取得が終わっていない住民の方々の思いも、意向も変わってくると思うんです。そういった推進を図るためにもぜひとも区分的に工事ができるように進めていただきたいと思います。では次にまいります。

(ウ)に行きます。県道256号線で改良未着手の箇所があります。これは上田交番所から病院側に下りていく道路の事です。市民から安全対策はされてはいるのですが、夜になると点滅灯もなければ、矢印灯もかなり少ない状況です。この道路を通られる方々はちょっと危ないなという思いを、皆さん、市民の方もそういうふうに言っていますので、ぜひとも確認をしてほしいということであり

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時03分）

再 開（14時03分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問ー

（ウ）県道256号線で改良未着手の箇所があり、市民から疑問の声が届いております。把握している内容について、お伺いできますでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問について、当該箇所を管理する沖縄県南部土木事務所に確認したところ、当該箇所につきましては、沿線の一部用地の買収が完了しておらず、未整備となっており、当該用地の買収が完了次第、順次整備を進めると伺っております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問ー

ありがとうございます。未整備区間において、先ほども言いましたけれども、安全対策は不十分だと思います。市として市民の交通安全を守る観点から、この安全対策をしっかりと強化することも市の役割ではないかと思っておりますので、安全対策強化要望は行ってもらえるのでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

安全対策につきましては、事業者である沖縄県南部土木事務所で十分な対策がなされていると思いますが、事故などに起因するような危険性が確認された場合においては、本市においてもさらなる安全対策強化の要望は行っていきたいと考えております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問ー

ぜひよろしくお願いをいたします。

では次の（2）公園・緑地の整備についてであります。

①与根多目的広場の活用現況を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

与根漁港多目的広場につきましては、令和4年度に多様なスポーツにも利用できるように機能強化を図る整備を行ったところでございます。令和4年度から5年度の利用状況としましては、平日の利用率が約6%、休日の利用率が約51%となっております。利用目的別では、平日の軟式野球が約64%、休日が約83%の利用状況で、サッカーにおいては、平日が約20%、休日が約9%となっております。令和6年度の利用状況につきましては、11月末時点で平日の利用率が約15%、休日の利用率が約65%となっております。利用目的別では、平日の軟式野球が約96%、休日が約86%の利用状況で、サッカーにおきましては、平日が約4%、休日が14%となっております。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問ー

経済建設部長、ありがとうございました。

今、利用状況の平日と休日のパーセンテージを示してもらいました。令和4年、5年はあまり利用者がいないような傾向ではありますが、令和6年になりますと軟式野球が約96%、100%に近い利用率があると。休日は86%、サッカーについては平日が4%で、休日が14%とあります。私も多目的広場を毎日のように運動をしながら通りますけれども、利用者が以前に比べるともうはるかに多い。月曜日から日曜日までありますけれども、本当に車が満杯で、大変な状況であるというのはお話をしておきますけれども、この多目的広場、昨日の質問で吉濱智也議員からも人工芝の整備ができないかと。また瀬長恒雄議員からはナイター設備もできないかという質問があったと思いますけれども、私のところにも防球ネットに穴が空いているとか、グラウンド周りの草木が伸び放題であるとかというお話が

たびたび聞こえるわけです。今回私も市民からの要望としてあるのですけれども、再質問をさせてください。今回私の質問は、1 塁側と3 塁側、ここで野球をされている少年野球、一般市民の野球であるとかありますけれども、この多目的広場が開設してから約20年近くなると思うのです。その間、子どもたちはビーチ用のテントを張って、1 塁側と3 塁側にベンチをつくっている状況であります。そこで質問しますけれども、1 塁側と3 塁側にベンチの整備ができるのか、お伺いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

ご質問の屋根つきベンチの整備につきましては、現場の状況から海風や台風等に耐えられる構造体での整備が望まれることから、多額の費用を要すると考えられます。この場合、国庫補助事業での整備の検討が必要となりますが、当該屋根つきベンチの整備につきましては、漁港環境整備事業等における採択要件が現時点では厳しいことから、設置については難しいものと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございます。総合的に検討していただくということでありますので、私が考えているのは、運動会で使うテントがありますよね、そういった組み立て式を使うときは立て込んで、終わったらたたんで、何と言いますか、コンテナハウスを準備して、そこに入れて、使う用途によって出し入れができるようなこともできるわけですから、そういったことも検討していただいて、ぜひ野球を愛する少年野球チームであるとか、大人の一般市民の野球もありますので、これは野球だけにこだわらず、サッカーでも使えるわけですから、ぜひこの件については

検討していただきたいをお願いをしたいと思います。では次にまいります。

(2)②今後、民間から活用提案が多く出てくると思いますが、その提案について検討していただけるか、お伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

議員ご質問の民間活用提案につきましては、様々な分野での考え方があると思っておりますので、本市としても前向きに検討していきたいと考えております。例としまして、国庫補助事業である内閣府の沖縄振興特定事業推進費民間活力導入制度を活用し、民間企業が市に事業提案を行い、市が提案承認を行った後に、民間企業から国に対し、補助金申請をするといったメニューがございます。当該メニューを活用した与根漁港多目的広場グラウンド等整備計画案について、内閣府に問合せを行ったところ、特定事業推進費を活用しての事業実施は難しいとの見解でありました。今後も民間からの活用提案がございましたら、前向きに検討してまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございます。こういった事業が採択されると、ますます利用者が増えるわけですから、市民の健康増進につながっていくものだと思っておりますので、民間型の補助事業等があれば検討するとおっしゃっていますので、ぜひこれは再度見直して、検討していただきたいと思います。次にまいります。

(3)子どもが活きる夢と希望にみちたまちについて。

スポーツ・レクリエーションの振興について。

(7)多彩なスポーツ事業の計画の中で、

パークゴルフをどのように位置づけているのか、お伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

パークゴルフにつきましては、年齢や性別を問わず、誰でも気軽にプレーを楽しみ、親しむことができる生涯スポーツの一つとして、市民の健康増進やコミュニケーションを図る場として寄与されるすばらしいスポーツの一つだと認識しているところであります。また、豊見城市パークゴルフ市民大会には、毎回多くの市民が参加されて、盛況だと伺っており、生涯スポーツ振興の観点からパークゴルフのますますの普及と発展を期待しているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、明快な答弁ありがとうございます。やはり私もパークゴルフが大好きで、月2回はパークゴルフをしているところでありますけれども、聞くところによりますと、豊見城市パークゴルフ協会も現在のブロックに入っていらっしゃる方は、72名いると聞いております。さらに増える傾向がありまして、やはり豊見城長寿命、高齢者の皆さんがパークゴルフで運動することによって、健康が保たれるというふうに考えますので、私が申し上げたいのは、豊見城市ではパークゴルフの建設が今滞っている。用地買収に向けて頑張っているんですけども、なかなか着手にたどり着けないというのが現状であります。市とパークゴルフ協会の皆さんの意向も鑑みて、長嶺グスク跡にこのパークゴルフ場が開設できるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思います。では次にまいります。

(イ) 市営パークゴルフ場開設の見込みにつ

いてお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市営パークゴルフ場につきましては、公園緑地課において、長嶺城址総合公園整備事業の中で、パークゴルフ場の計画があり、現在用地取得に取り組んでおります。進捗につきましては、南側パークゴルフ場エリアの用地取得率が令和6年11月末時点において、面積ベースで約61%となっております。現在、鋭意用地交渉に努めておりますが、補償額不満や相続未登記、事業計画への反対などの課題もあるため、供用開始につきましてはもう少しばらく時間が必要と考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、先ほど使用開始時期については、しばらく時間がかかるという答弁でしたけれども、再質問しますけれども、もう少しばらく時間がかかるという答弁ですけれども、具体的には、この事業に着手するまで何年かかると、供用開始まで何年かかりますか、答弁できますでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

用地取得につきましては、地権者との交渉があることから、具体的な供用開始時期について、現時点でお示しすることが厳しい状況でございます。今後も引き続き粘り強く丁寧な用地交渉に努め、一日でも早く供用開始ができるよう取り組んでまいります。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

経済建設部長、ありがとうございます。このパークゴルフ場の用地取得についても翁長の256号線と同様に、61%の用地取得ができているわけです。そうであれば、その61%の区間に事業費を充てて、速やかに事業を展開

することに、先ほども言いましたが、地権者がこういった事業が進んでいると。我々も協力しないと駄目だということで、地権者の意向も変わるであろうし、また、この事業推進も大分かかるのも短期でできるようなことにつながっていくのではないかと考えておりますので、ぜひこれは用地取得が終わったところを事業着手してもらいたいのです。それはいかがでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

用地取得につきましては、まとまった用地取得ができた後に、工事発注が可能であれば、その面でも検討していきたいと。工事発注についても検討していきたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

よろしく願いをいたします。では(ウ)の質問に入ります。

(ウ)このほど、第76回秋季県民体育大会が開幕し、本市は男女総合14チーム中11位との報道がありました。この競技の中で得点を得た競技種目についてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

議員ご質問の第76回秋季県民体育大会にて得点を得た競技種目につきましては、採点は競技の順位によって定まっていますが、9位以下は参加点の1点がもらえますので、豊見城市の場合は相撲以外の参加した18種目にて得点を得ているところでございます。高得点を得た競技種目につきましては、男子バスケットボールが2位、女子ハンドボールが3位、剣道が3位、ウエイトリフティングが4位となっているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございました。私の

手元に資料がありますけれども、これは県民体育大会の成績表でありますけれども、去年は10位だったと。今回は1つ落として11位だということも聞いておりますけれども、この成績表を見ると、今上げた高得点を取ったバスケットが2位、女子ハンドボールが3位、剣道3位、ウエイトリフティングは4位と。この種目については高得点で大変すばらしいと思うのですけれども、19種目のうちの10種目が参加するだけで1点が加算されているのが分かるのです。これを見ると豊見城市は県民体育大会に選手をこの種目に充てて参加していないというのが分かるわけです。これを今後どうしたほうがいいのかというのを我々は考えないといけないと思っているわけです。そこで質問しますけれども、陸上競技に限らず、得点が低い種目について、これは参加しない原因はどこにあると認識されておりますか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えをいたします。

種目ごとに様々な要因があることが予想されます。一概にこれが原因でということで特定するのは難しい部分もありますが、例えばサッカーのように予選を勝ち抜かなければ得点につながらず、善戦しても得点獲得のハードルが高い競技がある一方、陸上競技といった個人参加が多い種目につきましては、参加選手の確保が十分にできず、エントリーした種目が限られていたりしたことなど、そういったことが複合的に絡み合っていて、このようなことになっていると考えているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

今、教育部長がおっしゃるように、競技力の低下の原因については、答弁を聞いて理解

できました。

そこで(エ)に移りますけれども、競技力のモチベーションを上げるために参加選手をどういうふうに増やせるのかという事についてお伺いしたいと思います。

○ 教育部長 赤嶺太一

競技力向上、参加選手を増やしていくということについては、今、教育委員会、また体育協会とも悩みながら取組を進めているところでございますが、市体育協会におきましては、18の競技専門部にて、各種大会や選手選考会など、ご尽力をいただいているところであり、またその他小中学生の育成等を行い、組織力強化や競技力向上にもご協力いただいているところであります。今後とも各種専門部及び関係機関と連携をしながら、競技力の向上や選手の育成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

私も瀬長宏議員も45年前は、豊見城陸上大会で活躍をしていた仲でありまして、あの当時は副市長もご存じだと思うんですが、各字対抗駅伝大会であるとか、軟式野球であるとか、ソフトボールであるとか、過去いろいろな種目で地域対抗というのが、市長あったんです。それで雰囲気盛り上がって、陸上競技場では応援合戦も大変火花が散るような応援合戦がありまして、大変すばらしい時代があったんです。しかし、今のこの現状を見ると、本当に陸上大会が6年ですよ、連続で大会ができていないと。せっかく陸上競技場の整備は何千万円もかけて整備をしているのに、こういった大会がなかなかできていないというのがこの成績につながっていると思っております。提案はしますけれども、昔のように幅を広げた自治会対抗の大会を増やすとかを

考えて、いま一度、私がさっき言ったことを復活させるような手だてがあれば、これはぜひお願いしたいと思いますけれども、その件についてお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、議員のお気持ちに答える形で、このような形でできますということがお答えできればいいのですが、実際は非常に苦慮しているところでございまして、実際今年度の陸上競技大会も開催できないままとなっております。やはり地域対抗という形が自治会にとっても今、大きな負担になっているということも事実のようであります。そのような中で、今おっしゃっているようなかつての活力を持った地域対抗のスポーツ大会がどのようにできるかということは、いま一度ちょっと捉え直しをして、どのような形だったら逆に可能なかというところで、今後スポーツ振興も含めながら、競技力や選手の育成、どういうふうに次世代をつなげていくかということについて、体育協会と検討を進めてまいりたいと考えております。

○ (20番) 赤嶺吉信議員 一再質問一

教育部長、ありがとうございます。各字対抗も非常にいいことではあるのだけれども、できるのか検討するという話だと思うのですが、この陸上競技大会、あるいはバスケット、バレーボール、各種目ありますけれども、どうでしょうか、豊見城市役所の課と、課が幾つあるか分かりませんが、市議会も含めて、市役所大会というのを開催することを考えていただけないかと思いますけれども、教育部長の見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

ご指名でありますので、ただ、市の全体の

議論になってまいりますと、やはり市長部局とも調整が必要になってまいります。その趣旨等を踏まえながら、いずれにしても議員のお気持ちとしては、みんな、ウマンチュそろって、スポーツ振興ができるような環境づくりをするべきではないかというお気持ちは受け止めましたので、そこがどのような形で具現化できるかということにつきましては、いま一度お時間をいただきながら、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○（20番）赤嶺吉信議員 一再質問ー

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時30分）

再 開（14時31分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○（20番）赤嶺吉信議員 一訂正ー

先ほどの「部落」ではなくて、「地域」ということで訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長 外間 剛 一許可ー

この訂正については、議長にて許可いたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時32分）

再 開（14時40分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号15（18番）楚南留美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、楚南留美議員の質問を許します。

○（18番）楚南留美議員 一登壇ー

こんにちは。楚南留美でございます。早速でございますが、通告に従いまして、一般質問を行います。

（1）安心・安全なまちづくりについて。

①過去、通学路を含め信号機設置要望がされている箇所が多くあると考えるが未だ設置に至っていない状況が伺えることから以下について伺いいたします。

（ア）歩行者信号設置要請は何件あるのかお伺いいたします。把握できている件数全てお答えください。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

歩行者が安全に横断歩道を渡るための信号機の設置につきましては、市民や自治会など、地域からの要望や教育委員会及び関係機関等と合同で行っております通学路安全点検で要望があった箇所について、信号機設置の所管となる豊見城警察署へ年に1回、市長から要請を行っております。平成29年度以降の信号機設置要請につきましては、確認できているところでは30か所となります。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

ありがとうございます。平成29年度以降の30か所を要望していると思うんですけども、そのうち何か所で設置が実現したのか、お伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

現時点において、確認できている箇所につきましては、3か所の交差点に信号機が設置されております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

（イ）信号機設置までの手順についてお伺い

いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

信号機設置までの手順につきましては、市から豊見城警察署へ要望があった際は、豊見城警察署において、当該箇所の交通量や道路の形状など、必要な要件を調査確認し、信号機の設置が必要と考えられる場合は、豊見城警察署から沖縄県警察本部担当部署へ要望を行うと伺っております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ちょっとご答弁が重複するかと思うんですが、(ウ)過去5年間で新設された歩行者信号機数と設置場所についてお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

過去5年間で豊見城市内に新設された信号機の台数につきましては2基となります。設置場所は、令和5年度に豊崎小中学校前交差点に1基、今年度県道東風平豊見城線と交差するエコシティとはしな入り口に1基となっております。先ほどの答弁で3基というところにつきましては、1基につきましては年度が把握できていけませんので、今把握できている部分では2基となっております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

(エ)信号機1基あたり金額と県警の信号機に係る予算総額についてお伺いいたします。何基分かにについてもお答えください。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

沖縄県警察本部の担当部署に確認したところ、本年度新設したのは2基で、約1,800万円だったとのこと。なお、設置場所や信

号機の種類等によって金額が異なるとの説明があります。またさきの金額は本年度設置した信号機本体の金額であり、今後の設置予定分や工事費等を含めた県内の信号機にかかる予算総額については、お答えできないとのことでした。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

こうして改めて数字にして確認させていただきましたと、これを沖縄県全体で配分すると考えますと、いくら要請しても設置に至っていないことが理解できます。先にお伺いしました糸満市も市民からの信号機設置要請になかなか応えきれないという問題を抱えていたようで、解決策として、横断者注意喚起灯の設置にこぎつけたとのことでした。そこで次の質問です。

(オ)県内初・糸満市が令和5年度から設置している「横断者注意喚起灯」、いわゆるゆずるくんを設置する考えがないか当局の見解をお伺いいたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

糸満市が令和5年度に設置しました横断者注意喚起灯、いわゆる「ゆずるくん」につきましては、信号機のない横断歩道を歩行者が安全に横断できるように運転手にランプの点滅で知らせる機器のことで、歩行者の安全確保に一定の効果があると伺っております。設置につきましては、設置による効果や他の安全対策等も踏まえ、本市内で設置が適切と思われる箇所に有効かなど、関係部署や関係機関との意見交換を踏まえながら、調査研究してまいりたいと思います。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

糸満市に実際に設置されている横断者注意喚起灯を拝見してまいりました。もし気にな

るようでしたら、皆さんお手持ちのタブレット等でぜひ拝見していただければと思いますけれども、糸満市では令和5年度に3か所、令和6年度につきましては、2か所設置予定とのことでした。設置場所の選定方法につきましては、小学生との接触事故が起きた横断歩道、交通量が多く、道路を渡りにくい横断歩道、見通しが悪く、以前より信号機設置要請が上がっていた場所ということを考慮し、決定したとのことでした。また糸満市の担当者によりますと、横断歩道のカラー舗装との相乗効果がうかがえるとのことでした。本市に置き替えますと、既に学校周辺等におきましては、信号機のない横断歩道にはカラー舗装が施されておりますので、注意喚起灯設置のみで済むかと思います。本市におきましても通学路での接触事故が多発している横断歩道や、これまで信号機設置要請も多くあることから、交通安全の観点、また要請への解決策として十分に効果を発揮してくれるものだと考えますので、ぜひ設置していただきたいと思います。これは参考にまでなのですけれども、糸満市が令和5年度に設置した横断者注意喚起灯3か所のうち1か所は企業からの寄贈とのことでした。また、それ以外につきましては、一般財源やふるさと納税を活用しているとのこと。かかる費用につきましては、1基で1対になるわけですが、200万円とのことでした。また、今後県内におきましては、与那原町、北谷町も設置を検討しているということでしたので、本市も調査研究される中で、設置に向けて検討していただきたいと思います。これは今後も注視してまいりたいと思いますので、再質問はなしにしたいと思います。よろしくお願いします。

②更なる市民の安心安全を確保するため以

下についてお伺いいたします。

(ア)災害のみならず国民保護業務の重要な役割を担うことから以前の「防災管財課」のように「総務防災課」を設置する考えがないか当局の見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

ご質問にございます防災管財課につきましては、令和3年度より防災危機管理班と管財班、特命担当で構成されておりましたが、令和5年度より市有財産の有効活用について検討を進めるため、管財課とその配下に庁舎管理班と財産管理班を新設したことに伴い、防災危機管理班については、人員体制を維持しつつ、当時の1班体制であった総務課へと配置替えし、令和2年度と同様な組織体制で業務を行っております。楚南議員のご質問にございます課の設置につきましては、現在の体制で業務が遂行できることを踏まえ、新たな課の設置は厳しい状況にございますが、今後防災危機管理班の体制強化の議論と併せて、検討を行ってまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問

ありがとうございます。今年4月3日に台湾で地震が発生し、与那国島では震度4の地震を観測、宮古島、石垣島では0.2メートルから0.3メートルの津波が観測されました。この地震への対応で本市でも津波避難をする車の渋滞が発生しております。また記憶に新しいところでは、沖縄県本島北部で9日未明から続く大雨により、国頭村や名護市で床上浸水が発生していることから、他の地域での災害を他人事と思わず、常に自分事と捉え、防災への取組にはさらなる強化を図っていただきたいと願う中で、課に対して予算を配分

するのか、それとも班に対して予算を配分するのかでも違うのではないかと思いますし、何よりも防災を担っている部署は、ここなんだというステータスの部分で市民に分かりやすくする意味でも看板を掲げることも大事だと思います。政府の動向もそうです。石破総理大臣は、かねて災害発生時に応急対応を担い、平時には事前防災を勧める防災省の新設を唱え、所信表明演説でも人命最優先の防災国を構築しなければならないと表明し、災害関連死ゼロを目標に掲げるなど、防災に関して非常に関心を寄せております。今だからこそ課に昇格させる意義があると考えますので、ぜひ前向きにご検討をよろしく願います。こちらはご答弁は結構です。

(イ)多様な主体の連携による防災活動を推進し、不測の事態に備えるためにも以前のように消防職員や自衛隊OBを配置し横断的な組織体制に変容させるべきと考えるが当局の見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

消防職員や自衛隊OBを配置した横断的な組織体制の変容につきましては、先ほどのご質問でお答えしました令和5年度の総務課への配置に併せて、消防職員の配置終了をしております。消防職員の配置は平成29年度より令和4年度までの6年間に計3名の消防職員の配置を行っており、その間、消防との連携体制の構築を行ってまいりました。令和5年度の総務課への配置替えのときに配置の継続について議論した結果、消防との連携体制の構築がなされたという点と消防体制の強化という観点から、消防職員の配置が終了となっております。また自衛隊OBの配置につきましても、現在、任期付き職員として、令和6

年度より新たな防災マネジャーの配置を行っており、これまで培ってきた知識や経験を基に、自治会における防災講話や自主防災組織の立上げの支援、市民向け防災講座の開催など、精力的に業務に取り組まれています。議員ご質問の横断的な組織体制の構築につきましては、今後も引き続きあらゆる場面を想定した組織体制の展開が可能となるよう取り組んでまいります。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問

多様な主体が連携し、防災への強化を図ることがさらなる市民への安心・安全につながるものだと認識しております。ご参考までに、那覇市の防災危機管理課長は消防職員を配置しているそうです。今後横断的な組織体制の変容、現行に加えて消防職員や自衛官OBの配置は重要だと考えておりますので、防災班の課への昇格も含め、こちらにつきましてもぜひ前向きに今後ご検討いただければと思います。

(2)消防行政について。

①救急車の適正利用に向けた取り組みについて。

9月定例会の一般質問と重複いたしますが、周知の意味も込めて、改めて質問させていただきたいと思います。

(ア)沖縄県で令和6年9月に開設した救急安心センター事業「＃7119」の内容についてお伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

「＃7119」事業の内容につきましては、急な病気やけがをしたときに救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院へ行ったほうがいいのかなど迷った際に、相談窓口として電話で専門家からアドバイスを受けることがで

きる電話相談事業でございます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

（イ）「＃7119」運用開始後の効果について伺います。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

「＃7119」事業運用開始後の効果につきましては、沖縄県へ相談件数を問い合わせたところ、9月は県内1,601件中、本市は58件で、救急車の要請を促した件数は5件でありました。また10月は県内1,621件中、本市が67件の相談があり、救急車の要請を促した件数は10件の回答をいただきました。11月の統計につきましては、今のところ報告がありません。今後は「＃7119」の利用により、地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い傷病者にできるだけ早く救急車が到着できることで、救急車の適正利用につながると考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

ありがとうございます。本市からの相談件数が結構あります。それが周知がなされている結果だとすれば、救急車の適正利用にもしっかりつながっていると思いますので、効果を感じているところでございますけれども、今年の7月、8月と「＃7119」が開始した9月、10月の救急出動件数の比較について伺います。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

「＃7119」の開始前と開始後の比較につきましては、令和6年7月と8月の2か月の救急出動件数は749件でありました。9月と10月の2か月の救急出動件数は584件で比較しますと、9月と10月の救急出動件数が165件減少となっております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

では前年度、令和5年度の9月、10月の救急出動件数の比較について、伺います。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

令和5年度と令和6年度との9月と10月の救急出動件数の比較につきましては、令和5年度の救急出動件数が617件、令和6年度が584件でした。比較しますと、令和6年度が33件の減少となっております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

これだけ見ますと、救急車の適正利用、軽傷者の搬送割合の減少につながっているのかという印象を受けますけれども、そこはしっかりとまた検証が必要だと思います。他自治体では、「＃7119」の実施団体による効果の報告や利用者のアンケートを実施し、事業の効果を検証しております。本市でもぜひ取り組んでいただきたいと思いますけれども、見解について伺います。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

「＃7119」の利用状況についてのアンケートにつきましては、今後の利用状況を確認しながら検討していきたいと考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

事業主体は沖縄県だと思いますので、沖縄県にぜひ要望していただければと思います。

②市民が安心して暮らせる消防体制の強化について。

（ア）うるま市において沖縄県消防指令センター全体更新を進めていると思うが、運用開始時期について、伺います。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

議員ご質問のとおり、現在うるま市において、沖縄県消防指令センター全体更新整備事業が進められているところでございます。新しい消防指令センターの運用開始時期について、整備事業基本計画では令和8年4月の運用開始としており、現在のところ整備は順調に進んでいると聞いております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

（イ）本市からの派遣予定人数について、お伺いいたします。

○ 消防長 高良 寛

お答えいたします。

令和7年度まで本市の派遣人数は2名となっておりますが、令和8年度からは新しい消防指令センターの運用開始と新たに沖縄市消防本部と浦添市消防本部が加入したことに伴う組織体制の見直しなどもあり、本市からは3名の職員を派遣する予定となっております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

（ウ）市民が安心して暮らせる消防職員体制を維持するため、消防指令センター職員を定数外にする考えがないか当局の見解をお伺いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

消防指令センターの職員の定数外扱いにつきましては、令和5年11月に策定しました豊見城市定員管理計画に基づき整理される必要がございます。豊見城市定員管理計画では消防職員の定数を72名としており、定数外という考え方を含めず72名の人員体制での組織運用をすることを計画しております。同様に、市長部局や教育委員会、公営企業につきましても、定数外という考え方を含めない形での

計画となっております。議員ご質問の指令センターへの配置職員につきましては、現場対応要員とはならないため、定数外として扱うことは理解できますが、定員管理計画の下、組織運営を行っていくという観点から定数外という扱いは難しいものがございますので、そのため今回の豊見城市職員定数条例の一部改正において提案させていただいておりますとおり、定員管理計画上限の72名まで条例上の定数を増やし、その範囲内で現場対応要員が確保できるよう取り組むこととしております。中長期的な採用計画の下、現場の対応要員に不足が生じることがないように、引き続き消防本部と連携を図ってまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○（18番）楚南留美議員 一再質問一

ありがとうございます。私が提言しました定数外にするのか、またご答弁にありました条例上の定数を増やし、人員を確保できる状態にしておくかはテクニックの違いだけだということで理解いたしました。質問取りの中でも意向もしっかりと伝わっていると思いますので、再質問はいたしません、今議会におきまして、職員定数条例の一部改正が議決されましたら、現場対応要員とならない指令センター派遣職員を考慮した採用をしていただきたいと要望させていただきます。次の質問に移ります。

（3）改正障害者差別解消法について。

①令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行されました。（ア）改正された法律の内容について、お伺いいたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が改正さ

れ、令和6年4月1日に施行されております。改正された内容につきましては、これまで事業者は障害のある方から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除くために、必要かつ合理的な配慮を行うこと。いわゆる合理的配慮が努力義務にとどまっておりましたが、今回のこの合理的配慮は義務化されたことが大きな改正内容となっております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

ありがとうございます。障害を理由とする差別の解消の推進に関わる法律の目的についてお伺いいたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

同法第1条にこの法律は障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とするとしております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

ありがとうございます。令和6年4月1日に改正された法律は、事業所に対するもので、これまで合理的配慮が努力義務とされていたのが義務化されたものであります。確認も含めてお尋ねしたいと思いますけれども、平成28年4月1日から障害者差別解消法が施行し

ておりますが、当時から国や地方自治体には合理的配慮が義務化されていたとの認識でいいのか、お伺いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（15時05分）

再 開（15時05分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
議員ご質問の認識のとおりでございます。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

（イ）「障害者差別解消法」に基づく基本方針の合理的配慮の義務化について国は、個別の状況に応じて柔軟に検討し、提供に当たっては「建設的な対話」を通じて相互理解を深め共に対応策を検討していくことが重要と明確に示していることについて市の見解をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、障害者差別解消法が改正され、これまでは事業者は障害のある方から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除くために、必要かつ合理的な配慮を行うこと。いわゆる合理的配慮が努力義務から義務化されたことが大きな改正内容となっております。合理的配慮は過重な負担がどの範囲までなのか、障害のある方と事業者の双方がお互いの利益のみを追求するのではなく、それぞれが同じ豊見城市に住み生活し、活動する住民として一緒に考えていくことが建設的な対話を生み、暮らしやすいまちづくりの一助になると考えております。

○（18番）楚南留美議員 一再質問ー

ご答弁に「一緒に考えていくことが建設的な対話を生み、暮らしやすいまちづくりの一助になる」とご答弁されていましたが、市長及び担当課におかれましては、先日要正悟議員同席の下、難病を抱えるお子さん、そしてそのご両親と面談していただきました。あいにく私は出席することができませんでしたが、後日談として、市長に寄り添っていただいたと大変喜ばれておりました。その面談の中で、特殊ミルクに関わる費用のみならず、空調管理が365日必要で、電気代にかかる費用、そして災害時、停電によるバッテリーの容量不足など、様々な現状をお聞きになられたということで理解しております。

②難病の子どもの支援について

令和6年9月定例会において一般質問しましたが、改めて命を守る「特殊ミルク」を無償提供できないか市長の見解をお伺いいたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文 お答えいたします。

特殊ミルクにつきましては、令和6年9月定例会において、県支部福祉業務連絡協議会障害者福祉研究部会において、情報交換を行いながら検討させていただきたいと申し上げましたが、去る11月の研究部会において、過去に沖縄市において特殊ミルクの給付を行った事例がありました。また、今回の事例につきましては、非常に稀な病気であり、厚生労働省が定める指定難病にも該当しないことで、医療制度等を利用できないことも分かってきました。そこで現在、沖縄市の事例を参考にして、特殊ミルクの給付に向け関係課と調整し、できるだけ早く給付ができるよう取り組んでいるところでございます。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問

ありがとうございます。本来、国がやるべきだと思いますけれども、一日を競っている中で明確な支援策が見つからないため、9月定例会一般質問に続き、今定例会におきましても、一人でも困っている市民がいるのであれば手を差し伸べていただきたいと強く願い質問させていただきましたが、しっかりと寄り添っていただき、心より感謝申し上げます。給付につきまして、できるだけ早い時期とのことですが、いつ頃開始していただけるのか、お伺いいたします。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

この質問については、おっしゃっていたとおり、楚南留美議員は9月定例会から引き続き今回の質問となっていますし、お話もされていた先日要正悟議員がご両親を連れて、当事者であるお子さんも連れて、私も面談をさせていただきましたけれども、本当に切実な思いを感じましたし、すごいご苦労されてきたんだろうということも痛感いたしました。また島袋大県議会議員からも直接私のほうに連絡があり、大変な問題だと思うんだけど、ぜひ対応してほしいという旨の連絡も受けましたし、担当職員もしっかりと調査をして、これがどうやったらできるかということを含めて今こじ開けてきたところでありますので、いつできるかという今の質問ではあるんですけれども、来年1月からすぐにやりますと明言はできませんが、なるべくそれに近いあたりで、今年度内にできるように対処させていただきたいと思います。

○ (18番) 楚南留美議員 一再質問

ありがとうございます。一日も早い給付を要望いたします。今回この特殊ミルク無償提

供に関しては、私のみならず要正悟議員、そして島袋大県議、それぞれが困っているという市民に寄り添い、一丸となって取り組んだ結果だと思っています。またその思いに対し、ご高配を賜りました市長、そして一生懸命に取り組んでいただきました障がい長寿課長をはじめ、課員の皆様に心より感謝申し上げます。今後も市民の困り事には自分事と捉えていただいて、寄り添っていただきながら、また未来を担う子どもたちが豊見城市に生まれてよかったと思うようなまちづくりを共に築き上げていけたらと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月13日、午前10時開議いたします。お疲れさまでした。

散 会（15時12分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（21番） 宮 城 恵

署名議員（22番） 仲 田 政 美

— 令和 6 年第 6 回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第 5 号）

令和 6 年 12 月 13 日（金）

豊見城市議会（定例会）会議録（第5号）

令和6年12月13日（金曜日）午前10時開議

出席議員 21人

（1番）外間 剛 議員
（2番）宜保 龍平 議員
（3番）新垣 繁人 議員
（4番）長嶺 吉起 議員
（5番）新垣 龍治 議員
（7番）瀬長 恒雄 議員
（8番）吉濱 智也 議員
（9番）宜保 安孝 議員
（10番）川満 玄治 議員
（11番）新垣 亜矢子 議員
（12番）波平 邦孝 議員

（13番）真栄里 保 議員
（14番）瀬長 宏 議員
（15番）要 正悟 議員
（16番）伊敷 光寿 議員
（17番）大田 善裕 議員
（18番）楚南 留美 議員
（19番）大田 正樹 議員
（20番）赤嶺 吉信 議員
（21番）宮城 恵 議員
（22番）仲田 政美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊
次 長 比嘉 剛
班 長 比屋根 由香

主 査 大城 利枝
主任主事 盛島 愛乃

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	赤 嶺 美奈子	総務企画部長	内 原 英 洋
総務企画部参事監 (市民部参事監兼務)	奥 濱 真 一	市 民 部 長	上 地 五十八
福祉健康部長兼 社会福祉課長	金 城 博 文	こども未来部長	森 山 真由美
都市計画部長	嘉 川 聡 子	経 済 建 設 部 長	城 間 保 光
上下水道部長	大 城 堅	消 防 長	高 良 寛
教 育 部 長	赤 嶺 太 一	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 良 忍
総 務 課 長	上 原 元 樹	人 事 課 長	赤 嶺 啓
管 財 課 長	大 城 光	商工観光課長	千 住 文 子
協 働 の ま ち 推 進 課 長	喜久里 則 子	環 境 課 長	国 吉 有 貴
障がい長寿課長	比 嘉 徹 夫	保育こども園課長	屋 宜 圭 太
都市計画課長	健 山 博 之	都市計画課参事	譜久山 誠
道 路 課 長	比 嘉 真 人	公 園 緑 地 課 長	新 里 司
農 林 水 産 課 長	赤 嶺 由香里	学 校 教 育 課 長	金 城 徹
学校教育課参事 (指導主事)	吉 田 順 太	学 校 施 設 課 長	石 川 ミ コ
生 涯 学 習 振 興 課 長	赤 嶺 健		

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|------------|
| 日程第1. | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2. | 一般質問 |

令和6年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第5号）

令和6年12月13日（金） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	

本会議の次第

○ 議長 外間 剛

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

議事日程の報告であります。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

———— ◇ 日程第1 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に宜保龍平議員、新垣繁人議員を指名いたします。

———— ◇ 日程第2 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第2、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。

—— 通告番号16 (15番) 要 正悟議員 ——

○ 議長 外間 剛

はじめに、要正悟議員の質問を許します。

○ (15番) 要 正悟議員 一登壇一

おはようございます。粹和会、要正悟です。質問に入る前に、昨日楚南留美議員から特殊ミルク補助に関する質問がありましたが、留美議員と共通の知り合いで付き合いが非常に長い友人の娘さんのことでありますけれども、生まれつき難病を抱えておりまして、通常のミルクではなくて、通常ですと体の中で自然につくられる物質が、この子の場合はその機能がなくてつくれないということで、通常のミルクではなくて特殊ミルクが必要ということで、生まれてからずっと特殊ミルクを使用しているのですが、やはり普通のミルクとは違い、特殊というぐらいですから、大分このミルクは高く、ミルク代だけでも月に約4

万円かかるそうで、年間にすると150万円弱、ミルク代だけでもかかるということで、非常に、それだけでもどうにかならないかということの相談を受けていまして、楚南留美議員もですね。今は非常に大変な状況です。そこで先月、本人と、本人は女の子ですけども、ご両親と私も同席させていただきまして。徳元市長にお忙しい中、お時間をつくっていただきましてお話を聞いていただきました。そこではご両親から現状が伝えられまして、昨日の楚南留美議員の質問に対して、今年度中にこのミルク代の補助をすると、市長のほうから答弁がありました。私からも感謝申し上げます。ありがとうございます。

比嘉障がい長寿課長にもいろいろ対応して、いただきました。翁長子育て支援課長にも相談させていただきまして、今回の豊見城市の市長の判断というのも改めて感謝申し上げまして、通告に従い一般質問させていただきます。

(1)教育行政について。

①小中学生の不登校についてですが、今回多くの議員から質問が出ていて、答弁がかぶることになるかと思いますが、改めて私からも質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

県教育長が10月31日に、文部科学省が実施した2023年度児童生徒の問題行動・不登校調査について、県内の結果を発表しています。小中学校の不登校児童生徒数は前年度(2022年度)より1,251人増の7,013人で、過去最多との新聞報道がありました。県内の小中学生1,000人当たりの不登校児童生徒数は46.5人となっており、全国平均より9.3人多いとの結果が出ています。これはもう緊急事態と言っても過言ではないレベルだと私は思っ

おりますけれども、不登校の増加は全国的な傾向でもあります。県教育庁としては不登校への理解が広がり、無理して学校に行く必要はないと考える保護者が増えるなど、学校に対する意識の変化も要因の一つと分析しているとのこと。

そこで(ア)本市の不登校児童生徒の現状について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市の不登校児童生徒の現状につきましては、30日以上欠席の児童生徒が令和5年度小学校133名、中学校207名、合計340名という現状でございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

県内11市の小中学生の生徒数を比率で見た場合、他市と比べて本市の現状をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時06分)

再 開 (10時06分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

11市のデータについては公表されていないため、持ち合わせておりません。ただ、現状で申し上げますと、沖縄県が46.5人、豊見城市が44.4人、全国が37.2人となっておりまして、全国よりは高く、県よりは低いという状況になっているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

無理して学校に行く必要はないと考える保

護者が増えていると。学校に対する意識の変化も要因の一つであると、先ほど県の分析として述べましたが、確かに学校でいじめに遭っているとか、コロナ禍からの影響もあっての強い無気力感、強い不安感などの症状があれば、当然無理して登校させるようなことは子どもにとってよくないかと思いますが、それとは別にいろいろなケースがあると思うのです。様々な保護者の考えもあるかと思いますが、学校に対する保護者の意識の変化も要因の一つということに関して、教育長の見解をお聞かせください。

○ 教育長 赤嶺美奈子

昨日まで申し上げたように、子どもたちの不登校の要因というのは様々です。その原因を今学校で調査しております。今後は教育委員会として、その困り感を抱えている保護者に対しても面談が必要かと考えております。ただ、市内のある学校では、不登校の数が増えていく中で、保護者としてしっかり面談をして、不登校の子どもたちが学校に来るようになったという事例もありますことから、しっかりと保護者との対話も必要ではないかというふうに考えております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

教育長ありがとうございました。できれば、赤嶺教育部長の見解もお伺いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

確かにおっしゃっているように、保護者の意識の変化というところは、一つの要因だと考えております。先ほど教育長からも答弁がありましたように、保護者と膝を交えてお話をする中で、保護者のお気持ちとか考え方みたいなものが見えてくると思います。その中で教育委員会としても、学校を通してこの思

いをお伝えをして、学校に通うことの意義とか、それも含めて共通理解をできるだけつくっていく中で、双方が納得した形で子どもの居場所となるような学校になるように取り組むことと、子どもを学校に送り出していただけのような体制づくりについて分析をしながら、一歩ずつ歩を進めていきたいと考えているところでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございました。教育長と教育部長のしっかりとした考え、方針があるとのこととで安心しました。ありがとうございます。

（イ）講じている対策について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これまで本市の不登校対策といたしましては、全小学校へ登校支援員の配置や中学校区へスクールソーシャルワーカーの配置、3中学校へ校内自立支援室支援員、もしくは学習支援員を配置しているほか、全ての中学校へこころの教室相談員の配置を行っているところであります。また、学校に登校できてない児童生徒につきましては、学校と連携し、市適応指導教室「とよむ教室」において支援を行っております。そのほかにもQUテストを年2回実施し、学級への満足度を測定し、学級運営の改善に役立てているところであります。加えて、特別な事情によりフリースクール等に通う児童生徒の出席扱いにつきまして、学びの保障の観点から広く出席扱いできることにすることについて、市内の小中学校、共通認識で取り組むよう共有をしているところでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

今後不登校の児童生徒数が減り続けて、増えるようなことがないことが一番の理想では

ありますけれども、かなり難しい問題があって、課題が多くあることは十分承知しております。確かに非常にデリケートな問題ではありますが、だからと言って、これは学校現場でのことになるのかもしれませんが、余りにも過敏になり過ぎて本気の廃絶に向けた対策、より踏み込んだ議論ができない、しないということがもしあるのであれば、それは早急に改善するべきだと思います。

川満玄治議員もおっしゃっていましたが、そこに特化した対策チーム等を設置するぐらいのことがもう必要な段階ではないかと思っていますので、そちらの教育委員会の見解を再度伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員のご指摘は非常に重要な示唆に富むところがあり、ここ数日来、不登校についてご質問を受けて答弁をする中で、やはり市全体として取り組むべき課題であろうということとを深く、また改めて認識をしたところであります。昨日総務企画部長のほうからも、市全体として取り組む方向性の中で、教育委員会との意見交換の場を持つべきではないかというご提案もいただきましたので、議会終了後、小学校の各校を回って、通えるような教室を確保しながら対応を考えていくのと併せて、全庁としてどのような支援を教育委員会として市長部局にお願いをしていくのか。教育委員会としては、どの対策を取る中で当面取り組んでいくのかということを含めて、早急に対応を考えながら、最終的にはプロジェクトチーム等も立ち上げて、本腰を入れて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

(ウ)不登校児童生徒に対するＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）の持つ役割を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

不登校児童生徒に対するスクールソーシャルワーカーの持つ役割につきましては、児童生徒の抱える課題の実態把握に努め、その課題を解決するために必要となる機関へつないでいく重要な役割を担っているものと考えているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

次に移ります。

②市内の公園及び小学校に設置されている遊具の点検状況について。

(ア)市内何か所の公園に遊具が設置されているのかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市内には42か所の都市公園があり、うち25か所の公園に遊具が設置されております。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

(イ)遊具の点検状況（頻度）をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

市内25か所の都市公園に設置されている遊具につきましては、国土交通省による公園施設長寿命化計画策定指針に基づき、週に一度、都市公園指定管理者による日常点検を行っております。また、年に一度、公園施設製品安全管理士による定期点検を実施し、総合判定を行い、備品の交換等で対応できる軽微の不具合については日常的な維持管理にて対応し、

危険性の高い遊具と判断された場合は、遊具の更新までの期間を一時使用禁止にするなどの対応を行っている状況でございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

市内の公園で過去3年間、遊具の不具合が原因で公園利用者がけがをしたなどの事例があるのかお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

過去3年間に遊具の不具合で児童生徒がけがをした事例はございません。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

これは児童生徒に限らず、大人、お年寄りとか、それも含めて、ないということでしょうか。

○ 経済建設部長 城間保光

大人、お年寄りも含めて、事故の事例はございません。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

(ウ)市内全ての小学校に遊具が設置されているのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

小学校の遊具につきましては、市内の8校全ての学校に設置をされているところでございます。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

どのような遊具が設置されているのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

各学校によって設置されている遊具は異なりますが、主にブランコや滑り台、鉄棒や登り棒、雲梯などが設置されているところでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問ー

先月11月に福岡県久留米市の小学校で、遊具の劣化が原因で児童が遊具から落下し、腰の骨を折るという大けがをしたとの大変痛ましい事故の報道がありました。例えば子どもたちが遊具で遊んでいて、誤って遊具から落下したりとか、走って、勢い余って体を遊具にぶつけてしまうとか、そういうけがをしてしまうというようなことはあるかと思います。当然そのようなこともなければ一番いいのですが、遊具の劣化など、遊具自体に問題があって子どもたちがけがをするようなことは絶対あってはならないことだと思います。

そこで、(エ)小学校内に設置されている遊具の点検体制を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

小学校へ設置されている遊具の点検につきましては、学校職員での日常点検と併せて、年に一度、専門業者による保守点検を行っているところでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問ー

点検で不具合が見つかった場合は、どのような対応をしているのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

状況に応じまして当該遊具を使用禁止とし、修繕等を実施しているところでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問ー

学校の職員が日常点検はされているということなのですが、これは目視ではなくて、実際に遊具に触れて引っ張ったりとか、そういう形の点検ということの見解でよろしいでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

議員がおっしゃるとおり目視や、実際に遊具に触れて異常がないか確認を行っているということでございます。加えまして、月1回程度のペースで施設全体の安全点検を行っているということも併せて報告を受けております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問ー

先ほど公園の件でも再質問しましたがけれども、過去3年間で遊具の不具合が原因で児童がけがをした事例があるのかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

遊具の不具合が原因で児童がけがをしたという事例はございません。

○（15番）要 正悟議員 一再質問ー

それを聞いて安心しました。引き続き、今までどおり点検を続けていって、子どもたちの安全をしっかりと守っていただきたいと思います。

③豊崎中学校のグラウンド整備工事の進捗状況について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

豊崎中学校のグラウンド整備工事につきましては、当初計画では11月頃の全面供用開始を予定しておりましたが、5、6月の梅雨時の天候不良などの影響を受けまして、12月末の工事完成、令和7年1月の全面供用開始を予定しているところでございます。なお、11月末時点での工事の進捗状況につきましては、95.2%となっているところでございます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問ー

工事が遅れている理由を、もう少し詳しくお聞かせください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

工事が遅れました理由といたしましては、

5、6月及び9月の大雨、あと台風第13号、第14号の接近等の影響により、当初予定をしておりました工期に遅れが生じたところでございます。供用開始が遅れていることにつきましては、大変心苦しく感じているところでございますが、引き続き工程管理、安全管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

供用開始が遅れたことにより、授業や部活動にこれまで支障がなかったかお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

供用開始の時期については、学校とも調整をしながら進めております。また、10月1日付で学校を通して保護者にもお知らせをし、ご理解をいただいているものと思います。しかしながら、運動場が使えない状況ということは変わりございません。武道場や体育館、その他の施設を利用させていただいて、学校のほうでも少しご不便をかけながら事業が進んでというふうに考えているところであります。できるだけ早く竣工できるように取り組んでまいりたいと思っております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

大きな支障は特になかったということでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

保護者、学校のご理解を得ながら、支障なく、滞りなく進んでいるものと考えております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。次に移ります。

(2) ごみ処理について。

①有料指定ごみ袋について。

(ア)現在本市では何種類の指定ごみ袋があ

るのかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市の指定ごみ袋の種類としては、燃やせるごみ袋・燃やせないごみ袋・危険ゴミ袋・資源ごみ袋の4種類の指定ごみ袋があります。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

(イ)糸満市は何種類の指定ゴミ袋なのかお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

糸満市の指定ごみ袋の種類としては、燃やせるごみ袋・燃やせないごみ袋の2種類の指定ごみ袋となっております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

糸満市は2種類とのことですが、ごみの種類によってはスーパーのレジ袋など、ごみを入れて出すことも可能な地域もあります。今答弁いただいた糸満市でもそうだと思いますが、那覇市、南風原町あたりも恐らくそうだったと思います。そういう現状を踏まえて、(ウ)指定ごみ袋の種類を今後減らす考えはないか伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

議員ご質問の内容につきましては、本市の資源ごみ袋の廃止を求める内容と認識して答弁をいたします。資源ゴミ袋の廃止の検討につきましては、担当部署において以前から検討などを行っている状況もありますが、先に資源ごみ袋を廃止した糸満市に意見交換を行ったところ、袋の透明度や大きさなど様々な袋で出されるなど、回収作業や衛生面において課題があると伺っております。資源ごみ袋の廃止については、対策等を十分検討した上で判断が必要になると考えております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問ー

回収業者の作業に支障をきたすようなことがあってはなりませんので、そこは十分回収業者の意見も考慮した上で、今後検討していただきたいと思っております。

指定ごみ袋の種類は、個人的にできるだけ少ないほうがいいかと思っておりますので、その辺もよろしく願いいたします。

②紙類をしばるひもについて伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市のごみ出しルールにおいて、紙類は資源ごみとして分別されており、その紙類を縛る際のひもにつきましては、ひも自体も資源化するため紙ひもとしております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問ー

本市のごみ出しのルールでは、新聞紙や本類、段ボールなどは紙ひもで十字に縛ることになっており、ビニールひも、麻ひもは使用できないことになっています。細かいことかもしれませんが、紙ひもはあまり強くないんですよ。経験がある市民も、恐らく多くいるのではないかと思いますので、結構な量の新聞紙、または本類などを十字に縛っても、持ったときの重さに耐えられずに切れてしまうことが、私の経験上、何度かあります。ですので、量を少なくすればいいという話ではあるのですが、どうしてもある程度たまってから、30センチぐらいまでためて縛って出したいというのがあるので、その場合はバンって切れてしまったりというのがあります。これがビニールひもだと紙ひもよりも大分強いですし、また一卷きの量も多くてどこにでも手に入るんです。というのは、紙ひもはどこでも売っているというわけではなくて、売っているところも結構限定的で量も少

ないです。ですので、新聞紙、本類や段ボールをビニールひもで縛って出してもオーケーですとなると、小さいことですが、大分喜ぶ市民は多いと思います。確かに先ほど市民部長の答弁で、ひも自体も資源化するために紙でないといけないという理由も分かります。またこれはごみ処理業者もリサイクルの過程で少し仕事が増えることになるかもしれませんが、そこはごみ処理業者と豊見城市民のためにどうにか、「ちょっと仕事が増えるかもしれないけれども難儀してくれないか、豊見城市のために協力してくれないか」という、交渉を一度していただきたいと思いますが、ご見解を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

現時点においては、環境の負荷、負担の観点からも、現在の紙ひもとしての部分でご理解いただければと思います。

○（15番）要 正悟議員 一再質問ー

恐らく回収業者もそういうことがあると思うのです。恐らく運ぶ中で、バンって切れてバラバラってなってしまったというのが。業者も含めて、市民もビニールひもにしたら大分ありがたいと思うと思うので、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

あと、燃やせるごみの中で細かい枝、草、葉類も含まれていますが、草や葉類は指定ごみ袋に入れるというのは分かりますけれども、枝などは長さ約50センチ以内、5キロ以下に束ねてといいますか、要するにひもで縛って、さらに指定のごみ袋に入れて出してくださいとなっているのです。これはひもで縛ってあるのにもかかわらず、それをさらに指定ごみ袋に入れなければならない理由を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

指定ごみ袋にはごみの減量化を図ることと、ごみを出す量に応じて平等に負担していただく観点から、指定ごみ袋の料金は手数料としていただいておりますので、木の枝を燃えるごみとして出される場合は手数料をいただくことから、燃えるごみ袋に入れていただいております。そういう部分では、環境負荷、先ほどもありましたけれども、環境の観点からご理解いただければと思います。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

指定ごみ袋が有料である理由は手数料とのことですが、この辺、市民も理解されていない方が多くおられると思います。その辺の周知を、ぜひ市の広報紙などで載せていただきたいと思います。これまでにもしかしたら説明されたことはあるかと思いますが、ごみ袋が有料であるのは手数料ということで有料なのですというのを、多分分からない市民が多いと思うので、その辺の周知を今後改めてお願いしたいと思いますが、本市の見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (10時28分)

再 開 (10時29分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

周知方法ということですが、ポスターとかそういうものも含めて、あと市のホームページ、広報紙、自治会長会等でもそういう部分の協力をお願いしております。まだまだ足りないということでもありますので、そういう部分はまた対応を検討してまいりたいと思いま

す。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

ごみ袋が高いとかいう、結構市民も多いと思うのですが、その高いという理由は、ちゃんと手数料ということが理解できれば市民の意識も変わってくるのかと思いますので、その辺もよろしくお願いします。

あと、ごみの処理の問題に関しては、人が生活する上でなくなることがない、市の発展にも少なからず関わってくるところだと思いますので、私も今後勉強しながら、またこの件に関しては質問させていただきたいと思います。

③ごみの分別の決定過程について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

本市のごみの分別方法の決定過程につきまして、本市では廃棄物処理法、環境基本法、循環型社会形成推進基本法などの廃棄物関係法令を踏まえ、平成14年10月に豊見城市一般廃棄物処理基本計画を策定しており、その計画に基づいて分別方法などが決定されております。なお、計画の策定に当たっては、市民等の代表や学識経験者、事業者の代表、関係行政機関で構成する豊見城市一般廃棄物対策推進審議会にて検討が行われ、策定されたものであります。

○ (15番) 要 正悟議員 一再質問一

平成14年に策定された豊見城市一般廃棄物処理基本計画に基づいてとのご答弁でしたが、策定されてもう22年がたっていますけれども、この基本計画を見直し、検討を行うことが今後あるとすれば、どのような理由が考えられるのか伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（10時31分）

再 開（10時32分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

計画の改定につきましては、法律等の改正や手数料の改正によって計画は変更する場合もあるというところであります。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

ごみ処理問題に関しては、市民から要望や苦情なども含めて多くの問い合わせが担当課には寄せられると聞いておりますので、そういう市民の貴重な声も参考にして、今後基本計画の見直しが必要となればしっかり検討していただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

（3）森ヌ風テラス構想について。

昨日波平議員の質問で、ある程度内容は確認できましたが、質問をさせていただきます。

①進捗状況を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在の進捗状況については、行政のみではなく、民間事業者とともに展開していくことが必要であるとの考えの基、本事業の進め方について再考しているところであります。今回における事業の着手は、今後40年余のまちづくりを形づけるものと考えており、慎重に進める必要があると考えております。具体的には、事業の進め方についてですが、これまで一般的な事業展開の仕様発注から、民間活力を十分に生かすことが可能である性能発注へ展開する必要があると考えております。また、同エリアのみならず、市全体で公共的施

設等の配置等も考える必要がありますので、事業の展開について慎重になっているところです。将来を見据えた豊見城市を運営していくため、同エリアの事業展開は最も重要なものと考えておりますので、今後の展開についても慎重に進めているところでありますので、市民をはじめ議員各位に対しまして、ご理解をいただければと考えております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ある程度のマップといいますか、概要的なものはお示しできる時期が、大体いつ頃を予定しているのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

現在、ゾーニングが終わっているところであります。それを含めて、市として森ヌ風の中にどういう機能を入れていくかということも含めて今検討しているので、時期的なものはお答えできませんが、しっかりと検討した上で示していきたいと考えております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

前に大田正樹議員からの質問に対して、特に力を入れる政策のナンバーワンとして、この森ヌ風テラス構想を市長は挙げられていましたけれども、その割には、これまであまり市長の強い決意が感じられないと私は思っています。昨日の波平議員の一般質問でも決意を述べられましたけれども、改めて、さらに強めの決意をよろしく願います。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

この森ヌ風テラス構想については、S p o - P a r k ということで策定はさせてもらったものの、今おっしゃるとおり、目に見えて

市民が感じる、動いているというスピード感はないということではありますが、今総務企画部長が答えたとおり、市全体を見てやる必要があるということも、公共施設の建て替えを含めた上で、給食センターのこともそうなのですけれども、全体を見て、この中心部にある森ヌ風テラス構想というものがどう展開していくかというのが、非常に重要さをさらに増してきているところであるので、一度やると40年触れないというふうになれば、ここにああすればよかったな、こうすればよかったなということを、数年後にそんなことを感じてももう後戻りできないわけでありしますので、そこは慎重になっている理由の一つであります。ちょっと言い訳のような形に聞こえるかも知れませんが、もうこれでよかったと思えるものを、民間の皆さんとの対話も含めて、どういう発注の仕方があるのかということも含めた上でやっていきたいと。決まればスピード性を持ってやっていくというのは、手法も含めてですけれども、もう着手から10年後とかということではなくて、そこは非常にコンパクトにしたいと思っています。でも決定するまでの間については、たくさんの情報を集めて、これであるべき。それこそ富を生むという施設にならなきゃいけないと思っていますので、そこは絶対に譲らない覚悟でやっていきたいと思っています。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございました。かなり大きなプロジェクトですから、決まることには時間がかかりますけど、今市長の答弁からすると決まったらもうスピーディーに事業を進めていくということでした。よろしくお願いします。

②当初の総工費400億円との試算に変更は

ないか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

総工費につきましては、当初 市長が公約で示された施設整備等を行った際に生じる工費と認識しております。現在森ヌ風S p o o P a r k構想を策定しており、今後本構想に沿った施設整備等を行うことになりますが、施設整備等につきましては、行政のみではなく、民間事業者とともに展開していく必要があると考えております。今回における事業の着手は、今後40年余のまちづくりを形づけるものと考えております。そのため慎重に進める必要があり、整備後においても人々を引きつけるエリアで保ち続ける必要があると考えているところです。そのためにも、事業の進め方については、これまで一般的な事業展開の仕様発注から民間活力を十分に生かすことが可能である性能発注にて展開する必要があると考えております。施設整備等における総工費につきましては、現時点において施設等の内容が定まっていない状況ですので、お示しすることができないことをご理解いただければと思います。要正悟議員が気になっていきますように、財源のことも確かに気になっているところです。民間資金の活用や各種補助金・交付金等を活用することでできれば、市が負担する費用の圧縮を図ることになりますので、それらも優先して取り組んでまいりたいと考えています。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

(4)ジッパーについて。

①進捗状況を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

今年度より発注しております、豊見城市新たな公共交通システム導入検討調査業務におきまして、現在予備調査として概略ルート、駅位置の検討などを行っております。それと併せまして、路線検討や概略計画を行い、概算事業費の算出を行う予定としております。それらを基にしまして、便益の算出、費用対効果の概略検討を行い、Z i p p e r が実施に値するものであるかどうかを確認してまいりたいと考えております。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

実施に値するのか、これからの確認とのことですが、②今後の見通し、予測される経済効果について伺います。

○ 都市計画課参事 譜久山 誠

お答えします。

今年度概略の費用対効果を算出し、事業効果を確認し、来年度は導入基本計画調査として詳細な需要予測、費用便益算定を行います。具体的には、発生・集中交通量の推計、機関分担交通量の推計などを行い、より詳細な精度の高い費用対効果分析を行います。令和8年度は引き続き導入基本計画調査として、鉄軌道の経営収支計画を策定するために事業手法、事業主体の検討、建設、資金計画、事業採算性確保の検討などの事業実施に向け検討を行います。予測される経済効果につきましては、建設投資に伴う資材、雇用などの波及による経済拡大、Z i p p e r が運行することによる市民や観光客などの利用者の定時性、速達性の向上などが考えられます。

○（15番）要 正悟議員 一再質問一

ありがとうございます。

このZ i p p e r ができることによってこの交通渋滞等の緩和にももちろんつながると思いますし、観光にももちろん影響が出ると

思います。また、市の景観も大分様変わりして、それを見に来るような観光客もすごく増えると思いますので、そこはぜひZ i p p e r を導入する方向で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

—— 通告番号17（22番）仲田政美議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、仲田政美議員の質問を許します。

○（22番）仲田政美議員 一登壇一

皆様おはようございます。公明党の仲田政美です。通告に従いまして、一般質問を行います。

（1）防災・減災対策について。

まず初めに、沖縄本島北部豪雨により甚大な被害が出ています。被災された全ての皆様へ、心よりお見舞いを申し上げます。

①近年、異常気象の影響もあり、線状降水帯等による大雨で全国的に甚大な被害が発生しています。去る11月8日から10日にかけて、沖縄本島北部では豪雨による崖崩れや床上浸水等が発生。農作物にも広範囲にわたり、被害が発生しています。本市でも去る6月14日、梅雨前線の影響による大雨で床上浸水や道路の冠水が発生しました。

本市においても、早急にこれらの災害対策を講ずる必要があると考えます。その対策の一つに、市民に対するリアルタイムでの情報発信ツールとして、「冠水センサー」や「監視カメラ」を緊急防災・減災事業債を活用して設置できないか見解をお伺いします。

②我那覇地内にある排水路が氾濫し、家屋の床上浸水が発生しました。前9月議会においてもその対策の一つとして、冠水センサーや監視カメラの設置を質問させていただきました。

した。答弁では、ほかの自治体の事例や費用対効果を含む検討をしたいとありましたが、その後の進捗をお伺いします。

③小規模保育園の避難訓練では、近くの指定ビルに避難訓練を行っています。園内には備蓄品を準備しているものの、いざ津波警報が発令された場合、小さな子どもたちを避難させることが精一杯ではないかとの懸念の声があります。園児の命を守る観点から、避難指定ビルに備蓄品を、との声がありますが見解をお伺いします。

(2)都市公園について。

(ア)本市には都市公園が幾つあるかお伺いします。

(イ)遊具が設置されている公園は幾つあるかお伺いします。

(ウ)遊具の点検状況をお伺いします。

(エ)遊具の点検には、国が認定した登録資格者の公園施設点検管理士、公園施設点検技師が当たることが望ましいと思いますが、現状対応はどのようになっているかお伺いします。

(3)ピククルボール練習コート許可について。

豊見城市民体育館内のサブアリーナには、バドミントンコートが現在3面あります。市民のピククルボールの愛好者から、ピククルボールコートとバドミントンコートがほぼ同じ大きさなので、ピククルボールコートとして利用できないかとの声があります。現在同愛好者は西崎体育館のバドミントンコートを利用しているとのこと。コート状況が一緒のサブアリーナの利用を希望しているようですが、利用許可について見解をお伺いします。

(4)安全安心なまちづくりについて。

①豊崎小・中学校前の川の兩岸、浜崎橋から豊崎橋の間には防犯灯が設置されていません。児童生徒の安全対策に、早急な防犯灯の設置を求める声があります。見解をお伺いします。

②保栄茂から中央図書館への通りの、県道東風平豊見城線には、防犯灯がなく真っ黒な状況にあります。安全対策に設置を求める声がありますが、県への要請ができないか見解をお伺いします。

③翁長854－1前から豊崎に向かった交差点より、翁長837－5へ向かう道路には、「車両水没注意」の看板が設置されています。周辺の側溝は常に雑草が繁茂し、降雨時にはその雨水が流れず滞留し、日頃から悪臭を放って市民生活に支障が出ています。大雨時の道路冠水対策として、側溝の除草、滞留した泥や土砂の掃除を求める声があります。見解をお伺いします。

④翁長837－5の前から県道256号線まで川があり、ガードレールが設置されていますが、道路とガードレールの幅が広く、子どもたちの転落の危険性が指摘されています。転落防止柵の設置をとの声がありますが、見解をお伺いします。

⑤字豊見城324－3の付近周辺はマンションが立ち並び、見通しが悪くなっています。交差点への安全対策をとの声がありますが見解をお伺いします。

(5)パートナーシップ制度導入について。

平成28年度より、幾度となくパートナーシップ制度について一般質問をさせていただきました。制度導入に向けての見解をお伺いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

仲田政美議員の(1)について、順次お答えしたいと思います。

①についてお答えします。本市の防災情報システム、防災無線は平成25年に整備しており、更新時期を迎えているため、システムの更新及び機器の機能強化に向け、防災情報伝達の在り方等を検討する基本計画を本年度に策定する予定でございます。集中豪雨などにより、急激に水位が上昇する河川等の情報を把握するため、A Iを活用したSNSからの情報収集、冠水センサー、監視カメラの設置について、本基本計画の中で盛り込むことを調整しております。しかしながら、他自治体の事例を調査し、多額の費用がかかることを確認しておりますので、冠水センサーや監視カメラの設置につきましては、緊急防災・減災事業債の活用や費用対効果を含め、引き続き検討してまいります。

次に、②についてお答えします。9月定例会及び今定例会において、字我那覇・名嘉地域における大雨の際の冠水・浸水対策につきましては、上下水道部長のほうから答弁いたしましたが、字我那覇地内のボックス改修工事や下原雨水幹線の対策工事により、整備完了時には冠水・浸水の被害については、解消、低減されるものと考えておりますので、現在のところ冠水センサーや監視カメラの設置をする予定はございません。

次に、③についてお答えします。本市が指定する津波避難ビルは、津波警報等の発表時に使用することができる一時的な避難場所です。あくまでも緊急時に避難するための場所であり、津波警報や大津波警報などが解除され、安全が確認され次第、自宅や地域の避難所へ移動していただくことになります。

ので、食料等の備蓄は行っておりません。

○ 経済建設部長 城間保光

仲田政美議員ご質問の(2)の(ア)から(エ)、(4)の③④⑤について、順次お答えいたします。

(2) (ア)について、市内には42か所の都市公園がございます。

(イ)について、市内42か所の都市公園のうち、25か所の都市公園に遊具が設置されております。

(ウ)について、点検状況につきましては、国土交通省による公園施設長寿命化計画策定指針に基づき、週に一度、都市公園指定管理者による日常点検を行っております。

(エ)につきましても、国土交通省による公園施設長寿命化計画策定指針に基づき、年に一度、公園施設製品安全管理士による定期点検を実施し、総合判定を行い、部品の交換等で対応できる軽微な不具合については日常的な維持管理にて対応し、危険性の高い遊具と判断された場合には、遊具の更新までの期間を一時使用禁止にするなどの対応を行っている状況でございます。

(4) ③についてお答えいたします。県道256号線より西側の下原地域は、復帰前後における県の土地改良事業で設置された農業用排水路が多く存在しております。当該地域においては、土地利用の見直しや用途地域の変更に伴い、住宅建築や、駐車場等の整備開発の増加に伴い、雨水の流量が増大し、排水路にかかる負担が大きくなっております。また、本地域は、耕作地からの土砂流出による排水路の詰まりや低地帯という条件等により、浚渫や除草、清掃等が必要な排水路が多くございます。下原地区には、多くの排水路が縦横に張り巡らされており、維持管理に多額の経費を

要することから、農林水産課において作成した「下原地区排水路管理計画」に基づき、必要性、緊急性が高い排水路から順に予算の範囲内で浚渫作業を進めているところでございます。今後も引き続き、排水機能が低下した水路について浚渫作業を実施していくほか、詰まりの原因となる農地からの土砂流出を防止するための対策等について広く周知するなど、排水機能の維持に向けた取組を行ってまいりたいと考えております。今年度は、与根地区内の排水路浚渫を推進しているところでございますが、仲田政美議員ご質問の排水路についても、詰まりや雑草の繁茂を現場確認により認識しておりますので、次年度に向けて下原排水路浚渫・清掃等整備事業費の予算計上を行い、令和7年度以降、優先順位をつけながら、排水路浚渫等作業を進めていきたいと考えております。

続きまして、(4)④についてお答えいたします。議員ご質問について、市道211号線と認識して答弁いたします。当該箇所について現場確認を行ったところ、排水路とガードレールとの間に約40センチ程度の隙間がございました。また、周辺では、子どもたちが排水路に下りて遊んでいるとの情報もあることから、早急に対策を検討したいと考えております。簡易的になるかと思いますが、ロープ、もしくはワイヤーメッシュ等による転落防止柵を設置してまいりたいと考えております。

続きまして、(4)⑤についてお答えいたします。議員ご質問について、市道231号線と市道232号線の交差点と認識して答弁いたします。当該箇所につきましては、周辺の占用工事の影響で交通量が増加している状況となっております。また、民地のブロック塀や道路勾配など要因は複数ありますが、優先道

路の区別がないことも、事故を多発している要因かと思われます。対策としまして、カーブミラーの設置の検討を行いました。宅地への乗り入れ等の制限があり、設置が困難であるため、青色による路面へのクロス標示の設置を検討したいと考えております。また、注意喚起看板も併せて設置し、さらなる交通安全対策を実施してまいります。

○ 教育部長 赤嶺太一

仲田政美議員ご質問の(3)ピククルボールの豊見城市民体育館サブアリーナでの利用につきまして、指定管理者に確認をいたしましたところ、以前、同様な要望が市民体育館にもあったため、数回程度試験的にサブアリーナでピククルボールの利用運用を行ったということでありました。その中で、バドミントンに比べてボールが大きく、左右にも跳ねたり、仕切りをコート間に設置する必要があることから、他の利用者の利用に支障が出るものと判断し、改めてサブアリーナにおいては利用を控えていただき、隣のコートとの距離が比較的余裕のあるメインアリーナのご利用をご案内させていただきたいということでしたので、引き続きピククルボールにつきましては、メインアリーナにてご利用いただきたいと考えているところでございます。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

仲田政美議員の(4)の①と②、(5)について、順次お答えします。

(4)の①について、本市では毎年実施しております通学路安全点検の中で指摘があった場合、自治会の管理する区域内であれば、地域の自治会へ設置の相談を行っております。また、それ以外の主要な通学路で小中学校の周辺における交通事故の防止及び、防犯上特

に必要な箇所に関しては、行政管理防犯灯の設置に向けて取り組んでおります。議員ご質問の箇所につきましては、豊崎小中学校に通う児童生徒の主要な通学路であると認識しておりますので、令和7年度に内閣府が実施を検討しております「防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業」での設置を目指して要望しているところでございます。

次に、(4)の②についてお答えします。県道東風平豊見城線を所管しております沖縄県南部土木事務所へ街灯等の設置の予定があるかを確認しましたところ、場所にかかわらず、新規の設置は予定していないとの回答でございました。

続いて、(5)についてお答えします。第5次豊見城市総合計画において、性の多様性の理解促進を図り、パートナーシップ制度の検討など、当事者の様々な課題解決に積極的に取り組むことを掲げております。また、令和4年度には、性の多様性を尊重するまちとみぐすく宣言「レインボー宣言」を行い、多様性のある社会への理解促進に取り組んでまいりました。議員ご質問のパートナーシップ制度につきましては、現在沖縄県が制度導入に向けて取り組んでおり、実施された場合には、沖縄県が発行したパートナーシップ証明書を持った市民が本市の窓口に来られることが想定されます。その際に、本市でどのような行政サービスが提供できるのか、また必要な手続などについて確認してまいります。

○(22番) 仲田政美議員 一再質問一

再質問をさせていただきます。

(1)についてでございますが、今回の質問に当たり、先進地の南城市を訪問させていただきました。担当の職員の方から、冠水センサーや監視カメラの導入の経緯や費用につい

て、お話を伺うことができました。令和3年にデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、過去に冠水のあったところや津波対策として、市内14か所へ設置しているとのことでした。警報発令時には、市ホームページへアクセスし、14か所の状況の情報共有が同時にリアルに見られるということで、冠水道路を避けるなど、また避難行動と災害時のマイ・タイムラインが自助と共助につながる。実際、警報発令時のホームページのアクセス数のデータでもって、南城市民の防災意識の高さを私はうかがい知ることができました。特に私が関心を持った一つに、学校の前に監視カメラ、冠水センサーが設置されておりまして、水位が8センチになるとセンサーが作動する。そういうことで14か所同時に、市民はみんな見れるわけですね。その中で、自分の子が学校にもしいるときはどうなっているのだろうというときは、もう8センチ水位が上がった時点で、センサーの稼働によって見ることができるということで、私は、これを本当にリアルに情報共有ができるということ、いながらにして知ることができるということにすごく関心を持ちました。したがって、児童生徒の安心安全の確保にそのままつながるわけですから、登下校であったり、また避難すべきか否かということとか、様々なことに活用できると思うんです。そういうことで私は特に関心を寄せました。先ほどの答弁では費用対効果を含め、引き続き検討するとのことでありました。南城市は交付金の50%で設置し、私が今提案しているのは、交付金は緊急防災・減災事業債で70%の活用を求めているのです。そうであるならば、持ち出し予算が低く抑えられるわけです。私としては、まずは1か所からでも設置していただきたいと思います。

まず、この1か所とはどこかといいますと、豊崎小中学校周辺です。そこは川や海に囲まれているからです。費用対効果は、児童生徒の命を守る。その効果は何物にも代え難く、何物にも勝るものはないと思うからです。命こそ宝です。再度、見解をお伺いしたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず、仲田政美議員は少し誤解されているようですが、緊急防災・減災事業債につきましては、補助金とか交付金という制度ではなく、元利償還金の70%が交付税措置されるという意味ですので、これは補助金とか交付金とは違いますので、その辺は誤解をなさらないようにお願いしたいと思います。

今おっしゃるように、豊崎小中学校地区につきましては、確かに埋め立てでありまして低い地区でありますので、洪水とかそういうときには、確かに危険な場所であるということとは私たちも認識しておりますが、まず市全体を見て、こういう危険な地域がほかにもないかを含めて、全体的なものを見た上で、どこが優先なのかというのを検討していきたいと考えています。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

先ほどの視点もある意味理解はしています。防災無線とかそういう保守であったり、いろいろなことも理解はできますが、しかし、地域の実情に合った地理的状況を考慮して、災害は、いつ起こるか分からないわけです。備えあれば憂いなしですので、市全体的に検討していくならば、ある意味、時間も要するのではないかと思います。そういう意味で、先ほど緊急防災・減災事業債のことを申し上げて、ちゃんと理解しているけれども、言葉足らずで失礼いたしました。そういう中であ

りますが、1か所であれば、そう多額の予算措置は必要ではないのではないかと思います。ですから、先ほどの繰り返しになります。人命第一だと思うのです。子どもたちの命を守るには、今災害は本当に甚大化して、いつ起こるか分からないわけです。そういう意味で、豊崎小中学校の周辺にセンサーであったり、防犯カメラであったり、橋もあります。この地理的状況を考慮してできないかと思うところですが、再度答弁を求めたいと思います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

市内には、監視カメラ、冠水センサーにつきましては、河川とか海岸を確認するものは確かにございます。内陸部にはない状況であるのですが、つけるとすると、どの場所を優先にしていくかにつきましては、私たちからすれば与根地域も確かに低いのではないかと、そういうものも考えられますので、もう一度、市としましては、全体的なことを一度確認させていただいて、その中で必要な箇所にししっかりと対応していきたいと考えています。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

答弁は理解しているものの、やはり子どもたちの命を守るにはどういう施策をやったらいいかということでの質問でございます。南城市の例を先ほど申し上げましたけれども、ホームページにアクセスすると、リアルで状況が見れるのです。市民も執行部も全部、同時に見て判断ができるのです。そういう意味で、一番危険度が高いと思われる豊崎小中学校へと思っているところですけども、もう市内全体をということではないと今のところ理解して、一部分、1か所ということでござ

いますが、市長のご見解はどのようになるのでしょうか。まずは、教育部長。

○ 教育部長 赤嶺太一

いろいろ児童生徒の安全に対して心を砕いていただき、ありがとうございます。

教育委員会といたしましては、あるに越したことはないというふうに思っております。ただ一方におきましては、毎年度実施しております通学路安全プログラムの中で、これまで要正悟議員からもいろいろな指摘もあって、防災の観点も入れながら取り組んでいるところです。ですから、日頃の備えとして地域、地域。1か所だけではなくて、多くの地域で危険箇所や安全マップも含めて、こういう通学路でどのようなリスクや危険があるのかということについて、学校ごとに把握を努めて、改善に努めているところでございます。その中でやはり対応が必要だということが出てくると思っています。例えば突然の大雨で判断が悩ましいときに、保護者の判断に資するために監視カメラ等があると非常に助かるということではありますが、その前に、私たちとしては、児童生徒に危険を予知したり、事前に危険な箇所を把握して、そこを避けて通ってもらう。もしくは、その保護者に対して、保護者が危険だと思った場合には、迷わず児童生徒の登校は取り止めていただいて、学校と連携をしながら登校につなげて、危険が去ったら学校に来てもらうというような。そういう事前の準備をした上で、かつ、そういうことが必要であるならば、教育委員会としても市長部局と協議をして、設置については要望をしていきたいと思っておりますが、まずその前段のところでもまだ整っていないところもございます。まず、そこを自分たちの身は自分たちで守るところで意識も上げ

ていながら、かつ、足りないところについて、ICTの力を借りながら、対策はしていきたいと思っております。お気持ち、ありがとうございます。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほど南城市の話で、モニターがあればホームページで見れるというふうなことがありました。私たちの考えとしましては、まず市民の方々が自分でホームページで目視で見て確認するというよりは、市がその前にいろいろな警報を発信します。SNSや、携帯のアラートを使ってやります。それをまず受けて、受けた後はすぐ避難だというふうに私たちは認識していますので、自分で見て、「ああ、大丈夫だ」と思う前に、警報が鳴った、「どの地域は避難してください」となった場合には、それに従って市民の皆さんの行動を促すのが最優先だという認識であります。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

南城市は、警報が鳴ったからすぐ見るということではなくて、今言うように警報が発令されて、そういう状況になったときにホームページで見れるような状況みたいですので、先んじて市民が見るというようなことではありませんでしたので、これは置いといて。先ほどの答弁で、これからまた実施計画とかを立てられるようですので、ぜひここも検討なさって、想定ができない災害が最近は多いですので、ぜひ取り組んでいただきたいと。これは要望いたします。

あと、先ほどこれと同じような感じで③が、これは小規模保育園のことです。豊崎地域の小規模保育所からの声です。0歳や2歳児を対象としているので、避難のところはもう時間がかかると。それで万が一のことがあった

ら逃げ遅れる。移動する間に遅れる場合があるので、豊崎中学校に避難することが一番ベストかと思うのですが、それはちょっと距離的に難しいのではというとの声でございました。そういう実際声がありましたということを考えていただいて、私は思うのですけれども、場所がないとか、避難ビルであればみんなが共有スペースの空間を、例えばクーラーを上の方に設置して場所を広く使えるとか、そういういろいろな方法があるかと思うんですね。だから、そういう皆さんが一生懸命考えて、子どもをどう守っていくかということでの課題が出てきたのではないかと、課題の一部分であるのではないかと思いますので、これもぜひご検討をしていただきたいと思います。

続きまして、(2)についてでございます。先ほどのご答弁で、国土交通省の指針に基づいた定期点検を行っているところということで、安心いたしました。しかし、先日市内のある公園の遊具で幼児がけがをするという事故が発生いたしました。幸い大事には至らず、また遊具の不具合による事故ではありませんでした。今後同様な事故が起こらないよう、市は何らかの対策を講じる必要があると私は考えますが、ご見解をお伺いします。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

先日、議員より事故の報告を受け、保護者及び議員立会いの下、現場の確認を行ったところでございます。今回の事故は、遊具の不具合によるものではありませんが、今後同様の事故が起こらないとも限らないため、遊具メーカー及び都市公園指定管理者と相談の上、早急に安全対策を講じることとしております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問

大変前向きな答弁をありがとうございました。先ほどの答弁で早急にとおっしゃっていただきましたので、ぜひとも早急にまた講じていただきますよう要望します。次に進みます。

(3)のピククルボールの練習コートについてでございます。現在、ピククルボール愛好者は、糸満市西崎体育館を使用しています。そのピククルボールは、私も初めて聞いて、こんな競技があるのだということが分かったのですけれども、実はアメリカではすごいはやっているみたいで、世界大会を豊見城にやりたいということで関係者が見に来たそうです。ところが、条件が、環境が整っていないということで東京のほうに行きたいのですけれども、先日NHKでも練習風景の映像が発信されておりました。その後、また明年1月には、沖縄の大会が西崎体育館で行われると聞いておりまして、私はなぜ同じような3面が両市にあるのに、一方は使えてここは使えないというこれが、ちょっと現場調査をしようと思って、西崎体育館を訪問させていただきました。そこの担当からは、二人の方からお聞きすることができたのですけれども、何ら苦情めいたことは一切ありませんよと。3面ある中で、まず真ん中に卓球台を置いてやって、一方はピククルボール、ここはバドミントン、そういう形態でやっているのですが、何ら支障がないと、そういう答えがお二人の方から聞かれました。その現場を見てみようと思って行きましたら、もう聞いてみても、お互いにこうやって囲いがあるわけですね。低いネットですけれども張られていて、ボールがすぐ転がっていけないようにはなっているのです。たまにですけれども、お互いのボールが飛んでくることがまれにあると。それであって、それはお互い様だからという

ことで、誰も苦情もないと。バドミントンとか卓球で、またピククルボールでけがをするようなことはないですということを明確におっしゃっていただきました。そういうことで、私はまず、これを提案したいのですけれども。コートが狭いであるとか、また危険であるとか感じるのであれば、防球ネットがありますよね。この防球ネットを、カーテン式のネットを設置すれば、使わないときは引いて、広く使えますよね。また、使うところはカーテンを引いて、これはネットですから見えますよね。そういう面で工夫して、そこを設置できないかと。どうすれば皆さんが楽しくプレーして、健康増進にもなるのかと思うところですけれども。

ちなみに、小学1年生のお子さんやこの保護者らしき方、そしておじいちゃん、おばあちゃんまでみんなやっているのです。ということは、すごく新しいものだと思った次第ですので、ぜひこの工夫はできないものか、見解をお伺いします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えします。

今、西崎のほうに足を運ばれて、調べられたということでもあります。お心遣い、ありがとうございます。私たちのほうでも実際調査をしたところ、やはりコート間の距離が55センチほど本市の市民体育館のほうが狭くて、その間にその仕切り等を置くことで、コートに干渉するおそれがあって、指定管理者として実施できない、難しいという判断をされたというふうに考えております。ご提案のネットにつきましては、やはり施設の開閉を伴うところもあり、また、そのいろいろな影響も考慮する必要がございますので、これはご提言として受け止めて、こちらでも検討をして

まいりたいというふうに考えております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

これは要望ですが、いずれにしてもピククルボールという、本当に今、競技人口が増えている中で、市民にもそれを楽しんでいただいて、そういう機会を市民がほかの市に行かないように、そういう工夫がとても大事ではないかと思しますので、いま一度、どうすれば活用できるかということに心を配っていただいて、これは要望とさせていただきます。もう時間もありませんので、進めます。

最後に、パートナーシップ制度についてでございます。先ほどの答弁では、県の証明書を持った市民が、本市の窓口に来られた場合に提供ができる行政サービスについて、庁内で確認を行っているところだとのことご答弁でしたが、県の証明書でもって業務対応ができるか否か、大事なことです。実際どのようになっていますでしょうか。現状としてをお願いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

県の証明書の発行に当たり、市のほうでの対応について、全課を対象において照会をいたしまして、回答をいただいております。現在回答いただいている中では、9課より13の行政サービスについて利用が可能であることを回答いただいていることと、また上位法の規定により申請者が限定されているものや、関係法令等の改正や関係機関との調整が必要な場合があるということで、すぐの利用が厳しいような状況もあるという回答をいただいております。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

再々質問を行わせていただきます。

パートナーシップ制度は、生計を共にする

同性カップルを結婚に相当する関係と認めて証明することが、全国の約459の自治体でも導入をしております。沖縄県では那覇市、浦添市が導入しておりますが、まず公営住宅の入居申し込みや災害時の見舞い金など、様々な行政サービスを受けられるよう本市としても導入、自治体は条例制定をしているとは思いますが、今実施している自治体はですね。そういう中で本市においても、法令等は難しい部分があると思いますが、全ての市民の皆様に、本市においても先進地同様パートナーシップ・ファミリーシップの市民サービスが受けられるように、場合によっては市独自の条例制定も必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

沖縄県の制度内容などを踏まえて、本市窓口でスムーズに対応できるよう、関係各課とまず連携していくことを取り組んでいくことを考えております。条例等の制度導入に当たりましては、県の制度で対応できていない部分が出てきた場合や、先行自治体の取組等を参考に検討してまいります。

○ (22番) 仲田政美議員 一再質問一

ありがとうございます、等しく行政サービスが受けられるよう、よろしくお願いいたします。

本当に執行部の皆さん、この1年間大変お疲れ様でございました。また、明年は本当に健康で幸多い年でありますようにご祈念申し上げます。私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時25分)

再 開 (11時35分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号18 (16番) 伊敷光寿議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、伊敷光寿議員の質問を許します。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一登壇一

一般質問を始める前に、1件訂正をお願いいたします。(1)②「今後の世帯数の推移について伺います」から、「今後の高齢化率について伺います」に修正をよろしく願います。

それでは始めさせていただきます。

会派粹和会の伊敷光寿です。通告に従いまして、12月定例会の一般質問を行います。

(1)高齢者福祉について。

高齢者など、生活上弱い立場にある方を支援している居場所や活動拠点に対する支援策の強化が必要です。高齢者の皆様が認知症や寝たきりにならず、心身ともにバランスを取りながら、健康寿命を伸ばしていかれることを切に願っております。自己責任の強調ではなく、市が公助を強化し、高齢者支援の責務を果たすよう求めまして、質問を行います。

①高齢者世帯数及び独居世帯数について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

令和6年10月31日時点におきまして、高齢者世帯2,665世帯、高齢者独居世帯4,060世帯となっております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

次に、②今後の高齢化率について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

お答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所資料により
ますと、豊見城市の高齢化率といたしまして
は、2025年に22.1%、2030年23.9%、2035年
25.7%と、増加していく推計になっておりま
す。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

答弁では、10年後には25.7%ということは
4人に1人が高齢者となると、そういう計算
になると思います。対応が必要だと考えます。

続いて、③高齢者が家庭や地域で孤立しな
いよう、見守りや支え合い、つながりの場づ
くりをするべきだと考えますが、見解を伺い
ます。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

本市では、高齢者福祉事業として介護予防
事業等を通し、様々な取組をしております。
市内40か所程度の地域で、週2、3回集いの
場を設け開催するミニデイ事業や、地域で自
ら介護予防推進事業として活動を行う団体へ
の補助金の交付、老人クラブ連合会への補助
も毎年行っております。また、認知症の方や
その家族の情報交換の場として「オレンジカ
フェ」を毎月開催し、認知症地域支援推進員
が認知症に関する情報共有やご家族の悩み相
談の場を設けております。さらに、介護予防
把握事業といたしましても、包括支援セン
ター職員が地域の高齢者独居世帯への訪問に
よる声かけも継続しております。ほかに、見
守り事業として緊急通報システム事業や認知
症見守りシール交付事業、認知症高齢者等見
守りSOSネットワーク事業などもございま
す。これらの事業を通し、市内の高齢者の
方々の見守りや支え合い、つながりの場づく
りにつながっているものと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

答弁では様々な取組をされていることが分
かり、安心しました。引き続き、周知に力を
入れていただきたいと思います。

④就労の取組など、高齢者を支援する関連
機関との連携についてお伺いします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

高齢者を支援する関連機関との連携につき
ましては、要支援者を対象とした介護予防・
日常生活支援総合事業の一つとして、訪問家
事援助事業を実施しており、市のシルバー人
材センターへ事業を委託し、家事援助を必要
とする要支援者世帯へのヘルパー派遣を実施
しております。当該事業は、軽度の家事援助
をすることで要支援者の日常生活の支援を行
い、介護予防につなげることが目的で実施し
ております。令和5年度実績といたしまして、
70名の要支援者へ延べ件数2,008回の支援を
行っております。本事業をシルバー人材セン
ターへ委託することで、高齢者の就労支援へ
もつながるものと認識しております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

再質問ですが、高齢者の就労の取組への課
題について伺います。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文
お答えいたします。

退職年齢が65歳に引き上がり、一般の職場
で雇用を継続する方が増えてきております。
シルバー人材センターでの会員確保とヘル
パー人材の育成が課題となってきました。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

それでは、シルバー人材センター会員の登
録状況についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋
お答えします。

令和2年から令和5年につきましては、3月末の会員数でお答えしていきます。令和2年は492名、令和3年は494名、令和4年度は515名、令和5年度は534名、令和6年につきましては、12月3日現在で会員数514名となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

増えている状況が分かりました。昨今、人との関わりが希薄する中、シルバー人材センターの活動はとても重要であると考えます。シルバー人材センター会員の増加、先ほどありました。今後の高齢化率の増加傾向を踏まえまして、見解を伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時43分）

再 開（11時44分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 福祉健康部長兼社会福祉課長 金城博文

それでは伊敷光寿議員のご質問、高齢化率が上がっていくというところで、高齢者が増えていくという観点から、この高齢者の孤立を防ぐというところでお答えさせていただきます。

高齢者の孤立を防ぐ対策といたしまして、居場所づくりを推進しているところでございますけれども、そこに参加しない高齢者へのアプローチが難しく、本市のみでなく全国的な課題となっております。また、地域で高齢者自らが中心となり、居場所づくりや支え合いにつながる活動を自ら推進する人材が少なく、高齢者の自主的な活動を促すための取組やノウハウがないことなどが課題となっておりますので、本市としてもこういう課題の解決に向けて今後取り組んでいきたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

地域社会の活性化や福祉の向上につながる取り組みです。市として、今後も積極的に力を入れていただきますよう、よろしくお願いします。次の項目に移ります。

（2）保育行政について。

兄弟・姉妹などが別々の保育園に通う負担を解消する必要があると考えます。子どもは体調の優れないとき、兄弟・姉妹など、お互いにそばにいてだけで安心し、登園・降園するときは、一緒に手をつないで帰ることができます。また、保護者にとって朝夕忙しい毎日、勤務ラッシュ時の交通渋滞につながることで、経済損失になると考えられます。改善により最低でも15分、距離が遠ければ30分以上の時間を短縮することができるのではないのでしょうか。子育て環境の充実を図るよう求めまして、質問を行います。

①保護者目線の子育て環境の充実について、認識をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保護者目線では、特にきょうだい児の同一施設入所の必要性が考えられます。きょうだい児が別々の園へ通っている場合には、登園やお迎えが二重になってしまうほか、園の行事などが重なってしまうことも想定され、保護者の負担は大きいものがあると考えられることから、きょうだい児の同一施設への入園につきましては、重要な環境整備であると考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

次に、②保育施設などの入所について、兄弟・姉妹などは同一の園に入所すべきだと考えますが、見解を伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

現在は在園児のきょうだいと同じ園への入園を新規で希望する場合、調整指数として4点の加点を行っております。1人でも多くのきょうだい児同一施設入園をかなえ、さらなる保護者の負担軽減を図るため、令和7年度からきょうだい児加点を4点から11点へ拡大いたします。こちらにつきましては、必要なら綱改正を行い、令和7年度の利用申込の案内冊子へ掲載し、周知を行っているところであります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

来年度から加点の拡大が4点から11点でしたか、その効果を期待させていただきたいと思います。

③兄弟・姉妹などが同一の園に入所できていない世帯数について伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

令和6年12月1日時点で、きょうだい児で同じ施設に入園できていない世帯は99世帯となっております。内訳といたしまして、同じ施設を希望しているが別の施設に入園している世帯が24世帯、同じ施設を希望しているが、どこにも入園がかなっていない世帯が75世帯となっております。なお、きょうだい児同一施設に入園できている世帯は592世帯となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

それでは、兄弟・姉妹など同一ではない園に通っている場合で、それぞれの園が一番離れている事例などを把握されていたら伺います。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（11時49分）

再 開（11時49分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

そういう調査等行っていないので、具体例としてお示しすることができません。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

把握はされていないという答弁でしたが、この件につきましては、長年多くの議員のご指摘や保護者からの切実な訴えをお聞きしております。やはり早急に兄弟・姉妹などの同一入園の推進に力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、⑤子どもの育ちに対する影響や保護者の負担から、校区ごとの保育施設に入所すべきだと考えますが、どのように対応しているのか伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

校区を踏まえた対応といたしまして、令和6年、今年度から小学校に隣接する公私連携幼保連携型認定こども園において、校区の5歳児から1号認定として入園希望があった際には、面積基準や配置基準を遵守した上で定員以上の受け入れ、いわゆる弾力化を可能としております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

次に、⑥に移ります。

校区ごとの保育施設に優先的に入所できる仕組みや調整指数の追加及び見直し等を実施する必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育施設等につきましては、保護者の就労

支援の意味合いからも、小学校や中学校と異なり、校区制ではなく、市内のどの施設へも入園希望が行えることがメリットであるというふうに考えております。議員ご指摘のように、校区内の施設を希望される保護者もいらっしゃる一方で、保護者の勤務地に近い施設を希望される方、祖父母の自宅に近い施設を希望される方、また各保育施設にはそれぞれ特色があり、その施設の保育・教育方針に共感し、居住地にかかわらず、特定の園を希望される方など、保育施設を選定する理由は様々であるというふうに理解をしております。校区内の園への入園を希望される方がいらっしゃることは承知をしておりますが、仮に調整指数にて校区加点を行った場合、意図して校区外の施設を希望されている方への影響が大きくなることが想定されます。よって、慎重な判断が必要であると考えます。現状といたしましては、可能な限り希望順位の高い施設で入園がかなうよう、利用調整に努めておりますが、他市の動向にも注視しながら、調査研究を行っていきたいと考えます。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

この件につきましては、市民の方から相談があり、質問させていただきました。本市は子どもの多い自治体であります。保護者が子育てのしやすさを実感していただき、子育て環境の満足度を高められるよう、取組をよろしく願いいたします。次の項目に移ります。

（3）職員の働く環境について。

市を支える職員の処遇の改善を実施することは、良質な市民サービスの維持向上につながります。また、会計年度任用職員については、法の趣旨である常勤職員との均衡、いわゆる同一労働同一賃金を実施する必要があると考えます。市で働く職員が職務に専念し、

市民サービス向上につなげるよう求めまして、2024人事院勧告及び2024沖縄県人事委員会勧告について質問を行います。

①人事院勧告に基づく給料表改定について伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年度の人事院勧告は、民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップとなっており、給料表の改定につきましては、採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げる内容となっております。また、令和7年度以降におきましては、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善し、より職責を重視した給料体系となるよう、3級以降の初号の額を引き上げる内容となっております。本市におきましても、人事院勧告、沖縄県人事委員会の勧告を踏まえるとともに、国における給料表の改正状況を見極めながら、適切な時期に改定が行えるよう準備をしているところであります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

②期末手当、勤勉手当引き上げについて伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

国の人事院勧告における期末手当及び勤勉手当の引き上げにつきましては、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、期末手当、勤勉手当の平均支給月数を0.1月分引き上げ4.6月とし、支給月数の引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均衡に配分することとさ

れております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

次に、③会計年度任用職員についても常勤職員と同様に給与遡及されるのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の給与の遡及適用につきましては、令和5年度12月27日付の総務省自治行政局公務員部長発出の会計年度任用職員制度の適正な運用等についての通知において、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期を含め、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とし、適切に対処することとされております。また、今回の沖縄県人事委員会勧告におきましても、会計年度任用職員の給与については、職員との均衡を考慮し、適切に対応する必要があると示されていることから、正規職員同様に遡及適用を予定しております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

再質問ですが、遡及については、令和5年度のときは常勤職員、会計年度任用職員、それぞれ処理が違うという話もありました。支給される時期ですね。システムの話がありました。現在のシステム改修の状況についてお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の報酬の遡及適用に係るシステム改修につきましては、現在バンダーにてシステム改修中であり、令和7年1月末から運用開始ができる見込みとなっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

システムが改修されたということで、安心しました。

続いて、④改定及び引き上げに伴う給与の支給はいつになるのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

給与表の改定につきましては、令和6年4月に遡及適用することとしておりますが、支給時期につきましては、令和6年11月29日付の総務副大臣発出の文書により、地方公務員の給与改定等に関する取り扱いについてにおきまして、地方公共団体の給与改定の時期について、国における給与法の改正の措置を待つて行うことを基本として、国における給与法の改正の動向を踏まえつつ、地域の実情を踏まえ適切に判断することとされておりますので、現在開会中の臨時国会における給与法の審議状況を踏まえた対応になることから、現時点において正確な時期を申し上げられませんが、令和7年2月の給与支給時に併せて支給できるよう、関係課と調整を行っているところであります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

再質問ですが、支給については、国の給与法の取り扱いを閣議決定した時点で、条例改正等の手続を進めることで年内支給はできたのではないのでしょうか。見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほども答弁しましたように、総務省の総務副大臣のほうから発出がありました。給与の国における給与法の改定の措置を待つて行うことを基本としていますので、市としてはその改定に合わせて、遡及適用をしたいというふうに認識しています。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

沖縄県については、常勤職員は年内で支給されると確認を取っております。他市の状況なども踏まえまして、改めて見解をお伺いしたいのですが、よろしくお願いいたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

先ほど答弁と重複しますが、国会での法改正後に、速やかに私たちとしては議会へ上程することとしております。国会での法案成立後、速やかに議会へ条例の改正案を提案させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

⑤に移りたいと思います。会計年度任用職員の処遇改善の観点から月給制にすべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

会計年度任用職員の月給制への切り換えにつきましては、業務の進捗状況により変動する可能性があります。令和7年度当初から月給制移行に向けて進めてまいりたいと考えております。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

それでは、時給で計算しますと幾らになるのかお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

時給計算をする場合、月の勤務日数によって変動が生じるため、一概には言えませんが、令和6年度年間平均勤務日数である21日で計算した場合、時給は996円となります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

月給制への移行で最低賃金を下回ることや、1か月分の給与が減ることはないでしょうか。改めて内容をお伺いします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

1級1号給で試算したときの時給が先ほどの996円となりますので、沖縄県の最低賃金を割り込む職種はございません。なお、今回の人事院勧告及び沖縄県人事委員会の勧告において給料表の改定がございますので、令和7年度以降も先ほど申し上げたとおり、時給金額より高くなる見込みであります。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

月給制の移行につきましては、しっかり調整していただきたいと思います。実施も含めまして、市で働く職員が安心して働けるよう、取組をよろしくお願いいたします。

また、よりよい働く環境づくりのために、自治労、労働組合からの日頃の協議、申し入れなどやり取りをされているとお聞きしております。今後とも真摯に対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (12時03分)

再 開 (13時31分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ (16番) 伊敷光寿議員 一再質問一

午後も引き続き、よろしくお願いいたします。

(4)自治会について。

自治会が果たしている役割は非常に大きく、福祉向上、高齢者の見守り、健康づくり、介護予防、環境の美化、防災活動、お祭りなどの住民の親睦、子どもの居場所づくりや文化の継承など、幅広く貢献しているものと認識しております。昨今、高齢化による担い手不足や住民の生活スタイルが多様化し、自治会への加入数が減少しています。会費収入が少なくなることで活動の縮小が危惧されてい

ます。地域自治会の活動がしやすいようサポートする必要があると考えますが、見解をお伺いし、①に移ります。

①自治会活動に対する認識についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

先ほど伊敷議員からも認識がありましたが、我々本市の自治会では、子ども会向けのイベントや敬老会などの年間行事によって、地域内の子どもから高齢者まで、幅広い年代間の交流を行っております。また、夜間パトロールや街頭指導などの見守り活動や地域周辺の清掃、草刈り作業などの美化活動も行っており、より充実した潤いのある生活環境づくりと地域づくりに取り組んでいただいているところです。本市では、市民への適切な情報発信に基づく市政の市民参画を進めるとともに、防災・防犯、交通安全等をはじめとした地域の課題解決と安全安心なまちづくりを目指す中で、行政と自治会が連携を密にし、地域のつながりを広げるコミュニティ組織、また地域住民と行政をつなぐ大事なかけ橋という役割を担う重要な団体であり、活動であると認識しております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

それでは、自治会加入率向上についてどのような取組をされているのでしょうか、お伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

各自治会においては、地域に転入してきた方への声かけや会員以外も参加できるイベント等を行う中で、地域活動の楽しさを体験していただき、加入につなげるなどの取組を実施していただいております。市の取組とし

ては、これまでもポスターや市ホームページなどでの周知を行ってまいりました。また、今年度より新たな取組として、広報とみぐすく8月号より、「わたた〜シマの自治会やいび〜ん 市内48自治会の魅力を発信」という連載をスタートしております。12月号では、饒波自治会を紹介しております。自分が住んでいる地域の自治会の歴史や活動内容を知ってもらうことで、加入きっかけづくりになるのではないかと期待をしております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

とても素晴らしい取組だと思います。自治会の会員を増やすために取組をご紹介いただきましたが、そもそも自治会には人と人が集まる場所であり、交流や活動に伴い、ごみなどが発生します。速やかに処理するべきとの考えから質問を行います。

②自治会の公民館や集会所は、日頃より地域のコミュニティーの場として重要な役割を担っていると考えます。しかし、活動で発生するごみの処理が自治会役員の個人負担になっています。市で収集すべきと考えますが、見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市では、自治会による幅広い世代交流による地域づくりや地域周辺の清掃作業などの生活環境づくりの取組に対し、様々な補助金を交付しており、自治会等まちづくり支援補助金の清掃活動支援補助金は、自治会等が自主的かつ主体的に実施する地域の快適な生活環境の保持及び環境美化活動の推進のための清掃活動に係る費用を補助するものです。また、自治会清掃で出たごみの中で、燃やせるごみ・燃やせないごみ、枯れ木・枯れ草などは、糸豊環境美化センターに無料で搬入する

ことができますので、毎年実施している補助金ガイドマニュアルの説明会の際に、環境課への手続方法についても併せて説明を行っております。年度ごとに自治会長が変わる自治会もありますので、これらの補助金の内容と糸豊環境美化センターへの手続方法をきちんと周知できるよう、丁寧に説明を行ってまいります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

答弁がありました。清掃に限らず、日頃の自治会活動から出るごみなどがあります。例えば祭りや親睦会などのごみについて、市で回収を検討していただけないでしょうか、お伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

一般廃棄物の処理において市町村、市が回収するのは一般家庭から出るごみであり、その他の公共施設や事業所から出るごみについては、直接自ら処理するか、事業系ごみ収集運搬許可業者と直接契約を結び、回収を委託する必要があります。我々市のほうについては、公共施設においても事業系ごみ収集運搬許可業者と直接委託契約をしていただいておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

再質問を行います。

他の自治体の事例を紹介させていただきます。南部では南城市や南風原町、人口や職員数などでよく比較がされます名護市でも、自治会の行事や台風、草刈りなどのごみを自治体が回収されているそうです。他自治体の取組を踏まえまして、改めて見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

自治会については、先ほどの補助金の活用、あと糸豊環境美化センターへの無料搬入などについて、丁寧に説明を行っていききたいと思います。また、他の自治体の対応につきましても、まずは取組状況や課題といったことなどについて調査研究していききたいと思います。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

ぜひ前向きに、調査研究をよろしく願いいたします。本市においても、自治会活動への手厚いサポートをよろしく願いいたします。次の項目に移ります。

（5）環境行政について。

不法投棄対策は未然防止とともに、早期発見による対応が重要であると考えます。ごみのごみを呼ぶことがないように、パトロールや不法投棄されない環境づくりなど速やかな対応を求めまして、質問を行います。

①不法投棄に対する認識についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

廃棄物処理及び清掃に関する法律第16条では、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと定められており、これらに違反したものが不法投棄に該当するものと認識しております。本市における不法投棄の現状としては、年々不法投棄に関する問合わせ件数は減っているものの、まだまだ不法投棄はなくなっていないという認識であります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

次に、②現状の対応と今後の対策についてお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

現状の対応としては監視カメラの設置、不

法投棄防止用看板の市民への貸し出しを行っております。また、毎年12月には、広報紙に不法投棄のチラシを折り込み、未然防止の取組について啓発を行っております。今後の対策といたしましては、引き続き監視カメラ及び看板設置による抑止に努めながら、それぞれの土地管理者などに対して草刈や清掃など、不法投棄されない環境づくりの啓発に努めたいと考えております。また、より効果的な周知方法、取組などについて検討し、対策強化に努めたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

先ほど答弁にもありました監視カメラや看板設置による効果などございましたか。あれば実績を伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

監視カメラや看板の設置を開始した平成28年度の不法投棄の通報、相談件数は87件ありましたが、現在までにその件数を上回ることとはなかったことや、直近の令和5年の30件からすると約34%程度となっていることから、監視カメラや看板の設置による一定の効果は見られると考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

③不法投棄が見つかるのはどのような場所でしょうか、改めて伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

主に不法投棄される場所といたしましては、夜間などの交通量の少ない道路や農道、人気のない草木が繁茂している場所となっております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

次に、④市道34号線、那覇空港自動車道高架下付近は、家庭ごみや産業廃棄物などが不

法投棄されています。見解をお伺いします。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

市道34号線的那覇空港自動車道高架下付近については、監視カメラを設置するなど不法投棄対策を行っております。そのほか、必要に応じて看板を設置するなど、対策の強化を検討してまいります。また、関係機関と連携を図りながら、不法投棄されない環境づくりに努めたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

こちらにも設置をされて、監視カメラによる、不法投棄の効果について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

効果ということですが、令和3年度に一度だけ事例があり、その際は、警察に情報提供を行っております。投棄者の特定までは至らなかったのですが、その車を所有している会社の特定ができたので、その会社関係者によって廃棄物が撤去されたという事例はあります。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問一

こちらにも市民の方からご相談があり、状況を改善してほしいという思いがあり、今回私も質問させていただいております。監視カメラだけではなく、日頃から付近の除草なども踏まえまして、環境美化に取り組んでいただき、不法投棄しようとする者に対して、きれいな場所を汚すことのないよう、心理的抵抗を持たせて、また人の目があるという意識をさせるよう、対策をよろしく願いいたします。

⑤環境美化に関する条例などへの取組について伺います。

○ 市民部長 上地五十八

お答えします。

本市の環境美化に関する条例としましては、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例がございます。そこでは街の美観を損ねる空き缶、吸い殻等の散乱を防止するために、市民と事業者、土地の占有者等及び、本市が一体となって清潔で美しいポイ捨てのないまちづくりの促進を図ることにより本市の環境美化に努め、良好な生活環境を保全し、市民の健康で快適な生活を確保することが目的とされております。大量のごみや粗大ごみなどの悪質な不法投棄に関しては、法律による規定があることから、現時点において市で新たな条例を制定することは考えておりませんが、まずは効果的な対策方法等について検討をしていきたいと考えております。

○（16番）伊敷光寿議員 一再質問ー

効果的な対策を行う必要があると考えます。例えば先ほどの豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例など、その強化なども含めまして、今後も不法投棄のないきれいなまちづくりを推進していただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時46分）

再 開（13時47分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号19（14番）瀬長 宏議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、瀬長 宏議員の質問を許します。

○（14番）瀬長 宏議員 一登壇ー

では、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、（1）立体駐車場整備についてですが、①商業施設が入るとなっているが、その内容について伺います。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年2月第2回市議会定例会の令和6年度の一般会計予算に関する決議がありました。駐車場のみではなく、まちの顔にふさわしいにぎわいを含めた収益性のある施設になるよう検討することを踏まえ、にぎわいの創出につながる商業施設の立地の実現性について、防災協定等の防災に関する取組ができること、市の実質的な負担増とならないことを条件に、提案者と詳細協議の中で調整を進めてきました。議員ご質問の商業施設の内容といたしましては、防災型立体駐車場に災害時に利用する炊き出し拠点を整備し、同拠点にテナントが入居することで、平日・休日も市民の皆様が利用でき、にぎわいの創出が図られる内容となっております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

たしか前回の議会では、市の新たな負担のない事業となると部長が答弁しておりますが、今回は全く真逆な内容になっているのでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

当該施設に、今回の補正予算で約10億円余りの増額をしております。建物のボーリング調査における地盤、あと擁壁等に関する費用等が約6億円、テナント入居については4億円となっております。この10億円につきましても、今県のほうと緊急防災・減災事業債をもって調整しているところであります。また、

このテナントが入ることによってさらなる収入が見込まれますので、新たな収入として受け入れることによって、市の負担は減少するものと認識しています。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

全くこの答弁は理解できませんが、今回の店舗については、何平方メートルを予定されているのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時50分）

再 開（13時50分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

大変申し訳ありません。今手持ち資料がないので、後ほど資料を提供したいと思えます。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時50分）

再 開（13時53分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

大変申し訳ありません。賃貸面積につきましては420平方メートル、坪当たり127坪となります。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

整備費4億円としているのですが、この金額をどのように精査をされたのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（13時54分）

再 開（13時54分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今回4億円のテナント分の増につきましては、まず中身につきまして、今回受託業者との調整の中で提案をいただきまして、市のほうで担当部署、あるいは技術関係の職員との意見交換をしながら積算を確認しております。その中で、今回テナントが入居することによって、一般認定から個別認定にプランを変更したことに伴う増加分で3億6,500万円。あと個別認定に変更したことによる設計業務等の追加で2,490万円の増額となっています。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

ということは、他社から見積りは全く取っていないということで理解していいのですか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

あくまでも今回は民間提案制度でもって、随意契約は1者と決まっております。その業者に発注するのが普通だと思っておりますので、私たち市のほうで、その出てきた数字について内部で数字を確認して、今回補正予算に提案しているところであります。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

工事の予定価格を決めて、そしてその予定価格の範囲内で予算計上をして、その範囲内で発注するというのが行政の当たり前のやり方なのですが、それが全くなされてない。国土交通省が2023年の1年間、全ての商業店舗建設着工統計調査というのを発表しました。全都道府県あるのですが、沖縄県は商業店舗は坪当たり77万9,000円。これは鉄骨構造のもので、実績としてこのように挙がっていますので、今回127坪であれば1億円です。

要するに、そこに厨房の施設整備などを含めても、当然2億円にはならないというふうに普通見るんですね。それが4億円というのは、とてもじゃないが高過ぎると思いますけどうですか、そういう今の私の意見に対して。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

その前に瀬長宏議員にお話ししたいのが、まず予算を先に決まった後に予定価格の設定に入ります。予定価格の設定は、あくまでも入札前に行うものだということの認識は確認をしていただきたいと思います。

それと高過ぎるかどうかという話であります。今、瀬長宏議員がおっしゃっている基準と、現在の物価高騰の部分、あとそういう人件費の部分等も含まれます。そういうものを含めて、今回の見積り内容になっていると思っていますので、瀬長宏議員がおっしゃるように一概に高いとか、そういう話にはならないかというふうに認識しています。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

これは前年度、2023年の1年間の統計をまとめて、坪当たりの建設単価を国土交通省が出しているんですね。それが5年も10年も前だったらそういう話があるかもしれません。しかし、1年前の実績からしたらあまりにも高過ぎる。これをきちんと見積りも取らないで、職員だけで判断したということ自体が間違っています。

②ですが、提案内容と違う事業となれば、随意契約ができるのか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

採択時の提案内容は、防災型立体駐車場の整備でございました。そこから令和6年2月の第2回市議会定例会の令和6年度一般会計

予算に関する決議にもありましたので、駐車場のみではなく、まちの顔にふさわしいにぎわいを含めた収益性のある施設になるように検討することを踏まえて、提案者と詳細協議の中で調整を進めてきております。今回、防災型立体駐車場に災害時に利用する炊き出し拠点を整備し、同拠点にテナントが入居することで、平日・休日にも市民の皆様が利用できるように活用する内容となっております。採択時の提案内容の趣旨から外れているものではないという認識でございますので、当然に随意契約ができるものと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

提案内容が変更されているのであれば、知的財産という根拠が崩れたものであり、随意契約はやめるべきです。市の商工会が市に対して2021年7月に、地元企業優先使用を要請し、これは市内企業の育成と地域経済の活性化につながるからといって、要請もしています。市長はご存じだと思うのですが、この役所の庁舎、これは相当分割をして、5つに分割をして発注しました。建設本体は28億円、空調設備というのは4億5,000万円程度、電気設備については4億1,000万円、そのほかに弱電、要するに電気を信号に変える弱電、そういうものを分けて2億1,000万円、そのほか衛生設備1億9,900万、このように5つに分割をして、できるだけ市内業者に発注できるように工夫したんです。これまでも行政はそういう地元優先ということで、入札指名においてもそういうスタンスを取ってきました。こういう市内業者を育成し、そして地域の経済の活性化につながるという意味でいうと、今回の知的財産という形が崩れたわけですから、随意契約じゃなくて市内業者に発注する。そして、IT産業振興センター跡の解

体も、わずか10か月で35%物価が上がったという。しかし、10か月で35%物価が上がるはずはないので、そういうところも一括発注じゃなくて、市内業者に見積りを取って競争入札で発注すべきだと思います。

③民間からの提案の採否を行う手順と構成メンバーについて伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今のご質問の前に、今回の提案の工事発注に当たりましては、市内の企業、設備関係で3社の事業者が入っています。それについては、事前にお伝えしたいと思います。

③についてお答えします。民間からの採否を行う手順については、要項の4 提案から契約締結までの流れで示しているとおりでございます。また、瀬長宏議員ご質問の構成メンバーにつきましては、豊見城市市有土地利用対策委員会のことで質問されている前提でお答えしますと、豊見城市市有土地利用対策委員会設置規程第4条において、副市長、総務企画部長、都市計画部長、経済建設部長、市民部長、政策調整監で構成されています。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

文部科学省が出している公募型事業における事業者の選定方法についてということで文部科学省が発信しているのは、この審査委員の選定については、原則として外部の有識者を全部充てなさいと。1、2年以内に出向していった文部科学省の人は入れるなど。つまりは全て外部の人で充てなさい。大阪市の民間活力導入プロジェクト事業提案評価会議、ここの6人の委員を全て外部の委員で、大学の先生がお二人入っている。准教授も入っている。弁護士、不動産鑑定士、全部外部の方が審査をする、選定に当たっている。那覇市

の事業の募集をしている新都心公園パーク P F I 事業について、これも7名のうち、職員が入っているのは課長1人、それ以外は全部大学の先生とかそういう専門的な知見を持った6名の方が審査をやっているというのが現状です。なぜ豊見城は外部の人を入れないで、身内だけでこういう選定作業を行う必要があるのでしょうか。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

まず、私たちの今回の民間提案制度につきましては、内閣府が定める制度にのっとって事業を実施しているところであります。外部の人が必要かどうかにつきましては、私たち内部においても市有土地利用対策委員会でやるということで市長と調整した上での最終的な結果となっております。そのほかに市有財産有効利用審議会というのがあります。外部の委員でやります。その場合を活用するに当たっては、市有財産の有効活用に関し必要な事項について調査審議するとしております。これはあくまでも諮問機関でありますので、市長が諮問する必要があると認めた場合に開かれるものと認識しております。直近で言いますと、令和元年に与根西部地区土地地区画整理事業の市有地活用等があります。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

本来は公正で公平、そして専門的知見をもって、こういう提案については妥当なのかどうかというのは、専門的な知見が入るべきだと思うのですが、そういうことが入ってない。それをあまり問題意識を持たないということ自体が、私は大変問題だと思います。

(2) サーブマシン購入事業について。

①契約が履行されていないことを知ったとき、原因をどのように把握されたのか伺い

ます。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の件につきまして、4月6日に市民の方から市長に、サブマシンが納品されてないとの情報があり、私のほうに確認がありましたので、担当課長へ連絡し、納品が遅れている事実を確認し、週明けの4月8日に状況報告するよう指示をし、その報告時に納品が遅れている原因について把握をしたところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

2月9日に契約をして、4日後の2月13日には「3月中には入りません、契約が履行できない」という連絡があったわけで、この3月中に納品できないかもしれないという話は契約のときにはあったのかどうか。そこはどうなのですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご指摘のところ、契約後2月13日に「納品遅れの可能性がある」というメールがあったことは事実であります。ただ、さきの議会でもご答弁いたしました。令和6年3月15日、業者より4月14日頃になる可能性が告知されたということ時点では、おおむね遅れてくるだろう。ただ、それでも可能性があるということで担当課は判断した。このようなことになったものと理解をしているところでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

そのメールを見て、このようにルート変更の話がメールで伝わっているのですが、紅海、紅い海、紅海ルートじゃなくて、変更してアフリカ喜望峰の経路になるというふうに言っているのですが、普通だと40日かかると。し

かし、10日ぐらい延びますという、そういうメールでもあるのですが、実は去年の12月時点では、マスコミ報道でイエメン沖の攻撃を避けるため100隻余りコンテナ船が紅海ルートをアフリカ喜望峰経由に変更している。残りは陸路に変えていると。つまり12月時点では、ルートはアフリカの喜望峰のほうにルートをシフトしていると。そういうのが分かっているはずなんですね。そういうことでは、業者からルート変更があり得るとの話は、この2月13日のメール以前には全くなかったということですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時08分)

再 開 (14時08分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

状況を今の時点から鑑みますと、確かにそのようなことも有り得ただろうということは考えられますが、その時点ではそういう認識を持っておらず、かつ、2月13日には遅れる可能性について言及がされておりましたので、間に合うこともあるだろうということで担当課は判断をしたものと考えております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

では伺いますが、50日かかるだろうと。ところが、実際は5月10日前後に納品されている。つまり93日かかっているわけです。それはあまりにも異常ですよ。それは不可抗力なのか。そういう意味でいうと、どのように、この遅れるということについては精査して調査されたのでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

どの時点で遅れるということについて精査

したかということでは、その時点によって異なってくることだと思っております。基本的には3月の時点では、原課では遅れる可能性は大きかったですけれども、まだ可能性あるだろうというふうに誤った判断をして、繰り越しの手続をしなかったということであります。判明したのは、先ほど来話している日付でございますので、その精査という議論でいうと、その時点ではもう既に遅れておりましたので、詳しくどこの何日というところまでは、その時点で確認をしておりませんでした。ただ、徐々に日がたつにつれて、いつに納品が可能であるということが判明してきて、先ほどありましたとおり、納品が5月16日ということになったというふうに理解しております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

聞いているのは、具体的に資料などを基に、向こうから何日に出航して、どの港を経由して、そしてどの港で予定以上に停泊して、そして93日もかかったという根拠になるような資料をもって、皆さんは部長が当然出向いて、担当課長も含めて、向こうの業者の説明を受ける。それでもって不可抗力なのか判断するというのが、皆さんの仕事ですよね。それはやらなかったということですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

この件につきましては、基本的に遅れるということが3月末ぐらいからはっきりしていく中で、どの程度遅れてくるかということについては、実際は船便がいつ着くかということでもあります。その他の手続が遅れたということではなくて、船便がいつ着くかという議論について遅れが、実際としては船便のコンテナから出されて配送し、組み立てをし、納品がされるということになってくるとは思い

ますけれども、基本的に船便がいつ着くかということにつきましては、船便が着いた時点でないとコンテナが出せないということはもう明白ですし、そのことについて不可抗力、船がいつ着くかということについて幾ら先議をしたとしても着く日にしか着かないわけですから、そのことについては詳しく議論をしたことがございません。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

不可抗力に当たるのかどうかを、きちんと資料をもって判断するのが筋じゃないのですか。実際50日では、アフリカの喜望峰からルート変更しても着くのが93日かかっている。それは、これによって被害を受けたわけです。使いたいときに物がなかったと、大変迷惑を受けたと。契約上は、相手に対して損害金を請求できる場合もある。場合によっては、契約を解消することもできる。それによって、何でこういうことをできるのかといたら、調査の結果、皆さん不可抗力ではない。要するに、皆さんにも責任があるのではないかという判断もできるわけです。そういうときにはきちんと資料を出させて、どういうルートで来た、どこの港に何時に着いたなど、分かるような資料を出させて、これが本当に不可抗力なのかというのを把握する。そういうのもやっていないということは、これはちょっと考えられませんね。

②4月8日に市長へ口頭報告されているが、報告の内容について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の4月8日の市長への報告につきましては、9月定例会において瀬長宏議員の質問にて答弁させていただいておりますが、令和6年3月31日を納期限としていたバレー

ボール用サーブマシンがその時点で納入されていないこと。その納入が遅れた原因が、海賊の出没等の影響による航路の変更によるものであったことを報告しております。また、その事務手続については、繰越明許の手続を取っておらず、完了見込みとして3月29日付で納品されたものとした事務処理が行われた内容の報告となっております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

県へ虚偽の報告をしているのですが、これはやってないのですか。それと、先ほど繰越しの話をされましたが、これによって一括交付金をもらえない可能性が出てきたという話は全くしてないのですか。

○ 教育部長 赤嶺太一

先ほど答弁したとおりの内容となっております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

本当にこれは、私も職務怠慢だと思います。重大事案だと、教育部長は議会で答弁されました。重大事案であれば、その4月8日に市長へ報告に行く前に、1時間程度、担当課長、職員呼んで聞き取りをして、どういうことがあったのか。なぜこのようになったのか。事実関係を一定はつかんだ上で、そしてこれが一括交付金をもらえない可能性が出てきたということを含めてきちんと市長に報告をして、そしてきちんとした文書を後で出させるというのが普通だと思うのです。それをやってないということは、私はこれは行政の在り方としては間違っていると思います。

③4月8日に業者から「納品は4月下旬から5月上旬」との報告があるが、教育部長にはいつ報告されたのか伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

議員ご質問の件につきましては、4月8日の夜遅くに業者より納品の見込みのメールが届いており、翌4月9日に担当課より報告を受けているところでございます。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

私としては、この30何年も議会活動やっていて、こんな行政の在り方というのは初めて経験します。残念ですが。

（3）教育行政について。

①学校いじめ対策委員会の構成と活動内容について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

校内いじめ防止委員会の構成につきましては、各学校により異なりますが、多くの学校では校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター、各学年主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等で構成されております。校内いじめ防止委員会の活動内容につきましては、いじめ問題について個人での抱え込みを防ぎ、組織的対応が図られることを目的としており、いじめの認知、いじめの対応、原因、背景、具体的な指導、対応方針について共通確認をし、共通実践につなげていく確認の場となっているところでございます。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

いじめ防止対策推進法の第18条では、専門的な知見を持った方をそういういじめ防止対策の委員として活用しなさいと。そういう努力義務なのですが、そういう意味でいうと、今それぞれの学校単位での委員会には、外部の専門家は入っていないということですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時17分)

再 開 (14時17分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現時点では、学校のほうでは外部の委員が含まれている学校はございません。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

上田小学校のいじめ防止基本方針というのを見ているのですが、これは毎月1回定例会で委員会を開いていると。これは小中学校全体で毎月定例会を月に1回程度は開催されているのかどうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時18分)

再 開 (14時18分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

教育委員会としては少なくとも年に4回程度の開催を求めているところではありますが、先ほど議員からもありますように、上田小学校、その他の学校等では独自に定めて、定期的に行っているという例はあるようでございます。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

できたら統一して、月に1回程度はこういう情報交換、共有の場をつくるべきだと思いますが、職員のいじめに対する研修はどうなっているのでしょうか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時18分)

再 開 (14時19分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

各学校で行っていることでございますと、年度初めに、その対応方針等について職員会議、またはその会議の中で示達されていて、確認がされているということが一点ですね。あと、学校ごとにいじめ、もしくは生徒指導上の課題等について、適宜研修が行われているということが一点です。あと、本市におきましてもスクールロイヤーを任命し、それに関わる研修も学校の先生に対して行っているところでございます。また、学校長につきましては、週ごとにいろいろ先生方の指導だとか、そういうものを確認する場面がございます。その中で各個別の生徒の指導について、いじめの事案も含めてどのような指導がいいのか、事案の共有等も含めて、学校では週1単位では、各校長先生から先生に至るまで課題のある児童、もしくはいじめがある児童等については、課題や対応の方針についての共有がなされているものというふうに理解をしております。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一再質問一

では、②小学校にいじめ対応の専任教師配置について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

これはかねてより、議員からはご質問のあるところではありますが、いじめ防止対策に従事する専任教員職員配置につきましては、現在配置がございません。現在、市内各4中学校にいじめ不登校問題行動に対する未然防止、初期対応、自立支援を目的に、児童生徒支援加配教員が配置されております。小学校にお

いても配置が必要であると考えていることから、沖縄県に対し、小学校についても配置できるよう希望を出しているところでございます。市でもって任用するという方法もあり得るということは理解をしておりますが、ただ、実際いじめ対策等につきましては、やはり正職の先生の中できちんと体制を組んで取り組むことでないと実効性が担保できないのではないかというふうに考えているところでございます。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

文部科学省は、次年度から全公立中学校に不登校やいじめの対応に専任できる生徒指導担当教員を配置すると。これは何年間かけてなのですが、来年度は1,380人配置するというふうに報道されました。いじめの2024年、文部科学省が発表した件数は73万件で、前年度から5万件増えていると。気になるのが、1,000人当たりのいじめの件数はどうなるかというと、中学校に対して小学校の方が2.5倍、いじめの件数が多いんですね。中学校にそのように公的に職員配置、専任の配置がされるのであれば、小学校にもっともっと力を入れて、今不登校も問題になっていますが、不登校、いじめに対応できるような専任の教員の配置というのは、市の予算を充ててもやるべきだと。支援員みたいな形で。そういうのは可能なのでしょうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今ご指摘のところもあると思っております。ただ、一方では、いじめに関しては小学校の認知件数が多いということは、その学校が多く把握をしているという、きちんと見取りをしているという部分と、中学校には、やはり潜在化して顕在化しづらいという状況を踏ま

えて、複雑化する中で教員の配置があるものだと考えております。確かに小学校についても、支援員を配置することに伴って、いじめの対応について効果があるものと理解をしているところでございます。しかしながら、一方で特別支援、その他支援員については、多くの一括交付金の事業や単費を使って配置をしている状況にあります。加えて配置できるかということにつきましては、市長部局とも協議をしながら、また不登校対策に係る経費等も見ながら、総合的に考えながら、配置については検討を進めてまいりたいと考えております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

③学校図書館図書標準達成率について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

本市の学校図書館図書標準達成率につきましては、令和6年10月1日現在で、小学校については8校のうち2校が100%以上で目標を達成しておりますが、残りの6校については未達成の状況となっており、平均の図書充足率は96%となっております。また、中学校については100%以上の目標を達成してきている学校はなく、平均図書充足率は84%となっている状況にあります。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

それで気になるのが、予算計上において、教育部長から2日前に、次年度に向けての予算要求、こういう予定ですと。それについては、地方交付税算定額を参照しているというふうに見て捉えていいのかどうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

地方交付税交付金につきましては、それに

見合ったところで配置されているかというところは、現時点で私は把握をしておりません。その理由につきましては、教育予算につきましては、実は交付税交付金で算定されている以上の予算が支援員も含めて投入されておりまして、ここだけをもって財政にこうつけてくれというところは非常に言いづらい状況もあって、全体バランスの中で予算が決まっていることを考えますと、現時点では、この中で努力をしていく必要があるだろうと教育委員会としては考えているところでございます。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

予算としては、私も計算してみました。市の状況ですが、標準財政規模としては133億円。それに対して標準税収入額88億円で、足りない分、大体42億円余りが交付税措置されていると。そうすると、普通にはじき出すと31%が交付税で算定されて入ってくるだろうと。そうすると、今小学校は227学級、これは1学級当たり40万7,000円で計算すると9,238万円。これに31%を掛けると、2,864万円は小学校の分でも本当は交付税措置されていると。中学校は1,780万円。実際、今回標準数に足りていない小学校で4,009冊となっているのですが、全国図書館協議会、これは今年の1月から6月までの実態を全部調べて、選定された図書の平均額をはじき出しているんです。小学校でいうと1冊1,942円で実態は購入していると。これから計算すると、とてもじゃないが足りないのです。次年度の要求額では。中学校は530万円要求予定ですが、これからはじき出してくると7,700冊足りていないということなので、中学校は1冊2,020円、平均額で購入していると。要求に対して1,561万なんですね。市長、これはよく把握されて。足りていないのです。充足し

てないのです。その辺は配慮していただきたい。

気になるのは、今図書館にある本の選定方法や、あるいは廃棄、各学校でそういう基準を設けているのかどうか。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

各小中学校ごとの図書選定基準、廃棄基準につきましては未策定の状況であります。公益社団法人全国学校図書館協議会が定めた全国学校図書館協議会図書選定基準を参考に、図書を選定している状況にあります。第6次学校図書館整備等5か年計画におきましても、学校長は図書の選定基準及び廃棄基準の策定に努める旨、記載されておりますので、学校長に対し指導助言をしまいたいと考えているところでございます。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問ー

学校では、校長先生が図書館長に位置づけられると仕組み上なっていて、文部科学省からは、そのように位置づけられていますと。そして、図書の選定基準及び廃棄基準の策定に努めるようということで努力義務なのですが、文部科学省からは、とにかく廃棄しなければならない。今の時代に合わない数字をもって本ができています。そういうのは廃棄する。それは市長だけの判断ではできない。当然、最終的な校長先生の判断で廃棄するかどうかを決めるのですが、そういうところできちんと基準を策定するということを早めにやっていただきたいと思います。

あと、(4)待機児童については、①についてはもう10月の経緯の報告は今なくなっているということで質問しません。

②保育士増員への取組について伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育士確保対策としまして、国や県の補助を活用し、新規採用した保育士の宿舍借り上げ費用の一部を補助する保育士宿舍借り上げ支援事業、県外からの保育人材確保のための県外保育士誘致支援事業、正規雇用の増員を図った認可保育所等を支援する保育士正規職員雇用支援事業、また保育士を目指す市民への支援としまして、保育士試験受験者支援事業などの事業を実施しております。加えて、市の単独事業として、保育所等が新規採用した保育士へ就職準備金を支給した場合に、その一部を補助する保育士就職準備金支援事業を実施しております。保育士確保対策につきましては、継続した取組が必要だと考えておりますので、今後も継続実施を前提としつつも、優先度や必要性、費用対効果も考慮の上、拡充の可能性についても併せて検討をしております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

今いろいろ事業が答弁されました。幾つか本当に執行率が思わしくない。これは当初予算で比較すると、保育士宿舍借り上げ支援事業は当初予算に比べて74%の執行、保育士就職準備金支援事業64%、保育士正規雇用支援事業においては26%、県外保育士誘致支援事業は全く支出がなかったのです。なぜこうなっているのかという点では、この支援の在り方、内容について不十分さがあるのか。それとも、それに対応できるような職員が足りないという状況があるのか。そこはどのようなですか。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

保育士宿舍借り上げ支援事業や保育士就職準備金支援事業などの補助事業につきまして

は、各保育施設等が取り組む保育士確保を財政面で支援することを目的としております。各種事業の予算につきましては、毎年度各施設へ要望調査を行い、過去の実績を踏まえた上で計上を行いますが、施設の事情により補助の活用に至らないケースもあることから、執行状況は年度により増減をいたします。そういう予算の組み方というところなので、職員が足りないとかそういう理由での執行率ということへの影響ではないものと考えます。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

③小規模保育所について伺います。

○ こども未来部長 森山真由美

お答えいたします。

小規模保育施設につきましては、子ども・子育て新制度の中において、地域型保育事業として位置づけをされております。小規模保育事業は、認可保育施設における待機児童問題を受け、これまで認可外保育施設として運営されてきた事業を児童福祉法に位置づけ、保育の質を確保する事業として行われているものと認識をしております。令和6年4月1日時点の待機児童数は19名で、その内訳が1歳児9名、2歳児10名となっている一方で、4月1日時点における市全体の1歳児及び2歳児の児童数及び申し込み者数は、前年度より減少している状況にあります。待機児童対策は喫緊の課題となっておりますが、小規模保育施設を含む施設の新設は計画的に行うものとされており、就学前児童数が減少傾向にあるという現状、また、特に小規模保育施設については2歳までの在園となることから、そのニーズも考慮しますと、慎重な判断が必要であると考えております。

○（14番）瀬長 宏議員 一再質問一

小規模保育事業所はこれまで19名、それが

弾力化で3名増やしていい。今や6名増やして25名まで預かっていい。3歳児問題があったのですが、3歳児以上の条件が合えば預かっていいというふうに、環境が大分変わってきています。そういう意味でいうと、市長、児童福祉法第24条に、待機児童がいること自体は違法行為になりますので、そこを踏まえて対応していただきたい。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (14時34分)

再 開 (14時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

—— 通告番号20（3番）新垣繁人議員 ——

○ 議長 外間 剛

次に、新垣繁人議員の質問を許します。

○（3番）新垣繁人議員 一登壇一

皆さん、こんにちは。今定例会最終の一般質問となります。トップバッターを務めます。失礼しました。ラストバッターですね。すみません、ボケていましたので。ラストバッターを務めます。会派城の風、新垣繁人です。よろしくお願いします。

一昨日ですか、議会だより委員会の皆さんが各会派の写真を撮るということで、撮ったのはよかったのですが、ちょっと髪がぼさざりしてしまっていて、それはまずいなと思って、その日ちょっと髪を切りに行ったのですが、切ったのはいいのですが、今度は頭が寒くなっちゃって、この時期はもうだんだん寒くなっていて、忘年会シーズンですとか、これからクリスマスとかいろいろあるのですけれども、皆さん、風邪をひかずに、ダンパチ風邪というのものもあるかもしれないので、そこはまた気をつけていただきながら、みんな

でまた年末年始迎えたらいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

それでは通告に従いまして、一般質問を行います。

今回はちょっと順番を(1)、(2)、次に(5)、(6)、(3)、(4)の順番で行かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(1)安心安全なまちづくりについて。

豊崎自治会から申請が上がっています防犯灯（市道284号線）及び防犯カメラの設置について、本市の対応ということでありますけれども、この場所は先ほど仲田政美議員からも質問がありましたし、今回防犯灯・防犯カメラについては新垣亜矢子議員からも質問されております。これまでの質問の中では、たしか、ここはしっかり自治会のほうから要請が上がった際には、優先も含めて進めていくということを答弁いただいていますので、できる限り、また前向きな答弁をよろしくお願いします。

○ 議長 外間 剛

当局の答弁を許します。

○ 市民部長 上地五十八

お答えいたします。

議員ご質問の豊崎自治会から申請された防犯灯・防犯カメラの設置につきましては、令和7年度に内閣府が実施を検討しております防犯灯・防犯カメラ等緊急整備事業に向けた要望調査のこととしてお答えいたします。本事業については、9月の内閣府の事業説明を受け、10月15日開催の自治会長会にて事業内容の説明を行い、本事業が実施された場合の要望の有無について確認を行いました。今後市民の安全安心の確保を図るため、自治会からの要望を取りまとめ、所管の警察署などと意見交換を行いながら、国の補助事業や本市

の予算措置状況を踏まえ、事業実施に向けて進めてまいります。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

早速ですが、私たち会派もこれから実は調整するのですけれども、喫緊の課題だということもあって、早速来月にでも一括交付金ということもありますので、できる限り内閣府のほうにも、私たちとしても予算要望を改めて、予算があるにしても豊見城の配分も含めたアプローチをしに行きたいと思っていますので、しっかり予算確保できた際には、早急な対応をよろしくお願いします。

続きまして、(2)二十歳の集い（成人式）についてということで、これはこれまで新垣亜矢子議員、宮城恵議員も質問しております。私も今回初めてこの質問をさせていただくのですが、質問に入る前に、最初に私の着地点をお伝えします。合同でやってほしいというわけではないです。分散型でも全然よろしいです。ただ、私が今回お願いしたいのは、今の成人式、当日に至るまでの背景、まず公募をかけて成人の方々を募って、そこで保護者の方々も募って、各3中校区に分けて、大体5、6回ぐらい実行委員会として議論すると思います。議論をするに当たって、各中学校区ごとに補助金申請をするのです。補助金申請して初めて、そこで各校区ごとに10万円いただけると。だけど、この10万円をもちろんオーバーする分に関しての予算というところは、今どういう状況が起きているかといいますと、新成人の方々、そして保護者の方が一緒になって自治会長会に行って寄附をお願いしているのです。そこではかの民間さんとか、寄附をお願いして、そこで今予算が成り立っているというところが、私はいかがなものか

など。分散でやるのもいいけれども、本来の運営主体として、市もしくは教育委員会で本当は祝ってあげる場なんじゃないかと。「成人おめでとう」と。そして、そういう意味では予算を補助金申請するから交付するではなくて、既に予算を確保していただきたいという、まずそういう在り方を変えていただきたいところからの着地でありますので、よろしくお願いします。それでは質問に入ります。

③二十歳の集い（成人式）の今後の在り方について、本市の見解を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

現在、各中学校区による分散開催、または3中学校合同による開催などの声が、これまでのアンケート等で挙げられておりますが、主役となる二十歳の皆様の意見を尊重しながら、式典の在り方については今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

続いて、①二十歳の集い（成人式）の目的や意義について、以下を伺います。

(ア)市長の見解を伺います。

○ 市長 徳元次人

お答えしたいと思います。

成人年齢が18歳に引き下げられ、本市においてもこれまでの成人式からはたちの集いへと名称を変更しまして、式典が開催されているところであります。はたちの集いは、二十歳という人生の大きな節目において、責任ある大人としての自覚をするとともに、大人になるまで様々な形で支えてくれた周囲や社会に対しての感謝する機会であり、また大人としての門出を市や地域が一体となって祝う、大変意義のある儀式であると考えております。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

続きまして、(イ)教育長の見解を伺います。

○ 教育長 赤嶺美奈子

お答えします。

私個人としては、市を挙げて二十歳の節目を祝うことが大切であると考えております。本市の教育目標の「ゆめ」「まなび」「ひと」を大事にする響むまちの教育でありますけれども、その人の育成の目標には、郷土の自然や文化に誇りを持ち、心身ともに健康で主体的かつ協調性を持って社会に貢献する市民の育成を図るとうたわれています。市を挙げて祝うことが、豊見城市を支え貢献するという気持ちや郷土愛が若者に育むのではないかと考えております。現在、各学校単位で二十歳を祝う会が開催されていることについて、賛否両論あるのは存じております。二十歳を迎える皆様が学校単位の開催を強く望んでいる声がある一方、実行委員の皆様や保護者の皆様にいろいろな負担がかかっているという声も聞いております。二十歳を迎える皆様、そして祝う会に向けて支えていらっしゃる皆様の意見を掌握して、今後関係する課と双方の意見に寄り添いながら、また分散開催に至った過去の経緯も踏まえながら、式典として祝う形にするにはどのような形が望ましいかなど、今後協議していきたいと思っております。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

ありがとうございます。

本当に成人式の意義というのは、市長、そして教育長が今おっしゃった形で、ある意味、もう日本の文化の一つなのかなと思っています。時代に合った成人式かもしれないけれども、でも、変えてはいけない文化でもあると思うんですよね。やはり新成人を祝ってあげる。それはもちろん自治体、そして地域や企業が

祝ってあげる場でないといけないのかなと思っています。

そこで、②二十歳の集い実行委員会について、以下を伺います。

(ア)実行委員の公募など、その選定方法について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

毎年、市ホームページ及び市広報紙で二十歳を迎える方を対象に実行委員を募り、各中学校ごとに集まったメンバーで相談をいたしまして、中学校区ごとの実行委員等を決定しているところでございます。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

例えば広報とみぐすくとかで公募をかけるじゃないですか。大体６月ぐらいですか、公募をかけているのが。公募をかけて、実際各中学校区に「じゃあ、やります」って本当に参加されるメンバーというのは何名いますか。要は、結局公募かけても集まらないから、実は裏で「すみません」、ちょっと顔見知りの方に教育委員会から人数集めていませんかと、そういう実態になっているのか。それとも、ちゃんと公募をかけたら毎年集まってくれているのか。その状況を教えてもらっていいですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（14時55分）

再 開（14時56分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

公募という手続を取っておりますが、実際はお声かけをして実行委員になってもらって

いるという現状があることは事実でございます。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

多分公募をかけてもなかなか集まらないのが、今の状況なのかと私も感じていまして、地域性もそうですよね。例えばPTA、PTCAにしても、なかなか役員をしていただける方もいなくなっている時代ですし、自治会の加入率も低くなっている。昔あった青年会ももうなくなっているという中で、そういう公募をかけてもなかなか集まらない時代、時期に来ているのかというところを本当に感じています。

そこで、(イ)実行委員会の役割等について伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

実行委員会の役割といたしましては、式典日程や会場の決定、そして各中学校の特色を出した式典の企画及び運営となっているところでございます。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

この実行委員の行う役割というのは、ある意味もうほとんど主体としてやっていくところもあるかと思います。先ほども言いましたように、補助金申請したり、プログラムを考えたり、そこで必要な備品とかをまた教育委員会の事務局とも連携を取って押さえたりとか、あと前日、当日の準備、片付けの流れもそうですけれども、それを全部話し合いをしたいと思います。そういう意味で、確かに私が言いたいのは、「新成人の方々に全部させては駄目だよ、保護者にさせては駄目だよ」と言うわけじゃないです。時代に合ったやり方をしなきゃいけないのではないかというところでもありますので。

そこで、(ウ)実行委員会の開催状況、参加者とか参加人数を伺います。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今年度は11月までに準備委員会といたしまして、3中学校区合同で5回開催しております。二十歳の代表や保護者、地域の方など、延べ79名の方が参加しております。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

延べ79名ということで、多分ほとんど長嶺中学校のメンバーが多いのかと。あと、豊見城中学校ですか。

今回は川満玄治議員も長嶺中学校の実行委員でありまして、新垣亜矢子議員も豊見城中学校の実行委員で、私は伊良波中学校の実行委員なのです。長嶺中学校はとても集まりがよくて、次に豊見城中学校がよくて、今回は別に成人の子が悪いとか、保護者が悪いわけではなくて、たまたま今年の伊良波中学校校区は集まりが非常に厳しいのかと。私は第2回かな、ちょっと参加したのですけれども、最近もありましたよね、第5回目ですか。その時はもう保護者が4名です。新成人の子が1名。でも、これは最終の打ち合わせなのです。けれども、初めて来た子なのです。流れももちろん分からないですし、保護者4名って言ったのですけれども、伊良波中学校校区は昔からの実行委員のしきたりがあって、現役のPTA会長が入るというふうになっているのです。長中校区、豊中校区は違いますよ。それで私実は、別に成人の子がいるわけじゃないんですけれども、豊崎中学校のPTA会長ということで、私と伊良波中学校のPTA会長と、前回の伊良波中学校のPTA会長で、あとは実際に新成人がいる保護者の方。だから、実質本当に保護者の方は1人、新成

人も1人、毎回1人、2人集まるか集まらないかなんです。私たちも次の時代に移るときに、それが流れで持っていけるかって、なかなか厳しいとなったときに、本当に正式に公募をかけて来るかといっても厳しいとなると、この成人式の在り方というか、存続自体、継続していくこと自体がもう厳しい状況なのかと。だからこそ、さらに実行委員をやったとしても、補助金申請して初めて10万円いただいて、足りない部分はさっき言った寄附金活動、「祝ってください、祝ってください、お願いします」「祝ってください、募金してください」と。どうかなと、私、本当に思うんです。成人は祝ってあげなきゃいけないと思うのですよね。だからこそ、3校区に分けるのは全然いいんです。実行委員会をやるのも全然いいと思います。形を変えてですね。ただ、やはり主体は教育委員会とか、市の方でやっていただきたいと。予算化してほしいと思うのです。毎年、3中校区分。今年度はもちろん間に合わないで、できれば次年度からでも。もちろん今回終わった後に、成人の方々の意見も聞く場はあると思うのですけれども、多分その年その年の成人の子たちは、「ああ、楽しかった」と多分言うとは思うのです。それは全然楽しいはずなのです。だけど、時によっては、年によっては、成人式すら危ういかもしれないというのがありますし、実際私も細かい話、実行委員会の通帳ですか、もうわけも分からず、とりあえず預かってはいるのですが、次誰に預けていいか分からない状態です。今から話合いをするのですけれども。そういう状況ではなくて、やはり祝ってあげる場にしていきたいというところでもありますので、もう一度確認したいと思います。

もう一度、③です。二十歳の集い（成人式）の今後の在り方について、今議論したことも含めて、見解をもう一度お聞かせください。

○ 教育部長 赤嶺太一

お答えいたします。

今、ご指摘のところを大きなところから申し上げますと、一つ、市として祝う必要があるのではないかと。新成人自らが実行委員会を結成して、自らが動いてという式典ではなくて、市が祝う式典にするべきであろうというご意見だと。もう一つは、それであるがゆえ、成人式に係る費用は今現在10万円を補助金として出しているということでありますけれども、そういうことではなくて、きちんとかかる費用について確保し、寄附金集めやその他の活動がなくていいような形にできないのかというところが2つ、大きなお話だったというふうに理解をしております。その問題点も含めて、次年度はその問題解決できるような形で検討を進めて、すぐに解決できないことがあれば徐々にでも、本来皆さんが納得できるような形に持っていければというふうに考えているところでございます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問—

先ほど市長も、そして教育長も、教育部長も、やはり祝ってあげればというのはもう一致しているわけですから、祝ってあげましょう。私たちなら、また時代に合わせたやり方ができると思っていますので、今の時代に合った、分散してでもいいんです。それなりに予算をして、みんなでちゃんと祝っていくような成人式にこれからできればいいなと思っていますので、ぜひともご検討よろしくをお願いします。

次に行きます。続いて、(5)民間活力導入制度について。これもリアルタイムでありま

すので、今回も入れました。

①防災機能を有した立体型駐車場整備の進捗状況を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

令和6年2月の第2回市議会定例会の令和6年度一般会計予算に関する決議を踏まえまして、提案者と詳細協議を進め、炊き出し拠点等を有する防災型立体駐車場の整備に関する予算を本定例会にて議案を提出させていただいているところでございます。市議会にて議案が可決された後には、詳細設計等の委託契約と旧IT産業振興センターの解体工事の請負契約の締結を進めてまいります。旧IT産業振興センターは、旧豊見城村役所の庁舎を活用した施設であり、思い入れのある市民の皆様が多数いらっしゃると思いますので、棟下式を執り行いたいと考えております。後日、議員の皆さんにもお声かけいたしますので、ご出席のほうをよろしくお願い申し上げます。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

今回宜保龍平議員も質問していますので、詳細等については少し把握できました。

これからテナントも入ってくるというところで、防災協定を結びますと。炊き出し拠点も含めた防災協定になってくるかと思うのですけれども、改めての確認であります。

この緊急防災・減災事業というのは、まず起債事業としまして充当率が100%、その100%の元利償還金に対して、70%が交付税バックと。駐車場の収入、そしてテナントからの収入でその返還金については充てていくという、まず考えが変わってないかをお聞かせください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今、新垣繁人委員がおっしゃるように、起債に対する元利償還金の交付税措置が70%あります。駐車場の使用料、あとテナントの利用料金等がありますので、それでもってこの事業を運営していきたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

たしか民間活力導入制度の公募は、昨年の6月ぐらいからされていたのかと記憶しているのですけれども、ホームページ等でですね。そのときにいろいろな項目あって、確かに「まちの顔」ITセンター周辺地区、そしてまた豊見城市の庁舎の駐車場、ほかにもいろいろな詳細、工程があったのですけれども、そういう感じで項目で挙がっていたというところで、今回はこの2点を業者の提案でもって来たのかと思っております。そもそも豊見城市の庁舎の駐車場というのは、まちの拠点の整備計画の中でもやらなきゃいけないというのはこれまでもうたっていますし、多分議員全員が見ていますし、そこは理解できる場所の一つにはなってくるのかと。ただ、私たち、今回令和6年度の新年度予算のほうで、やはり決議を上げさせていただいております。この決議をしっかりと本当に重く受け止めていただいた中で、習い事の事業もそうですけれども、今回も本当ににぎわいを出す意味での商業施設、本当に検討させていただいてありがとうございます。ただ、この商業施設が入ることによって、その部分だけが、確かに緊急防災・減災事業債の対象外になってしまうのは私たちとしても心苦しいことでありますので。ただ一つ、確認したいのが、ここを皆さんも分かってほしいのは、そもそもこの緊急防災・減災事業債というのは、いつまでも申請できるものではないんだと私は認識してい

ます。要は時限措置だと思うんですよね。たしか令和7年度までしか申請できなかったと思いますけれども、それは認識は当たっているかお聞かせください。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

今新垣繁人議員がおっしゃるように、令和7年度までの時限的な措置となっております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

令和7年度を逃すと、今後いろいろな提案の中で、やはり駐車場が必要だとかいろいろな整備が必要だとなったときには、今言う緊急防災・減災事業債が使えなくなるということになると思うんです。そうすると、新たな本当の意味での市の負担が出てくる可能性もあるという意味では、やはり今が本当にここは政治判断だと思っております。やらなきゃいけないのはやらなきゃいけないと。私たちはその決議を出した責任がありますから、先ほど防犯灯・防犯カメラで来月内閣府に行くという話をしましたが、ここは私たちも、これは総務省になるかと思うのですが、実際解釈、今調整されていると思うんです、県の方と。緊急防災・減災事業債で認めてくださいと。多分やり取り中だと思います。ここは私たちもプッシュしていきたいと思っています。国のほうとの解釈も含めてです。あのビニールハウスをやったときのように。「解釈として間違っていないよね」と。「そこは自信持って、じゃあ県に伝えてください」と。できる限りのことはやっていきますので、ここは一緒に力を合わせて。やはり決議を上げたからこそ、責任はありますので、そこはやっていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

続いて、今回民間活力導入制度は、たしか

試験的運用だったと思うんですよね。テーマ型として。だけれども、今後はいろいろな自由型を出してもいいのかと。市長公約の一つでもある富を生むというところも含めて、自由型を含めてやっていただきたいと思うのですけれども、②「テーマ型」から「自由型」公募を行う考えはないか見解を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

引き続き、テーマ設定型の試験的運用を継続しながらではございますが、他自治体で運用しているような自由提案というものが一つの目標かと考えておりますので、他自治体の動向等を注視しながら、調査研究していきたいというふうに考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

ぜひよろしくお願いします。

続きまして、(6)国民健康保険について。

今定例会、議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について、以下を伺います。

(イ)改正に至るまでの経緯について改めて伺います。

○ 総務企画部参事監（市民部参事監兼務）
奥濱真一

お答えいたします。

平成30年度以降の国民健康保険事業は、県が財政運営の責任主体となり、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内全市町村で、所得水準及び医療費水準に応じて納付金として県へ納付することとなっており、市町村は、県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定・徴収して、都道府県に納付金を納める仕組みとなっております。これまで本市の国保財政は慢性的な収支不足であったことから、

令和元年度と令和4年度合わせて約15億円余を一般会計から補填し活用しながら、令和6年度、保険税県統一に向けて財政運営を行ってまいりました。沖縄県国保運営方針第3期におきまして、県内統一は先送りとなりましたが、納付金につきましては、同様に県が示す標準保険料率による保険税額で賄われることから、今後国が目指す保険料水準の完全統一に向けて、国保税が急激に増加し、国保被保険者の過度な負担とならないよう、徐々に県が示す標準保険料率に近づけていく必要があることから、今般の税条例一部改正に至っております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問一

今回本当に徳元市政として、苦渋の判断として今回議案を上げていると私は思っております。私たちもやはり先送りするものなのか、それとも今でしっかり解決して段階的になっていくものか、本当にいろいろな会派の中でも話し合って、苦渋な決断を取っております。ただ、今現時点ではちょっと残念なことに、去る教育民生常任委員会の中で共産党が反対されたのですけれども、私の周りには、ある意味共産党のファンがいて、よく私のほうに「繁人さん、赤旗新聞また出ているよ」という感じで持ってくる共産党ファンがいるのですけれども。そこで見たらちょっと残念だなと思うのが、「もうちょっと工夫してほしいな、新聞」と思うのが、こう書かれているんです。これは委員会の始まる前だからあれなんですけれども、12月、これは新聞の中です。担当はちょっとどなたか分からないのですけれども。12月定例会は3日から始まります。13件の議案と専決処分や報告案件が5件、そして陳情5件が審議されます。国民健康保険税の引き上げが提案されています。毎年度赤字が続いているので、均等割を50%引き上げ

て、1人1万7,200円を2万5,800円に引き上げる提案です。また、水道料金は、県の料金が引き上げられたので、市は25.5%引き上げる提案をされていますということで、経済建設常任委員会のほうでは水道料金の値上げ、多分賛成されていると思います。県が上げたからみたいなことを言っていますが、市は国保に関しては、赤字があるから今回上げるんだみたいな表現をされていますけれども、どうかと。ただ、そもそも切り取られてはいけません。よくマスコミもやるのですけれども、今を切り取るのではなくて、その至る背景というところで経緯を聞いたのですけれども、たしか当時は、前山川市長のときからこの統一の件は話が始まったと思いますので、その事実確認だけ少しさせてください。

まず、平成30年度に広域化が始まって、沖縄県の税の統一としても、いろいろ運営協議会とか、当時の連携会議という中でも、山川前市長の中でも保険税統一に向けては話合いがされていたと思うのですけれども、そこはまず間違いないですか。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩（15時13分）

再 開（15時14分）

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

○ 総務企画部参事監（市民部参事監兼務）

奥濱真一

お答えいたします。

これは令和2年の2月において県のほうから、沖縄県国保の目指すべき将来像及び保険料統一の理念に関する意見聴取票等において、保険料、保険税の統一を図るためには多

くの課題があり、早急に調整会議等を開始し、慎重な審議を行えるよう求めるとともに、統一に向けた具体的なスケジュールを提示いただきたい旨の意見を添えて、そういう話合いについて賛同していこうということで回答しております。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

当時、たしか県が出した、令和２年のときです。前政権のときです。山川前市長のとき、県がシミュレーションで出したものが、たしか４名家族で見た場合、平均約２万円上がりますというシミュレーションを県は出したと思いますけれども、そのシミュレーションを出したことは間違いないですか。

**○ 総務企画部参事監（市民部参事監兼務）
奥濱真一**

お答えします。

令和３年の教育民生常任委員会におきまして、令和２年２月１２日に開催された国民健康保険料保険税の統一に係る市町村長勉強会における配布資料、保険料の統一試算結果、モデル世帯による保険料額の試算結果を基に、令和元年度、実際の保険料率と統一した額との差額は、本市の平均的な４人家族で言うと２万円というふうにお答えをしたところでございます。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

そこで県のほうからアンケート、４１市町村首長宛てにあったと思います。そのとき当時の前山川市長、もう今は代議士ですか。前山川市長は、当時公約の中で国民健康保険税の負担軽減を掲げていたと思うけれども、今県が出したシミュレーションの中で、４名家族に対して２万円上がるということを把握した中で、当時アンケートに対して賛同のサイン

をしたと思うのですけれども、間違いないですか。

**○ 総務企画部参事監（市民部参事監兼務）
奥濱真一**

お答えいたします。

お見込みのとおりではございますが、保険料統一の理念に関する意見聴取において、公平性の観点からも、当時の沖縄県国民健康保険運営方針に従って進めていく必要があるとのことから、統一後の試算結果も踏まえて賛同できるというふうに回答しているところです。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問ー

これは、前山川市長を私云々言うわけではないです。これこそ政治判断だと思うのですね。公約では掲げたけれども、現状はそうではなかったというところで賛同したものだと思っております。だからこそ、ここは政争の具で云々するのではなくて、苦渋の判断は政治家はやらないといけないんです。逃げては駄目なんです。そこを私は、だからといって、やはり市民に寄り添わなくてはいけないと思っています。

だからこそ、(ウ)になるのですけれども、市民負担の緩和につなげていただきたいと。上げざるを得ないのは分かっています。すみません。(ウ)に行く前にちょっと確認なのですが、豊見城市は次年度からですか、保険税を均等割５０％上げざるを得ないという形を取っているのですけれども、そもそも豊見城市独自だけが今上げるわけではないと思っています。もう既に沖縄県からその金額を納付してと。納付金額が来て、もう実は支払っている現状ですよ。いかがですか。県が示した納付額に対応するには、この均等割を上げざるを得ない状況にもう

既になっているという認識でよろしいですか。

○ 総務企画部参事監（市民部参事監兼務）
奥濱真一

お答えいたします。

現状、国民健康保険におきましては、県が示す納付金に対して、それをお支払いするという仕組みになっております。その納付金につきましては、標準保険料率をベースに標準保険料率を参考にした保険税の設定が必要で、今回均等割については、その標準保険料率との乖離がある部分について、改定をしたいというふうに考えています。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問一

もう既に今回上げたから上げるではなくて、もう既に実は始まっているのです。沖縄県はこれだけ納めなさい。納めなさいいけないんです。その納めるために合わせる税率アップなのです。そこはご理解いただきたいと思っております。

そこで、(ウ)被保険者負担の緩和策について、これは質問ではありません。時間的に要望で終えたいと。今現在９期でありますので１０期にしていきたいのと、これはシステム改修もあると思います。今回この提案は、確かに楚南留美議員もやっています。事前説明会のときに。委員会のときに仲田政美議員も言っています。もし仮計算ができるのであれば、９期から１０期ではなくて、もう仮計算でもいいと。４月からできる場所があるのであれば、そこもぜひ検討していただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、(３)市長公約について。

令和７年度に向けて課の新設、配置など、具体的な内容を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

組織体制につきましては、庁内において設置されている組織改革検討委員会において、議論・決定することになります。その中において、令和７年度の組織体制につきましては、今定例会において豊見城市部設置条例の一部改正をご提案させていただきましたとおり、企画部の新設を予定しており、企画部において市の施策推進のかじ取り役として位置づけることとしております。議員ご質問の課の新設・配置等につきましては、令和７年度に向けた職員体制を加味する必要があり、新規採用者や退職者数等を踏まえながら、同時並行で進めなければなりません。現時点においては、まだ新規採用者の数が確定しておりませんので、具体的な課の組織体制をお示しすることができませんが、引き続き組織改革検討委員会において議論してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○（３番）新垣繁人議員 一再質問一

続きまして、②新たなまちづくりについて、以下を伺います。

(ア)土地利用の見直し（県道東風平豊見城沿線含む）について、現在の取組状況を伺います。

○ 都市計画部長 嘉川聡子

お答えいたします。

県道東風平豊見城沿線も含めた土地利用の見直しにつきましては、本市都市計画マスタープランに基づき行っていくものとなっております。現在の進捗状況といたしましては、人口、就業人口、現在の土地利用などの基礎調査を行い、９月２８日には都市計画に関して関心を持ってもらうための市民向け勉強会を開催。また、１０月初旬から下旬にかけて、ま

ちづくりにおける問題点や課題など、市民ニーズを把握するためのアンケート調査の実施。その後に、基礎調査の分析を行っているところでございます。今後につきましては、第8回区域区分定期見直しに向けて取り組みつつ、市街化調整区域における地区計画制度なども活用しながら、本市の実情に沿ったまちづくりを進めていけるよう、各種関連計画と整合を図り、また関係部署とも連携し、将来的には都市的な土地利用が図れるように示してまいりたいと考えております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問ー

続いて、(イ)産業振興計画策定の進捗状況を伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

本市が初めて策定を目指す「豊見城市産業振興計画」は、今年度は計画策定に必要な基礎調査を実施し、令和7年度に基礎調査で得たデータ、資料等を基にした計画の策定を目指しております。今年度は7月に公募をかけ、9月2日にプロポーザル審査を行い、業者を選定いたしました。現在は、市民向けのアンケート調査を行っている最中で、市内及び市内外の企業向けのアンケート調査の実施に向けた調整を行っているところであります。アンケートの実施と並行して、都市計画課や農林水産課など、本市の産業振興に関連が深いと考えられる課へのヒアリングを行い、意見の集約を行っているところであります。今後もし引き続き、来年3月中の業務完了を目指して作業を進めているところであります。また、次年度は今年度の調査結果を基に、計画策定を行っていく予定となっております。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問ー

(ウ)農業経営基盤強化促進法の改定に伴う

地域計画策定の進捗状況を伺います。

○ 経済建設部長 城間保光

お答えいたします。

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、人・農地プランを法定化すべく、地域計画を令和6年度末までに策定するため取り組んでいるところでございます。取り組みの内容としましては、まず令和6年8月27日に農業振興地域整備計画策定調整会議の委員となる関係各課を対象に、農家アンケート調査を基にした目標地図の案を示し、地域計画についての説明を行いました。その後、東部・中部・西部の3地区に分け、農家及び関係団体と協議の場を各地区2回実施したところでございます。協議の場においては、農作業における地域課題や要望などを取りまとめ、地域計画に反映させること及び、将来的に地域の農地を誰が利用し、どうまとめていくのかを目標地図に反映することを目的とした話し合いを行ったところでございます。現在農業を営み、協議の場に参加されていない方も多数いらっしゃることから、次年度以降も引き続き地域計画の精度向上に向けて取り組んでまいります。今後のスケジュール予定としましては、協議した内容を取りまとめ公表し、関係各課を含む農業委員会、JAおきなわ豊見城支店等への意見照会を経て、令和7年3月末までに地域計画を策定いたします。

○（3番）新垣繁人議員 一再質問ー

今回産業振興計画で地域計画策定を質問しています。これは土地利用の見直し、もう市長2年になって折り返し地点であります。何度も言っているように、この土地利用の見直しは約5年に1度の見直し、次のチャンスが令和9年かもしれないという。このチャンス

を逃したらもうないのかなというところで、早めに新たな土地利用を見直す場所、特定保留地区を検討しなければいけないんじゃないかと。そのためには用途も決めないといけない。用途も、近隣なのか、第1種なのか何か。この用途も決めて、用途に応じた基盤整備というのが出てくるはずなのです。これがまだ実施計画にも見えてきてないこと自体に、まず危機感をみんなで共有して感じなければいけないのかと。

だから①で聞いているのは、私はずっと1期目から言っているのは、それをトータルしてかじを取る政策管理、もしくは推進するような課を配置してほしいと思っていますので、これを多分配置しなかったら、もうそろそろアウトなのかと。タイムリーアウト。だからそうならないように、その配置も含めてぜひ検討してください。よろしくお願いします。

続いて、(4)組織改革について。

①各課の業務において、適正な職員数が配置されているか伺います。

○ 総務企画部長 内原英洋

お答えします。

職員の適正数につきましては、人事課において毎年行っております組織改革に向けた課題整理シートにおいて、各課からの職員数に関する要望等を取りまとめております。その中において、令和7年度に向けた要望として、一般職42名、専門職33名、合計75名の増員要望が出されております。人事課では、提出された課題整理シートに基づき、各課ヒアリングを実施し、各課の実態や要望数の理由等について確認したところ、令和6年度において、福祉部門を中心に職員配置を充実させたことにより、一定程度の改善が図られておりますが、まだ職員数が不足しているという状況が

確認されております。

○ (3番) 新垣繁人議員 一再質問一

ぜひ職員定数を、しっかり増員も含めて検討をお願いします。今課において足りていない場所があります。年度内異動も含めて検討をお願いします。

もう本当にあと5秒です。今年もあとわずかでありますけれども、皆さん、楽しく過ごしていきましょう。お疲れさまでした。

○ 議長 外間 剛

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月19日、午前10時開議といたします。お疲れさまでした。

散 会 (15時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員(2番) 宜 保 龍 平

署名議員(3番) 新 垣 繁 人

— 令和 6 年第 6 回 —

豊見城市議会（定例会）会議録（第 6 号）

令和 6 年12月19日（木）

豊見城市議会（定例会）会議録（第6号）

令和6年12月19日（木曜日）午前10時開議

出席議員 21人

（1番）外間 剛 議員
（2番）宜保 龍平 議員
（3番）新垣 繁人 議員
（4番）長嶺 吉起 議員
（5番）新垣 龍治 議員
（7番）瀬長 恒雄 議員
（8番）吉濱 智也 議員
（9番）宜保 安孝 議員
（10番）川満 玄治 議員
（11番）新垣 亜矢子 議員
（12番）波平 邦孝 議員

（13番）真栄里 保 議員
（14番）瀬長 宏 議員
（15番）要 正 悟 議員
（16番）伊敷 光 寿 議員
（17番）大田 善 裕 議員
（18番）楚南 留 美 議員
（19番）大田 正 樹 議員
（20番）赤嶺 吉 信 議員
（21番）宮城 恵 議員
（22番）仲田 政 美 議員

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 比嘉 豊
次 長 比嘉 剛
班 長 比屋根 由香

主 査 大城 利枝
主任主事 盛島 愛乃

地方自治法第121条による出席者

市 長	徳 元 次 人	副 市 長	大 城 正
教 育 長	赤 嶺 美奈子	総務企画部長	内 原 英 洋
市 民 部 長	上 地 五十八	福祉健康部長兼 社会福祉課長	金 城 博 文
こども未来部長	森 山 真由美	都市計画部長	嘉 川 聡 子
経済建設部長	城 間 保 光	上下水道部長	大 城 堅
消 防 長	高 良 寛	教 育 部 長	赤 嶺 太 一
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 良 忍	総 務 課 長	上 原 元 樹
農 林 水 産 課 長	赤 嶺 由香里	教育総務課長	赤 嶺 渚

本日の会議に付した事件

- 日程第1. 会議録署名議員の指名
- 日程第2. 議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）
 議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正について
 議案第70号 豊見城市部設置条例の一部改正について
 以上3件一括上程
- 日程第3. 議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について
 議案第74号 指定管理者の指定について
 陳情第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情
 以上3件一括上程
- 日程第4. 議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について
 陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情
 陳情第13号 マンション管理計画認定制度の早期策定について（陳情）
 以上3件一括上程
- 日程第5. 議案第76号 指定管理者の指定について
- 日程第6. 議案第77号 学校教職員用端末の買入れについて
- 日程第7. 意見書案第8号 加齢性難聴者の補聴器対応に対する国の公的補助制度創設を求める意見書
- 日程第8. 議 員 提 出 議 案 第 1 号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第9. 閉会中の継続審査の申し出について（総務財政常任委員会）
- 日程第10. 閉会中の継続審査の申し出について（教育民生常任委員会）
- 日程第11. 閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員会）

令和6年第6回豊見城市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年12月19日（木） 午前10時 開 議

日程 番号	議 案 番 号	件 名	備 考
1		会議録署名議員の指名	
2	議 案 第 6 3 号	令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）	総財委員長 報告後議決
	議 案 第 6 9 号	豊見城市職員定数条例の一部改正について	〃
	議 案 第 7 0 号	豊見城市部設置条例の一部改正について	〃
		以上3件一括上程	
3	議 案 第 7 1 号	豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について	教民委員長 報告後議決
	議 案 第 7 4 号	指定管理者の指定について	〃
	陳 情 第 1 2 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を 求める陳情	〃
		以上3件一括上程	
4	議 案 第 7 2 号	豊見城市水道給水条例の一部改正について	経建委員長 報告後議決
	陳 情 第 2 号	公契約条例の制定を求める陳情	〃
	陳 情 第 1 3 号	マンション管理計画認定制度の早期策定について（陳 情）	〃
		以上3件一括上程	
5	議 案 第 7 6 号	指定管理者の指定について	即 決
6	議 案 第 7 7 号	学校教職員用端末の買入れについて	〃
7	意見書案第8号	加齢性難聴者の補聴器対応に対する国の公的補助制度創 設を求める意見書	〃
8	議 員 提 出 号 議 案 第 1 号	豊見城市議会の個人情報保護に関する条例の一部改正 について	〃
9		閉会中の継続審査の申し出について（総務財政常任委員 会）	
10		閉会中の継続審査の申し出について（教育民生常任委員 会）	
11		閉会中の継続審査の申し出について（経済建設常任委員 会）	

本会議の次第

豊見城市議会総務財政常任委員会

○ 議長 外間 剛

委員長 新 垣 亜矢子

ただいまから本日の会議を開きます。

開 議 (10時00分)

委員会の審査報告について

議事日程の報告であります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

————— ◇ 日程第1 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

1. 付託案件

日程第1、会議録署名議員の指名であります。

議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第4号)

会議規則第88条の規定により、本日の会議録署名議員に長嶺吉起議員、新垣龍治議員を指名いたします。

議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正について

○ 議長 外間 剛

議案第70号 豊見城市部設置条例の一部改正について

休憩いたします。

休 憩 (10時01分)

2. 審査の経過

再 開 (10時01分)

本委員会に付託の案件は、令和6年第6回定例会開会中に関係部課長等の説明を受け審査を行った。

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

なお、審査の内容につきましては、お手元に配付されております委員会審査記録のとおりでございます。

————— ◇ 日程第2 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

3. 審査の結果

日程第2、議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第4号)、議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正について、議案第70号 豊見城市部設置条例の一部改正について、以上3件を一括して議題に供します。

議案第63号、議案第69号及び議案第70号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

本案は総務財政常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

○ 総務財政常任委員長 新垣亜矢子議員

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

令和6年12月19日

これより討論に移ります。

豊 見 城 市 議 会

議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第4号)について、はじめに反対

議長 外 間 剛 殿

討論の発言を許します。

○（14番）瀬長 宏議員 ー反対討論ー

令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）については、反対の立場で討論をいたします。

今回立体駐車場においての債務負担行為で、これまで当初で17億5,600万円の債務負担行為の金額が28億円余りに増えております。実に10億4,700万円増。これについては、きちんとした精査がされていないなど、大きな問題があるということが委員会審議で明らかになりました。まず1つは、私たちとしては、市の一等地に立体駐車場を造ること自体は間違っている。これは市民からの多くの声が寄せられております。この場所は、まちの顔にふさわしい人が集う施設整備をすべきです。

1つは金額が高すぎるということを当初から申し上げてきました。18億円の整備費は、本来なら精査したら10億円以内で収まるのではないということもいろいろ意見を述べてきました。ところが今回は、さらに当初予算より10億円余り増額という内容です。本来は2か所以上から見積もりを取って精査すべきですが、これをやっております。当局は、市の契約規則第4章、随意契約の見積もり第24条に、随意契約において2人以上から見積書を徴するとあるが、契約の目的または性質により、契約の相手方が特定されるときは、1人からの見積もりで足りるとの規定を見積もりを取っていない理由として説明しておりますが、これは間違った解釈です。契約の相手方が特定されるときは、1つ目は法令等により契約の相手方が定められているとき。あるいは、法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。そしてもう一つは、特定の者でなければ納入

することができないとき。4点目は、特定の者でなければ役務を提供することができないときであって、提案者が特定されるとの当局の解釈は間違いです。市の規定に基づいて、本来の2か所からの見積もりを取るべきです。提案された予算額が妥当なのか、適正なのか、検証できません。職員だけで精査したということではとても不十分で、市の契約規則にも反する行為であり、これは看過できません。今回の大幅な増額においても、当然金額が適正であるのかどうか、10億円余りのチェックができない状況です。

私は、本来であれば大企業ではなくて、市内業者に発注すべきだということを指摘してきました。この役所庁舎も建築、空調設備、そして電気、弱電、衛生、5つの分離分割で発注をした経緯があります。今回商業施設が入ったということであれば、知的財産という形が崩れているので、随意契約ではなくて競争入札、市内業者に仕事をきちんと請け負ってもらうような手段でやるべきであり、特に解体工事については、今回は当初予算よりも35%、1,600万円余り解体工事費が増えています。わずか10か月で1年もたたないうちに35%上がる。これは根拠が私は理解できません。これも全て業者からの提案に沿って、そのままの金額を予算化しているのだったら、これはとても考えられません。本来であれば解体は分離分割で市内業者に入札をさせて、きちんと適正な額でもって解体工事を請け負わせるべきであります。このことについても大間違いです。

住民説明会はやらないということになっておりますが、応募要項でも地区を対象とした事業内容等の説明会を開催すること。あるいは、今回2月の議会の決議においても誤解を

招かないよう、議会や住民に十分な説明を行い、理解を求めることを決議している。このことからして、住民説明会を開かないこと自体は、議会の要請にも全く反することをやろうとしております。いろいろな点でこういう予算を、議会が欠陥を十分に理解できた状況で通すことになれば、本当に間違っただけを議会がやったことに市民から批判されかねないというふうに私は心配します。このようにきちんと金額がチェックできない状況の中では、今回の予算は議会として認めるべきではないということを申し上げて、私の反対討論としたいと思います。

○ 議長 外間 剛

次に、賛成討論の発言を許します。

○（10番）川満玄治議員 一賛成討論一

おはようございます。議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論いたします。

本定例会に含まれる「まちの顔」整備事業について、先ほど瀬長宏議員から反対討論が示されましたが、私は、この事業は豊見城市の将来にとって、必要かつ適切であり、また反対意見には多くの誤解が含まれていると考えます。以下、理由を少し述べさせていただきます。

先ほどの精査が不十分との指摘についてですが、本事業は管財課が責任を持って詳細な精査を行っており、具体的には杭基礎工事や擁壁工事、擁壁改修、排水路整備といった追加工事の内訳を徹底的に分析していると思いましたが、これらの費用増加は、地質調査に基づき、市民の安全を確保するために必要な措置だと考えております。また、大和リース社からの提案についても、市が積算内容を十分に検証し、その妥当性を確認した上で計上し

ていると見ました。この精査の過程は、透明性が確保されており、反対意見にあるような不十分さはありません。

さらに、都市計画課で精査すべきと審議中にありましたが、その意見にも反論したいと思っております。本事業は管財課が所管する公有財産の活用と管理に基づくものであり、都市計画課が直接関与する事業ではないと私は思っております。管財課は建築や解体工事に関する専門部署であり、積算内訳や工事内容の精査は、その業務範囲で適切に行われていると思っております。都市計画課に精査を求めることは、行政の業務分担を無視したものであり、むしろ事業の進行を妨げる可能性があります。決して契約規則に反していないと思っております。また、議員の皆様、市民の皆様、瀬長宏議員の先ほどの言葉に惑われないでいただきたいと思っております。

解体工事の発注方法についての批判についても、私はお答えしたいと思っております。解体工事を市内業者に分離発注すべきだったと主張が先ほどありましたが、今回の整備事業は緊急防災・減災事業債を適用する枠組みの中で進められています。この枠組みの中では、解体工事を含む全体計画を一元管理することで、事業の効率化や進行の確実性を確保することが求められているので、分離発注を行うと業務の重複や調整の遅れが生じ、結果として市民生活への影響や追加コストを招く可能性があります。解体工事を含む一括発注により、緊急防災・減災事業債の適用が可能となっています。豊見城市の財政負担を軽減するメリットも大きいのです。大間違いです。緊急防災・減災事業債の適用についても、本事業では災害時に炊き出し拠点として活用可能な施設を整備する計画となっています。地

方債の適用状況を完全に満たしています。

平時には、商業施設として運営する。また、地域経済の活性化を図る一方で、災害時には市民の命を守る拠点として機能する効率的な設計となっています。この二重の役割を持つ施設の整備は、防災機能と経済効果を同時に追求する先進的な取組であり、また財政的にも適切です。

また、先ほど言っていたのとは逆ですが、今回の整備事業では、市民から長年要望のあった庁舎周辺の駐車場不足を解消するという重要な役割もあります。この地域は、特に来庁者や市民イベントなどで駐車スペースが足りず、不便を感じている方が多いのです。決して一部ではありません。かなりたくさんの方が言っております。自走式立体駐車場の整備は、このような市民の声に応えるものであり、都市機能の向上にも大きく寄与していると思っております。この先もまたＪＡとの通路、また庁舎との通路等も将来考えているということなので、私は大いに期待しております。

そして、商業施設部分について約4.2億円の事業費が追加されていますが、これにより月額約200万円の賃貸収入を得る計画となっていて、16年で初期投資を回収した後は、市の財政にも収益をもたらします。このような持続可能な収益構造は、市の財政基盤を安定させ、ふるさと納税とは違います。完全に安定させ、将来的な市民サービスの充実にもつながると思っております。瀬長宏議員からの財政負担の増大という批判は、この収益性を十分に理解していない意見であると考えております。

先ほどの住民説明会が不足しているという指摘についてもお答えします。広報や議会資

料を通じて市民への情報提供が適切に行われていると思いますので、そこには当たらないと思います。

最後に、共産党の反対姿勢について述べたいと思います。これまで共産党は多くの議案に対し反対を繰り返していましたが、新たな提案や代替案を示すことはほとんどありません。今回の「まちの顔」整備事業についても、市民生活の向上や財政改善に寄与する具体的な反論や代替案は提示されていません。先ほどの意見がまさにそれです。反対すること自体、私は悪いとは思っておりませんが、ただ反対するだけでは、市民からの信用を勝ち取することはまず難しいとは思っております。市民のために本当に必要な政策を実現するには、批判だけではなく、建設的で実現可能な提案をぜひ示すべきだと、私はお願い申し上げます。「まちの顔」整備事業は、防災事業の強化、駐車場不足の解消、地域経済の活性化を同時に実現する重要なプロジェクトであり、市民の利便性と安全、そして将来の投資効果を考慮した、極めて妥当な事業だと私は確信しております。共産党の反対意見に対しては十分に反論しましたが、今後は批判だけではなく、市民のために具体的な提案を示すことを私は強く求めます。

以上の理由から、私は議案第63号に賛成することを強く表明いたしたいと思っております。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (2番) 宜保龍平議員 一賛成討論一

議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算(第4号)について、賛成の立場で

討論をしたいと思います。

先ほど川満玄治議員がかなりいい討論をされておりましたので、私からは特に何を言うものでもないのですけれども、先ほどもあったように、今回は28億円と事業費が増加しておりますが、今回緊急防災・減災事業債を活用しての事業になりますので、もう少し細かくいうと起債充当率は100%で、元利償還金に対する交付税措置があることで、元利償還金の70%については基準財政需要額に算入されます。ということは、残りの3割は実質負担になるのかというところにおいては、先ほど1階のほうに炊き出し拠点を整備することによって、年額2,400万円の収入、あとは駐車場料金の収入をもって、長期的に見れば実質負担がなくなるということを、しっかりとこの場を借りて説明をしておきたいと思います。

そして、私は今年の2月ですか、決議の提案者として、「まちの顔」拠点づくりの計画においても駐車場は必要かといったら必要、課題でありました。今回は先に防災機能も含めた駐車場を整備するとのことですが、「まちの顔」拠点プロジェクトにもあるように、周りの面整備をしっかりと進めてほしいという思いは、執行部には強く要望しておきたいと思っております。

今回の補正予算の中で棟下げ式の予算も入っております。向こうは旧豊見城村役所として思い入れのある地だというふうにも聞いておりますので、多くの議員の皆様方も参加していただいて、しっかり見守っていただければと思います。

以上のことで、私の賛成討論とさせていただきます。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第63号 令和6年度豊見城市一般会計補正予算（第4号）については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○（10番）川満玄治議員 一賛成討論一

おはようございます。議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行いたいと思います。

今回の条例改正は、市長部局で45人、教育委員会で5人、消防職員で3人の職員を増員する内容でございます。この増員計画は、市民増加や市民サービスの多様化に対応するため、5年間の定数管理計画に基づいて段階的に実施されるものであり、合理的かつ必要性

の高い内容となっていると感じました。

まず、市長部局での45人増員についてですが、これは地方分権による権限移譲や事務量の増加に対応するものであり、市民サービスを充実させるために不可欠だと思います。近年の豊見城市では、人口増加や都市化に伴い、住民からの要望が多様化していきまして、迅速かつ的確に対応するためには、やはり適切な人員の配置が必要だと考えられます。また、この増員計画は、各課の具体的な要望を基に精査されたものであり、決して前政権のように無計画に行われたものではないと確信しております。

次に、教育委員会での5人増員についてですが、これは特別支援教育の充実やICT教育の推進、また前回の私の一般質問でもやったのですが、不登校対策等の事業にも私は対応してほしいと思っております。また、時代の変化に伴う教育ニーズへの対応を目的としていると思います。教育現場では教員や職員の負担が増加しており、適切な人員配置が行われなければ、子どもたちの健全な成長を支える教育環境を整えることはできないと思っております。この5人増員は、教育現場を支えるために必須であると考えられます。

さらに、消防職員3人の増員については、市民の生命と財産を守る消防、救急体制の強化を目的としています。近年、災害の多発化や大型化が進む中で、迅速かつ的確な対応が求められていると思います。この増員は市民の安全を確保するためのものであり、必要性が非常に高いものだと思います。

ここで指摘したいのは、前山川政権下における職員増員の進め方についてです。前政権では定員管理計画を策定せずに、無秩序に職員を増員していた経緯がございます。このよ

うな体制では、適切な人員配置や業務効率化が十分に図られず、結果として市の財政に不必要な負担をかけていました。一方、徳元市政では、総務省の定める指標に基づき、定員モデルや類似団体の職員数、業務量に応じた合理的な増員を進めています。この違いは明らかだと思います。市民に対する説明責任を果たす上でも、極めて重要だと思います。

そして徳元市政において、各課の業務量と職員の適正配置を検証し、令和6年度から令和10年度までに定員管理計画を策定し、計画的に職員を増やし、市民のサービスの向上と多様化する市民ニーズに応えるための職員増員計画に基づく定数条例の内容となっていると思いました。

結論として、今回の職員定数条例の改正は、市民サービスの向上、教育現場の支援、そして安心安全な消防体制の強化を目的とした、極めて妥当で必要性の高い施策です。前政権の無秩序な人員増員の反省を踏まえ、現行の計画的な増員体制を進めるべきだと確信しております。

以上の理由から、私は議案第69号に賛成することを強く表明したいと思います。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対

の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第69号 豊見城市職員定数条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

議案第70号 豊見城市部設置条例の一部改正について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○(12番) 波平邦孝議員 一賛成討論一

議案第70号 豊見城市部設置条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、総務企画部を総務部と企画部に分割するものです。この改正については、豊見城市の行政組織を効率化し、市民ニーズに迅速かつ的確に 대응するために、必要かつ合理的な措置であり、大いに賛同するものでございます。

また、総務企画部を総務部と企画部に分割する意義について少し述べます。これまで総務企画部は8つの課を所管し、広範な業務を担っていました。しかし、業務量の増加や国の制度変更、市民ニーズの多様化に伴い、迅速かつ的確に対応するには、業務の細分化と責任分担が必要です。今回の分割により、総務部は庁内の業務基盤に特化し、企画部は政策推進や財政計画といった中長期的な視点での施策立案に集中できる体制が整います。この分割は業務負担を平準化し、行政サービスの質を向上させるための重要なステップだと思っております。

さらには、私のイメージの中ですけれども、

総務部がしっかりとブレーキを踏みながら、企画部がアクセルを踏む、非常にバランスのいい部設置条例だと私は思っております。

今回の改正について、単に部を増やすだけではなく、組織全体のスリム化と効率化を念頭に置いております。組織改革検討委員会での各課の業務内容を精査し、不要な重複や非効率を排除することで、持続可能な行政運用を実現しようとしています。このような計画的な組織改正は、市民サービス向上への直接的な寄与が期待できるものであり、非常に評価に値します。

結論として、今回の部設置条例の改正は、行政組織効率化と市民ニーズへの迅速な対応を目指したものであり、豊見城市の未来にとって非常に重要な施策でございます。組織の透明性と専門性を高め、行政運営の質を向上させる今回の改正に、私は強く賛成させていただきます。

最後に、一般質問でも述べましたが、市長部局の新たな企画部の中に、私は市長公約の柱であるスポーツ振興、そしてスポーツ課または班の設置が、強く必要だと考えております。これは未来の子どもたちへの投資であり、そして夢や希望を与える施策展開においても必ず必要な設置だと私は強く思っております。どうか組織検討委員会の皆様、前向きな議論で私のこの強い思いを酌み取っていただき、設置に向けてよろしくお願いしたいと思っております。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第70号豊見城市部設置条例の一部改正について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第70号豊見城市部設置条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第3 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第3、議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第74号 指定管理者の指定について、陳情第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情、以上3件を一括して議題に供します。

本案は教育民生常任委員会へ付託しましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員

令和6年12月19日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

豊見城市議会教育民生常任委員会
委員長 楚南留美

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第74号 指定管理者の指定について

陳情第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和6年第6回定例会中に陳情者及び関係部課長等の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりであります。

3. 審査の結果

議案第71号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

議案第74号については、賛成多数により可決すべきものと決定した。

陳情第12号については、陳情項目2の部分を賛成多数により一部採択すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例

の一部改正について、はじめに反対討論の発言を許します。

○（13番）真栄里 保議員 一反対討論一

提案されている議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

日本は国民皆保険制度であります。誰もが何らかの保険に必ず入らなければなりません。保険制度は、命と健康を守るためのセーフティネットの大事な柱の一つとなっています。国民健康保険制度は、主に自営業者や農漁業者、会社を退職してどこにも勤めていない人など、会社の社会保険に加入していない人が対象であり、非正規の労働者や年金生活者などの無職者がそのほとんどを占めています。そのため、他の医療保険制度の加入者に比べて国保世帯の収入は低くて、厳しい生活となっているのが現状ではないでしょうか。本市の国保税は平成11年度に引き上げられて、今回の値上げが行われるとすると26年ぶりの引き上げになります。これまで担当課をはじめとした努力によって国保税の引き上げが行われ、市の財産などの処分によって赤字を解消するなどの努力を行ってきた点は、大いに評価するところであります。しかし、今回の条例改正案は、被保険者均等割額を1人当たり1万7,200円から2万5,800円に8,600円引き上げる条例改正となっています。4人家族だと3万4,400円の引き上げになります。ほかにも、後期高齢者被保険者均等割額の3,100円の引き上げ、介護保険料の被保険者の均等割額の3,300円の引き上げなどが行われます。こうした条例改正による引き上げは、市民生活の圧迫につながります。

加えて、市民生活の家計を大きく圧迫しているのが相次ぐ物価の上昇です。総務省は、

物価上昇率は12か月連続で3%以上の連続値上げが続いていると発表しました。そのうち生鮮食品を除く食料は9.2%上がり、大幅な上昇が続いています。沖縄県が発表した2023年の毎月の勤労統計調査によると、物価変動を考慮した実質賃金は前年比5.5%減となり、2005年以降で最大の下げ幅となっています。小規模零細企業で賃上げは難しい状況にあり、名目賃金に当たる現金給与総額は1人当たり月平均で1.4%減と給与水準も下がる中で、物価高騰が苦しい市民生活に追い打ちをかけているのが現状の姿ではないでしょうか。

この1年間に家族が必要とする食料を買えなかった経験があるとした貧困世帯は、前回より4.9%増えて52%となっています。この調査の中である女性は、家の中にある売れそうなものは全て売り、1日の食事は白米やインスタントスープ1杯で済ませた。子どものミルク、おむつ、寝る場所、これだけは絶対に確保すると決めていたそうです。しかし、ミルク代は多いときで月1万円もかかる。スプーン1杯分だけでも節約しようと基準より水を多く入れて薄めたこともある。そこまで切り詰めないと家族3人は生きていけなかったと語っています。市民生活は本当に厳しさを増しています。

日銀によると、2025年は3,933品目の値上げが既に予定されています。値上げによる値上げ率は17%に達すると言われています。昨年は本市で下水道料金の値上げが行われ、次年度からは水道料金の値上げも予定されています。こうした中で本市では、低所得者に対するさらなる軽減措置も行わず、働いていない子どもたちへの均等割もそのまま、国民健康保険税を引き上げるのでしょうか。市民の生活苦の上に、さらに追い打ちをかけるよう

なものであります。

全国知事会は、1兆円の公費負担投入増など国の財政投入により、国保税は協会けんぽ並みの保険料に引き下げを求めています。高過ぎる国保税を引き下げ格差を解消することは、住民の暮らしと健康を守るためにも国保の持続可能性と医療保険制度の全体の安定のためにも重要な課題であり、暮らし、福祉を最優先に税財政を見直して、必要な財源を確保すべきであると求めています。私は「国保税をずっと引き上げるな」などと言うつもりはありません。しかし、景気が悪化して、市民生活が厳しい今の時期に引き上げるのは本当に適切なのでしょうか。低所得者への負担軽減措置をしっかりと行った上で段階的に行うべきであります。

市民の命と健康を守るセーフティーネットである国民健康保険税の引き上げの中止を求め、議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論といたします。議員の皆さんの良識ある判断をよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、賛成討論の発言を許します。

○（10番）川満玄治議員 一賛成討論一

議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論したいと思います。

今回の条例改正は、国が目指す国民健康保険料の平準化に向けて必要な調整であり、豊見城市が抱える財政課題を解決し、持続可能な保険制度を維持するために、極めて重要な措置であると考えています。

まず、現在の国保税の状況を確認すると、本市では過去数十年間にわたり累積赤字が続き、一般財源から約10億円もの補填を行って

きました。このような状況では、将来的な市財政の健全性が危ぶまれるだけでなく、市民全体への影響も大きくなります。また、県が示す標準保険料率との乖離が大きく、今後この乖離を埋める努力を怠れば、統一化が実現する令和7年度以降に市民への急激な負担増が求められる事態は避けられません。今回の改正は、そうした事態を未然に防ぎ、市民への負担を段階的に軽減するものであり、極めて正当な判断だと認識しております。

また、改正に伴う市民への影響を懸念する声もある程度理解いたしますが、低所得者に対する減免制度は既に整備されており、さらなる拡充については、県や国に対し継続して要望を行っていると思います。また、未納者や納付困難な市民への対応として、分割納付や丁寧な相談体制の強化も進めていくと聞いております。これらの措置により、困難な状況にある市民に対しても配慮を行いながら制度運営を進める方針だと思います。

さらに、今回の改正で対象となる均等割の引き上げは、標準保険料率との乖離を少しでも縮小させると同時に、国や県からの公費負担を確保するために必要な措置だと思います。これにより、市財政の安定化と被保険者への長期的な負担軽減が期待されます。

次に、先ほど真栄里保議員が反対討論で、市民負担が増え、生活が厳しくなる。値上げの補填時期を見直すべきと述べておりましたが、これらの主張は表面的な市民感情に訴えるものであり、本質的な財政問題への具体策が欠けていると私は認識しております。まず、市民負担の増加について、負担を段階的に引き上げることで、先ほど段階的に引き上げる話だったと思いますが、市民に過度な影響を与えないように配慮しております。今回の改

正を行わなければ、統一化が実現した際に急激な負担増が発生する可能性が極めて高く、結果的に市民生活への影響がさらに大きくなることは明白でございます。市民生活への影響を本当に懸念するのであれば、現状の段階的な改正を支持すべきではないでしょうか。

また、値上げの時期のタイミングと言いましたが、本市はこれまでも一般財源を用いて赤字補填を行い、値上げのタイミングを26年も先送りしてきました。その結果、標準保険料率との乖離がさらに広がり、赤字が膨張しているのが今の現状だと思います。このまま時期を先送りし続ければ財政破綻に近づき、市民のサービスの大幅な縮小を招くおそれがあると思います。市民生活を守るためには、今が時期的にはもうやらないといけない時期と私は判断しています。この判断は、担当課の精査と計画に基づくものであり、感情論ではなく理論的な判断に裏づけられていると考えております。市民生活が悪化していると言うのであれば、私は先ほども言ったのですが、反対ばかりをするのではなく、どうにか財源を捻出する方法や対案を出してくださいと思います。赤字を解消するための対案も出さない反対であれば、ただの反対でございますので、先ほどに続きですが、共産党の皆様、しっかり対案も出していただければと思います。

低所得者への支援が不十分と主張する点に関しては、現在も低所得者世帯に対する減免制度は実施されている。また、今回の改正によって公費負担が増加するため、軽減措置は強化される見込みです。これ以上独自の支援を行うためには、さらなる一般財源の投入が必要ですが、本市の今の財政状況を鑑みると、極めて厳しいのが現実でございます。この点

についても、責任ある代替案がないまま反対を唱えることは、非現実的と言わざるを得ません。

最後に、この議案に反対する共産党の姿勢について。共産党は常に反対の姿勢を示していますが、先ほどから言っている建設的な代替案を提示することがありません。このような態度では市政運営を停滞させ、市民の不利益を今後招くものであり、責任ある政治姿勢とは言えません。

以上の理由から、議案第71号の可決を支持し、賛成討論といたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (3番) 新垣繁人議員 一賛成討論一

議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきますと思います。

先ほど真栄里保議員が反対の討論をされていましたが、無責任だなとしか思っておりません。川満玄治議員が言うように、対案もせずただ反対と。いかにも今回、豊見城市が現市政になって単独で上げるかのような表現をされていますけれども、ぶっ飛んで間違っております。それはあなた方が一番知っていると思います。

まず、私は一般質問でも今回させていただきました。なぜかという、このようにあなた方が事実を曲げて市民に訴えるのではないかという思いの中で、あえてジャブで一般質問を入れさせていただきました。案の定、今回の国民健康保険税を上げるまでに至った経緯があります。豊見城市独自でやっております。これは山川前政権のときからもう始

まっております。平成30年度のときに国保の制度上に問題があるというのは、全国的にもみんな分かっていると思います。

でも、財政運営は健全化しないといけないというところで財政運営を健全化する意味で、県単位で統一化を図っております。これは平成30年度にまず沖縄県として統一化が図られております。そしてそのときに保険税、今現在も各市町村ばらばらなのです。これを沖縄県として保険税をまず統一しようというところで、本来でしたら令和6年度の予定でありました。だけれどもそれは県ができずに、今市町村に対して改めて、医療費の水準も含めてそうなのですが、全国基準並みにまずは持って行こうと。そして保険税も統一しましょうというところで、今回の提案内容なのですけれども、医療分としましては、先ほど真栄里保議員が言ったように、現行1万7,200円から2万5,800円に値上げとなります。後期高齢者の支援分も6,200円から今回9,300円に、均等割ですけれども値上げとなっております。介護分もそうです。現行6,600円に対して9,900円への増と。この増は、豊見城市独自で判断するものではないのです。沖縄県は県の税の統一は先送りしましたけれども、もう既に沖縄県から納付金として、各市町村にこれだけ納めてと来ているのです。それを納めないといけないのです。納めるに当たっても、まだ県が示すものの100%には応じ切れないけれども、まずは50%上げましょうというのが今回なのです。この金額を示しているのは、沖縄県の玉城デニー知事なのです。そこを隠す必要はないと思います。そこを山川前市政は、公約で国民健康保険税の負担軽減を図るとうたったけれども、ふたを開けたらそうじゃないと分かったからこそ、サイン

をしているのです。この分担金に対して、統一することに対して。

今回物価高騰として、確かに市民の方々は本当に苦しいです。これから議案で上がってきます水道料金の値上げがありますよね。これは共産党は賛成すると思います。委員会では賛成していると聞いておりますから。じゃあ、同じ物価高騰の中で今市民は苦しい。なぜ水道はオーケー、国保は違うんだということを次の討論でもう一度示してください。水道のときですね。多分新垣龍治議員がやるのかちょっと分かりませんが。そのときは水道はオーケー、なぜ国保はというところを示していただきたい。

物価高騰というのは、ご存じのように、私が本当に感じていますのは円安の進行とか、そしてロシアのウクライナに対しての侵攻、そういう云々があってもまずは原材料とか、そういうものが高騰して世界情勢が厳しいわけでもあります。だからといって、物価が上がっても生活はしないといけないのです。そして、その生活を支援するのももちろん国は考えないといけないけれども、まずは物価高騰をどう抑えるか。根本的な世界的平和の解決をしなければいけない。その同時並行もしながら、生きていかないといけないのです。対話で解決するんだったら、今すぐ解決してあげてください。今私たちは生活していく中でも、生活の中で医療費というのはやはり関わってきます。ただ、豊見城市の現状からいいますと、単年度毎年約2億円ぐらい赤字が生じております。今回均等割を50%上げたとしても約1億円ぐらい。それでもまだ単年度赤字が出るのです。保険税を統一するには、今沖縄県が示している納付金を納めなければいけない現状があるのは、多分共産党の皆様はご存じだ

と思っております。今先送りすることが本当にいいのか。これは水道料金も一緒です。水道料金も先送りするべきなのか。これは先送りするのではなくて、少しでも市民の負担感をまず減らしていこうというところで、今回苦渋の判断での値上げとなっております。豊見城市独自ではないです。他市町村もやっております。ただ、豊見城市は、これまで確かに税改正をしていなかった現状を、今回もう統一に向けても上げざるを得ない現実が迫られてきた。その現実から逃げるわけにはいきません。だからといって市民負担の緩和をしないといけないということも含めて、やはり執行部の皆様には、9期の国保税の納期があるのですが、そこはせめて10期にするとか、場合によっては仮計算をすることによって、4月、5月からの納付。そうすると12期、13期の分割もできるのではないかと。そういう市民負担の緩和もしなければいけないというのは、しっかり検討するということで答弁もいただいていますので、市民緩和をしていただきながら、現実に向かって今乗り越えないといけないのかと、私は本当に思っております。

今回市としても、本当に苦渋な判断で上げざるを得ない状況としましても、豊見城市の国民健康保険運営協議会ですか、市のほうでも運営協議会というのがあります。その協議会のメンバーには被保険者もちろん入っていますし、専門的な方々も入っております。その答申の中身を少しお伝えしますが、今回上げるに当たって、運営協議会のほうからも答申が出ているのです。それも参考にして、今回判断しております。附帯意見として、被保険者数の減少による歳入減や医療費の伸びに対する今後の財源確保についてまず検討

が必要であると。将来に向けた安定的な財政運営を維持するため、沖縄県の運営方針に掲げる今後の保険税水準の統一を視野に入れながら、併せて被保険者への影響も考慮した制度運営を進めることとして、税額改定については適宜見直してということを出しております。その答申を受けて、沖縄県に対する納付金を納める意味では、今回どうしても上げざるを得ない保険税改定となっておりますので、そこは理解していただきたいです。

物価高騰の中で国保税を上げるのはということではなくて、水道料金も上げざるを得ないということは理解されていると思います。そういう中でも議員報酬の話も上がっております。会派長会の中でも、私たち城の風、そして共産党は議員報酬は今の現状に合わせると上げるべきだということも言っているじゃないですか。そこも含めて説明してください。それが説明できるのだったら反対してもいいと思いますけれども、ちゃんと納得できる反対討論をしていただきたいと思います。これはまた、次の水道料金での討論に期待しています。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

○ (14番) 瀬長 宏議員 一反対討論一

議案第71号については、反対の立場で討論いたします。

いろいろ討論の中で我が党を批判するという発言もあります。水道と国保の制度的な違いは、当然皆さんは理解していると思います。水道は全市民が料金を払うという仕組み、国保は特に自営業や、あるいは仕事をしていない低所得者が中心になった保険制度でありますので、その違いがあります。そういう意味でいうと、反対討論の中でも示されまし

たが、物価高騰の折、このようにセットで水道も国保も上げるとするのは違うのではないですかと、こういう立場であります。

これまで20年以上、国保税は上げませんでした。ずっと赤字が続いていました。それは20年以上、実際は市の財政状況は非常事態というそういう中でも、一般会計から繰入れをして国保の引き上げはずっとやりませんでした。保守市政の中でもずっと一般会計から繰入れして市民負担を増やすということにはならなかったんですね。前山川市政のときには11億円入れました。このときに累積赤字の額は7億2,000万円。なぜ11億円入れたかという、繰入れの金額と赤字の額を合算した合計額18億2,000万円、この1割は県から給付金が下りるということで、当時の野党の保守の皆さんも賛成をして11億円の繰り入れが実現できました。つまり、この間常に国保加入者の負担をどうしたら減らすことができるのか。こういうことで行政努力をしてきたわけです。こういうことを考えた場合には、今財政が非常事態を脱却して、とにかく私から見ても健全なほうにずっといっている。そして、市税は毎年3億円、4億円増え続けております。もう88億円近くなっています。ですから、これだけ顕著に市税が増え続けている中では、一般会計から繰り入れることが以前よりは容易にできるという財政状況にある中で、水道と国保を一挙に上げるということは、私としては、市政の在り方としては間違っていると思います。もっともっと市民の生活を考えた場合には、若干ずらして検討をすべきだったと思うのですが、そのように一挙に水道も国保も上げることについては、絶対市民の立場からすれば間違っていると思いますので、私は反対討論としては当然市民に十分理解でき

るというふうに受け止めますので、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、賛成討論の発言を許します。

○（15番）要 正悟議員 一賛成討論一

議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

市は法定外一般会計繰入れを令和元年度に11億円、令和4年度に4億3,000万円、合計15億3,000万円強の受け入れで一般会計から補填・活用しながら累積赤字の解消、基金積立金から必要額の取崩しによって、令和元年度から令和5年度決算まで保険税の県統一に向けての国保財政運営を行い、国民健康保険特別会計決算は形式的に黒字となっております。令和5年2月、市町村長で構成する理事者等会合において、令和6年度からの統一を見送るとする説明があり、県内統一は先送りとなりました。しかしながら、納付金を県に納めるという制度は変わっておりません。今後来る国保制度の沖縄県の統一時に国保税が急激に増加し、被保険者の過度な負担とならないよう段階的に標準保険税率へ近づけていく必要があると考えます。

豊見城市国民健康保険運営協議会からの答申の中では、令和7年4月1日以降の豊見城市国民健康保険税額については、被保険者に対する影響並びに令和7年度以降の財源確保の見通しを考慮し、令和6年度標準保険料率に近づけるため、現行税額（均等割）50%増水準の税額に改定することが適当と判断しますと記されており、附帯意見の中では、被保険者の影響も考慮した制度運営を進めることとし、税額改定については適宜見直しを行うこと。また、社会全体の厳しい経済情勢も考

慮しながら、引き続き被保険者への行政支援についても適宜取り組むこととの指摘がなされております。

そもそも本市の国民健康保険財政は、これまで一般会計からの多額の法定外繰入金に依存し、収支の均衡を保ってきた経緯がありますが、今後先延ばしすることによって被保険者の負担増はますます大きくなり、市民負担の公平性の観点、また一般会計における市民が期待するほかの施策への影響も鑑みた場合、改善していく必要があると考えます。物価高で苦しい生活を強いられている昨今の経済情勢も当然ながら理解しておりますが、先の見えない状況の中、やはり問題を先延ばしするべきではないとの観点から、苦渋な判断の下、賛成という立場での討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第71号 豊見城市国民健康保険税条例の一部改正については、賛成多数であります。

よって、本案は原案可決と決しました。

議案第74号 指定管理者の指定について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第74号 指定管理者の指定について、委員長の報告は可決であります。よって、本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第74号 指定管理者の指定については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

陳情第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、一部採択となっております。従いまして、まず原案についての賛成討論、次に委員会の一部採択案について賛成討論を行い、最後に原案と一部採択案について反対の討論の順序で行います。

はじめに、原案について賛成討論の発言を許します。

(原案賛成討論なし)

次に、一部採択案について賛成討論の発言を許します。

(一部採択案賛成討論なし)

最後に、原案と一部採択案について反対討論の発言を許します。

(原案及び一部採択案反対討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情について、委員長の報告は一部採択であります。よって、本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第12号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める陳情については、賛成多数であります。よって、本案は一部採択と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時12分)

再 開 (11時20分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第4 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第4、議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について、陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第13号 マンション管理計画認定制度の早期策定について(陳情)、以上3件を一括して議題に供します。

本案は経済建設常任委員会へ付託しました

ので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○ 経済建設常任委員長 宜保安孝議員

令和6年12月19日

豊 見 城 市 議 会

議長 外 間 剛 殿

豊見城市議会経済建設常任委員会

委員長 宜 保 安 孝

委員会の審査報告について

本委員会に付託の案件は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第39条の規定により報告します。

1. 付託案件

議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について

陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第13号 マンション管理計画認定制度の早期策定について(陳情)

2. 審査の経過

本委員会に付託の案件は、令和6年第6回定例会開会中に関係部課長、陳情者の説明を受け審査を行った。

なお、審査の内容については、お手元に配付されております常任委員会審査記録のとおりでございます。

3. 審査の結果

議案第72号については、賛成多数により原案可決すべきものと決定した。

陳情第2号については、賛成少数により不採択すべきものと決定した。

陳情第13号については、賛成多数により採択すべきものと決定した。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (12番) 波平邦孝議員 一賛成討論一

議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論とさせていただきます。

時系列から述べますと、我が市においては、令和6年4月から下水道料金の改定が始まりました。これは赤字経営に伴い、過去をさかのぼっても、過去の首長たちがなかなか決断できなかったことを、徳元市長においてしっかりと決断し判断したことは、私は高く評価させていただきます。さらには、玉城知事により、県企業局の水道料金の値上げが決定し、これに伴い、豊見城市も値上げせざるを得ない状況となりました。県は説明の中でも委員会の中でも、令和8年度以降の段階的な値上げを見込んでいるということでした。我が市においては、今回の料金改定において、先を見越した値上げの判断をして、2段階の予測をし、しっかりと今回示しております。これは市民感情をしっかりと考慮して、大変思い切った決断だと思いましたが、こ

ちらも高く評価させていただきます。

さらには、委員会の議論の中でも商業施設の営業用を含む大口利用者に対しては、徳元市長が自ら出向いてしっかりとご説明に上がるということも確認できました。これは大変すばらしいと思っておりますし、我々市議会議員としても負託を受けた立場として、しっかりと市民の皆様説明責任を果たす義務があると、私も強く感じております。

先ほどから議論に出ている、玉城知事を支える共産党の皆様が水道料金の改定についてどういうご判断をなさるのか。そして、この議案に対して賛成していただけるのかを含めて楽しみに、私の賛成討論とさせていただきます。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (10番) 川満玄治議員 一賛成討論一

議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について、賛成討論を行います。

今回の条例改正は、沖縄県企業局による段階的な水道料金の値上げ、物価高騰、施設の老朽化、将来的な人口減少が見込まれる中で豊見城市の水道事業を安定的に運営し、持続可能な基盤を構築するために必要不可欠であると思います。本市の水道料金は、31年間据え置かれていることを考慮すれば、時代の変化に伴い料金体系を見直すことは、もう避けて通れない状態だと思っております。豊見城市上下水道事業審議会では、市民生活への影響や将来的な財政状況を精査した上で家庭用・営業用の料金体系を見直し、県企業局の段階的な値上げにも対応できる形で提案がま

とめられておりました。今回の改正点では、段階的に負担を緩和しつつ、将来的に急激な料金負担を防ぐための長期的視点が強調されており、この点について高く評価すべきであります。

また、徳元市政が掲げる市民生活の向上の理念に基づき、単に料金を引き上げるだけでなく、先ほどから言っているのですが、対案として、対案という言い方が当たりなのか分からないのですが、市民への周知を丁寧に行うことや節水器具の配布といった実際の負担軽減策も検討されていることは、市民への配慮が感じられる、大変有効な施策だと思います。水道事業は市民生活に不可欠なインフラであり、その運営を安定させることは、豊見城市全体の発展に直結する重要な課題です。

この議案に関連する他の市政運営についても、少し言及させてください。今回の水道料金の値上げをはじめ、先ほどの国民健康保険税の見直しなど、徳元市政は市民生活に直結する重要な課題に真正面から向き合い、必要な改革を進めています。先ほど波平議員もおっしゃったように、本当に誰もが上げるのは厳しいという状況で、これらの政策は誰もが避けたくなる難しい決断であります。市民生活の安定と未来を見据えた腹をくくった英断であると言わざるを得ません。このようなリーダーシップには、改めて敬意を表したいと思っております。しかし、料金を引き上げるだけではなく、今後さらに市民生活の向上をさせるためには、徳元市政が抱えている税收アップの施策、また土地利用等の見直しといった積極的な取組も求められると私は思います。例えば豊見城市が持つ地理的特性や観光資源を活用した経済活性化策を通じて収益性の高い事業を推進していき、市全体の財政

基盤をしっかりと強化することを私は期待しております。

以上の理由から、今回の水道給水条例の改正は、市民生活の安定と持続可能な未来を見据えた必要不可欠な取組であり、賛成いたしたいと思っております。同時に、市民が負担する料金が市民生活の向上にしっかりと還元されるよう、さらなる行政努力を期待し、本議案に賛成する討論といたします。議員の皆様、ご賛同をよろしくお願い致します。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (3番) 新垣繁人議員 一賛成討論一

議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど料金改定についての中身も含めて、川満玄治議員のほうが討論いたしましたので、私は先ほど終わりました議案第71号の豊見城市国民健康保険税条例の一部改正についても改めて触れたくてですね。

まず、今回水道料金の値上げにしましても、沖縄県の企業局の水道料金の値上げに対応しなければならないというところがあります。また、物価高騰による経費増への対応もしなければならないですし、そして管路やポンプ場などの設備更新とか、耐震化に係る費用の確保もしないといけない。そのためには苦渋の判断であるけれども、水道料金においても値上げをしないとイケない状況であります。そういう中で企業局の水道料金値上げのほか、物価高騰とか設備の老朽化、そして人口減少時代の到来などの課題に早急に対応する必要もあります。また、必要な値上げを先送りに

すると、これは国保税も同じであります。その分、将来の負担が増えることにもなります。また、水道利用者の資産である水道設備の維持、そして更新していくための費用も安定的に確保しなければなりません。そういうことも含めて、今回豊見城市は水道料金の値上げをするわけであります。先ほどの国民健康保険と全く同じであります。だからこそ、今回水道料金には賛成する、だけど国保にはなぜかというのを示さないといけないのではないかと。先ほど国保の赤字に対する対案なんて何も言っていない。今、水道料金もそう、国保もそうであります。だからこそ、苦渋の判断であるけれども、私たちは賛成せざるを得ないところをもう一度申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。しっかり対案を示してください。よろしくお願いします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○ (11番) 新垣亜矢子議員 一賛成討論一

議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回水道料金が値上げをする、増えるということについて、住民は、そして私たちは、この物価上昇はすごく負担があるということで問題を解消してほしいという思いをずっと言っているわけですが、あえて水道料金の値上げを私たちは賛成しなければならないと思っております。本当に心苦しいことではありますが、豊見城市の水道会計の赤字を解消するためには、どこかのタイミングでその時代の住民から負担をスタートしなければなりません。住民に負担をかけることについ

ては、過去の市長、村長がやらなかった、できなかったのが事実であります。先ほどから討論で訴えておりますけれども、このできなかった理由、値上げをしなかった理由は、住民の負担を増やしたくないという思いももちろんあると思いますが、批判により当時の首長が選挙で票を減らしたくないという政治家としての裏事情の思いもあると思います。問題から逃げていたということ、それをやらなかったつけが今の時代に問題になっているということです。これからもこれが問題になっていくわけです。

今回の水道料金と先ほどの国保税の改正を、批判を恐れずに議案を提出した徳元次人市長の覚悟を、我々議員は後押しすべきだと考えます。次世代の住民への負担を減らすためには、今決断をしたい。今、このタイミングで議員として、この場にいる私たちが覚悟をして決断すべき案件であると考えておりますので、議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について賛成といたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正について、委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありません

んか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第72号 豊見城市水道給水条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

○(5番)新垣龍治議員 一賛成討論一

陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情について、賛成の立場から討論をいたします。

今回陳情者である沖縄県労働組合総連合からこの陳情が出された背景、そして趣旨について、令和5年第4回定例会経済建設常任委員会にて説明がされました。ご存じのとおり、公契約とは国や地方自治体が行政目的を遂行するために、民間企業や民間団体と締結する契約のことで、これについては建設工事や公共施設の清掃等の業務委託など、多くの公共サービス事業が含まれます。そして、公契約条例は、国や地方自治体が公契約を締結する際に、民間企業や民間団体に対し、国や地方自治体が定めた賃金額よりも高い賃金をそこで働く労働者に支払うことを義務づけるというもので、これは最低支払額の基準を定めるということです。

今回なぜ公契約条例が求められているかという点については、公共工事における設計労務単価は国により定めており、本来現場で働く労働者に支払われるべき金額、労働者本人が受け取るべき賃金が明示されています。しかし、県内において、実際に現場で働く労働

者には、この設計労務単価どおりには支払われず、よくて6割前後の賃金にとどまっていると陳情者は話していました。一例も挙げておりました。これはダンプの一人親方の例です。一人親方の場合は、燃料代、ダンプの損耗代、タイヤの損耗代、プラス労務費を入れると6万2,900円になるということです。福利厚生費まで入れると7万2,000円になるということですが、しかし、現場で実際に支払われているのは3万2,000円ということです。全国では3万8,000円から4万円ぐらいは支払いがされており、全国と比べても沖縄県は低くなっている点が指摘されていました。

国が示す公共工事労務単価どおり労働者に支払うと雇用主の利益が減るかという点については、それはきちんと管理費として補償されているということです。賃金以外の労働者の雇用に伴う必要経費として、福利厚生費等現場作業に係る経費として安全管理費等、これについては労務単価の41%がプラスで積算されています。国土交通省においても課題として、建設労働者等が受け取る賃金を基に設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ経費と誤解され、必要経費分の値引きを強いられている結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘があるとし、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれないことを明確化することを強調されています。これは労務単価で示された賃金がきちんと労働者へ支払われるべきことを示しているものでもあります。

今回の陳情では労務単価の、少なくとも80%以上を義務づける内容の条例制定を求め、そうすることで全国平均並みの賃金の実現を目指すものとしています。公契約条

例は2009年9月、全国で初めて千葉県野田市で制定されたことを契機に、公契約の適正化を求める取組・運動が全国的に広がり、2024年7月までに全国で88自治体、これは規制型が32自治体、理念型が56自治体で条例が広がっているということに至っています。

全国建設労働組合総連合のホームページで紹介されていましたが、公契約条例制定自治体の特徴が幾つか挙げられています。工事における重層下請の改善が見られた。適正な工期・工程に寄与する。業務委託・指定管理従事者・臨時職員等の賃金底上げの効果。地元雇用の拡大の効果を実感、地域経済の活性化につながっているとの声が挙げられております。陳情者も同様のことも説明されておりました。

今回公契約条例の制定は、それに関わる労働者の賃金の底上げ、地域経済の発展、沖縄県においては県民所得の向上など、県民生活に大きく寄与するものだと期待されます。ぜひ議会としては、県民生活の向上に寄与する公契約条例の制定を求める陳情については採択していただき、もちろん条例を制定するに当たっては、地元関係業者、労働者、そして行政の相互理解と同意が前提となりますので、議会で採択の上、そして市としては関係機関との協議を含めて、ぜひとも条例制定に向けての調査検討を行っていただくことを願い、以上のことから賛成の立場の討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

次に、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情について、委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情について、原案のとおり採択することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

休憩いたします。

休 憩 (11時44分)

再 開 (11時45分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成少数)

陳情第2号 公契約条例の制定を求める陳情については、賛成少数であります。よって、本案は不採択と決しました。

陳情第13号 マンション管理計画認定制度の早期策定について(陳情)について、はじめに反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

陳情第13号 マンション管理計画認定制度の早期策定について(陳情)について、委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押

してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

陳情第13号 マンション管理計画認定制度の早期策定について(陳情)については、賛成多数であります。よって、本案は採択と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (11時50分)

再 開 (13時30分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第5 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第5、議案第76号 指定管理者の指定についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

皆様こんにちは。午前中の各議案に対する賛成討論を含め、ご賛同をいただいた議員の皆様にご心から感謝を申し上げます。そして、大変心強く思っているところでございます。また我々、この議決結果を受けて甘んじることなく、市民負担軽減策にしっかりと尽力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは議案に入ります。

議案第76号 指定管理者の指定につきましては、豊見城市与根地区観光交流施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳しい内容等につきましては、経済

建設部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 経済建設部長 城間保光

議案第76号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が述べたとおりでございます。

表紙のほうをご覧ください。1 公の施設の名称について、豊見城市与根地区観光交流施設となっております。2 指定管理者に指定する団体について、所在地 豊見城市字与根583番地3、名称 糸満漁業協同組合与根支部、代表者 大城大樹となっております。

3 指定の期間についてでございます。令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっております。

次のページをご覧ください。1において豊見城市与根地区観光交流施設の施設概要等を記載しております。3において人員体制、4において施設の管理運営及び自主事業等について記載しております。

2ページをご覧ください。11月20日に実施いたしました指定管理庁内検討委員会における選定結果となっております。応募団体が1団体であり、各委員の評価点も6割を超える結果となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

(質疑者なし)

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号 指定管理者の指定については、会議規則第37条第3項の規定により、

委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第76号 指定管理者の指定については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第76号 指定管理者の指定について、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議案第76号 指定管理者の指定については、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

———— ◇ 日程第6 ◇ ————

○ 議長 外間 剛

日程第6、議案第77号 学校教職員用端末の買入れについてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 市長 徳元次人

議案第77号 学校教職員用端末の買入れにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでありま

す。

なお、詳しい内容等につきましては、教育部長が説明をいたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 教育部長 赤嶺太一

先ほど市長から提案のありました、議案第77号 学校教職員用端末の買入れについてご説明いたします。

今回、買入れに係る物件につきましては、学校教職員用の端末、ノート型パソコンの250台となっております。これはWindows10のサポート終了に伴う買い替えということになっております。契約の相手方につきましては、沖縄県那覇市字仲井間400番地1 海邦産業ビル2階、株式会社エマオ、代表取締役安次富淳子。契約の方法につきましては、指名競争入札となっております。買入価格は5,489万円、消費税を含む額となっております。納入期限は、令和7年3月31日であります。

議案書の次のページをおあけください。入札結果報告書となっております。予定価格は5,522万5,500円（消費税込み）、落札決定額は5,489万円（消費税込み）、落札率は99.4%となっております。

次ページ以降につきましては、今回の買入れに係るノートパソコン仕様書となっております。

以上が議案第77号の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となつて

おります議案第77号 学校教職員用端末の買入れについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号 学校教職員用端末の買入れについては、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を許します。

(賛成討論なし)

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議案第77号 学校教職員用端末の買入れについて、これを可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

(賛成多数)

議案第77号 学校教職員用端末の買入れについては、賛成多数であります。よって、本案は可決と決しました。

○ 議長 外間 剛

休憩いたします。

休 憩 (13時39分)

再 開 (13時40分)

○ 議長 外間 剛

再開いたします。

————— ◇ 日程第7 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第7、意見書案第8号 加齢性難聴者の補聴器対応に対する国の公的補助制度創設を求める意見書について議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 教育民生常任委員長 楚南留美議員
意見書案第8号

令和6年12月19日

豊見城市議会

議長 外間 剛 殿

提出者 豊見城市議会

教育民生常任委員会

委員長 楚南留美

加齢性難聴者の補聴器対応に対する国の公的補助制度創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

加齢性難聴が生活の質を落とす大きな要因に繋がり、聞こえの悪さを補完する補聴器の普及が求められているが、補聴器は高額または自己負担となり、必要とする高齢者への普及が十分ではない。補聴器購入に対する国の補助制度を創設すること、加齢性難聴者へ補聴器の普及が広まるようあらゆる施策を講じることがを要請するため、本案を国あてに提出する。

加齢性難聴者の補聴器対応に対する国の公的補助制度創設を求める意見書（案）

70歳以上の高齢者の多くは、加齢性難聴者と推定されます。難聴になると他者との会話や他人と会う機会等の減少等で家庭や社会的にも孤立を招く可能性が高くなります。

加齢性難聴は、日常生活を不便に感じ、生活の質を落とす大きな要因となり、最近では認知症やうつ病になる傾向が高いと専門家も指摘しています。このような中で聞こえの悪さを補完するのが補聴器となりますが、補聴器が高額または、保険適用外のため自己負担となり、必要とする高齢者へまだ普及が十分ではありません。

現行制度では高度・重度難聴者の場合、補装具支給制度により負担軽減され、中等度以下の場合は、購入後の医療費控除が可能となります。しかし、その対象者は僅かで、該当しない約9割の方は自費で購入せざるを得ず、とりわけ特に低所得の高齢者に対する施策が早急に求められています。

一部の自治体によっては助成制度を導入している地域はあるものの、補助割合や対応に差があることなどから、障害の程度や所得の有無、多い少ないにかかわらず、補聴器を必要とする高齢者すべての普及に向け、全国一律のサービスが受けられるよう下記を求めます。

記

1. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する、国の補助制度を創設すること。

2. 補聴器を必要とする加齢性難聴者へ、補聴器の普及が広まるよう、あらゆる施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月19日

沖縄県豊見城市議会

あて先

内閣総理大臣、厚生労働大臣

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

意見書案第8号 加齢性難聴者の補聴器対応に対する国の公的補助制度創設を求める意見書について、これを原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

意見書案第8号 加齢性難聴者の補聴器対

応に対する国の公的補助制度創設を求める意見書については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第 8 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第 8、議員提出議案第 1 号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○ 議会運営委員長 仲田政美議員

議員提出議案第 1 号

令和 6 年 12 月 19 日

豊見城市議会

議長 外 間 剛 殿

提出者 豊見城市議会
議会運営委員会
委員長 仲田 政美

豊見城市議会の個人情報の保護に
関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行に伴い、議会における個人情報の取扱いについて、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

1 ページをお開きください。条例の第 52 条から第 54 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」

に改める内容となりますので、ご確認ください。

○ 議長 外間 剛

本案に対し質疑を許します。

（質疑者なし）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移ります。

はじめに、反対討論の発言を許します。

（反対討論なし）

次に、賛成討論の発言を許します。

（賛成討論なし）

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、電子表決システムで行います。

議員提出議案第 1 号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、これを原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押し、反対の議員は反対ボタンを押してください。

ボタンの押し間違い、押し忘れはありませんか。電子表決システムの受付を終了いたします。

（賛成多数）

議員提出議案第 1 号 豊見城市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、賛成多数であります。よって、本案は原案可決と決しました。

————— ◇ 日程第 9 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第 9、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

総務財政常任委員会委員長から目下、委員会において審査中の請願第 3 号 消費税の適格請求書等保存方式についての請願、陳情第

9号 所得税法第56条の廃止を求める陳情、以上2件については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

お諮りいたします。以上の件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、以上の件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ◇ 日程第10 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第10、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

教育民生常任委員会委員長から目下、委員会において審査中の陳情第10号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情、陳情第11号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情、以上2件については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

お諮りいたします。以上の件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、以上の件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

————— ◇ 日程第11 ◇ —————

○ 議長 外間 剛

日程第11、委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題に供します。

経済建設常任委員会委員長から、目下、委員会において審査中の陳情第8号 瀬長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほかについて（陳情）については、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査したい旨の申し出があります。その理由は、なお慎重審査を要するためとなっております。

お諮りいたします。本件は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって委員長からの申し出のとおり、以上の件は閉会中の継続審査に付することに決しました。

○ 議長 外間 剛

次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第6回豊見城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会（13時53分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

豊見城市議会議長 外 間 剛

署名議員（4番） 長 嶺 吉 起

署名議員（5番） 新 垣 龍 治

議案等処理一覽表

議案等処理一覧表

—— 令和6年第6回豊見城市議会定例会 ——

1 議案処理状況

(1) 市長提出議案 25件

(2) 議員提出議案 2件

(3) 処理状況

区 分	件 数	原案可決	適 任	同 意	可 決	修正可決	否 決	報 告	承 認	継続審査	原案可決 及び認定	認 定	未 了
予 算	5	5											
条 例	6	6											
諮 問													
同 意													
承 認	1								1				
認 定	5											5	
報 告	4							4					
議決事件	5				5								
意 見 書	1	1											
決 議													
計	27	12			5			4	1			5	

2 請願及び陳情処理状況

(1) 付託件数

○前定例会からの継続

請 願 1件

陳 情 3件

○今会期の付託

請 願 0件

陳 情 4件

○計

請 願 1件

陳 情 7件

(2) 処理内容

請 願

前会期 からの 継 続	今会期 委員会 へ付託	採 択	一 部 採 択	趣 旨 採 択	不採択	未 了	取 り 下 げ	継 続 審 査
1	0							1

陳 情

前会期 からの 継 続	今会期 委員会 へ付託	採 択	一 部 採 択	趣 旨 採 択	不採択	未 了	取 り 下 げ	継 続 審 査
3	4	1	1		1			4

3 委員会への継続審査事件

(1) 総務財政常任委員会（2件）

請願第3号 消費税の適格請求書等保存方式についての請願

陳情第9号 所得税法第56条の廃止を求める陳情

(2) 教育民生常任委員会（2件）

陳情第10号 若い人も高齢者も安心できる「最低保障年金制度」を求める陳情

陳情第11号 物価上昇に見合う公的年金の引き上げを求める陳情

(3) 経済建設常任委員会（1件）

令和5年
陳情第8号 瀬長船溜まり場、航路、河川の浚渫と護岸整備ほかについて（陳情）

(4) 議会運営委員会（1件）

各定例会及び臨時会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問
に関する事項等について

4 審議未了事件（0件）

資料

議長諸般の報告（12月定例会）

令和6年9月～令和6年11月

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
9月11日	令和6年（辰年）高安亀ゴウ祭	高安公民館前広場及び高安地内	
9月22日	令和6年保栄茂・旧八月十五夜豊年祭	保栄茂馬場広場	
9月24日	令和6年秋の全国交通安全運動街頭指導	上田交差点（豊見城交差点）	
	令和6年秋の全国交通安全運動出発式	豊見城市役所 正面玄関前広場	
9月25日	第38回とみぐすく祭り・とみぐすく産業フェスタ第2回実行委員会	豊見城市役所 4階第1会議室	
	例月現金出納検査（令和6年7月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
9月29日	令和6年度日米交流合同コンサート	沖縄アリーナ	
10月7日	豊見城市自動運転EVバス実証運行開始 出発セレモニー	イーアス沖縄豊崎店	
10月10日	行政視察受入（山形県南陽市議会）	豊見城市役所 5階全員協議会室	
10月11日	行政視察受入（茨城県かすみがうら市議会）	豊見城市役所 5階全員協議会室	
10月19日	第38回とみぐすく祭り・第9回とみぐすく産業フェスタ オープニングセレモニー	豊崎海浜公園多目的大広場 （豊崎美らSUNビーチ）	
10月21日	令和6年度市議会議員・職員研修会	ユインチホテル南城 2階 希望	
10月25日	例月現金出納検査（令和6年8月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
10月26日	土佐清水市制70周年記念式典及び第9回土佐清水ジョン万祭り	土佐清水市立市民文化会館 （高知県）	
10月29日	九州市議会議長会第3回理事会	ニューウェルシティ宮崎 （宮崎県）	
10月30日	行政視察受入れ（蒲郡市議会）	豊崎道の駅 ていぐま館	
11月1日	沖縄州市制施行五十周年記念式典及び記念祝賀会	沖縄アリーナ	

月 日	件 名	主催団体名・場所等	備 考
11月 5 日	行政視察受入れ（三重県議会）	豊見城市役所 5階全員協議会室	
	第76回沖縄県民体育大会豊見城市選手結団式	豊見城市中央公民館 中ホール	
11月 7 日	令和6年度さとうきび政策確立沖縄県農業代表者大会 議長団運営事前レク	議長室	
11月 9 日	豊見城市スポーツ少年団創設50周年記念式典・祝賀会	J Aおきなわ豊見城支店 2階ホール	
11月10日	豊西自治会創立50周年記念式典・祝賀会	豊西自治会集会所	
11月12日	沖縄県さとうきび対策本部委員会	南風原町中央公民館 2階 研修室	
	さとうきび政策確立沖縄県農業代表者大会	南風原町中央公民館 大ホール	
11月15日	第32回暴力団追放沖縄県民大会及び暴力団壊滅沖縄市民総決起大会	沖縄市民会館 大ホール	
11月17日	第32回豊見城市文化協会総合文化祭	豊見城市立中央公民館 大ホール	
11月22日	豊見城市建設業協会忘年会	ホテルグランビュウガーデン沖縄	
11月24日	陸上自衛隊第十五旅団創設十四周年 那覇駐屯地創立五十二周年記念行事	陸上自衛隊那覇駐屯地	
	豊見城団地南自治会創立50周年記念式典祝賀会	豊見城団地南自治会集会所	
11月26日	例月現金出納検査（令和6年9月分）の結果報告	豊見城市監査委員	
11月27日	豊崎・美らSUN会 ボウリング大会・懇親会	スカイレーン、BABYFACE	
11月29日	豊見城市管工事組合 令和6年忘年会	ホテルグランビュウガーデン沖縄（レストラン土煌）	

市長の市政一般報告（12月定例会）

令和6年9月～令和6年11月

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
1	9月2日	令和5年度監査委員の決算報告	応接室
2	9月3日	ラジオ収録（にっぽん全国ひろし旅）	市長室
		お酒の問題を考える会	一般社団法人おきなわ A S K
3	9月4日	豊崎中学校校歌パネル作製	豊崎中学校
4	9月7日	第3回沖縄県少年少女空手道選抜大会 開会式	沖縄空手会館
		F C琉球ホームゲーム（豊見城市民デー） F C琉球 v s いわてグルージャ盛岡	タピック県総ひやごん スタジアム
5	9月8日	陸上自衛隊 第27回日米ジョイントコンサート	アイム・ユニバース てだこホール
6	9月9日	第39回シマノ鈴鹿ロードレース大会（小学5・6年生 男子の部） 優勝報告	応接室
7	9月11日	発達支援保育審査会 委嘱状交付式	2階保健センター
		高安龕ゴウ祭	高安公民館前広場
8	9月21日	我那覇納涼夏祭り	我那覇公民館
9	9月22日	保栄茂・旧八月十五夜豊年祭	保栄茂馬場広場
10	9月24日	沖縄県市長会関連 東京都へ出張	東京都
11	9月25日	秋の交通安全県民運動 街頭指導	豊見城交差点
		F Mとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		とみぐすく祭り・とみぐすく産業フェスタ 第2回実 行委員会	4階第1会議室
		第47回全国J O Cジュニアオリンピックカップ夏季水 泳競技大会 50m自由形 優勝報告	応接室
12	9月26日	第71回南部地区畜産共進会	南部家畜市場
		オレンジカフェ・美らとみぐすく	1階市民交流スペース
		豊見城電友会から育英会へ寄附金贈呈	応接室
13	9月29日	第11回沖縄県古武道選手権大会 開会式	沖縄空手会館
14	10月3日	とよみ小学校 親子給食会	とよみ小学校
		敬老祝い市長慶祝訪問	養生の里
15	10月4日	中華民国113年国慶節祝賀レセプション	ホテルコレクティブ

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
16	10月 5 日	第22回豊見城市長杯少年サッカー大会（第3回東洋グリーン杯サッカー大会） 開会式	陸上競技場
		CHURAUMI SUPRUN2024	豊崎美らSUNビーチ
17	10月 6 日	豊見城団地秋まつり	豊見城団地集会所前広場
18	10月 7 日	豊見城市自動運転EVバス実証運行開始の「出発セレモニー」	イーアス沖縄豊崎
		南部広域行政組合 第2回理事会	南部総合福祉センター
		南部広域行政組合 第3回環境衛生関係市町村理事協議会	南部総合福祉センター
19	10月 8 日	第3回豊見城市総合計画等審議会	5階多目的室
		南部広域市町村圏事務組合 第1回理事会	自治会館
		社会医療法人友愛会 友愛医療センター 第2回地域医療支援病院運営委員会	友愛医療センター
20	10月 9 日	南部市町村会 第2回定例総会	自治会館
		全国地域安全運動開始式	豊見城警察署
21	10月15日	とみぐすく祭りPRのためラジオ出演（ラジオ沖縄）	応接室
		オキナワ老龍 第12回スモールドラゴンボート日本選手権大会 優勝および世界大会出場報告	応接室
22	10月16日	Hardening 2024 Convolutions	沖縄空手会館
		とみぐすく祭りPRのためラジオ出演（FM沖縄）	応接室
23	10月19日	糸豊八JC杯怒ってはいけない野球大会 開会式	瀬長島野球場
		ひまわりフェスタ2024	ひまわりファクトリー
		第38回とみぐすく祭り・第9回とみぐすく産業フェスタ	豊崎美らSUNビーチ
24	10月20日	与根漁港鮮魚直売会	与根漁港
		つながる ちむぐくる	ゆにま〜る
		第38回とみぐすく祭り・第9回とみぐすく産業フェスタ	豊崎美らSUNビーチ
		一日合同行政相談所	イーアス沖縄豊崎
25	10月21日	第135回九州市長会総会 鹿児島県へ出張（10/22まで）	鹿児島県
26	10月23日	豊見城市アンバサダー委嘱状交付式	応接室

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
27	10月24日	『OKINAWA Digi-Robo-Labo!』イーアス沖縄豊崎ポップアップストア オープニングセレモニー	イーアス沖縄豊崎
		福井県若狭地方町村会 行政視察	庁議室
		豊見城市アンバサダー委嘱状交付式	応接室
		FC琉球aleさくら 県大会優勝および九州大会出場報告	応接室
28	10月25日	土佐清水市制施行70周年記念式典および第9回土佐清水ジョン万祭り 高知県へ出張（10/27まで）	高知県
29	10月27日	国連を支える世界こども未来会議 in OKINAWA	沖縄空手会館
		マカヒキフェスティバル2024	豊崎美らSUNビーチ
30	10月29日	敬老月間啓発事業「がんじゅう習慣で健康と景品をゲットしよう」抽選会	応接室
		アンカー・ジャパン株式会社 「災害時における物資供給に関する協定」調印締結式	4階第1会議室
		FMとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		株式会社九電工沖縄支店 災害備蓄食料贈呈式	応接室
		上下水道事業審議会	応接室
		J Aおきなわハーブ契約取引35周年祝賀会	オリオンホテル那覇
31	10月30日	市内保育園等視察	市内保育園
		豊見城市国民健康保険運営協議会	応接室
		ERCM実証実験見学	市役所地下駐車場
32	10月31日	自動運転EVバス1周乗車体験	イーアス沖縄豊崎
		豊見城市教育DXフェロー委嘱状交付式	応接室
33	11月1日	豊見城市母子保健推進員連絡協議会50周年記念式典	2階保健センター
		沖縄市市制施行50周年記念式典・記念祝賀会	沖縄アリーナ
		市青少年国際交流事業 報告会	中央公民館
34	11月2日	嘉数地区コミュニティ 秋祭り	嘉数地区コミュニティ 供用施設広場
35	11月3日	沖縄県畜産共進会	南部家畜市場
36	11月5日	第76回沖縄県民体育大会豊見城市選手結団式	中央公民館
37	11月6日	豊見城市・浦添市小中高生Little Universe OKINAWAクリスマスフェスご招待券贈呈式	Little Universe OKINAWA

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
38	11月 7 日	豊見城中学校 文部科学大臣賞（最高賞）受賞報告	応接室
		田名毅沖縄県医師会長就任激励会	ザ・ナハテラス
39	11月 8 日	第27回沖縄ウッディフェア 開会式	おきなわ工芸の杜
40	11月 9 日	敬老祝い市長慶祝訪問	市内
		第3回オレンジリボンたすきリレー沖縄2024	イーアス沖縄豊崎
		豊見城市スポーツ少年団創設50周年記念式典・祝賀会	J Aおきなわ豊見城支店2階ホール
41	11月10日	与根自治会 敬老会	与根公民館ホール
		豊西自治会 創立50周年記念式典・祝賀会	豊西自治会集会所
42	11月11日	自主防災組織設立報告会	応接室
		市敬老月間特別企画「がんじゅう習慣で健康と景品をゲットしよう」景品贈呈式	1階市民交流スペース
		リゾート琉球株式会社「津波時における一時避難施設としての利用に関する協定」調印締結式	庁議室
		絵画贈呈式	応接室
		ペットボトルクリスマスツリー点灯式	市民交流広場
43	11月12日	リゾートキングダム番組収録	Little Universe OKINAWA
44	11月13日	全国市長会ほか 東京都へ出張（11/14まで）	東京都
45	11月16日	共同募金チャリティーグラウンドゴルフ大会	陸上競技場
		豊見城から地球の海をキレイにするプロジェクト講演会	イーアス沖縄豊崎
46	11月17日	豊見城ニュータウン自治会 敬老会	豊見城ニュータウン自治会館
		第32回豊見城市文化協会総合文化祭	中央公民館
		長堂自治会 敬老会	長堂公民館2階ホール
		那覇日台親善協会創立10周年記念祝賀会	ザ・ナハテラス
47	11月18日	市内保育園等視察	市内保育園
48	11月19日	沖縄県市長会 沖縄振興予算及び沖縄振興一括交付金所要額確保並びに特定事業推進費概算要求額確保に係る要請行動 東京都へ出張	東京都
49	11月20日	年始会実行委員会	応接室
		豊見城地区安全なまちづくり推進協議会 定例会	豊見城警察署
50	11月21日	海底泡盛プロジェクト 第2回海底泡盛試飲会	忠孝酒造株式会社蔵

番号	月 日	件 名	主催団体名・場所等
51	11月22日	「正しいお酒との付き合い方」講座	5階多目的室
		豊見城小学校 創立50周年式典	豊見城小学校体育館
52	11月24日	豊見城団地南自治会創立50周年記念式典祝賀会	豊見城団地南自治会集会所
		ガクイベ 学生が作る沖縄最恐のお化け屋敷	中央公民館
		視察 グッジョブとみぐすく こどもお仕事体験	市民体育館
53	11月25日	市内保育園等視察	市内保育園
		F Mとよみ「ハイサイ市長室」収録	応接室
		響（とよ）む記者懇談会	応接室
		沖縄県市長会 次年度予算および学校給食費についての意見交換会	自治会館
54	11月26日	道路関係四団体「安全・安心の道づくりを求める全国大会」東京都へ出張	東京都
55	11月27日	先進地視察 岩手県ほかへ出張（11／29まで）	岩手県ほか
56	11月30日	第33回島尻地区P T A研究大会（豊見城大会）	中央公民館
		有限会社ステップバイステップ創業40周年記念祝賀会	ノボテル沖縄那覇

